

平成21年第3回吉田町議会定例会

# 吉田町議会会議録

平成21年 9月 5日 開会

）

平成21年 9月24日 閉会

吉田町議会

## 平成21年第3回吉田町議会定例会会議録目次

9月3日 (開会日)

○町長あいさつ	4
○開会の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸報告について	5
○議会閉会中の委員会活動報告	19
○議案第55号～議案第72号の一括上程、説明	26
○報告第2号～報告第5号の報告	54
○議案第64号の質疑、討論、採決	59
○散会の宣告	68

9月14日 (一般質問)

○開議の宣告	69
○一般質問	69
枝村和秋	69
佐藤正司	79
藤田和寿	91
○散会の宣告	104

9月16日 (一般質問)

○開議の宣告	105
○一般質問	105
大塚邦子	105
勝山徳子	117
○散会の宣告	128

9月24日（閉会日）

○開議の宣告	130
○議事日程の報告	130
○議案第55号～議案第69号の委員長報告、質疑、討論、採決	130
○議案第62号～議案第70号の委員長報告、質疑、討論、採決	141
○第56号議案の質疑、討論、採決	145
○第71号議案の質疑、討論、採決	168
○第72号議案の質疑、討論、採決	168
○議員派遣について	169
○議会閉会中の委員会継続調査について	169
○町長あいさつ	170
○議長あいさつ	171
○閉会の宣告	172

開会 午前 9時00分

○議長（増田宏胤君） 本日ここに平成21年第3回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には公私とも御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

---

◎町長あいさつ

○議長（増田宏胤君） 開会に当たり、町長よりごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 本定例会に当たり、議員の皆様のお元気な顔に接し、うれしく思いますとともに、身のすくむ思いがいつものことなごらいたします。

身がすくんで、身がやせますけれども、このところ定例会を迎えるたびに体重が落ちております。いよいよ73キロになってまいりました。恐らく12月定例会では70キロぐらいになるんじゃないかと思っておりますけれども、身が持ちこたえるかどうか、非常に心配でございますけれども、ひとつよろしくをお願いいたします。

先日、議員の皆様の前にお話し申し上げたことでございますけれども、中央はもはや混乱状態に入っております。東京のほうから30日の日に、田村さん、早くおいでよという電話がございましたけれども、議員の中で取り違えをされた方がございまして、早く国政に上がってこいと、そういうふうに使われたようでございますけれども、そんな気はさらさらございません。私が申し上げるのは、現在、中央の各省庁は非常に混乱しております。地方の混乱というのは、ちょっとした混乱も地方に来ますと大きな揺れとなってまいります。それぞれの所管事務というものが、中央省庁の足並みの乱れから、どういうふうな形になってくるかわからないと。例えば麻生政権がやりました第1次補正は凍結になりました。そういうふうなことが、もはや次から次へと出てきております。だからそれぞれの課長が持っている所管事務について、どういうふうな状況がこの町に襲いかかってくるのか。常にアンテナを高くして、情報網を収集すると、そしてこの町に、町政に遺漏なきように私のほうもやりますし、職員にも申し伝えてあります。また議員の方々も、中央には太いパイプをお持ちでしょうから、よろしく御協力賜りたいと思っております。

本定例会に当たり、議員の皆様は吉田町の住民代表でございます。こんな言葉がございます。「小言を聞くとときゃ頭を下げりゃ意見が通り越す」というようなざれ歌でございますね。小言を聞くとときゃ頭を下げりゃ意見が通り越すと。議員の皆様の小言は、住民の民意であると私は思っております。頭を下げることなく、議員の皆様のお声に耳を傾け、町政を運営してまいりたいと思っております。ひとつまたよろしくお願い申し上げます。

---

### ◎開会の宣告

○議長（増田宏胤君） ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、平成21年第3回吉田町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（増田宏胤君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、5番、藤田和寿君、6番、片山武君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（増田宏胤君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日9月3日から9月24日までの22日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日9月3日から9月24日までの22日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

---

### ◎諸報告について

○議長（増田宏胤君） 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

6月29日月曜日、志太榛原地区国道150号バイパス建設促進期成同盟会第22回定期総会が、牧之原市において開催されました。議題として、平成20年度事業報告並びに収支決算について、平成21年度事業計画並びに収支予算について、規約の一部改正と副会長の選任について、それぞれ審議が行われ、いずれも承認、可決されました。副会長には焼津市長が選任されました。

7月1日水曜日には、富士山静岡空港と地域開発を進める会平成21年度総会が島田市において開催されました。平成20年度事業報告並びに収支決算について、平成21年度事業計画並

びに収支予算について、役員改選と会則の変更について、それぞれ審議が行われ、いずれも承認、可決されました。

7月3日金曜日には、平成21年度志太榛原5市2町議会議長会連絡協議会が焼津市において開催されました。

7月13日月曜日には、平成21年度大井川新橋等建設促進期成同盟会総会、7月14日火曜日には、平成21年度大井川の清流を守る研究協議会総会、引き続き平成21年度御前崎奥大井連絡道路整備促進期成同盟会総会、引き続き平成21年度島田吉田線バイパス建設促進期成同盟会総会、引き続き平成21年度大井川改修促進期成同盟会総会、7月16日木曜日、平成21年度御前崎港整備促進期成同盟会総会が開催されました。

各総会においては、それぞれ平成20年度事業報告並びに決算報告、及び平成21年度事業計画並びに歳入歳出予算案について審議が行われ、いずれも承認、可決されました。

総会等についての報告は以上のとおりであります。

また、6月議会からこの間、議会閉会中の委員会による調査活動を初め、静岡グランシップでの議員研修会等が開催され、御参加をいただきました。それぞれ有意義な内容でありました。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、産業建設常任委員会委員長から、委員会活動報告が提出されております。お手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、定例会の説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長の行政報告を行います。お聞き取りのほどお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成21年第3回吉田町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営の概況等について御報告申し上げます。

さて、皆さんも御承知のとおり、8月11日午前5時7分、駿河湾を震源とした地震は、御前崎市、牧之原市、焼津市、伊豆市では、県内最大の震度6弱の揺れを、当町においても、震度5弱の揺れを観測し、最大震度7の揺れを想定している東海地震ではないかと思わせるほどの、近年にない揺れを感じました。

町は午前5時50分に災害対策本部を設置し、即座に情報収集や復旧対策などの応急措置を講じました。地震発生直後に実施しました、ひとり暮らしの高齢者や被害障害者の方々の安否確認、安全確認はその一例でございます。

被災状況につきましては、人的被害は軽傷者4人、建物等の被害は、屋根がわらの損壊が158件、ブロック塀などの損壊が38件、その他電柱や街灯などへの被害が22件ございました。これらの被害により、町民の皆様の生活は少なからず御不便を強いられる結果となりましたが、今回の地震を教訓に、住宅の耐震化や家具転倒防止対策など、家庭内対策を一層促進するとともに、自主防災組織を中心とする地域防災活動の充実強化を図ることが重要であることを再認識したところでございます。

また、9月の1日には総合防災訓練を実施いたしました。訓練を繰り返すことにより、自らの命は自ら守る、自らの地域は皆で守るということ、町民の皆様お一人お一人が再認識し、防災に関する正しい知識を身につけていただくとともに、各家庭におきましても、十分な防災対策を講じていただくことが、被害を最小限に抑えることにつながるものと確信しております。今後も地震を初めとする自然災害に的確な対応ができるよう、防災体制のさらなる充実強化に努めるとともに、町民の皆様の防災意識の高揚を図ってまいりたいと存じております。

それでは、今年度における事業の進捗状況につきまして御報告申し上げます。

まず、健康づくり事業の実施につきまして御報告申し上げます。

医療の進歩や生活水準の向上などにより、一層高齢化が進む中、町民の皆様に健康な生活を送っていただくために、町では健康づくり事業を実施しております。その代表的なものとして、ダンスで健康、ストレス解消を合い言葉にしたダンス講習会や、「若返り貯筋塾」と銘打った、ストックを利用したウォーキング教室がございます。

ダンス講習会は、吉田町オリジナルダンス、「ヤーレコのSAY!」などの曲に合わせて踊ることで、町民同士の連帯意識を高め、運動不足やストレス解消を目的に開催しております。この講習会は、吉田町ダンス推進委員会の皆様により、本年4月からは毎週1回、昼間片岡会館で開催しておりますが、5月からは毎月1回夜間、自彊小学校体育館など町内4カ所で開催し、毎回約20人の町民の皆様に御参加いただいております。

また、11月23日の祝日の午後1時から、吉田町総合体育館におきまして、第1回吉田町パフォーマンス発表会の開催を予定しております。この発表会は、多くの町民の皆様が、吉田町オリジナルダンス「ヤーレコのSAY!」を曲に合わせて踊り、同曲に親しむことで、吉田町オリジナルダンスの普及と周知を図ることを目的に開催するものでございます。

一方、若返り貯筋塾は、メタボリックシンドロームや生活習慣病予防のため、運動習慣の定着を目指すことを目的として開催しております。この塾は、静岡大学名誉教授、中野偉夫先生を講師にお招きし、1コース6回で実施をしております。第1期は総合体育館の武道場におきまして、5月31日から7月12日までの日曜日の午前中に開催し、毎回12人から13人の町民の皆様に参加をしていただいております。

参加された皆様には、血圧測定や健康状態のチェックなどを受けていただくとともに、講師から体の仕組みなどにつきまして、わかりやすくお話しいただいた後、晴天時には総合体育館から小藤路公園を往復するストックウォーキングを雨天時には武道場でのストックウォーキングを体験していただいております。今後は第2期として、10月から毎月2回、平日の午前中の開催を予定しておりますので、多くの町民の皆様に御参加いただき、この講座を通して、健康づくりのための意識の高揚と定着を目指してまいりたいと考えております。

次に、子供の居場所づくりにつきまして、御報告を申し上げます。

町では、地域との連携による子供たちの居場所づくりのために、子供をはぐくむ地域教育推進事業を初めとする多様な事業を実施しております。この事業の目は、地域で活動する団体、あるいは個人の方が、子供にかかわる行事を合同で行い、さまざまな体験を通して、地域の子供をはぐくむ住民主導の体制づくりを推進するものでございます。昨年度までに川尻区、北区、片岡区でさまざまな事業が実施されておりますが、本年度から新たに住吉区において推進協議会が結成され、町内4地区すべてで事業が実施されることと相なりました。新

たに結成されました住吉区の推進協議会では、住吉自治会、コミカレねっとわーく吉田、社会教育委員、住吉小学校PTA、住吉区子ども会育成連合会、生涯学習推進員などの皆様を中心となり、住吉わっぱくらぶという名称で、地域の子供たちをはぐくむ体制づくりを推進していただいております。

6月28日の土曜日には、ビーチクリーン浜綱引きと題しまして、住吉海岸におきまして、清掃活動と砂浜での綱引きが実施され、325人の子供たちの参加がございましたが、当日あいにくの天候となり、住吉小学校体育館での綱引き大会のみ実施となりました。

また、10月と11月には、各地域内の宿泊可能な施設を利用いたしまして、親から離れ、異なった学年の子供たちや地域の方々とともに、食事の準備や掃除などの共同生活をしながら学校へ通う通学合宿も計画をされております。

このほかの子供の居場所づくりといたしましては、地域の大人が講師となりまして、子供たちにローラースケートやお菓子づくり、将棋などを体験させる吉田町チャレンジ教室もございます。この教室は、地域の方々や自然との触れ合いを通して、心豊かでたくましい子供をはぐくむことを目的としており、本年度は当町の全児童の20%程度となる約400人の子供たちが、21の教室に参加を登録し、60人の講師のもとで、月1回程度の教室の開催を楽しんでおります。

このように子供たちがさまざまな体験を通し、地域の方々との触れ合いを大切にし、地域の子供たちが安心して集える居心地のよい居場所づくりに努めておるところでございます。

次に、学校における校務用パソコンの導入につきまして御報告申し上げます。

6月議会でお話し申し上げたことでございますが、教員の校務能率を高め、子供たちと向き合う時間をより多く生み出すため、教員一人一人のパソコンを配備していく予定でございます。これは国の学校ICT環境整備事業補助金及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用するものでございまして、町内小学校常勤の教員136人すべてに校務用パソコンを配備するものでございます。この事業を実施することにより、学校教育の能率向上に寄与するとともに、児童・生徒の個人情報管理につきましても、より一層徹底することが期待されます。本事業につきましては、本議会定例会に上程させていただいております一般会計補正予算（第1号）に計上しておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げますところでございます。

次に、吉田町立図書館の運営と会館10周年記念事業につきまして御報告をいたしたいと思っております。

図書館では、休館日及び開館時間の見直しに伴う試行の一環といたしまして、本年3月から、毎週木曜日の開館時間を1時間延長し、午後7時までとする新たな試行を始めてから半年が経過いたしました。この間、毎週木曜日の午後6時から7時までの利用状況は、3月から8月までの6カ月を平均いたしますと、貸し出し人数は17人、資料の貸し出し点数は69点となっております。

また図書館は、去る7月21日に開館10周年を迎えましたが、この10年間に利用カードを登録されました人数は3万人を超え、貸し出し人数も約67万4,000人、貸し出された資料の点数も286万点に達しております。この10周年を記念いたしまして、7月12日の町内出身ピアニスト、大石啓氏によるピアノリサイタルを皮切りに、3回の図書館講座、館内の交流ストリートでの懐かしの紙芝居展、8月9日には、学習ホールにおきまして、「龍の子太郎」等

の作者として著名な作家、松谷みよ子先生による講演会を開催いたしたところでございます。この講演会は、図書館協議会委員の皆様や図書館ボランティアの皆様の御協力をいただきながら開催し、町内外から多くの方に参加していただくことができました。

なお今後も、廃棄本を利用した古本市や、町内保育園児による絵画展等も計画しておりますので、しばらく図書館から遠ざかっておられた方々が再び図書館を訪れるきっかけにいただければと考えております。

次に、総合障害者自立支援施設の建設について御報告申し上げます。

本施設は平成21年度と平成22年度の2カ年にわたり、旧さゆり保育園跡地に建設を予定しておりますが、本年3月下旬に設計業務委託が完了し、7月1日には建築確認済証の交付を受けました。その後、工事請負契約締結に向けまして所要の手続を進め、8月12日に工事の入札を執行しましたところ、鈴与建設株式会社藤枝営業所が2億9,190万円で落札いたしました。8月14日に仮契約を締結しましたので、本議会定例会で工事請負契約の締結についての議案を御審議いただくこととしております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

上程の議案をお認めいただきました場合には、平成22年8月の完成を目指し、10月にも工事に着手したいと考えております。

次に、平成21年度子育て応援特別手当につきまして御報告申し上げます。

昨年度、国におきましては、生活対策として、幼児教育期の第2子以降の子供に対しまして、1人当たり3万6,000円の子育て応援特別手当を支給する事業を実施いたしました。本年度につきましても、国の経済危機対策の一環といたしまして、その支給対象を、幼児教育期の第1子の子供まで拡大し、1人当たり3万6,000円を支給することとなりました。基準日であります平成21年10月1日における当町の対象人数は約950人と見込まれます。財源は全額国庫負担で、上程議案の平成21年度一般会計補正予算（第1号）におきまして、給付費3,420万円、事務費227万円、総額3,647万円を計上させていただいております。よろしく御審議のほどお願いします。

次に、高齢者の介護予防事業につきまして御報告申し上げます。

平成18年度の介護保険制度改革により、介護認定を受けておられないすべての高齢者の方を対象に、介護予防事業がスタートいたしました。介護予防事業は、介護が必要となる可能性の高い特定高齢者に対する事業と、特定高齢者に当たらない方、すなわち一般高齢者に対する事業がございます。特定高齢者の把握方法は、介護認定を受けておられない65歳以上の高齢者の方全員に基本チェックリストを郵送し、御回答いただいた方のうち、介護が必要となる可能性が高いと思われる方に委託先の榛原医師会における介護予防健診を受診していただき、把握することとしております。

昨年度の基本チェックリストの回収率は80%となり、介護予防健診の受診率は43%でございました。

特定高齢者と診断された方には、地域包括支援センターの保健師が、介護予防プランを作成し、このプランに基づきまして、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上などの通所介護予防事業に参加いただいております。昨年度は特定高齢者232人のうち48人の方がこれら介護予防事業に参加され、18人の方が特定高齢者から一般高齢者、つまり介護が必要となる可能性の低い高齢者へと健康状態が改善をされております。

また、一般高齢者を対象に行う介護予防事業につきましては、運動教室として主にいすに

座って転倒防止のためのスローな体操を行う簡単体操教室、6種類のトレーニングマシンを使い、動作や体力の改善を目指すパワーリハビリ教室、認知症予防のために、指先や頭を楽しく使うはつらつ講座などを実施しております。

これらの事業に参加していただいている人数は年々増加しておりますが、これは介護予防事業が一定の効果を期待できる事業である証と受けとめております。年齢が高齢になり、一たん衰えた身体機能を改善させるということは、非常に大変なことですが、介護が必要となる状態になる前に、介護予防事業に積極的に御参加いただき、心身の機能の低下を食い止めていただくことは、健康長寿の町づくりに欠かすことのできないことでありますので、今後さらに参加者がふえるよう、事業内容の充実などに努めてまいります。

次に、国民健康保険特定健康診査につきまして御報告申し上げます。

平成20年4月から健康保険法の一部が改正され、住民基本健診にかわり、メタボリックシンドロームに該当する方や、その予備軍となる方を減少させるための手段として、特定健康診査が始まりました。この特定健康診査は、40歳から74歳までの方を対象として、各医療保険者が実施することとなっております。当町における国民健康保険事業におきましては、被保険者の自己負担なしで、従来からの集団健康診査の方法で実施してまいりました。平成20年度は、7月から11月までの間に、吉田町保健センター及び自彊館で、14項目の特定健康診査を榛原医師会に委託し、実施いたしました。その結果、受診率は36.1%となり、目標としておりました30%を達成することができました。

本年度も同様に7月から事業を行っておりますが、前年度以上の方が受診されるよう、PRに努めてまいります。

特定健康診査の結果により、内臓脂肪型肥満の要因となっている生活習慣を改善するため、対象となる方への保健師による面接など、特定保健指導を行い、引き続き糖尿病等の生活習慣病や、脳卒中等の発症の低減を図り、生活習慣の改善を支援してまいりたいと思っております。

医療制度改革に伴い、国民健康保険制度も大きく変化する中、さらなる被保険者の健康維持増進と、国民健康保険事業の安定的運営及び健全な保健財政の確保に努めてまいります。

次に、公共施設の整備状況及び計画につきまして御報告申し上げます。

初めに、都市計画道路の榛南幹線、東名川尻幹線及び中央幹線ですが、この3路線につきましては6月に補助金の交付申請を行い、申請額どおり交付決定されましたので、本年度事業の実施に係る所要の事務を進めているところでございます。

また、榛南幹線につきましては、現在、地権者15人全員の方から同意をいただいておりますので、1億円の事業費で引き続き用地、物件の補償を行い、順次契約の手続を進める予定でございます。

次に、東名川尻幹線につきましては5,000万円の事業費で、今月には本体部の舗装工事及び高畑高島線と中瀬下片岡線の接続道路の改良工事を発注いたします。そして中央幹線につきましては3,000万円の事業費で、本体部の舗装工事と本田線及び西の宮線の交差点の改良工事を発注する予定となっております。

都市計画道路以外では、空港関連事業で整備しております神戸地区のカネマン大井線道路

改良事業につきましては、9月1日現在で1件の用地、物件補償を残すだけとなっておりますので、引き続き地権者との交渉を続け、本年度中に契約していただけるよう努力してまいります。

なお、工事につきましては、今月発注予定でございます。

次に、町単独の道路改良事業につきましては、早期発注、早期完成を目標としておりますが、本年度予定の路線につきましては、ほぼ計画どおり発注を済ませております。また、このたびの地震による道路の亀裂や陥没などの被害につきましても、早期復旧を目指しておるところでございます。

河川改修工事につきましては、片岡地区の準用河川大窪川の護岸工事と川尻地区の高畑山通り排水路工事を、農業用水の時期を考慮して10月に発注する予定でございます。

次に、橋梁長寿命化計画策定事業につきまして御報告申し上げます。

当町には50年以上経過している橋梁はございませんが、橋長15メートル以上の橋梁が歩道橋を除き30橋あり、そのうち36年以上経過している橋梁が14橋もございます。このような状況から、今後修繕やかけかえを行う際には相当な経費が見込まれることから、今後2年間で橋梁の点検を行い、平成23年度に長寿命化計画を策定しようとするものでございます。この計画の策定により、これまでの事後保全的な対応から、計画的かつ予防的な対応に転換することができ、橋梁の長寿命化が図られることが期待されます。

次に、公共下水道事業の整備につきまして御報告申し上げます。

当町では、平成20年度から平成22年度までの3カ年で汚水処理施設整備交付金を活用しながら、下水道事業と浄化槽事業の整備を進めておりますが、本年4月1日現在における公共下水道の整備状況は、事業認可区域面積299ヘクタールに対しまして、整備完了は209.71ヘクタールでございます。また、町全体の人口普及率は33.9%に達しておりまして、水洗化率は約83%と順調に推移している状況でございます。

次に、本年度整備予定箇所でございますが、住吉地区では、上組及び森下・東村地区と川尻地区では西向地区を中心に面整備を進め、管延長にしますと約3キロメートルの布設工事を行う予定でございます。

また、今年度から下水道総合地震対策事業に着手し、管渠の耐震補強や、避難地へのマンホールトイレの設置につきまして、設計委託を進める予定でございます。

続きまして、町・県民税の年金からの特別徴収につきまして御報告申し上げます。

昨年度の税制改正により、本年度から年金所得者に対する町・県民税の納付方法が変更されました。平成21年4月1日現在65歳以上の方は、町・県民税の年税額の2分の1を、6月30日の第1期及び8月31日の第2期に納付書または口座振替により納付していただき、残りの2分の1の額を年金支給月であります10月、12月及び平成22年2月に年金から特別徴収させていただくことにより、来年度以降も同様の取り扱いとなります。ただし、介護保険料等を年金からいただいた結果、町・県民税の特別徴収が不可能となった場合は、第1期及び第2期と同様に、納付書または口座振替により納めていただくこととなります。

なお、年金以外の所得による町・県民税につきましては、昨年度末と同様の納付方法に変更はございません。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に伴う健全化判断比率について御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が、平成19年6月に公布され、健全化判断比率の公表は平成19年度決算から、また、早期健全化基準及び財政再生基準を超えた場合における財政健全化計画などの策定の義務づけは、平成20年度決算からの適用とされております。

この健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの比率を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないこととなっておりますが、当町の平成20年度決算に基づく算定結果の概要を申し上げます。

最初に、実質赤字比率でございます。

この比率は、普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。平成20年度の収支は黒字となっておりますので、比率は算定されず、この比率に基づく判断としましては全く問題なく、大変健全な状態だということになります。

次に、全会計を対象とした連結実質赤字比率でございますが、こちらも実質赤字比率と同様に黒字でありましたので、比率は算定されず、全く問題ない状況でございます。

次に、実質公債費比率でございますが、この比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、平成18年度から地方債制度における協議制導入に伴いまして算定されることとなったものであり、この比率が18%以上となる団体につきましては、地方債を借り入れる場合に県知事の許可が必要となります。

当町におけるこの比率は、平成17年度から19年度の3カ年の平均比率は16.2%でしたが、今回の平成18年度から平成20年度の3カ年平均比率は15.1%となりまして、前年度の3カ年平均と比較しますと1.1ポイント下がっております。この比率の早期健全化基準は25.0%、財政再生基準は35.0%ですので、この比率に基づく判断も健全な状態にあるといえます。

最後に、将来負担比率でございます。

この比率は、地方公共団体の一般会計等の借入金、地方債や、将来支払っていく可能性のある負担等につきましても現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標でございます。平成19年度の正確な算定に基づく比率は94.9%となりますが、平成20年度の算定では91.0%となります。平成19年度と平成20年度と比較しますと、3.9ポイント改善されたこととなります。この比率の早期健全化基準は350.0%でございますので、この比率でも全く問題のない状態でございます。

以上申し上げましたように、四つの比率はすべて早期健全化基準を下回っておりますので、四つの指標に基づく町の財政状況判断では、健全であるとの結果が出ておりますが、当町では、平成15年度以降事務事業を見直すとともに、より効果的で住民満足度を高める政策展開や、地方債残高を減らす努力など、継続的に進めておりますが、そうした取り組みが、財政健全化判断比率にも表れているものと実感しております。くれぐれもこの町の根幹を揺るがす事態が招来しないよう頑張りたいと思っております。

一方、財政健全化判断比率とは異なる手法でございますが、よく自治体の財政状況分析に使われる財政力指数に目を転じてまいりますと、世界同時不況の影響により、どの地方自治体も税収が大幅に減少している中で、当町は、平成21年度単年度の財政力指数が1.054、平成19年度から平成21年度までの3カ年平均の財政力指数も1.166と1を超えております。

静岡県内の様子を見ますと、平成21年度には五つの市町が不交付団体から交付団体に移行

しており、不交付団体は9の市町だけとなりました。当町もこの9の市町の一つであり、堅調さを保っておるものと考えております。

しかし、平成22年度は、さらに厳しい財政状況を迎えると覚悟しなければならない状況でございますので、今後も引き続き財政の健全化を図り、安定した行財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、町政運営の一端を申し上げましたが、榛原総合病院の指定管理者制度への移行につきましては、8月18日開催の説明会での報告のとおり、病院内の体制を再度整えた上で、榛原総合病院管理者でございます牧之原市長と徳洲会との間で再度調整が図られるわけでございますが、地域医療を守るための体制整備につきましては、予断を許さない非常に厳しい局面にあるものと考えております。このような中、すべての町民の皆様に不安を抱かせぬよう、町政運営を担っていかねばなりませんので、議員各位におかれましても、町政運営の趣旨を御理解いただき、御協力を賜りますようお願い申し上げ、本定例会の行政報告といたします。

○議長（増田宏胤君） 町長、御苦労さまでした。

次に、監査委員から決算審査報告をお願いいたします。

監査委員、中島博範君。

〔監査委員 中島博範君登壇〕

○監査委員（中島博範君） 4月より監査委員を務めております中島でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、平成20年度吉田町各種会計歳入歳出決算並びに基金運用状況について監査を行いましたので、御報告いたします。

審査の対象は平成20年度吉田町一般会計歳入歳出決算、平成20年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算、平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、平成20年度吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算、平成20年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、平成20年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、平成20年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成20年度吉田町水道事業会計決算、平成20年度吉田町物品調達基金の運用状況でございます。

審査の時期は、平成21年7月23日、24日に特別会計及び水道事業会計を行いました。また、平成21年7月29日、30日、8月の4日、5日が一般会計及び物品調達基金の運用状況について審査を行いました。

審査の方法としましては、町長から送付されました各種会計歳入歳出決算書及び附属書類について計数の確認を行ったほか、財政状況及び予算の執行状況について資料を求め、これを審査しました。

審査の結果でございますけれども、各種会計歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して策定され、それぞれ計数的に誤りのないものと認めました。

決算の概要について御報告いたします。お手元の資料の2ページでございます。

総括として、平成20年度一般会計及び特別会計の予算現額会計は154億8,275万7,000円、これは対前年比4億3,614万5,000円の減、率としては97.3%でございます。歳入額は151億1,595万8,000円、対前年度比12億6,416万7,000円の減、率としては92.7%でございます。歳出額146億1,486万4,000円、対前年度比8億4,160万3,000円の減、率は94.6%で予算現額に

対する執行率は94.4%となり、前年度との比較では2.7%の減となっております。実質収入額は4億8,480万4,000円で、対前年度比2億7,830万4,000円の減額で、率は63.5%、前年度比113.9%となります。

次に、一般会計ですが、3ページです。平成20年度の一般会計歳入歳出額は、歳入額98億1,822万4,000円、歳出額94億2,558万8,000円、差引残額3億9,263万5,000円で、21年度の繰越財源1,628万5,000円を差し引きますと、実質収支額は3億7,635万円となります。平成19年度との比較では、歳入額は5億5,136万3,000円の増、歳出額は8億8,324万2,000円増となります。実質収支額3億7,635万円は、前年度比1億8,761万5,000円の減となります。

次に、歳入歳出の概要でございますけれども、収入済額を自主財源と依存財源に分類しますと、自主財源は79億5,151万9,000円で、構成比率は81.0%、前年度は80.3%でした。依存財源は18億6,670万5,000円で、構成比率は19.0%となり、自主財源比率が前年度より0.7%増となっております。

自主財源は前年度と比べますと、主に町税9,711万6,000円、繰入金1,895万4,000円が減額したものの、諸収入3億4,076万円、繰越金2億8,307万5,000円がそれぞれ増額となり、決算額で前年度より5億792万円、6.8%増額となっております。

依存財源は、前年度比で主に地方消費税交付金1,262万8,000円、自動車取得交付金1,150万8,000円、株式等譲渡所得割交付金736万1,000円、町債720万円、配当割交付金661万7,000円、地方譲与税447万9,000円がそれぞれ減額し、国庫支出金3,845万4,000円、地方特別交付金3,104万4,000円、県支出金2,468万4,000円がそれぞれ増額し、決算額で前年度比4,344万4,000円の増額となりました。歳入決算額に対する町債比率は3.4%、前年度は3.7%で、町債依存度がやや低くなっております。

4ページは、収入済額の款別の内容でございます。

収入済額の本年度の特徴としまして、前年度と比較しますと、町民税では個人が7,113万2,000円の増、法人も2,218万9,000円増加しました。

固定資産税は1億7,795万7,000円減、軽自動車税は232万8,000円の増、たばこ税1,660万6,000円減、都市計画税は179万8,000円の増で、町税総額で63億7,855万2,000円の収入済額となり、前年度より9,711万6,000円減となっております。

5ページの表は、過去5年間における町税収入率の状況でございます。

収入の未済額は前年度に対し2,195万4,000円増加しまして、2億9,174万7,000円となり、不納欠損額は前年度より323万3,000円少ない2,042万5,000円を計上することになりました。

本年度の現年度分収納率は98.2%と前年度並みの数字となり、平成17年度以降98%台を維持しております。今後も税負担の公平性から、長期及び高額滞納者に対する徴税に努めていただきたいと思います。

次に、歳出決算額の概要でございますけれども、歳出予算現額が101億3,262万4,000円に対し、支出済額94億2,558万8,000円で、執行率は93%、前年度は96.1%でございます。不用額は1億4,323万3,000円で、前年度より1億9,921万2,000円の減となっております。支出済額の94億2,558万8,000円は、前年度より8億8,324万2,000円増で、増額となった主な内容は、衛生費5億4,243万8,000円、民生費2億3,783万6,000円、諸支出金1億7,661万7,000円でございます。

6ページの表は、歳出決算の款別内容でございます。

また、下から7ページ9段にまたがりまして、款別の主な事業支出額及び中段以下は、特徴的な事業内容でございます。このような事業の取り組みと継続事業でそれぞれ成果を上げております。

次に、特別会計ですが、吉田町土地取得事業特別会計については、歳入総額1億3,758万7,257円、歳出総額1億3,757万4,274円、差引残額1万2,983円の決算の内容でございます。

支出内容は、土地開発基金の積立金26万6,000円、用地先行取得債での償還金1億3,730万8,274円、合計1億3,757万4,274円でございます。

平成20年度末の土地残高は、土地取得特別会計分11億636万3,923円、地積にしまして2万4,799.55平方メートル、町債分11億6,610万円、地積で6万4,675.50平方メートル、残額合計22億7,246万3,923円でございます。

当該事業に関する歳入歳出会計処理及び事務事業は、合法的に処理されており、財産運営も適正であることを認めます。

次に、吉田町国民健康保険事業特別会計でございます。

歳入総額22億9,294万7,351円、歳出総額22億2,122万1,338円、差し引き残額7,172万6,013円の決算内容であります。

歳入を前年度と比較しますと1億4,311万3,000円の減額であり、この要因は、共同事業交付金723万1,000円増額したものの、国庫支出金777万4,000円、療養給付費等交付金2億9,027万6,000円等の減額によるものでございます。

国保税の調定額に対する収入率は74.4%、前年度は78.2%でございます。収入未済額は2億6,871万3,000円、前年度は2億5,668万円でした。

歳出を前年度と比較してみますと1億2,588万7,000円減額でございます。この要因は、共同事業拠出金が229万4,000円増加したものの、老人保健拠出金3億7,194万円、介護納付金1,419万5,000円、保険給付費3,975万4,000円、諸支出金3,382万4,000円等が減額したことによります。

保険給付状況は、療養諸費で一般被保険者が10万2,388件、費用額は15億5,668万3,000円となっております。退職被保険者1万2,189件、費用額2億332万7,000円となっております。高額療養費では、一般被保険者が1,490件の8,698万4,000円、退職被保険者が217件の1,856万2,000円となっております。保健事業活動費は743万5,000円で、執行率87.8%の内容でございます。

また、20年度よりスタートの後期高齢者の医療給付等を賄うための後期高齢者支援金等3億180万8,654円の支出がありました。なお、調定額の大きい現年度分の国保税の収納率は90.5%と、前年度より1.7%低下し、過去5年間において最低となりました。

一方、不納欠損額は547万7,000円減の1,741万9,000円となっております。

国民健康保険事業の歳入歳出に対する事務事業処理は、事業計画並びに定義に準じて適正であることを認めます。

国保財政の健全な運営を図るため、今後も被保険者の健康づくりと疾病予防を推進するとともに、職員による訪問徴収等、滞納者との接触を多く図ることにより、滞納額の減少と徴収率の向上に努めていただきたいと思います。

7ページ上段が国保税の過去5年間の収入率の推移表でございます。

次に、吉田町老人保健事業特別会計につきまして、歳入総額2億1,948万9,182円、歳出総

額 2 億 1,553 万 7,395 円、差し引き残額が 395 万 1,807 円の決算内容であります。歳入歳出を前年度と比較してみますと、歳入では 17 億 5,220 万 2,701 円、歳出では 17 億 2,528 万 6,578 円の減額となっております。

歳入では、繰越金 5,157 万 3,000 円、支払基金交付金 8 億 9,243 万 6,000 円、一般会計繰入金 1 億 6,238 万 7,000 円、国庫負担金 5 億 980 万 9,000 円等が減額となりました。

歳出では、老人医療給付金 16 億 5,839 万 7,000 円、老人医療支給費 2,112 万 3,000 円、一般会計拠出金 2,727 万 9,000 円が減額となりました。

老人保健事業における歳入歳出処理は、事業計画を基調として、諸事情の変化に迅速に対応して処理されており、適正に執行されていることを認めます。

下段は老人保健医療費給付状況の内容でございます。

次に、吉田町後期高齢者医療事業特別会計につきまして、歳入総額 1 億 8,420 万 2,121 円、歳出総額 1 億 8,371 万 1,200 円、差し引き残額 49 万 921 円の決算内容でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料 1 億 5,610 万 6,400 円、一般会計繰入金 2,804 万 9,400 円であります。

医療保険料の内訳は、特別徴収保険料 1 億 61 万 7,500 円、普通徴収保険料が 5,548 万 8,900 円あります。歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合への納付金として、後期高齢者医療保険料 1 億 5,566 万 1,800 円、低所得者世帯への均等割減額分 1,992 万 900 円、社会保険被扶養者の均等割額減額分 812 万 8,500 円あります。

後期高齢者医療事業の歳入歳出に関する事務処理及び事業運営は、諸事業の変化に迅速に対応されており、適正に処理されていることを認めます。

次に、吉田町介護保険事業特別会計ですが、歳入総額 13 億 7,443 万 7,722 円、歳出総額 13 億 6,093 万 6,620 円、差引残額 1,350 万 1,102 円の決算内容であります。

歳入は保険料 2 億 4,982 万 9,201 円、国庫支出金 2 億 9,668 万 3,680 円、支払基金交付金 4 億 119 万 8,000 円、県支出金 1 億 9,252 万 2,340 円、繰入金 2 億 1,831 万 4,339 円、繰越金 1,523 万 7,846 円が主なものでございます。保険料の調定額に対する収入率は 98.1%、前年度は 98% で、収入未済額は 363 万 9,796 円となり、不納欠損額は 123 万 7,459 円あります。

歳出は、総務費 3,451 万 639 円、保険給付費 12 億 6,778 万 9,987 円、包括支援事業費 1,914 万 1,551 円、基金積立金 1,831 万 6,000 円が主な支出額でございます。居宅介護サービス給付費が 3,824 万 2,125 円、地域密着型介護サービス給付費が 957 万 6,351 円増加しております。

介護保険事業の歳入歳出に関する事務処理及び事業運営は、事業計画並びに諸規定に沿って適正に処理されていることを認めます。

なお、10 ページ下段から 11 ページにかけて、被保険者の状況、要介護認定者関係、保険給付状況等を各表でございます。

次に、吉田町公共下水道事業特別会計ですが、歳入総額 10 億 8,907 万 840 円、歳出総額 10 億 7,029 万 6,353 円、差引差額 1,877 万 4,487 円でございます。

歳入は、公共下水道受益者負担金 3,398 万 4,880 円、下水道使用料現年分が 6,139 万 9,140 円、過年度分 43 万 1,280 円の合計 6,183 万 0,420 円、国庫補助金 8,000 万円、一般会計繰入金 5 億 4,297 万 1,000 円、町債 3 億 590 万円が主なものでございます。前年度との比較では、受益者負担金が 159 万 7,700 円の増、下水道使用料 480 万 7,034 円増、国庫補助金 1,000 万円減、一般会計繰入金 3,409 万 9,000 円減、町債 1,800 万円減となり、総額では 5,150 万 5,886 円の減額と

なっております。

歳出の主なものは、管渠建設費 3 億2,642万8,717円、管渠維持管理費708万9,494円、浄化センター維持管理費8,743万994円、公債費 6 億4,934万7,148円でございます。前年度との比較では、管渠建設費 1 億8,426万2,055円の減、浄化センター維持管理費1,146万5,679円の減、公債費 1 億7,014万3,940円の増となり、総額で630万665円の減額となっております。

管渠建設費は公共管渠建設費 1 億6,000万円、町単管渠建設費 1 億2,786万3,446円、町単排水設備建設費488万4,220円となっております。

公債費は償還金元金 4 億3,840万6,041円、償還金利子 2 億1,094万1,107円でございます。

公共下水道事業における歳入歳出に関する会計処理及び建設事業の内容は、事業計画及び諸規定に基づき、適正に執行、処理されていることを認めます。

次に、企業会計の吉田町水道事業会計でございます。

平成20年度の事業費は、総配水量479万3,942立方メートル、これは前年比 9 万1,269立方メートル減です。総有収水量427万6,057立方メートルとなっております。

給水件数は 1 万2,864件、給水人口は 3 万3,443人、うち吉田町は 2 万8,856人でございます。給水普及率は92.6%、前年度が91.6%でございます。

表のところの収益的収入及び支出につきましては、まず収入の部でございますが、水道事業収益が20年度 5 億2,354万98円、前年度が 5 億2,413万5,119円でしたので、前年比59万5,421円の減。支出におきましては、水道事業費用は平成20年度が 4 億2,922万9,087円、19年度が 4 億5,964万5,865円で、3,041万6,770円の減となっております。

経常利益でございますが、平成20年度9,431万1,011円、平成19年度は6,448万9,651円でしたので、前年度比2,982万1,357円の増額となっております。

資本的支出でございますけれども、平成20年度 9 億8,078万415円、平成19年度が 7 億7,798万1,633円ですので、前年度比 2 億279万8,782円の増額となっております。差し引き過不足でございますけれども、平成20年度は 2 億5,062万3,015円のマイナス、これに対して平成19年度が 2 億5,036万433円のマイナスになっているということで、対前年度比26万2,582円の減額となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 2 億5,062万3,015円の補填財源は、減債積立金 3,000万円、建設改良費積立金7,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額2,760万3,277円、過年度分損益勘定留保資金787万7,943円、及び当年度分損益勘定留保資金4,418万495円でございます。

営業費用の主なものは、漏水修理、施設修理、量水器取りかえの修理の修繕費2,090万1,545円でございます。ポンプ稼働用の電気料の動力費2,926万5,147円、施設警備、計装設備保安点検、漏水調査等の委託料1,176万8,850円、建物、構築物、機械及び装置、車両等の有形固定資産減価償却費 1 億7,830万2,823円等でございます。営業外費用の主なものは、企業債利息7,040万9,462円、開発償却費503万6,000円等となっております。

資本的収入は、財務省及び地方公営企業等金融機構からの企業債 6 億6,900万円、消火栓設置等にかかわる出資金1,884万9,500円、工事負担金 4 件1,784万7,900円、加入分担金480件分2,390万5,147円となっております。

資本的支出の主なものは、建設改良事業に係る設計事業等の委託料4,400万円、建設改良工事費 7 億8,637万8,000円、企業債元金償還金 1 億775万664円等となっております。

企業債未償還残高は、政府資金19億4,209万557円、公庫及び機構資金14億329万2,457円の合計33億4,538万3,016円となっております。

契約金額の2,000万円以上の工事請負契約は、第2浄水場築造工事の管理棟、水道施設で1億5,855万6,300円、電気施設1億2,369万円、機械設備2,646万円、除鉄除マンガン施設築造工事の水道施設1億4,999万1,450円、電気設備8,306万250円、東名大井川線外1路線導水管布設工事5,086万4,100円、東名大井川配水管布設工事第1工区3,838万4,850円、日の出線外1路線配水管布設がえ工事第1期工区3,360万9,450円、第2工区が3,263万4,000円であります。

提出された決算書及び決算附属書類の内容について決算審査を行った結果、地方公営企業法及び事業計画に基づき、事業に関する歳入歳出会計処理及び事務事業は合法的に処理されており、財産運営及び棚卸資産管理は適正であることを認めます。

石綿管の更新も2,475メートルと減少してきましたが、残りの布設工事箇所が作業的に配水管布設場所の変更が伴う難しい工事箇所が多くなってきております。

今後の水道事業運営に当たっては、より効果的な事業運営に努めていただき、さらに町民が安心しておいしく飲める安定した水道水の供給をお願いしたいと思います。

次に、物品調達基金の運用状況ですが、基金運用に係る収入金額は、前年度からの繰越金359万8,540円、本年度の売上金額587万2,937円で、合計947万6,725円となっております。

支出金額は、本年度仕入金額が583万5,140円、一般会計繰出金5,241円で、合計584万382円となっております。

差し引き現金は363万6,343円で、期末棚卸額、伝票、封筒等でございますが、36万3,657円となっており、基金運用残高は条例に定める基金の額である400万円で、回転率は1.5となっております。

物品調達基金運用の事務処理は、諸帳簿、伝票処理及び棚卸管理等適正に処理されていることを認めます。

最後に、平成20年度決算審査の総括でございます。

審査に付されました各種会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令、諸規定に基づき作成され、歳入歳出額は予算作成の基本に準じ、事業目的に沿って執行されており、それぞれ計数的に正確であり、平成20年度の会計処理及び行政事務執行が適正に処理されていることを確認しました。

予算の執行状況はおおむね良好であり、所期の成果が得られたものと認められます。

平成20年度町税収入済額は、固定資産税の減収により、前年を下回る決算額となりました。しかし、景気不況の中で、町民税、個人・法人等は前年度を上回りました。

景気回復の不透明感があり、この経済情勢下においては、施策の緊急度、優先度を考慮し、財源の計画的な配分を図るとともに、事務事業の効率化に努めていただき、財源を有効に活用し、町民のニーズにこたえられるよう、迅速な事業推進をお願いしたいと思います。

以上、平成20年度決算審査報告を終わります。

ありがとうございました。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書、各監査結果の報告につきましては、お手元に写しを配付させていただいておりますので、御了承をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（増田宏胤君） 監査委員、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時40分とします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○議長（増田宏胤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（増田宏胤君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を、それぞれの委員長から報告願います。

最初に、総務文教常任委員会委員長からお願いします。

5番、藤田和寿君。

〔総務文教常任委員会委員長 藤田和寿君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（藤田和寿君） それでは、総務文教常任委員会から議会閉会中の調査活動について御報告申し上げます。

平成21年6月24日、役場4階第2会議室におきまして、午前9時より、出席委員数7名、定足数に達していることを確認し、委員会を開催いたしました。

調査案件の教育振興に関する調査と、健康と福祉に関する調査について、調査項目と日程を協議いたしました。

協議の結果、委員会の前期活動は、主に学校教育の振興と社会教育の振興について行うことを確認いたしました。次回委員会について、教育委員会事務局に対し、施設面や指導面について現状と課題について御報告をお願いすること、それ以外に追加質問等がある場合は、7月の6日までに事務局に提出すること。また、次回委員会開催日を7月17日9時と7月28日9時に開催することなどを決定し、委員会を閉会いたしました。閉会時間は午前10時半でございます。

続きまして、平成21年7月17日、役場4階第2会議室におきまして、午前9時より、出席委員数7名、定足数に達していることを確認し、委員会を開催いたしました。

説明員として、教育委員会から高橋事務局長と増田局長補佐の御出席をいただきました。

調査案件。教育振興に関する調査の中の学校教育の振興について、教育委員会事務局より御報告をいただきました。

まず、施設の現状について、町内3小学校と中学校の平成21年度学校経営書に沿って受けました。

次に、ICT活用の現状報告と課題について。機器等整備状況の資料により御報告をいただきました。さきの定例会で報告どおり、今年度中に教員全員に1台のパソコンを配備する、そのために9月定例会に補正を上程すること。そして文科省が打ち出しているスクールニュー

ーディール構想について説明を受けました。

一つ、学校の耐震化並びにエコ改修の拡大。一つ、学校のICT環境整備、主に地上デジタルテレビの整備、学校のコンピューター整備、校内LANの整備について報告を受け、質疑を行いました。

委員。教師用は100%実現するが、教育用コンピューターを児童・生徒3.6人に1台を実現するという国の方針であるがいかがか。

事務局長。平成21年3月現在で19.5人に1台です。今年度中は難しいです。平成22年度以降については、財政部門と相談しながら検討してまいります。担当としては、テレビのデジタル化が緊迫した課題と考えます。

委員。資料によると、国庫補助2分の1、残り2分の1は臨時交付金等となって丸抱えと思うが。

事務局長。財政部門の試算によると、交付金は町として全体で約6,000万円程度です。そのほとんどが榛原総合病院へ回ってしまいます。参考ですが、牧之原市は約3億円交付されそうです。財政力指数などにより、交付額が市町により違います。

そのほか質問を受け、質疑を終了し、引き続き学校教育について、主に新学習指導要領の内容と移行の取り組みの報告を受けました。

新学習指導要領の内容について、文部科学省の資料に基づいて説明を受けました。主に基本理念の生きる力について、育成が必要な背景について、実現のための課題についてなどの説明を受けました。

次に、授業時数について。中学校は平成24年度において新課程を実施する。現行時数から総数で105時間増加。詳細は国語35時間増、社会55時間増、数学70時間増、理科95時間増、保健体育45時間増、外国語105時間増、選択教科時間をなくし、総合的な学習の時間を減らし調整する。

小学校は平成23年度以降に新課程となる。移行期間において、まず算数を142時間、理科55時間、体育27時間にそれぞれ増加する。そして外国語活動を新設し、移行後は70時間に増加する。総合的な学習の時間を150時間減らし調整するが、総数で278時間増加となります。それぞれの学校単位で工夫しながら対応を図っております。小学校においては、低学年において4時限を5時限にするなどしている。総合的な学習時間は、地域との交流時間を減らし、また行事等も減らすなどして対応していると報告を受けました。その後質疑に入りました。

委員。新型インフルエンザ等で休日増加し、時数が不足したときは。

補佐。従来からと同様に、長期休暇等の中で調整いたします。

委員。本年度より移行期間であるが、想定される課題や問題点は。

事務局長。時数がふえることにより、授業についていけない児童・生徒の増加が想定されます。それに対応する教師のフォロー時間がふえることにより、教師の事前準備時間が少なくなるなどの教師の負担増が想定されております。

委員。教師等の負担軽減の対応は。

事務局長。学校独自での試みだけでは限界があります。算数、理科の増加に対しましては、県より非常勤講師の派遣をいただいております。教師確保は、全国的に教師免許を持っている方が少なく、難しくなっており、予算と人員のミスマッチが起きております。特に即戦力の経験豊富なOB教師の奪い合いが起きております。吉田町出身者の教師が少なく、他市町

から教員の確保を行っておりますが、今後の方法といたしまして、学校だけをお願いするのではなく、町の職員も一体となって教員確保により一層努力していきます。

委員。非常勤講師が少ないと感じているが。

事務局長。県よりの派遣の非常勤は、算数、数学、理科などの科目などに対応しております。町の対応は教員の補助を目的に行っております。普通の授業においても、特別な支援が必要なときや、教師の研修など、不在時に非常勤を派遣しております。

委員。生きる力の指導は。

事務局長。教師だけにとどまらず、地域の担い手やさまざまな方のお力をおかりして行っております。また、町内在住の教師経験者の方々より助言等をいただきながら行っております。

委員。総合学習時間の減少時間は具体的にどのような授業なのか。

補佐。学校ごとに対応しておりますので、的確に把握しておりませんが、総合学習の例で報告いたします。課外活動時間は、田植え、稲刈り、地元工場や商店見学、町の史跡見学などです。それに職業体験活動などです。

質疑を終了し、引き続き「ちいさな理科館」について報告を受けました。

今後の建設について、11月入札、来年7月末完成予定であること。理科教師OB4名の方と、学識経験者2名の方で運営委員会を組織し、検討を行っている。現時点の運営構想は、長期休日や毎月土日に1回から2回の開催を計画しております。管理面は、図書館を含めた人員確保での対応などを考えている。また、8月9日には2回目のサイエンス教室を開催します。予想を超え90名の応募があり、抽選で40名にすることなど報告をいただきました。その後、質疑を行いました。質問が出尽くしましたので、今回の報告調査を終了することを告げ、教育委員会事務局の方々に御退席をいただきました。

引き続き今後の委員会について協議を行いました。

学校教育の振興の調査として、具体的に、新学習指導要領の移行についてとすること。社会教育の振興の調査としては、地域教育推進事業として、次回委員会7月28日に引き続き協議することとし、委員会を閉会いたしました。閉会は11時半です。

平成21年7月28日、役場4階第2会議室におきまして、午前9時より、出席委員数6名、定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。

調査案件の教育振興に関する調査について、前回の教育委員会事務局調査を踏まえ、新学習指導要領の移行に関する件と、地域教育の推進に関する件を協議いたしました。

まず、教育委員会からの報告を受け、今後の調査事項を協議し、1、外国語について。2、ICTの活動について。3、教師について。4、教育吉田21について。5、総合学習と地域教育についての5項目で行うことにいたしました。また方法としては、5項目を切り口に、各学校の現状調査を行い、教育吉田21の目指す将来性と現状の比較を行い検討する。そしてその検討項目と新学習指導要領に移行の懸案事項とをまとめ、報告を行うことにいたしました。今後の予定は、各委員で8月中旬に4地区の地域教育の活動の調査を行うこと。教育吉田21について再確認を行うこと。3小学校と吉田中学校に実地調査に伺うこと。実地調査での課題等について、先進地調査を行うこと。次回委員会を8月20日木曜日午後1時半開催。以上を決定し、委員会を閉会いたしました。閉会は11時でございます。

続きまして、平成21年8月20日、役場4階第2会議室におきまして、午後1時半より、出

席委員数7名、定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。

説明員として、教育委員会から高橋事務局長と増田局長補佐の御出席をいただきました。

まず、事務局長より、教育吉田21の提言内容について、基本目標の「生涯学習を基本理念とし、家庭、地域社会、学校が相互に協力し、補完しながら、現在の町を支え、次代の町を担う町民の育成に努める」から基本方針、施策の基本方向、実施構想、実施計画に沿って説明をいただきました。また、現状の取り組み状況として、社会教育としては、本年度から住吉地区が加わり、4地区で地域教育推進事業が行われている。コンソーシアムを充実し、展開を図るように行っている。学校教育としては、夢を持ち実現に努力する子供の育成に向かって、主に体験学習の推進を図っているとの説明を受けました。

次に、学校視察可能日と各学校の時間割の説明を受けました。その後質疑を行い、最後に静岡沖地震での学校施設関係の被害状況の説明をいただき、教育委員会事務局の方々に退席していただきました。

引き続き地域教育推進事業について協議を行いました。

6月28日、住吉地区ビーチクリーン浜綱引き事業報告、8月8日、川尻地区かわしりっ子七夕&花火大会、北区肝試し&花火大会、9日、片岡地区きらめき塾納涼大会について、各委員の見学報告を受けました。その後協議を行い、今後も継続して各事業を見学等を行い、見守ることといたしました。

また、今後の活動としては、町内小・中学校の視察を日程表に沿って4回にわたって行うことを決定し、最後に次回委員会を8月25日9時開会の確認をし、委員会を閉会いたしました。閉会は2時50分でした。

続きまして、8月25日の委員会の報告をいたします。

4回第2会議室におきまして、午前9時より、出席委員数は7名、当局から会計管理者兼会計課長、総務課長、企画課長、町民課長、社会福祉課長、高齢者支援課長の御出席をいただきました。定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。

初めに、9月定例会に上程されている議案についての概要を、各担当課長より報告いただきました。報告事項を終了した後、議会閉会中の調査案件に入るため、当局の皆様には御退席をいただきました。

町内3小学校並びに中学校の視察について、正副委員長案の説明の後協議を行い、決定しました。

各小学校は15分程度、外国語授業参観を、中学校はパソコンや外国語授業の参観を依頼すること。参観後、質問等の時間をお願いします。小学校は1時間程度とし、中学校は1時間半程度とすること。質問内容は、1、外国語について。2、ICTの活用について。3、教職員の人員確保について、4、教育吉田21について、5、総合的な学習と地域教育についてとする。

次に、委員会視察について協議を行いました。

主に新学習指導要領の移行に伴う先進的事例や、移行によって時数の増減に伴う授業内容の先進的試み等、調査を行うことなどの意見をいただきました。特に個別授業といたしまして、外国語、理数、道徳、総合的な学習、またトータル的な行政としての取り組みの調査等でした。視察事例については、今後絞り込むように各自持ち帰り、次回委員会までに案を提出、それを次回委員会以降の委員会で検討することといたしました。

最後に、議会閉会中の調査案件について、引き続き教育振興に関する調査と健康と福祉に関する調査を総務文教常任委員会の継続審査とすることを委員にお諮りしたところ、全員異議なく引き続き継続調査とすることに決定しました。また、次回委員会を9月9日9時開会の確認を行い、委員会を閉会としました。閉会は10時50分でございます。

以上、報告を終わります。

○議長（増田宏胤君） 御報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結いたします。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議会改革特別委員会委員長からお願いします。

13番、八木栄君。

[議会改革特別委員会委員長 八木 栄君登壇]

○議会改革特別委員会委員長（八木 栄君） 13番、八木栄です。

議会改革特別委員会の活動報告を行います。

第1回議会改革特別委員会。平成21年7月1日水曜日午前9時30分より12時。役場4階第2会議室にて、出席委員全員7名です。本日の協議事項、1、特別委員会の進め方について、2、今後の日程について。

まず、吉田町議会をどのような議会にしたいかとお伺いしたところ、町民の代表としての議会という意見がありました。

進め方について、皆さんの考えを伺ったところ、以前の議会改革検討委員会において実施しておりました調査研究項目17項目について、問題提起と解決策を考えていくことに決まりました。そして、行動に移せるものは早急に実施していくよう進めることになりました。

また、政策立案型の議会を目指すためにも、町民と接し、町民の意見を伺うことが必要であることから、町民との意見交換会を開くことを目指し、進めることとなりました。そして、調査項目を解決していき、最終的には決めごとを文章化して条例をつくり、制定する。8月末に、まず自治会連合会に対して意見交換会を実施することに決定しました。

以上が特別委員会の進め方についての報告です。

次に、今後の日程についてですが、協議の結果、委員長が今後の予定表（案）をつくり、次回特別委員会にて検討し、決定することに決まりました。また、これまでに出された調査研究項目の17項目以外に追加したいことがあれば、次回特別委員会にて意見を伺うので、考えをまとめてくるようお願いをしました。

第2回議会改革特別委員会。平成21年7月6日月曜日、午前9時10分から12時。役場4階第2会議室において、出席委員全員7名です。本日の協議事項、1、現状と課題について、2、今後の日程について。

調査研究項目については、これまでの17項目に、議会の活動原則、議員の活動原則の2点を追加することになりました。また、議会報告会を開催するに当たり、当局に対し議会が求める行政報告を受けることが必要である。当局との行政報告ではなくて、懇談会でもよいというように、町民の中へ出ていくためには、行政について知識を持つ必要があります。調査研究についても、町民に対してのものから先に進めていくことになりました。

17項目を四つのキーワードに分けて整理し、調査研究を進めてはいかがかという意見がありましたので、皆さんにお諮りし、町民と議会とのかかわり、執行機関と議会とのかかわり、議会の運営、議会基本条例の制定の四つのキーワードに分けました。

議会基本条例の制定は、調査研究が終了した後の作業とし、ほかの三つのキーワードについて、それぞれ2名ずつに分かれて内容の検討をすることに決まりました。17日の午前中までにまとめたものを提出していただき、次回報告していただくことになりました。予定表については、修正が必要なことから、後日ファクスにて皆さんに通知することになりました。

第3回議会改革特別委員会。平成21年7月21日火曜日、午前9時から11時39分。役場4階第2会議室において、出席委員全員7名です。協議事項、1、検討項目について。

三つのキーワードごとにそれぞれ検討事項の報告をしていただきました。今後の進め方については、住民の意見を聞くことが大事であるから、何回か意見交換会の開催が必要。最初から大勢の人を対象に意見交換会を開くとなると、十分な準備が必要であり、他の議員との関連もあることから、最初は議会改革特別委員会として自治会連合会の方たちとの意見交換会を開くことになりました。住民に理解がなされなければ条例説明という意見から、アンケート調査を実施したらいかがかという意見もありましたが、町民との意見交換会の実施ということで進めることになりました。町民との意見交換会の開催については、ほかの議員の意見も伺ったほうがよいのではないかということから、議員懇談会を開き、特別委員会の報告をし、皆さんの御意見を伺うことになりました。

また、今後の予定については、予定表（案）がそのまま決定されました。次回は議会報告会について協議することから、町民との対話について考えていただくようお願いしました。また、ほかの議員から、7月31日までに御意見をいただくよう、資料の配付を事務局にお願いしました。

第4回議会改革特別委員会。平成21年8月3日月曜日、午前9時から11時12分。役場4階第2会議室において、出席委員全員7名です。協議事項、1、議会報告会について。

8月末に自治会連合会に対し、特別委員会の報告を実施する予定でありましたが、協議の結果、「自治会連合会との懇談会」という名称に決定しました。報告内容は、1、なぜ今議会改革なのか。2、目指すもの。3、キーワードについて。4、今後の予定で、5に意見交換会を行うことに決定しました。日程については8月末として、自治会連合会へその旨の通知を出し、都合のよい日を決定していただくようお願いをしました。この懇談会は、議会改革特別委員会として実施するのであるということを確認しました。

続いて、大塚議員より提出された意見、提案事項について協議しました。いずれもこれからの調査研究にかかわることなので、今後委員会を進めるに当たり、参考にさせていただくことになりました。

第5回議会改革特別委員会。平成21年8月19日水曜日、午前11時から11時40分。役場4階第1会議室にて、出席委員全員7名です。本日の協議事項は、8月24日に開かれる自治会連合会との懇談会についてです。

最初に日程の確認をしました。平成21年8月24日月曜日、午前9時より10時30分までを予定。懇談会の会場は、役場4階第2会議室。

続いて、懇談会の内容について確認をしました。司会は佐藤副委員長。開会の言葉を佐藤副委員長。続いて議長あいさつ。そして自治会連合会会長のあいさつをいただくこととしま

した。報告事項として、1、なぜ今議会改革なのか。2、目指すもの。3、キーワードについて。4、今後の予定。これらを30分以内で委員長が報告する。その後約1時間で意見交換会を行う予定となりました。

また、キーワードの内容について、全員が共通認識を持つために、調査研究事項ごとに確認のための協議をしました。閉会の言葉を佐藤副委員長が行い終了となります。

参考資料として、議会改革特別委員会予定表、吉田町議会改革のキーワード表、栗山町議会の議会基本条例の特徴、これらを配付することの確認をいたしました。

平成21年8月24日月曜日、午前9時より役場4階第2会議室において、議会改革特別委員会と自治会連合会との懇談会を開催しました。出席委員は7名全員です。自治会連合会からは、11名の出席をいただき、懇談会を行いました。佐藤副委員長の開会の言葉の後、議長あいさつ、連合会長のあいさつをいただきました。資料の確認をし、出席者の紹介は、配付してあります座席表をもって省略させていただきました。

最初に、1、なぜ今議会改革なのか。2、目指すもの。3、キーワードについて。4、今後の予定、以上4点について、委員長の私から資料をもとに説明をしました。また、これまでの特別委員会の活動報告もいたしました。

続いて懇談会に入りました。自治会連合会の方からたくさんの意見をいただきましたので、その中から幾つか紹介します。

地方自治法に基づいて、議会としての考えをいろいろな面で示してほしい。議員定数について、現状の14名より増員した場合と減員した場合のメリット、デメリットはどうか。

今回の懇談会の趣旨、内容について理解ができたが、今後このような機会があるなら、事前に問題を提示して意見を求めるようにしてほしい。町の予算の1%を町民が自由に使えるような条例をつくってほしい。議会改革を進める上で、中間報告等何回か実施していただきたい。行政サービスを効率よく行うために、議会改革を進めてほしい。また、お金がかかるから行政視察をやめたほうがいいと言われてやめるとか、お金がかかるから議員の数を減らすかということのないようにしていただきたい。議会のあり方は、今も昔もこれからも基本的には変わらないと思うが、このような議会改革をしっかりと進めてほしい。自治会連合会との懇談会を月1回くらい開いてもよいのではと思う。要望になりますが、合併や道州制についても話し合いを持ってほしい。説明の中での目指すものをしっかりと見詰めて、議会基本条例の制定について進んでほしい。議会のことを報告する中で、議会の魅力というものを感じられるようにしてほしい。また、そう感じることによって、議員の候補者がふえてくると思うので、魅力ある議会づくりのための議会改革をしてほしい。議会基本条例の制定とともに、町づくり条例も必要ではないか。

なお、住吉の自治会からは、事前に組長さんから議会改革に対する意見、要望などの提言をいただき、まとめたものを書面にして配布していただきました。1、議会運営に関する事項。2、議員に関する事項の2点について、たくさんの提言をいただきました。今後の議会改革特別委員会を進める上で参考とさせていただきます。

以上、自治会連合会との意見交換会の中で出された意見です。

このたびの自治会連合会との懇談会で出されました意見、提言等、今後の議会改革特別委員会を進めていく上で参考にさせていただくことを約束し、また今後このような懇談会の実施を検討することを伝え、佐藤副委員長の閉会の言葉をもって閉会としました。散会は10時

29分でした。

以上、議会改革特別委員会の活動報告です。

○議長（増田宏胤君） 御報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結いたします。

委員長、御苦労さまでした。

---

### ◎議案第55号～議案第72号の一括上程、説明

○議長（増田宏胤君） 日程第5、議案上程を行います。

第55号議案から第72号議案まで一括上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。また、報告事項についても説明を願います。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成21年第3回吉田町議会定例会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について1件、決算の認定について8件、補正予算につきまして7件、契約の締結につきまして1件、人事案件について1件の合計18件でございます。このほかに4件の報告事項がございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第55号議案は、吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、健康保健法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第139号）が、平成21年5月22日に公布されたことに伴いまして、出産一時金等の支給額を平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産につきまして、暫定措置として4万円引き上げる内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第56号議案は、平成20年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成20年度の一般会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額98億1,822万4,220円、歳出総額94億2,558万8,436円、歳入歳出差し引き残額3億9,263万5,784円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第57号議案は、平成20年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成20年度の土地取得事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額1億3,758万7,257円、歳出総額1億3,757万4,274円、歳入歳出差し引き残額1万2,983円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第58号議案は、平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成20年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額

22億9,294万7,351円、歳出総額22億2,122万1,338円、歳入歳出差し引き残額7,172万6,013円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第59号議案は、平成20年度吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成20年度の老人保健事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額2億1,948万9,482円、歳出総額2億1,553万7,375円、歳入歳出差し引き残額395万1,807円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第60号議案は、平成20年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成20年度の後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額1億8,420万2,111円、歳出総額1億8,371万1,200円、歳入歳出差し引き残額49万921円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第61号議案は、平成20年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成20年度の介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額13億7,443万7,722円、歳出総額13億6,093万6,620円、歳入歳出差し引き残額1,350万1,102円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第62号議案は、平成20年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成20年度の公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額10億8,907万840円、歳出総額10億7,029万6,353円、歳入歳出差し引き残額1,877万4,487円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第63号議案は、平成20年度吉田町水道事業会計決算の認定についてでございます。

本議案は、平成20年度の水道事業会計決算につきまして、収益的収入5億6,705万3,903円、収益的支出4億3,397万4,095円、資本的収入7億3,015万7,400円、資本的支出9億8,078万415円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億5,062万3,015円は減債積立金3,000万円、建設改良費積立金7,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額2,766万3,277円、過年度分損益勘定留保資金7,877万9,243円、当年度分損益勘定留保資金4,418万495円で補てんする内容をお認めいただくとするものでございます。

第64号議案は、平成21年度吉田町一般会計補正予算(第1号)についてでございます。

本議案は、平成21年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億191万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ89億6,891万8,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

なお、本議案につきましては、速やかに事業執行を行う必要がありますことから、開会会議当日の議決をお願いするものでございます。

第65号議案は、平成21年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

本議案は、決算に伴い平成21年度の吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億4,778万4,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第66号議案は、平成21年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成21年度の吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,034万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ23億171万9,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第67号議案は、平成21年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成21年度の吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ748万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1,971万2,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第68号議案は、平成21年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成21年度の吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ49万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億478万円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第69号議案は、平成21年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成21年度の吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,253万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ15億698万4,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第70号議案は、平成21年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成21年度の吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,028万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ10億677万5,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第71号議案は、平成21・22年度吉田町総合障害者自立支援施設建設工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、吉田町総合障害者自立支援施設の新築工事につきまして、一般競争入札により、契約金額2億9,190万円で、鈴与建設株式会社藤枝営業所所長、渡辺正明と請負契約を締結することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第72号議案は、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現職であります高橋孝行委員が本年9月30日をもって任期満了となりますことから、新たに大村英行さんを吉田町教育委員会委員に任命することにつきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

続いて、報告事項でございますが、第2号報告は平成19年度吉田町健全化判断比率の報告についてでございます。

本報告は、平成20年度に報告された平成19年度決算に基づく吉田町健全化判断比率のうち、将来負担比率につきまして修正後の報告を行うものでございます。

先ほど申し上げました行政報告の中で、平成20年度の将来負担比率を91.0%と、平成19年

度と平成20年度の比較を3.9ポイントと申し上げましたが、平成20年度の将来負担比率は93.6%、比較では1.3ポイントが正しい数字でございますので、おわび申し上げ、訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

第3号報告は、平成20年度吉田町健全化判断比率報告についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率としてそれぞれ報告するものでございます。

第4号報告は、平成20年度吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、公共下水道事業特別会計の資金不足比率につきまして報告するものでございます。

第5号報告は、平成20年度吉田町水道事業会計資金不足比率の報告についてでございます。

本報告は、第4号報告と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、水道事業会計の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。

以上が上程いたします18議案と報告事項の4件の概要でございます。詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。それでは、御審議をよろしく申し上げます。

改めて、先ほどの行政報告の中で、将来負担比率につきまして、誤った数字を議員の皆様にお話し申し上げ、本当に皆様に不快な思いをさせたことを改めておわび申し上げたいと思います。申しわけございません。

○議長（増田宏胤君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

なお、第64号議案 平成21年度吉田町一般会計補正予算（第1号）については、さきの全員協議会で説明をされておりますので、ここでは説明を省略させていただきます。

説明に入ります。

会計管理者兼会計課長、久保田千江子君。

〔会計管理者兼会計課長 久保田千江子君登壇〕

○会計管理者兼会計課長（久保田千江子君） 会計課でございます。

上程いたしました第56号議案 平成20年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

お手元の決算書及び参考資料の2と3をあわせてごらんいただきたいと思います。

それでは、最初に決算書の10ページをごらんをください。

歳入総額は98億1,822万4,220円、歳出総額は94億2,558万8,436円、歳入歳出差し引き残額3億9,263万5,784円でございます。これは、前年度と比較いたしますと、歳入につきましては金額で5億5,136万3,610円、率にいたしまして5.9%の増となっております。また、歳出につきましては、金額で8億8,324万2,666円、率にいたしまして10.3%の増となっております。

それでは、内容について御説明させていただきます。2ページ、3ページをごらんください。

初めに、歳入でございます。

1款町税は収入済額63億7,855万1,736円で、前年度に比べ金額で9,711万5,880円、率にい

たしまして1.5%の減となっております。

内訳でございますが、1項町民税は25億3,192万4,352円で、前年度に比べ3.8%の増となっております。これは給与所得などの課税所得の増により個人住民税が伸びたことなどによるものでございます。2項固定資産税は33億3,329万1,222円で前年度に比べ5.1%の減となっております。これは、大手企業の償却資産の修正申告による減額などによるものでございます。3項軽自動車税は6,076万8,564円で前年度に比べ4.0%の増でありました。4項町たばこ税は、健康志向や分煙の影響によりたばこの売り上げ本数が減ったことなどにより、1億8,523万2,170円で前年度に比べ8.2%の減となりました。5項都市計画税は2億6,733万5,428円で前年度に比べ0.7%の増でありました。

なお、本年度の不納欠損額は2,042万5,220円、収入未済額は2億9,174万6,705円で、前年度に比べ金額で2,195万4,116円、率にいたしまして8.1%の増となっております。

次に、2款地方譲与税は1億1,860万円で、前年度に比べ金額で447万9,000円、率にいたしまして3.6%の減となっております。

内訳でございますが、1項自動車重量譲与税は8,975万8,000円で、前年度に比べ1.9%の減、2項地方道路譲与税は2,884万2,000円で前年度に比べ8.7%の減となっております。

3款利子割交付金は1,715万5,000円で前年度とほぼ同額でありました。

4款配当割交付金は609万9,000円で、前年度に比べ52.0%の減となっております。

5款株式等譲渡所得割交付金は265万2,000円で、前年度に比べ73.5%の減となっております。配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金とも、経済状況を反映して大きな減となっております。

6款地方消費税交付金は3億223万5,000円で、前年度に比べ4.0%の減となっております。

7款自動車取得税交付金は7,082万7,000円で、前年度に比べ14.0%の減となっております。

8款地方特例交付金は7,094万円で、前年度に比べ77.8%の増となっております。これは、児童手当特例交付金や特別交付金のほかに、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補てんするための減収補てん特例交付金や、道路特定財源の暫定税率執行期間中の自動車取得税交付金や、地方道路譲与税の減収を補てんするための地方税等減収補てん臨時交付金によるものでございます。

9款地方交付税は8,412万4,000円、これは特別交付税で、前年度に比べ2.4%の減となっております。

10款交通安全対策特別交付金は590万9,000円で、前年度に比べ6.8%の減となっております。

11款分担金及び負担金は1億3,477万8,379円で、前年度に比べ6.4%の減となっております。

内訳でございますが、1項分担金は1,091万円で、漁港施設の整備に伴う水産業費分担金でございます。2項負担金は1億2,386万8,379円で、社会福祉費の老人施設入所者負担金や児童福祉費の保育所保護者負担金負担金でございます。

12款使用料及び手数料は6,772万5,915円で、前年度に比べ0.7%の減となっております。

内訳でございますが、1項使用料は5,069万8,614円で、健康福祉センター使用料、漁港施設の占用料や使用料、道路や河川の占用料、町営住宅使用料、体育館等の教育施設の使用料などがございます。2項手数料は1,702万7,301円で、税務関係の各種証明手数料や督促料、

戸籍窓口手数料などでございます。

13款国庫支出金は3億5,376万272円で、前年度に比べ12.2%の増となっております。

内訳でございますが、1項国庫負担金は1億9,792万6,905円で、心身障害者自立支援給付費負担金や児童手当費などが主なものでございます。4ページ、5ページをごらんください。2項国庫補助金は1億4,651万8,500円で、津波高潮危機管理対策緊急事業費や、地方道路整備臨時交付金事業費などの補助金が主なものであります。国庫補助金の予算額のうち5億2,471万8,000円につきましては、平成21年度に繰越明許費として繰り越された定額給付金事業費、定額給付金給付事務費、子育て応援特別手当事業費、津波高潮危機管理対策緊急事業費の未収入特定財源でございます。3項国庫委託金は931万4,867円で、国民年金事務費などの委託金であります。

14款県支出金は4億9,197万4,044円で、前年度に比べ5.3%の増となっております。

内訳でございますが、1項県負担金は1億5,013万3,935円で、主なものは、心身障害者自立支援事業、児童手当費及び後期高齢者医療事業費などの負担金でございます。2項県補助金は2億5,419万1,541円で、空港隣接地域振興事業、重度障害者医療費助成事業などの社会福祉事業、乳幼児医療費などの保健衛生事業、水産業振興事業や水産基盤整備事業、都市計画街路事業などの補助金が主なものでございます。国庫補助金と同様に、予算額のうち2,280万円につきましては、平成21年度に繰越明許費として繰り越された津波高潮危機管理対策緊急事業費の未収入特定財源でございます。3項県委託金は8,764万8,568円で、徴税費や統計調査などの委託金が主なものでございます。

15款財産収入は2,340万8,198円で、前年度に比べ1.4%の減となっております。

内訳でございますが、1項財産運用収入は735万528円で、土地建物貸付収入、基金の利子及び配当金収入でございます。2項財産売却収入は1,605万7,670円で、不動産売却収入が主なものであります。

16款寄附金は1,058万2,000円で、これは一般寄附金及び指定寄附金でございます。このうちふるさとよしだ寄附金は16万円でございます。

17款繰入金は2億1,352万1,669円で、前年度に比べ8.2%の減となっております。

内訳でございますが、1項特別会計繰入金は4,262万1,669円で、老人保健事業特別会計、介護保険事業特別会計からの繰入金でございます。2項基金繰入金は1億7,090万円で、財政調整基金が1億7,000万円、教育振興基金繰入金が90万円でございます。

18款繰越金は前年度繰越金でございます。7億2,451万4,840円で、前年度に比べ64.1%の増となっております。

19款諸収入は4億726万6,167円で、前年度に比べ526.1%の増となっており、榛原総合病院への貸付金が主なものでございます。

内訳でございますが、1項延滞金加算金及び過料は350万7,251円で、町税の延滞金でございます。2項町預金利子は228万9,652円で、運用定期、普通預金などの利子でございます。3項貸付金元利収入は3億4,150万5,492円で、住宅資金貸付返済金が17万7,000円、榛原総合病院運営資金貸付金返済金が3億4,132万8,492円でございます。4項受託事業収入は196万8,130円で、保育所入所運営受託収入、農業者年金基金受託事業収入、静岡県土地開発公社用地取得受託事業収入でございます。5項雑入は5,799万5,642円で、納付金といたしまして、日本スポーツ振興センター納付金、総務費雑入では、県市町村振興協会交付金やコミュ

ニティ助成事業助成金、民生費雑入では、放課後児童クラブ徴収金など、衛生費雑入では、がん検診徴収金など、教育費雑入では、講座受講料などがございます。

20款町債は3億3,360万円で、前年度に比べ2.1%の減となりました。これは前年度に引き続き借入れの抑制をいたした結果でございます。

内訳といたしましては、榛南広域農道整備事業、大幡川幹線整備事業に伴う借入れや、臨時財政対策債でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。6、7ページをごらんください。

1款議会費は支出済額9,631万9,622円で、前年度に比べ3.4%の増となっております。議会運営費、議会調査活動費などが主なものであります。

2款総務費は11億404万3,217円で、前年度に比べ5.5%の減となっております。

内訳でございますが、1項総務管理費は8億5,228万2,777円で、前年度に比べ7.0%の減となっております。これは1目一般管理費において、能満寺門前整備用地借入金を平成19年度に繰り上げ償還したことにより、土地取得事業特別会計への繰出金が減額となったためでございます。このほかの主な支出といたしましては、2目財政管理費の地方公営企業等金融機構への出資金や、5目財政管理費の庁舎防水修繕工事などがございます。また11目事務改善対策費では、個人住民税の年金特徴が開始されることに伴い、システム改修が必要になったため、委託料が増額となっております。12目空港対策費では、大井神社前公園設計委託料などがございます。13目定額給付金給付費は、給付事務費として執行された以外の4億7,513万円が平成21年度に繰越明許費として繰り越されております。

2項徴税费は1億9,130万1,562円で、前年度に比べ12.4%の増でありました。これは固定資産税の基準地評価委託料などは減額となりましたが、過年度分町税還付金が増額となったことによるものであります。

3項戸籍住民基本台帳費は4,784万2,153円で、前年度とほぼ同額でございます。

4項選挙費は952万1,199円で、実施された選挙が少なかったため、前年度に比べ69.8%の減でありました。

5項統計調査費は226万9,276円で前年度に比べ50.7%の増となっており、工業統計調査や住宅土地統計調査などが実施されております。

6項監査委員費は82万6,250円で8.6%の減となっております。

次に、3款民生費は19億9,620万2,121円で、前年度に比べ13.5%の増となっております。

内訳でございますが、1項社会福祉費は8億3,211万7,815円で前年度に比べ15.2%の減となっております。これは老人保健事業から後期高齢者医療事業に移行したことにより、老人保健事業特別会計への繰出金が減額となったことが主な要因でございます。

このほかの主な支出は、1目社会福祉総務費は、社会福祉協議会運営費や福祉介護手当支給事業などがございます。3目国民健康保険費は、国民健康保険事業特別会計繰出金や、老人保健事業特別会計繰出金などがございます。4目老人福祉費は、健康福祉センター、北区いきいきセンターなどの指定管理委託料、相寿園管理組合負担金やシルバー人材センターへの補助金、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画委託料などがございます。5目心身障害者福祉費では、重度心身障害者医療費給付事業や、駿遠学園などの施設等負担金、心身障害者自立支援事業費、地域生活支援事業費などがございます。7目介護保険費は介護保険事業

特別会計繰出金でございます。

2項児童福祉費は11億6,408万2,806円で、前年度に比べ49.7%の増となっておりますが、これはさゆり保育園建設事業によるものでございます。

内容といたしましては、1目児童福祉総務費では、母子家庭医療費助成事業や、子育て応援特別事業費などがありますが、子育て応援特別事業費は2,189万3,000円が平成21年度に繰越明許費として繰り越されております。2目児童措置費は児童手当費でございます。3目保育所費は保育園5園の運営費などがございます。4目保育所建設費はさゆり保育園建設費で3億9,190万3,693円でございます。5目児童館費は児童館運営費や学童保育事業、子育て支援事業費でございます。

3項生活保護費の支出済額は1,500円でございます。

4項災害救助費は支出がございませんでした。

民生費といたしましては、老人保健事業への繰出金などは減額となりましたが、さゆり保育園建設費により増額となっております。

次に、4款衛生費は21億4,560万7,791円で、前年度に比べ33.8%の増となっております。

内訳でございますが、1項保健衛生費の主なものといたしまして、1目保健衛生総務費では榛原病院負担金が運営費のほかに財政支援費2億9,608万5,600円、運営資金貸付金3億4,000万円で、総額9億6,845万5,003円となり、これが増額の要因でございます。

このほかの支出の主なものは、救急医療対策費や広域施設組合火葬場費などがございます。2目予防費では感染症予防のための予防接種委託料や、精神障害者福祉費の医療費扶助などがございます。3目環境衛生費では合併浄化槽設置補助金や広域施設組合負担金のし尿処理費及びごみ処理費などがございます。5目母子保健衛生費では乳幼児医療費や平成20年度から中学生まで拡大した小・中学生医療費の助成などがございます。6目健康づくり事業は、若返り貯筋塾やヨガ講座などの健康づくり事業、保健センター運営費などがございます。8目健康増進事業は、がん検診などの委託料が主なものでございます。

衛生費といたしましては、広域施設組合負担金は減額となりましたが、榛原総合病院の負担金や後期高齢者医療事業事務費が増額となっており、これが増額の要因でございます。

5款労働費は286万1,000円で、前年度とほぼ同額でございます。内容といたしましては、雇用対策費や労働福祉費でございます。

6款農林水産業費は3億7,797万4,224円で、前年度に比べ9.5%の増となっております。

内訳でございますが、1項農業費は1億729万5,302円で、前年度に比べ16.1%の増でありました。主なものは、3目農業振興費の農業振興地域整備策定委託料や、5目農地費では、土地改良事業費の榛南広域農道に係る県営事業負担金などがございます。

2項林業費は626万9,268円で、前年度に比べ0.8%の増でございます。松くい虫防除事業、保安林保護環境整備費などが主なものでございます。

3項水産業費は2億6,440万9,654円、前年度に比べ7.2%の増でありました。3目漁港管理費は、港内浚渫事業、水産基盤整備事業及び津波高潮危機管理対策緊急事業などが主なものでありますが、津波高潮危機管理対策緊急事業費5,700万円が平成21年度に繰越明許費として繰り越されております。

7款商工費は6,471万1,906円で、前年度に比べ28.2%の減となっております。2目商工振興費の商工業振興事業費補助金、3目観光費では、観光振興としてたこ揚げ大会、花火大会、

小山城まつりの委託料や、展望台小山城維持管理費が主なものでございます。

なお、前年度に実施いたしました能満寺門前整備費の土地取得事業特別会計からの買い戻しがなくなったことが、商工費の減の主な要因となっております。

次に、8款土木費は13億6,357万7,476円で、前年度に比べ4.6%の増となっております。

内訳でございますが、1項土木管理費は3,584万8,083円で、前年度に比べ11.6%の減であります。土木管理費や県単道路整備事業負担金などがございます。

2項道路橋梁費は3億2,284万8,526円で、前年度に比べ0.9%の減でございます。3目道路新設改良では、大幡川幹線整備事業、カネマン大井線道路改良、日の出向原線道路改良事業、高畑高島線道路改良事業などの道路整備事業が主なものでございます。

3項河川費は3,971万7,982円で、前年度に比べ32.7%の増でございます。3目河川新設改良費の大窪川改修工事などが主なものでございます。

4項都市計画費は9億5,170万5,668円で、前年度に比べ7.0%の増でございます。1目土地利用総務費の土地利用対策費や住宅の耐震診断や耐震補強の助成事業、都市計画マスタープランの作成などがございます。土地利用事業附帯工事事業費978万円は、平成21年度に繰越明許費として繰り越されております。2目は土地区画整理事業費。3目街路事業費は榛南幹線整備事業、東名川尻幹線整備事業、中央幹線整備事業などの街路整備事業でございます。7目都市公園事業費では、小藤路公園用地の取得などが主なものでございます。

5項住宅費は1,345万7,217円で、前年度に比べ25.3%の減、町営住宅の施設補修工事が減ったためでございます。土地利用対策費や榛南幹線整備事業などの街路事業費などが土木費の増額の要因でございます。

9款消防費は3億23万6,850円で、前年度に比べ3.0%の減であります。主なものは、1目広域施設組合消防費負担金、2目非常備消防費は消防団の運営費及び消防団福利厚生費でございます。3目消防施設整備事業費は、消防用資機材の修繕や整備でございます。5目災害対策費は地震対策として、防災用品の整備や非常用給水タンクの設置などがございます。

次に、10款教育費は6億5,040万4,848円で、前年度に比べ10.9%の減となっております。

内訳でございますが、1項教育総務費は1億2,261万21円で、前年度に比べ1.0%の増でございます。2目事務局費では、小・中学校の緊急連絡システムの通信料、幼稚園就園奨励費補助金や幼稚園運営費補助金など。3目教育諸費では、小・中学校健康診断費、国際理解推進事業委託や、小・中学校活動事業費補助、そしてちいさな理科館事業費でございます。

2項小学校費は1億560万9,605円で、前年度に比べ43.4%の減であります。1目学校管理費は、3小学校の維持管理費と中央小学校校地拡張事業費などでありましたが、中央小学校グラウンド用地の取得がなくなったことにより減額となっております。2目教育振興費は保護児童の就学援助費、3目特別支援学級費は3小学校の特別支援学級運営費と就学奨励費でございます。

8ページ、9ページをごらんください。

3項中学校費は6,910万7,302円で、前年度に比べ3.7%の増で、吉田中学校維持管理費や生徒就学援助費、特別支援学級費などがございます。

4項社会教育費は1億6,181万3,094円で、前年度に比べ7.0%の減であります。1目社会教育総務費は、芸術文化推進事業や青少年健全育成事業、生涯学習事業などがございます。

2目公民館費は、中央公民館の運営費や活動費でございます。3目は学習ホール運営費、4

目図書館費は図書館の運営管理費でございます。

5項保健体育費は1億9,126万4,826円で、前年度に比べ5.6%の増でございます。1目保健体育総務費では、社会体育振興、総合体育館施設の維持管理費、そしてダンス健康づくり事業費などが主なものでございます。2目給食施設費は広域施設組合負担金、共同調理場費でございます。3目体育館運営費は総合体育館及び体育センターの運営費などでございます。

11款災害復旧費の支出はございませんでした。

12款公債費は8億7,610万6,381円で1.1%の増となっております。

内訳でございますが、1目元金償還金が7億1,122万5,955円、2目利子償還金が1億6,488万426円でございます。

13款諸支出金は4億4,754万3,000円で、前年度に比べ65.2%の増となっております。

内訳でございますが、1項普通財産取得費の支出はございませんでした。

2項基金費は4億4,754万3,000円で、前年度に比べ65.2%の増でございます。財政調整基金に3億4,723万8,000円、減債基金に4,510万3,000円、環境保全基金に1万2,000円、小・中学校建設基金に5,519万円の積み立てをいたしました。

以上が、平成20年度吉田町一般会計歳入歳出決算案でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） ここで暫時休憩いたします

再開は13時とします。

休憩 午前 11時 51分

再開 午後 1時 00分

○議長（増田宏胤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

担当課長から説明を順次お願いします。

総務課長、中村久義君。

〔総務課長兼防災監 中村久義君登壇〕

○総務課長兼防災監（中村久義君） 総務課でございます。

総務課から第57号議案、第65号議案、第72号議案の計3議案について御説明申し上げます。初めに、第57号議案 平成20年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成20年度吉田町歳入歳出決算書の一般会計の次につづられております吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算書をごらんいただきたいと思います。

その6ページをごらんください。

歳入総額1億3,758万7,257円、歳出総額1億3,757万4,274円、歳入歳出差し引き残額1万2,983円という決算内容をお認めいただくものがございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

8ページ、9ページの事項別明細をごらんください。

まず、1款1項の財産運用収入の収入済額でございますが、16万5,536円でございます。これは、土地開発基金に係る利子の収入でございます。

続きまして、2款1項の繰入金でございますが、収入済額は1億3,730万8,274円でございます。これは、総合運動公園整備用地取得に係る借り入れの定期償還分を一般会計から繰入金として収入したものでございます。

次に、3款1項の繰越金でございますが、これは前年度繰越金でございますが、金額は10万4,512円でございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

4款1項の預金利子でございますが、収入済額は8,935円でございます。これは、土地取得事業特別会計の預金の利子収入でございます。

次に、歳出でございますが、12ページ、13ページをごらんください。

1款1項1目の一般管理費は26万6,000円でございます。これは、土地開発基金への積立金でございます。2目の財産取得費及び3目の繰出金につきましては、支出はございませんでした。

次に、4目の公債費でございますが、1億3,730万8,274円でございます。これは先ほど歳入での御説明と重複いたしますが、総合運動公園整備用地の借り入れに係る定期償還分を公債費で支出したものでございます。

償還の詳しい状況につきましては、24ページに用地先行取得債償還表を掲載させていただきました。また23ページには、平成20年度末土地残高を掲載させていただきましたが、この附属資料といたしまして、参考資料ナンバー4の平成20年度末土地取得事業特別会計所有地一覧図を提出させていただきました。

以上が57号議案の平成20年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についての内容でございます。

続きまして、第65号議案 平成21年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書をごらんください。

今回の補正予算は、表紙の裏の第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれ1万1,000円を追加させていただき、総額を1億4,578万4,000円とさせていただくものでございます。詳しくは3ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、3款の繰越金に前年度繰越金の1万1,000円を追加し、総額を1万2,000円とさせていただきます。

次に、歳出でございますが、1款総務費の一般管理費土地開発基金積立金に歳入と同額の1万1,000円を追加させていただき、総額を1万3,000円とする補正をお認めいただくものでございます。

以上が第65号議案 平成21年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についての内容でございます。

続きまして、第72号議案 吉田町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

議案書の28ページをごらんいただきたいと思います。

本議案は、現在教育委員長でもあります高橋孝行委員が、本年9月30日をもって任期満了となりますことから、新たに大村英行氏を教育委員会の委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いする

ものでございます。

大村氏の住所につきましては、吉田町住吉2230番地の2、氏名は大村英行。生年月日は昭和36年4月3日、現在48歳でございます。大村氏は教育、学術及び文化に関しましては、高い識見を有し、教育委員会委員として町の教育行政を担っていただけるものと確信しております。

以上が総務課からの3議案につきましての御説明でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 町民課長、大石修司君。

〔町民課長 大石修司君登壇〕

○町民課長（大石修司君） 町民課でございます。

町民課からは、第55号議案、第58号議案、第59号議案、第60号議案、第66号議案、第67号議案、第68号議案の7議案につきましてお認めをいたどころとするものでございます。

最初に、第55号議案 吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

議案書の1ページと2ページ、参考資料ナンバー1の新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、国の緊急少子化対策として、健康保険法施行令等の一部改正をする政令が、平成21年5月22日に公布、施行されたことに伴いまして、出産育児一時金等の支給額を、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの2年間の暫定措置として4万円を引き上げるものでございます。

具体的には、出産育児一時金の金額を38万円から42万円に引き上げるもので、合わせて被保険者等が手元に現金を用意する負担を軽減するため、分娩機関への直接払いを行おうとするものであります。

財源といたしましては、4万円のうち2分の1の2万円につきましては国庫補助で賄い、残りの2分の1のうちの3分の2、つまり全体の3分の1につきましては一般会計から繰出金とし、その対象経費は地方交付税で賄い、保険者で賄いますのは全体の6分の1、金額では6,667円ということになります。

条例の附則におきまして、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの経過措置とするとともに、出産育児一時金の額を38万円から42万円に引き上げること。施行日を平成21年10月1日にすることを追加するものでございます。

なお、国民健康保険運営協議会に諮問をし、答申をいただきましたので、今議会に議案として上程し、お認めをいたどころとするものであります。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

次に、第58号議案 平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

議案書の7ページと8ページ、別冊の平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書、あわせて参考資料ナンバー5をごらんください。

まず、別冊決算書でございますが、一般会計、土地取得会計の次にあります国民健康保険事業をごらんください。こちらの6ページをごらんください。

歳入総額2億9,294万7,351円、歳出総額2億2,122万1,338円、差し引き額は7,172万6,013円であります。

次に、決算書の2ページから3ページをごらんください。

歳入は予算総額23億3,702万1,000円に対しまして、収入済額が22億9,294万7,351円であり、前年度と比較しますと、1億4,311万2,734円、5.9%の減となっております。不納欠損額が1,741万8,741円、収入未済額が2億6,871万3,268円であります。

歳入の内訳を申し上げますので、8ページ、それから9ページの歳入事項別明細書をごらんください。

1款国民健康保険税は、収入済額が8億3,138万3,112円、前年度と比べますと、1億7,460万円、17.4%の減となっております。収納率につきましては、現年度分で90.55%、前年度よりも1.65下回り、過年度につきましても18.92%、前年度を3.40%下回っております。これは、平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートし、75歳以上の被保険者の約2,200人が国民健康保険から後期高齢者医療に移行したことが主な要因となっております。

10ページから11ページをごらんください。

2款使用料及び手数料につきましては、督促手数料で収入済額が35万5,900円、ほぼ前年並みとなっております。

3款国庫支出金につきましては、収入済額が4億4,918万9,158円で、前年度と比べまして815万円、1.8%の減となっております。これは、国庫負担金の中の特定健康診査制度等負担金、国庫補助金の中の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金が新たに加わったものの、前年度まで制度改正分として構成されていまして特別調整交付金の減少や、国民健康保険から後期高齢者医療への被保険者が移行したことで、療養給付費等負担金が大幅に減少したことが大きな要因であります。

次に、12ページから13ページをごらんください。

4款の療養給付費等交付金につきましては、収入済額が1億7,038万289円で、前年度と比較して2億9,027万6,000円、63.0%の減となっております。これは、退職者の療養給付費等の支払いに対しまして、保険税収入で賄うことのできない部分を社会保険診療報酬支払い基金から交付されるものでありますが、減少の要因につきましては、医療制度改革に伴いまして、退職者医療制度が、一部の経過措置は残されたものの、平成20年度から廃止されたことによるものでございます。

次に、14ページから15ページをごらんください。

5款の前期高齢者交付金につきましては、収入済額3億9,310万3,106円で皆増となっております。これは、医療制度改革に伴いまして、前期高齢者に係る保険者間の不均衡の調整を図るもので、保険者から徴収する前期高齢者納付金を財源としまして、社会保険診療報酬支払基金から市町村国保に対しまして交付されるものでございます。

6款県支出金につきましては、1億911万1,547円となり、前年度と比べまして1,260万3,000円、10.4%の減となっております。これは制度改正によりまして新たに特定健康診査等負担金に加わりましたが、財政調整交付金が減少したことが主な要因であります。

次に、16ページから17ページをごらんください。

7款の共同事業交付金につきましては、1億7,569万9,968円で前年度と比べまして723万1,000円、4.3%の増となっております。この交付金は、国民健康保険における高額医療費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和するための事業で、一般被保険者を対象に支給した実績に基づいて交付されるものと、保険財政共同安定化事業交付金から成っております。

8 款の財産収入につきましては、68万8,158円で、これは基金残高の増加が主な要因でございまして、前年度と比べまして7,000円、1.0%の増となっております。

9 款繰入金につきましては、6,322万6,932円で、前年度に比べまして2,280万4,000円、26.5%の減となっておりますが、これは制度改正によりまして、保険基盤安定繰入金の軽減の対象者が減ったこと。出生数の減少による出産育児一時金の減少が主な要因であります。

次に、18ページから19ページをごらんください。

10 款繰越金は8,895万3,317円であり、前年度と比べまして4,226万6,000円、32.2%の減となっております。

次に、20ページから21ページをごらんください。

11 款諸収入は1,085万5,864円で、これは延滞金預金利子として雑入の交通事故等による第三者行為の納付金返還金等で、前年度と比べまして724万円、200.2%の増となっておりますが、これにつきましては、第三者行為によります交付金が主な要因であります。

以上が歳入であります。

次に、歳出でございしますが、少しページを戻っていただきまして、4ページから5ページをごらんください。

予算総額23億3,702万1,000円に対しまして、支出済額が22億2,122万1,338円であります。前年度と比べますと、1億2,588万5,130円、5.4%の減となっており、不用額は1億1,579万9,662円であります。

歳出の内訳を申し上げますので、24ページから25ページの歳出事項別明細書をごらんください。

1 款総務費は1,314万7,289円で、これは臨時職員の賃金、電算委託料、郵送料などの一般管理費、国保連合会の負担金、賦課徴収に係る徴税費、運営協議会の費用で、前年度に比べまして581万5,000円、30.7%の減となっておりますが、こちらにつきましては、前年度に繰越明許費として執行しました電算システム改修委託料510万円がありますので、これが減の主な要因となっております。

次に、28ページから35ページをごらんください。

2 款保険給付費につきましては、14億2,898万232円で、28ページから療養諸費、30ページから高額療養費、34ページからは出産育児諸費及び葬祭費等で、これらが歳出の大半を占めたこととなります。前年度に比べまして、3,975万4,000円、2.7%の減となっておりますが、これは制度改正に伴って、国民健康保険から後期高齢者医療へ被保険者が移ったことが大きな要因です。

なお、退職者医療制度の一部の経過措置を残せたものの、平成20年度から廃止されたことに伴いまして、療養給付費、それから療養費、高額医療費の一般被保険者等と退職被保険者の割合が前年とは大きく変わっています。

次に、36ページから37ページをごらんください。

3 款後期高齢者支援金等につきましては、3億180万8,654円であり、皆増であります。これは制度改正に伴いまして、平成20年度から新たに設けられたものでございます。被用者保険や国保の被保険者が後期高齢者の医療給付費等を賄うために、現役世代から行います支援金でありまして、後期高齢者支援金を社会保険診療報酬支払基金へ納付するものでございます。

4 款前期高齢者納付金等につきましても、40万6,386円でありまして、これも皆増であり

ます。こちらも制度改正に伴いまして、平成20年度から新たに設けられましたもので、各保険者間の前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の額が各保険者の事務的経費に占める割合を勘案しまして、全保険者で公平に再配分する調整措置でございます。

次に、38ページから39ページをごらんください。

5款の老人保健拠出金につきましては、3,742万1,591円で、老人保健事業の財源となります医療費拠出金、事務費を社会保険診療報酬支払基金に納付したものでございます。前年度に比べまして3,719万4,000円、90.9%減となっておりますのは、後期高齢者医療制度の補正に伴うものでございます。

次に、40ページから41ページをごらんください。

6款介護納付金につきましては、1億2,709万3,892円で、介護保険法の40歳から64歳までの第2号被保険者を対象としまして、社会保険診療報酬支払基金に納付したもので、前年度に比べまして1,419万5,000円、10.0%の減となっておりますのは、これは前々年度の精算によるものでございます。

7款共同事業拠出金につきましては、2億1,166万7,658円で、保険者の財政運営の不安定を解消するため、高額医療費等共同事業の実施主体であります静岡県国民健康保険団体連合会が運営します事業に対しまして、町が拠出金として負担するものでございますが、前年度に比べまして229万4,000円、1.1%の増となっております。

42ページから43ページをごらんください。

8款保険事業費につきましては、2,112万1,336円で、国保事業の円滑なる運営と健康増進のための費用でございまして、特定健康診査、特定保健指導を初め、診療費の一部を負担する人間ドック委託料、保健センターが中心で行っております健康教室、さらには医療費通知作成委託料などがあります。前年度に比べまして2,395万5,000円、194.7%の増となっておりますのは、平成20年度からスタートしました特定健康診査等が加わったものによるものでございます。

次に、46ページから47ページをごらんください。

9款基金積立金につきましては、7,804万3,000円で、診療報酬支払準備基金への積立金であり、前年度に比べまして2,217万8,000円、37.2%の増となっております、年度末の現在高につきましては、利子を含めまして、3億9,162万5,674円となっております。

10款の公債費につきましては、一時借入金の利息分ではありますが、前年度での実績はございません。

それから、48ページから49ページをごらんください。

11款諸支出金につきましては153万1,300円で、一般被保険者と退職被保険者保険税還付金、療養給付費等負担金償還金、退職療養給付費交付金償還金で前年度に比べまして3,382万4,000円、95.6%の減となっております。これは、平成19年度決算におきまして、国・県及び社会保険診療報酬支払基金の償還金がなかったことによるものでございます。

次に、50ページから51ページをごらんください。

12款予備費につきましては、94万2,000円を充用しまして、充用金額につきましては、前年度に比べまして956万2,000円減となっております。

再び戻っていただきまして、6ページをごらんください。

歳入総額が22億9,294万7,351円。これから、歳出総額22億2,122万1,338円を差し引いた

7,172万6,018円が平成21年度で繰り越しをさせていただくものでございます。

以上が第58号議案 平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、第59号議案 平成20年度吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

議案書の9ページと10ページ、別冊の吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算書、あわせて参考資料ナンバー6をごらんください。

最初に、決算書の6ページをごらんください。

歳入総額2億1,948万9,182円、歳出総額2億1,553万7,375円、差し引き額は395万1,807円であります。

次に、決算書の2ページから3ページをごらんください。

歳入は予算総額2億2,223万7,000円に対しまして、2億1,948万9,182円であります。前年度に比べますと、17億5,220万2,701円、88.9%の減となっております。これは、医療制度改革に伴いまして、老人保健制度が廃止され、後期高齢者医療制度に移行しましたことから、平成20年度につきましては3月分1カ月分のみ執行となりましたことが大きな要因であります。

歳入の内訳を申し上げますので、8ページから9ページの歳入事項別明細書をごらんください。

1款支払基金交付金につきましては、9,255万4,000円で、前年度と比べまして、8億9,243万6,000円、90.6%の減となっております。

2款国庫支出金につきましては、5,959万606円で、前年度と比べまして5億981万円、89.5%の減となっております。

3款県支出金につきましては、1,432万7,902円で、前年度と比べまして、1億2,933万4,000円、90.0%の減となっております。

10ページから11ページをごらんください。

4款繰入金につきましては、2億2,123万1,000円で、前年度と比べまして1億6,238万7,000円、88.4%の減となっております。

5款繰越金は3,086万7,930円で、前年度と比べ5,157万3,000円、62.6%の減となっております。

6款諸収入は、91万7,744円で前年度と比べ666万3,000円、87.9%の減となっております。

以上が歳入であります。

次に、歳出ですが、少しページを戻っていただきまして、4ページから5ページをごらんください。

予算総額2億2,223万7,000円に対しまして、支出済額が2億1,553万7,375円あります。前年度と比べますと17億2,528万6,578円、88.9%の減となっており、不用額は669万9,625円あります。歳出も制度改正によりまして、大幅な減となっております。

歳出の内訳を申し上げますので、12ページから13ページの歳出事項別明細書をごらんください。

1款医療諸費は1億7,586万1,919円で、前年度に比べまして16億9,240万3,000円、90.6%の減となっております。

2 款諸支出金は、3,967万5,456円で、前年度に比べまして3,288万4,000円、45.3%の減となっております。

再び戻っていただきまして、6 ページをごらんください。

歳入総額 2 億1,948万9,482円から、歳出総額 2 億1,553万7,375円を差し引いた395万1,807円が平成21年度へ繰り越しをされていくものでございます。

以上が第59号議案 平成20年度吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、第60号議案 平成20年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

議案書の11ページと12ページ、別冊の吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書、あわせて参考資料ナンバー7をごらんください。

この特別会計は、老人保健制度が廃止されまして、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい後期高齢者医療制度を創設したことから、法律に基づきまして、平成20年度から新たに設置し、予算執行したものでございます。

最初に、決算書の6 ページをごらんください。

歳入総額 1 億8,420万2,121円、歳出総額 1 億8,371万1,200円、差し引き額が49万921円あります。

次に、決算書の2 ページから3 ページをごらんください。

歳入ですが、予算総額 1 億8,527万1,000円に対しまして、収入済額は1 億8,420万2,121円あります。

歳入の内訳を申し上げますので、8 ページの歳入事項別明細書をごらんください。

1 款後期高齢者医療保険料は、1 億5,610万6,400円で、75歳以上の後期高齢者の皆様からいただいた保険料でございます。

2 款使用料及び手数料は2 万1,900円で督促手数料であります。

3 款繰入金は2,804万9,400円で、低所得者世帯の均等割額減額分及び社会保険料等の給与者の均等割額減額分は、一般会計から負担した繰入金であります。

4 款諸収入は2 万4,421円で延滞金及び預金利子であります。

以上が歳入であります。

次に、歳出でございますが、少しページ戻っていただきまして、4 ページから5 ページをごらんください。

予算総額 1 億8,527万1,000円に対しまして、支出済額が1 億8,371万1,200円あります。

歳出の内訳を申し上げますので、12ページから13ページの歳出事項別明細書をごらんください。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、1 億8,371万1,200円で、後期高齢者の皆様からいただいた保険料と、低所得者層に対しましては保険料を減額した分を町から繰り入れた分であります。

2 款の予備費は執行がありませんでした。

再び戻っていただきまして、6 ページをごらんください。

歳入総額 1 億8,420万2,121円から、歳出総額 1 億8,371万1,200円を差し引いた49万921円が平成21年度で繰り越しをさせていただくものでございます。

以上が第60号議案 平成20年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでありました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

次に、第66号議案 平成21年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

議案書の21ページと別冊の補正予算書をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,034万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億171万9,000円とするものであります。今回の補正は、平成20年度決算に基づくものであります。

補正予算書の1ページと事項別明細書の5ページからごらんください。

歳入につきましては、1款国民健康保険税の1,632万6,000円の増額であります。一般医療分は歳出における保険給付費の伸びを勘案して増額したものです。それから、歳出における老人保健拠出金の決定を受けて増額したものです。後期高齢者支援分は、歳出における後期高齢者支援金等の決定を受けて増額したものです。介護納付金分は歳出における介護納付金の決定を受けて減額したものであります。

6ページから7ページをごらんください。

3款国庫支出金の4,310万9,000円の増額のうち、国庫負担金は療養給付費等負担金の現年度分で、歳出における保険給付費の伸びを勘案した増額であります。過年度分は、前年度の精算分であります。

国庫補助金の財政調整寄交付金は、75歳になられた方々誕生月に国民健康保険と後期高齢者医療の二つの制度に加入して、医療費が一定額を超えた場合に、高額療養費特別給付費を支給して負担軽減を図るものであり、介護従事者処遇改善臨時特別交付金は、介護保険料の上昇を抑制するための財政措置として、介護納付金の負担軽減を図るものであります。

出産育児一時金は、緊急少子化対策として、21年10月から2年間に限り措置されるもので、4万円の2分の1が補助対象額であります。

4款療養給付費等交付金の44万4,000円の増額は、前年度精算分であります。

8ページをごらんください。

5款前期高齢者交付金は452万4,000円。こちらは社会保険診療報酬支払基金の決定によるもので増額をしたものでございます。

さらに10款の繰越金6,172万6,000円は、平成20年度の決算を受けて増額するものであります。

9ページから10ページをごらんください。

歳出では2款保険給付費のうち、療養諸費の一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費は、実績を踏まえて医療費の伸びを勘案して増額したものであります。

出産育児諸費の出産育児一時金は、法律改正に伴う国庫補助金を見込んだ財源振りかえでありまして、支払手数料もこれに伴う増額であります。さらに葬祭費は、実績を踏まえて伸びを勘案したものでございます。

11ページの3款後期高齢者支援金等の53万3,000円の増額。それから12ページの4款前期高齢者納付金等の15万9,000円の減額、13ページの5款老人保健拠出金の552万3,000円の増額、14ページの6款介護納付金1,964万円の減額は、社会保険診療報酬支払基金の決定によるものであります。

15ページをごらんください。

9 款の基金積立金の251万8,000円は、国庫補助金の介護従事者処遇改善臨時特別交付金と、前年度基金利子相当分を積み立てるものでございます。

16ページをごらんください。

11 款諸支出金は、退職被保険者等保険税還付金に10万円増額し、高額療養費特別支給金の6万3,000円は、平成20年4月から12月までに75歳になられ、誕生月に国保と後期高齢者医療制度に加入し、一定額を超えて支払った医療費につきまして負担軽減を図るための措置でございます。

12 款予備費につきましては1,000万円の増額。こちらはこれまでの充用状況と保険給付費の伸びを勘案しまして計上したものでございます。

以上が第66号議案 平成21年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、第67号議案 平成21年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）についての説明をさせていただきます。

議案書の22ページと別冊の補正予算書をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ748万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,971万2,000円とするものでございます。

補正予算書の1ページ、事項別明細書の3ページからごらんください。

歳入につきましては、2 款の国庫支出金に350万5,000円、3 款の県支出金に13万3,000円の増額。こちらはいずれも実績に基づく精算分であります。

4 ページの5 款繰越金385万1,000円は、平成20年度の決算を受けて増額するものであります。

5 ページをごらんください。

歳出では、2 款諸支出金のうち、前年度分の精算が確定したことによる償還金としまして2万8,000円を増額し、一般会計繰出金として746万1,000円を増額するものであります。

今回の補正は、平成20年度決算に基づくものであります。

以上が第67号議案 老人保健事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、第68号議案 平成21年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

議案書の23ページと別冊の補正予算書をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億478万円とするものであります。

補正予算書の1ページ、事項別明細書の3ページをごらんください。

歳入につきましては、4 款繰越金の49万円は、平成20年度の決算を受けまして増額するものであります。

4 ページをごらんください。

歳出では、1 款後期高齢者医療広域連合納付金の44万6,000円の増額は、平成21年の4月から5月に納入した前年度保険料と、還付未済額分と延滞金で、これは広域連合に納めるものであります。

5 ページの 2 款諸支出金の 4 万 4,000 円の増額は、預金利子と督促料でありまして、一般会計へ繰り出すものであります。

今回の補正は、平成 20 年度の決算に基づくものであります。

以上が町民課からの 7 議案の説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

〔社会福祉課長 水野辰明君登壇〕

○社会福祉課長（水野辰明君） 社会福祉課でございます。

社会福祉課から本議会に上程いたします第 71 号議案 平成 21・22 年度吉田町総合障害者自立支援施設建設工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

提出議案の 26 ページ、27 ページと参考資料ナンバー 11 の 1 ページ、2 ページをごらんください。

吉田町総合障害者自立支援施設建設事業につきましては、平成 20 年度に株式会社日総建に基本設計及び実施設計を業務委託しまして、関係機関の皆様の御意見を伺いながら作成を行いました。

実施設計の概要であります。構造は壁式鉄筋コンクリート造り 1 階建て、規模は敷地面積 4,797.67 平方メートルに対しまして、建築面積 1,041.88 平方メートル。延べ床面積は 969.23 平方メートル。施設の基本コンセプトであります障害を持つ人が安心して支えの場となり、地域の人々が手を差し伸べ、ともに歩む施設とし、施設での支援や地域の人々に支えられながら、自立への力をはぐくむ場といたします。

生活介護の場、就労継続支援 B 型の場、地域活動支援センターの場、障害児放課後児童クラブの場、四つのゾーンを設けまして、それぞれの方の状態に対応する空間とするほか、相談支援や障害者同士の交流や地域の人々との交流を図る施設とします。

この実施設計に基づきまして、建築確認申請を進めてまいりまして、7 月の 1 日に建築確認の確認済書が交付をされました。これを受けまして、施設建設工事の受付として、7 月 10 日に入札参加資格委員会において、資格要件の決定を受け、7 月の 14 日の日に入札公告により一般競争入札参加者の受け付けを 7 月の 15 日から開始し、7 月 24 日までに 5 社の入札参加資格確認申請が提出をされました。この 5 社につきまして、7 月の 27 日に開催をされました入札参加資格委員会において審査が行われ、この 5 社の参加資格が確認をされたことを受けまして、7 月 30 日付で確認結果を通知するとともに、設計書及び図面を提供しまして、その後、質問書の提出とその回答書の縦覧を経た後に、8 月の 12 日の午前 10 時から町民ホールにおきまして、5 社による入札の執行をいたしました。

入札の結果、鈴与建設株式会社藤枝営業所が、金額 2 億 7,800 万円で落札をいたしましたので、落札価格に 100 分の 5 を加えた金額であります 2 億 9,190 万円で 8 月 14 日に仮契約をしております。この仮契約は、地方自治法第 96 条の議決権の規定によりまして吉田町が定めた議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条において、議会に付すべき契約としまして、予定価格 5,000 万円以上の工事または製造の請負という規定に基づきまして、本議会におきまして契約の締結について議案として上程をさせていただき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、社会福祉課から契約の締結につきまして、1 件の議案につきまして御説明申し上げます。

ました。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 高齢者支援課長、池ヶ谷恭子君。

〔高齢者支援課長 池ヶ谷恭子君登壇〕

○高齢者支援課長（池ヶ谷恭子君） 高齢者支援課でございます。

本定例会に上程いたしました第61号議案、第69号議案について御説明申し上げます。

初めに、第61号議案 平成20年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

提出議案の13ページ、吉田町後期高齢者医療事業特別会計の次にあります吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書の6ページをごらんください。

平成20年度吉田町介護保険事業特別会計の歳入総額は13億7,443万7,722円、歳出総額は13億6,093万6,620円、歳入歳出差し引き残額1,350万1,102円という内容をお認めいただくとするものでございます。

前年対比で歳入は4.9%の増、歳出は5.1%の増となっております。

歳入歳出決算書の2ページ、3ページ及び参考資料ナンバー8をごらんください。

歳入でございますが、1款保険料は、第1号被保険者保険料で収入済額2億4,982万9,201円、前年対比3.0%の増となっております。増額の主な要因といたしましては、1号被保険者が前年対比で188人、率で3.3%増加したことによる増額であります。

保険料の収納状況は、収納率98.07%、不納欠損額は123万7,459円となっております。

2款使用料及び手数料は2万3,100円で、保険料の督促手数料等です。

3款国庫支出金は2億9,668万3,680円で、前年対比9.9%の増でございます。

国庫支出金は介護給付費等に対する法定費用負担分で、国庫補助金は調整交付金及び地域支援事業の負担分で、調整交付金の交付率は今年度4.05%となっております。

4款支払基金交付金は4億119万8,000円で、前年対比で5.2%の増で、介護給付費の法定費用の31%であります。

5款県支出金は1億9,252万2,340円で、前年対比4.7%の増で、保険給付及び地域支援事業の負担分であります。

6款財産収入は準備基金の利子であります。

7款繰入金は2億1,831万4,339円で、前年対比5.8%の増で、一般会計からの繰入金が介護給付費等の法定費用率に基づく増額となっております。

基金繰入金は、介護給付費準備基金を平成20年度事業実施のため取り崩しをしたものです。

8款繰越金は1,523万7,846円で、平成19年度決算によるものでございます。

9款諸収入は24万1,879円で、雑入の第三者行為納付金、預金利子が主な収入となっております。

次に、歳出を申し上げます。

決算書4ページ、5ページをごらんください。

1款総務費3,451万639円、前年対比4.2%の減です。主な支出として、3項の介護認定審査会会費で介護認定事務局運営負担金であります。

2款保険給付費は12億6,778万9,987円で、前年対比4.7%の増額となっております。平成20年度は、第3期介護保険事業の最終期に当たりますが、保険の給付状況は総額では事業計画の計画値にほぼ沿った給付となっております。

1 項の介護給付費の居宅介護及び施設サービス費と 4 項の特定入所者介護サービス費が主な支出となっております。

3 款基金積立金は1,831万6,000円で、平成19年度決算による介護給付準備積立金と介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金でございます。平成20年度末現在で介護給付準備積立基金は9,858万2,762円となります。

4 款地域支援事業費は3,067万5,511円、前年対比で29.3%の増額となっておりますが、虚弱高齢者を生活機能評価により調査、抽出する特定高齢者把握事業を計上したことから、介護予防事業の増額となったものです。

6 款諸支出金の償還金及び還付加算金は、648万7,137円で、主な支出は、介護給付費、地域支援事業費、事務費において交付決定額を実績が下回ったため精算を行う償還金でございます。

繰出金は315万7,346円で、償還金と同様に介護給付費、地域支援事業費、事務費において実績が一般会計からの繰入金を下回ったことから精算を行い、一般会計へ返還したものでございます。

以上が平成20年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書（案）でございます。

続きまして、第69号議案 平成21年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

提出議案書の24ページと別冊予算書をごらんください。

平成21年度吉田町介護保険事業特別会計の歳入歳出の総額に1,253万円を追加し、歳入歳出の総額を15億698万4,000円とすることをお認めいただくとするものでございます。

予算書3ページをごらんください。

歳入でございます。

3 款の国庫支出金当初予算 3 億1,682万3,000円に対して、36万7,000円を増額するものがありますが、平成20年度の国庫負担金について実績が交付決定額を上回ったことにより、前年度精算金を増額するものです。

7 款繰入金、当初予算 2 億3,778万1,000円に対して、33万9,000円を減額するものでございます。包括支援センター職員の人事異動に伴う人件費の減額及び緊急雇用創出事業を活用し、人材を確保し、包括支援センターの相談業務等の充実を図るため、予算計上をするものです。

4 ページをごらんください。

8 款の繰越金、当初予算100万円に対し、1,250万2,000円を増額するものでありますが、平成20年度決算に伴い、歳入歳出残額を計上するものです。

予算書5ページをごらんください。

次に、歳出でございますが、3 款基金積立金、当初予算 1 万5,000円に対して、485万9,000円の増額を計上するものでございます。介護給付費準備基金条例に基づき、前年度の剰余金の範囲で積み立てを行うものですが、本年度の積立金は、平成20年度介護保険事業特別会計歳入歳出差し引き残額から給付費等の精算による返還金を差し引き、精算金を増額。当初予算額を差し引いて算出したものです。

予算書6ページをごらんください。

4 款地域支援事業費、当初予算4,740万1,000円に対して、33万9,000円を減額するもので

ございます。地域包括支援センター職員の人事異動による人件費を165万2,000円減額し、緊急雇用創出事業を活用し、包括支援センターの相談業務等の充実を図る人材を確保するため、129万3,000円を増額するものです。

7ページをごらんください。

6款の諸支出金のうち、償還金につきましては、当初予算3,000円に対して631万円の増額を計上するもので、国庫負担金、社会保険診療報酬支払基金、県負担金の交付決定額を実績が下回ったため、返還するものでございます。

8ページをごらんください。

一般会計繰入金は、当初予算1,000円に対して170万円の増額を計上するもので、償還金と同様の考え方で、平成20年度の介護給付費、地域支援事業費、事務費において実績が一般会計からの繰入金を下回ったことから、返還するものでございます。

以上が平成21年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）案でございます。

以上、2議案につきまして御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 下水道課長、芝原弘幸君。

[下水道課長 芝原弘幸君登壇]

○下水道課長（芝原弘幸君） 下水道課でございます。

本定例会に上程いたしました第62号議案、第70号議案の2議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第62号議案 平成20年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

決算書の6ページをごらんいただきたいと思います。

歳入総額10億8,907万840円、歳出総額10億7,029万6,353円、歳入歳出差し引き残額1,877万4,487円という内容をお認めいただくとするものでございます。前年度対比で歳入は4.5%の減、歳出は0.6%の減となっております。なお、この残額は平成21年度へ繰り越すものでございます。

内容につきまして御説明を申し上げます。

歳入につきましては、決算書の2ページ、3ページと事項別明細書8ページから13ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の1款分担金及び負担金、収入済額3,398万4,880円、前年度比104.9%は受益者負担金でございます。

2款使用料及び手数料の収入済額6,188万2,420円、前年度比108.4%。収入未済額104万7,822円、不納欠損額24万6,560円は、下水道使用料が主なものでございます。

3款国庫支出金、収入済額8,000万円、前年度比88.9%は、汚水処理施設整備交付金でございます。

4款繰入金、収入済額5億4,297万1,000円、前年度比94.1%は、一般会計からの繰入金で職員人件費と公債費を一般会計から繰り出し補ったものでございます。

5款繰越金6,397万9,708円、前年度比654.5%は、前年度からの繰越金でございます。

6款諸収入、収入済額35万2,832円、前年度比0.7%は、預金利子、雑入の区域外接続による下水道の納付金が主なものでございます。

7款町債3億590万円、前年度比94.4%は、管渠建設費と公営企業借換債の起債分でございます。

以上、歳入合計10億8,907万840円となります。

次に歳出でございますが、決算書4ページ、5ページと事項別明細書の14ページからと参考資料ナンバー9をごらんいただきたいと思っております。

1款公共下水道事業費の収出済額4億2,094万9,205円、前年度比70.5%は管渠建設費、管渠維持管理費、浄化センター維持管理費の目がございます。

まず、管渠建設費ですが、支出済額3億2,642万8,717円、前年度比63.9%は、職員人件費のほか、公共管渠建設の11件を初め、町単独の管渠建設、その他附帯工事や取り付け管設置など、23件の工事費と実施設計等の委託料などが主なものでございます。

次に、管渠維持管理費でございますが、支出済額708万9,494円、前年度比66%は、下水道台帳の作成業務やマンホール内ポンプの保守点検委託料、電気使用料が主なものでございます。

次の浄化センター維持管理費の支出済額8,743万994円、前年度比115.1%は、浄化センターの運転管理等8件の委託料、活性炭入れかえ手数料と電気使用料や薬品等の消耗品などの需用費が主なものでございます。

2款公債費の支出済額6億4,934万7,148円、前年度比135.5%は、起債の償還元金4億3,840万6,041円、前年度比166.4%と、償還金利子及び一時借入金利子の2億1,094万1,107円、前年度比97.8%でございます。

償還元金等の高い伸び率につきましては、参考資料の9ページにございますように、地方公営企業等金融機構の借換債のためでございます。

3款予備費につきましては支出はございませんでした。

以上、歳出合計は10億7,029万6,353円となります。

この結果、歳入歳出差し引き残額は1,877万4,487円となり、この額を21年度へ繰り越すものでございます。

以上が平成20年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の議案でございます。

続きまして、第70号議案 平成21年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書第1号をごらんいただきたいと思っております。

平成21年度吉田町公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,028万2,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億677万5,000円とすることを認めいただくとするものでございます。

この補正につきましては、歳入として、決算に基づく繰越金が当初予算を上回るが見込めるため、繰越金の増額と大口顧客企業からの排水量の大幅な減少による使用料の減額。歳出として、8月11日発生した駿河湾地震被災による道路舗装、浄化センターの修繕と、浄化センターの故障した機器の修繕のため、公共下水道事業費の管渠建設費、浄化センター維持管理費の増額をお願いしたいというものでございます。

3ページをごらんください。

歳入でございますが、2款の使用料及び手数料の下水道使用料現年度分349万2,000円の減額をさせていただくものでございます。

5款繰越金は、ただいま決算の説明を申し上げましたが、平成20年度の実質収支額1,877万4,000円を繰り越しし、1,377万4,000円増額させていただくものであります。

次に、歳出でございますが、4ページ、5ページをごらんください。

1款の公共下水道事業費1,228万8,000円増額させていただくもので、内容としまして、管渠建設費、町単管渠建設費の工事請負費242万3,000円の増額、浄化センターの維持管理費の需用費986万5,000円増額させていただき、機械備品施設整備の修繕料をお願いさせていただきたいというものでございます。

2款の公債費の利子につきましては、200万6,000円の減額。これは前年度に借入れ起債額を減額させたこと及び借入れ利率も安かったため、不用額200万6,000円の減額を行うものでございます。

以上が平成21年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議案でございます。

以上、2議案につきまして御説明を申し上げます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 水道課長、岩本忠博君。

[水道課長 岩本忠博君登壇]

○水道課長（岩本忠博君） 水道課でございます。

水道課から、第63号議案 平成20年度吉田町水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

別冊の平成20年度吉田町水道事業会計決算書及び参考資料ナンバー10をごらんください。

なお、本決算書の水道事業決算報告書及び水道事業報告書中の建設改良工事の概況につきましては、消費税込みでの金額を提示しております。

損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、水道事業報告書中の事業収入に関する事項及び収益費用明細書、資本的収支明細書につきましては、消費税抜きでの金額で計上しておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、1ページの収益的収入及び支出の収入につきまして御説明申し上げます。

第1款水道事業収益の決算額は5億6,705万3,903円で、前年対比101.8%でございます。

第1項の営業収益は5億4,493万8,809円で、前年対比99.9%となりました。その内容は、給水収益につきましては、給水件数は増加しているものの、有収水量が減少したことに伴い、減収となり、5億3,919万189円で、前年対比99.3%となりました。

受託工事費収益につきましては、受託修繕工事収益等がふえ、昨年度より260万4,388円多い387万6,420円で、前年対比694.7%となりました。

その他営業収益につきましては、材料検査等の手数料収入が減収となり、187万2,200円で前年対比95.5%となりました。

第2項の営業外収益につきましては、消費税が還付となったことにより、1,074万1,162円増加の2,211万5,094円で、前年対比194.4%となりました。

次に、2ページの支出について御説明申し上げます。

第1款水道事業費用の決算額は4億3,397万4,095円となり、前年対比93.4%でございます。

第1項の営業費用は3億5,459万7,252円で前年対比91.0%となり、その内容につきましては、原水浄水及び配水給水費の漏水による修繕費が減少したため、前年度より1,035万7,736円少ない1億1,203万2,323円で、前年対比91.5%となりました。受託工事費は消火栓及び配

水管の修繕等がふえ、374万8,370円となりました。

業務費は、水道会計システム等の委託料が減少したものの、電算事務機器の更新により賃借料が増加し、また人事異動による人件費等の増加のため、104万1,651円の増加で3,661万1,899円で、前年対比102.9%でございます。

総経費は前年度とほぼ同額の2,197万6,376円となりました。

減価償却費につきましては、前年度不足した固定資産の償却分が増加したため、1億7,830万2,823円で、前年対比103.9%と増加し、資産減耗費は配水管の布設がえによる除却費のみで186万1,111円で前年対比5%となり、その他営業費用につきましては若干減り、6万4,360円で前年対比98.6%となりました。

第2項の営業外費用につきましては7,937万6,843円で、前年対比105.8%となり、その主な内容は、支払利息及び企業債取扱諸費が374万9,934円ふえ、7,040万9,462円で前年対比105.6%となり、繰延勘定償却が14年度取得の水道管管理図の償却が完了したものの、19年度取得の償却が新たに加わったことにより8万円増加し、503万6,000円で前年対比101.6%となりました。

雑支出につきましては、不納欠損処分がふえ374万9,943円で、前年対比114.1%となりました。この結果、水道事業収益は消費税が還付となったため、収益全体では増加となり、水道事業費用が漏水等の修繕工事費、負担金の原水浄水及び配水給水費及び資産減耗費が大幅に減少したため、当年度純利益は税抜きで前年度より2,982万1,357円増加し、9,431万1,011円で、前年対比146.2%を計上することとなりました。

次に、3ページの資本的収入及び支出の収入について御説明申し上げます。

第1款資本的収入の決算額は7億3,015万7,400円で、前年対比138.4%となり、第1項企業債は第2浄水場及び除鉄除マンガン施設の築造工事等により、6億6,900万円で、前年度対比151.0%と増加しました。

第2項他会計支出金は消火栓の設置に加え、水道施設への非常用発電設備の設置及び緊急遮断弁の整備に伴う出資があり、1,884万9,500円となりました。

第3項のその他資本的収入は、工事負担金が大幅に減り、4,230万7,900円で前年対比50.5%となりました。

次に、4ページの資本的支出について御説明申し上げます。

第1款の資本的支出の決算額は9億8,078万415円で、前年対比126.1%となり、その内容を見ますと、第1項建設改良費は第2浄水場及び除鉄除マンガン施設築造工事等により、工事請負費が2億2,632万6,450円増加の8億2,569万6,900円となりました。

また、委託料は4,620万円と減少し、固定資産購入費については、浄水器購入費のみで、112万6,870円と増加し、第1項建設改良費全体では、8億7,302万3,770円で、前年対比131.0%と増加の決算額となりました。

第2項企業債償還金につきましては、387万5,728円減少し1億775万6,645円で、前年対比96.5%となりました。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億5,062万3,015円は、減債積立金3,000万円、建設改良積立金7,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額2,766万3,277円、過年度分損益勘定留保資金7,877万9,243円、当年度分損益勘定留保資金4,418万495円で補てんしております。

なお、収益費用、明細及び資本的収支明細につきましては、34ページから42ページに計上してございます。

次に、11ページの平成20年度吉田町水道事業剰余金処分決算書案について御説明申し上げます。

当年度未処分利益剰余金1億557万8,676円を減債積立金3,000万円、建設改良積立金へ6,000万円積み立てることを御承認をお願いするものでございます。

以上で水道課から平成20年度吉田町水道事業会計決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（増田宏胤君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました第55号議案、第57号議案、第58号議案、第59号議案、第60号議案、第61号議案、第65号議案、第66号議案、第67号議案、第68号議案、第69号議案の11議案について質疑を行います。

1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 私は58号議案と60号議案と61号議案について質問します。

初めに58号議案の国保の決算ですけれども、これは収入未済額が2億6,800万円という数字ですけれども、これは過去5年間の収入率の推移を見てみても、20年度は90.5%と大分落ち込んでいると思います。この原因はどういうふうに分分析されておられるか。その滞納の原因ね、これをどう分析しているかということをお聞きしたいと思います。

それから、またこの徴収のためには、係の方は大分努力されていると思いますけれども、どのような対策をとられたのかということをお聞きします。

それから、昨年秋以降、景気が悪化してしまっていて、倒産や解雇されて、生活に困っている方が大変多いと思うんですけれども、昨年1年間で国保税の減免制度というのがあるわけで、それを何件ぐらい申請があったのか。何件ぐらい受理されたのかということをお聞きします。

それから、60号議案、後期高齢者医療制度の決算ですけれども、この説明資料を見ますと、やはり収入未済額が41万7,600円あるわけで、これが件数で89件となっていますけれども、これは人数でいうと何人ぐらいになるのか。これは滞納すると資格証明という話になっていくわけで、この辺の人数が何人ぐらいおられるのかということと、それからもう1点は、これは昨年4月から制度が入ったわけですが、その後すぐ軽減措置をとったわけですけれども、この説明書にもあるように、低所得世帯の均等割を減額する、それから、社会保険の被扶養者の均等割額も減額するということで、それぞれ数字が載っていますけれども、金額は載っているけれども、これによってどれぐらいの人が、何人ぐらいがこの対象になっているのか、その辺をお聞きします。

それからもう一つは、61号議案の介護保険ですけれども、1点聞きます。

要介護認定関係の、この資料が載っていますけれども、この平成20年度は認定数が722人、それから利用者が633人ということで、これは89人の方が利用されなかったのかなと思うんですけれども、この辺の利用されない理由というのはいろいろあると思うんですけれども、利用できなかったということも考えられないかなと思いますので、その辺もしつかんていたら教えてください。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 町民課長。

○町民課長（大石修司君） それでは、ただいまの御質問のうち、国保の関係でございます。

まず、滞納件数の主なやつが減ったと。率が落ちてその原因ということだと思いますけれども、一昨年が92.2、昨年20年が90.55ということで、このうち、先ほど来から御説明申し上げているとおり、75歳以上の後期高齢者が後期高齢者医療事業と特別会計のほうに移行しました。従来から75歳以上の後期の方については非常に収納率が高くて、98%を超えておりました。後期高齢者広域連合のほうでも、収納率については高い数値を予定してまして、うちの町だけでいいますと、99.73%という高い収納率を残したわけでございますが、その影響がおおむね1.2%から1.4%ぐらいあるというように分析しています。残りについては、一昨年の92を見ますと、景気の影響が大きなものではないかというように、現在のところ分析しております。

それから、減免制度を利用した件数でございますが、これは20年度におきましては4件の申請がございまして、このうち3件については承認をいたしまして、1件については申請を却下して生活保護のほうを利用したということがございます。それから、収納対策については、ちょっと税務課のほうで説明しますが、もう1件、この後期のほうでございますが、収入未済額の件数が81件ということで、この人数ということですが、これは16人であります。後期のほうの低所得者層に対する軽減措置でございますが、こちらの人数ですが、1,455人でございます。おおむね全被保険者の半分程度が軽減の対象になっているということでございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 税務課長。

○税務課長（仲田京司君） 国保の関係の徴収の対策ということでございますが、御存じのとおり、国民健康保険につきましましては、資格証明書、それから短期保険証という形で、発行の度合いをそれぞれ違う発行の仕方ということでやっております。

短期保険証につきましましては、3カ月に1回更新という形の中で、税務のほうで納税相談を受けながら発行というような状況で行っている状況でございます。

それから、12月と5月ですね、5月の2回になりますが、税務課の職員と町民課の国保部門の職員と一緒に臨宅徴収という形で伺って徴収している状況でございます。

○議長（増田宏胤君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（池ヶ谷恭子君） 先ほどの介護認定の関係ですが、病院等で介護認定を勧められて、介護認定を受けたとしても、家族で介護ができる方については、利用しない方もおりますので、そういった人数かと思われませんが、利用したかったけれどもできなかった人がいるかということは聞いておりません。できなかった人はいないのではないかと思います。

以上です。

○1番（佐藤正司君） 了解。

○議長（増田宏胤君） 町民課長。

○町民課長（大石修司君） すみません、申しわけございません。

先ほどの後期高齢者の軽減件数について、1,455ということで申し上げたんですが、これは21年度でございまして、20年度におきましては1,395件、5人でございます。

○1番（佐藤正司君） これは低所得者と社会保険の被扶養者の内訳は。

○議長（増田宏胤君） 町民課長。

○町民課長（大石修司君） 低所得者層が936人、それから社会保険の被扶養者は459人です。

○1番（佐藤正司君） 了解。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

お諮りします。

第55号議案、第57号議案、第58号議案、第59号議案、第60号議案、第61号議案、第65号議案、第66号議案、第67号議案、第68号議案、第69号議案の11議案について、総務文教常任委員会へ付託し、本会期中に審議をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

第55号議案、第57号議案、第58号議案、第59号議案、第60号議案、第61号議案、第65号議案、第66号議案、第67号議案、第68号議案、第69号議案の11議案については、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、第62号議案、第63号議案、第70号議案の3議案について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

お諮りします。

第62号議案、第63号議案、第70号議案の3議案については、産業建設常任委員会へ付託し、本会期中に審議をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

第62号議案、第63号議案、第70号議案の3議案については、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

なお、第56号議案、第71号議案、第72号議案の3議案については、全員協議会で協議を行います。よろしく申し上げます。

---

### ◎報告第2号～報告第5号の報告

○議長（増田宏胤君） 日程第6、第2号報告 平成19年度吉田町健全化判断比率の報告について、第3号報告 平成20年度吉田町健全化判断比率の報告について、第4号報告 平成20年度吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について、第5号報告 平成20年度吉田町水道事業会計資金不足比率の報告についての4件について報告を行います。

企画課長、塚本昭二君。

〔企画課長 塚本昭二君登壇〕

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

企画課からは、第2号報告及び第3号報告の2件についての内容説明をさせていただきます。

提出議案つづりの29ページをごらんいただきたいと思います。

第2号報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき御報告させていただくものでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律につきましては、平成19年6月に公布されましたが、これによりまして、平成19年度決算分から財政健全化判断比率の公表が義務づけられるようになったものでございます。

なお、公表する健全化判断比率が早期健全化基準、または財政再生基準を超えた場合には、健全化計画などを策定することも義務づけられましたが、この策定義務につきましては、平成20年度決算のものから適用されることとなりました。

こうした経過を踏まえまして、昨年平成20年第3回議会定例会におきまして、平成19年度決算に基づく健全化判断比率を御報告させていただいたところでございますが、今般、このときに御報告いたしました健全化判断比率のうち、将来負担比率につきましては、算定誤りがあったことが判明いたしましたことから、このたび修正後の将来負担比率を監査委員の審査に付しまして、改めて議会に御報告させていただくものでございます。

算定誤りの原因につきましては、当時の算定資料を精査いたしまして、確認いたしました結果、集計上の事務的なミスということでございました。

平成19年度決算に基づく健全化判断比率の将来負担比率につきましては、誤りのある資料及び算定結果を審査に付しまして、議会に御報告し、公表してしまった事務処理につきましては、担当として深く反省もしておりますし、大変申しわけなく思う次第でございます。

平成19年度決算に基づく健全化判断比率の将来負担比率の算定誤りにつきましては、平成20年度決算に基づく健全化判断比率の算定過程で発見したものでございますが、是正を図る方法につきましては、総務省見解などを参考にさせていただいております。それによりまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の目的が算定された指標をもって、地方公共団体の財政健全化を進めることであるということから、財政指標の客観性、適正性は確保されるべきであるということのために、財政指標の修正いたしまして、監査委員の審査に付し、その意見とともに再び議会に報告し、公表を行うべきであるということになっておりますので、その見解に沿って処理をさせていただくことといたしました。

このため、今期定例会におきまして、平成19年度決算に基づく健全化判断比率のうちの将来負担比率につきましては、修正後の比率を御報告させていただいた後に公表するとともに、県及び国に御報告を行うこととしたものでございます。

それでは、内容を御説明申し上げます。

参考資料ナンバー12をごらんいただきたいと思います。

平成19年度決算に基づく健全化判断比率の修正前と修正後の新旧対照表でございます。

修正前は、将来負担比率が123.5%であると報告させていただいておりますが、算定誤りを正した結果において求められた将来負担比率は94.9%でございました。修正前の比率においても、早期健全化基準を下回る数値でありましたが、適切な算定の結果で求めた将来負担比率につきましては、さらに低い数値となり、当町の財政運営の一層の堅調さが示された結果となっております。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定は、平成19年度決算に係るものは初めてのことであったとはいえ、決して誤りが許されるような事務ではございませんので、今後このようなことがないよう努めてまいります。

以上で第2号報告の説明とさせていただきます。

続きまして、第3号報告の平成20年度吉田町健全化判断比率の報告につきまして、御報告申し上げます。

提出議案つづりの31ページをごらんいただきたいと思います。

この報告は、平成20年度決算に基づく健全化判断比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて御報告させていただくものでございます。

当町の平成20年度決算に基づく四つの健全化判断比率は、31ページの表のとおりでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、すべての会計において実質収支が黒字でございましたので、示されてはおりません。また、実質公債費比率につきましては15.1%、将来負担比率につきましては93.6%となっております。

なお、括弧内に表示いたしました数値は早期健全化基準を示したものでございますので、いずれの比率も基準より大幅に過小な数字が表示が示されない結果となりました。

次に、参考資料ナンバー13をごらんいただきたいと思います。

最初に1ページの総括表①健全化判断比率の状況でございますが、上段には先ほどの四つの健全化判断比率を示しております。財政健全化法では、この四つの指標値によって財政が比較的健全な自治体、早期の財政健全化が必要な自治体、財政の再生が必要な自治体の三つに区分され、早期健全化団体、財政再生団体においては、財政健全化計画などの策定や起債制限など、県や国の指導が行われることとなります。

それでは、個々の比率について御説明申し上げます。

初めに、実質赤字比率でございますが、対象は2ページの一般会計等の欄にありますとおり、当町では一般会計と土地取得事業特別会計になります。この二つの会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率であらわすこととなっておりますので、いずれの会計でも黒字の実質収支となっている当町の場合は算出されないこととなります。

また、1ページに戻っていただきまして、下段の早期健全化基準をごらんください。

実質赤字比率につきましては、市町村の場合、財政規模に応じて11.25%から15%の中で早期健全化基準が設定されることとなっておりますが、当町の場合は、14.06%が基準となります。また、財政再生基準は20%となります。

次に、連結実質赤字比率でございますが、この対象は2ページに示されておりますとおり、特別会計や公営企業会計などを含むすべての会計となります。連結実質赤字比率は、対象となるすべての会計の実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率となりますが、いずれの会計も実質収支は黒字でございますので、数値は算出されません。

次に、1ページに戻っていただきまして、下段の早期健全化基準をごらんください。

連結実質赤字比率につきましては、市町村の場合、財政規模に応じて16.25%から20%の中で早期健全化基準が設定されますが、当町の場合、19.06%となります。また、財政再生基準は40%となっておりますが、これには経過措置がございまして、平成21年度決算までが40%、平成22年度決算については35%、平成23年度決算以降は30%となるものでございます。

次に、実質公債費比率でございますが、資料の3ページをごらんいただきたいと思います。

この比率は、公債費等が標準財政規模に比べてどの程度の負担かをあらわす指標として、

現行の地方債協議許可制度においても用いられている比率でございます。具体的には一般会計等が負担する元利償還金や債務負担行為などの準元利償還金を標準財政規模で除して得た数値であらわします。

一部事務組合への負担金や公営企業の繰出金のうち、地方債の償還の財源に充てたと認められる額が含まれたものとなります。この実質公債費比率は3カ年平均で判断することとなりますので、平成20年度決算に基づく数値は15.1%となり、昨年度の16.2%から1.1ポイント下がっております。これは平成20年度決算が堅調であったことと、3カ年平均において比率の高かった平成17年度決算金が算定から除かれたことが大きな要因でございます。

1ページに戻っていただきまして、下段の早期健全化基準をごらんください。

実質公債費比率における早期健全化基準は、市町村の場合一律25%。財政再生基準は一律35%と定められております。それでは、3ページの内容を御説明申し上げます。

この表は、実質公債費比率の状況を一覧で表示しております。

①の欄は、一般会計等に係る公債費充当一般財源等の額を計上するものでございますが、平成20年度では、一般会計と土地取得事業特別会計の公債費は合計で10億1,341万6,000円となり、この額から繰り上げ償還額や公債費に充当した18万2,000円、都市計画税の充当可能額1億6,532万円を差し引いた額、8億4,791万4,000円が計上されております。

③の公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金でございますが、これは公共下水道事業と水道事業の合計額を計上しております。

④の一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金または負担金の欄には、吉田町牧之原市広域施設組合、榛原総合病院組合、相寿園管理組合、駿遠学園管理組合への負担金のうち、それぞれが借り入れた地方債の償還に充てたと認められる額が計上されております。

⑤の公債費に準ずる債務負担行為に係るものでございますが、平成18年度の数値は、榛原地域土地開発公社から用地の買い戻しがございましたことから、金額が計上されておりますが、平成20年度は該当するものはございません。

⑦と⑩から⑮までの数値でございますが、普通交付税の算定で用いた基準財政需要額や算入公債費などでございまして、平成20年度交付税算定資料からの数値となります。

⑧の標準税収入額等は、交付税で定める方法によって算定した収入見込み額でございます。

⑩の臨時財政対策債発行可能額は、交付税算定におきます基準財政需要額を基本に算定される額となります。

以上の数値から算定してまいりますと、平成20年度決算に基づく実質公債費比率は15.1%となるものでございます。

次に、将来負担比率でございますが、4ページをごらんいただきたいと思います。

将来負担比率は、地方公共団体が一般会計等の借入金、地方債や将来支払っていく可能性のある負担など、今後予定される財政負担の割合を指標化したものでございますが、この表は、その比率の算定の内容をあらわしたものでございます。また、この比率の対象は、地方公共団体のすべての会計に比べまして、その地方公共団体が関係する一部事務組合及び広域連合のすべての会計も含まれます。

それでは、この表の個々の数値につきまして御説明申し上げます。

上段の将来負担額の表の中の地方債の現在高でございますが、これは一般会計等の平成20

年度末における地方債現在高となります。

次の債務負担行為に基づく支出負担予定額の対象は、地方財政法第5条各号に規定する経費の支出に係るもので、当町には該当するものはございません。

次の公営企業債等繰入見込み額は、下水道事業の起債残高につきまして全額、水道事業の起債残額につきましては、定められた一定の割合をもって算定した額を計上してございます。

次の組合等負担等見込額でございますが、一部事務組合にかかわる地方債の元金の償還予定額を計上しており、吉田町牧之原市広域施設組合、榛原総合病院組合、相寿園管理組合、駿遠学園管理組合の負担率で計算した額となるものでございます。

次の退職手当負担見込み額でございますが、これは職員全員が20年度末日に自己の都合により退職するものと仮定した場合、実質的に負担することが見込まれる額を計上しております。

次の設立法人の負担額と負担見込額につきましては、該当するものはございません。

次の連結実質赤字額につきましては、すべての会計が黒字でございますので、計上されません。

次の組合と連結実質赤字額負担見込み額は、榛原総合病院組合で資金不足額が生じておりますので、そのうちの当町の負担率分を計上しております。

次に、中段の充当可能財源等について御説明申し上げます。

充当可能基金は、地方債の償還に充当可能な基金でございますが、財政調整基金のほか11基金の平成20年度末現在高を計上しております。

次の充当可能特定歳入でございますが、地方債の償還に充当可能な特定の歳入を計上するものでございまして、主なものは、都市計画事業に係る地方債現在高に対して、この償還に充当できる都市計画税収入を計上しております。

次の基準財政需要額算入見込額でございますが、地方債の償還に要する経費として、交付税算定に用いる基準財政需要額に算入することが見込まれる額を計上しております。

次に、下段算式中の分母となる標準財政規模C欄の数値でございますが、3ページの実質公債費比率の状況の表の中の平成20年度の⑧標準財政収入額等、⑨の普通交付税額、⑩の臨時財政対策債発行可能額、これらを合計した額でございますが、一般財源の標準規模となるものでございます。

4ページに戻っていただきまして、算入公債費等の額、D欄の数値でございますが、3ページの実質公債費比率の状況の表の中の平成20年度の⑦と⑪から⑰まで等を合計した額でございますが、標準財政規模額から交付税措置される元利償還金などを控除した額となるものでございます。

このような数値を算出したしまして、これらをもとに算定いたしますと、この表にございますとおり、当町の平成20年度決算に基づく将来負担比率は93.6%となり、早期健全化基準の350%を大きく下回ったわけでございます。

以上が平成20年度決算に基づく四つの健全化判断比率の内容でございます。

以上で第2号報告及び第3号報告を終わらせていただきます。

○議長（増田宏胤君） ここで暫時休憩いたします。

再開は15時10分とします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時10分

○議長（増田宏胤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

担当課長から報告を行います。

下水道課長、芝原弘幸君。

〔下水道課長 芝原弘幸君登壇〕

○下水道課長（芝原弘幸君） 下水道課でございます。

第4号報告 平成20年度吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告につきまして御説明申し上げます。

提出議案の33、34ページと参考資料ナンバー14をごらんいただきたいと思います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成20年度決算に基づく公営企業に係る資金不足比率を、監査委員の意見をつけて議会に報告するものです。

平成20年度吉田町公共下水道事業特別会計実質収支額は黒字でございますので、報告書につきましては資金不足が生じていないため、数字では表示してございませんので、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、平成20年度吉田町公共下水道事業特別会計資金不足の比率の報告とさせていただきます。

○議長（増田宏胤君） 水道課長、岩本忠博君。

〔水道課長 岩本忠博君登壇〕

○水道課長（岩本忠博君） 水道課でございます。

第5号報告 平成20年度吉田町水道事業会計資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

提出議案の35、36ページと参考資料ナンバー15をごらんいただきたいと思います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成20年度決算に基づく吉田町水道事業会計に係る資金不足比率について、監査委員の意見を添えて報告させていただきます。

資金不足比率につきましては、同法第22条第2項の規定によりまして算定いたしました結果、黒字となっております。したがって、報告書につきましては資金不足が生じていないため、数字での表示はしてございません。よろしくお願い申し上げます。

以上で平成20年度吉田町水道事業会計資金不足比率の報告とさせていただきます。

○議長（増田宏胤君） 報告が終わりました。

---

#### ◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第7、第64号議案 平成21年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

質疑を行います。

9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 平成21年度の吉田町の一般会計補正予算の中で、榛原総合病院への財政支援の金額が入っておりますが、そのことについてお伺いいたします。

今までも説明を聞いているところでありまして、現在榛原総合病院では、指定管理者の交渉に入っていると考えております。そうした中で、今回補正を出すに当たっては、何点か確認をしておきたいことがありますので、担当課長並びに町長にお伺いしたいと思っております。

現在、指定管理者のほうが、最初の応募がなかったということで、個別の交渉に入っているというふう聞いておりますが、今現在、その状況についてお伺いしておきたいと思っております。

榛原総合病院の説明会のときにお伺いしたところ、交渉相手の条件として、病院長の経営責任の問題と、それから交渉の、指定管理者の医療法人の移行、サポート体制に協力してほしいということが病院長に条件提示があったというふうに認識をしておるわけでございますが、その点、今現在、交渉状況について運営委員の町長が管理者から聞いていることについてお伺いしておきたいと思っております。

それからもう1点、今回、榛原総合病院が指定管理者の選択をしたということの一方で、こうした公立病院の経営の厳しさというのは、榛原総合病院のみならず、近隣の公立病院も同じということ聞いておりますが、県のほうでどのような、公立病院の存続について考えがあるということについてなんです、以前県のほうでは、近隣の公立病院の連携をとっていくということも一つの存続の方法だということで、連携をとっていき、ネットワークをしていくということが示されていると聞いておりますが、今現在榛原総合病院の指定管理者の選考について、県のほうの助言などについて、あるということであれば、それをお教えいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員から二つの質問が出たと思っておりますけれども、後半の部分については、私管理者ではございませんので、直に議員の御質問に答える材料を持っておりませんので、それらについてはまた何らかの機会に管理者にお聞きしていただきたいと思っております。

最初の御質問でございますけれども、これは本来、余り芳しくないことではございましょうけれども、管理者である牧之原市長が緑茶トーク等でもう全部内幕を話してしまいましたので、議員の皆様には、内情についてはおわかりだと思いますけれども、簡単に申し上げれば、二つのことについて、医療法人の側から注文がついたということだと思っております。

一つは、定性的な問題。すなわち民営化になるということは、そこに働く医師を初め、看護師であるとか、技師であるとか、それから事務職員の皆さんがこれまでのように公務員としての勤務の姿勢ではなくて、気持ちの上で全く180度変わるんだよと。民営化というものは全く今までの世界とは違った世界で働くというふうな気持ちの切りかえをしてもらいたいと、すなわち意識を変えてもらいたいということが、まず1点、定性的な問題として求められていると思っております。

2点目は、これ定量的な問題でございまして、これは至って簡単でございまして、要は医

療法人が指定管理者として榛原病院の経営を引き受ける場合について、特に医師が何名残っていただけなのか。そしてその医師の残りぐあいによって、どの診療科が診療できなくなるか、どの診療科が改善できるか、それからどの診療科が、人間が足りないとか、何名どうか、そういうことを、要ははっきりと選別していただいて、その定量的な問題について報告してもらいたい。だから今申し上げたように、定性的な問題と定量的な問題について、受け入れ態勢の整備ということで、それをちゃんと整理して、いわば医療法人の側に示してもらいたいということではないかと思っております。それについて医療法人の側がよしとすればまいるでしょうし、よしとしなければ、またさらに条件をつけられるかもしれませんし、また場合によっては受け入れを拒否するというようなことになるかと思えますけれども、最終的には病院管理者である牧之原市長の最終的な双肩にかかっていると、こんなふうに思っております。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 当初私どもが聞いていた計画ですと、9月から指定管理に委託をして病院の経営が存続されると。引き継いで指定管理者によって行われるというふうに聞いていたわけですが、それが指定管理の応募がなかったということで、今現在に至っているわけでございます。

ただいま町長から答弁いただいたんですが、町長は管理者ではないということもあります。吉田町のこうした予算の中から、今回も1億5,572万4,000円のお金を出すということもございまして、榛原総合病院には吉田町の町民も病院に通われているということもございまして、運営委員という立場で、管理者にどんな注文といいますか、助言をしていくべきかということもございまして、今回私はどうしても確認をしておきたいのは、今回このような1億5,500万円を出すのに当たっては、これが生きる、次につながるような、要するに病院が存続に向けて回っていくということがどうしても条件としてあります。そうしたことから、今、答弁がちょっといただけなかったんですが、今現在、その指定管理者とそれから病院長、あるいは管理者との調整協議というのが、どういう状況まで来ているのか。その見通しといいますか、大変厳しい状況だというふうには聞いておりますが、交渉がうまくいくには、運営委員会、運営委員あるいは管理者が最終的にはどんな病院長のサポートをすればいいのかというようなところまで話は詰めておられますかと。要するに見通しはどうですかと。存続するためにあらゆることをやるというふうに聞いていますけれども、シナリオの中ではそうではないということも考えられたときに、代替は持っていらっしゃいますかということをお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） あくまでも私は、権限を持ち、責任を持った管理者でございませんで、細部にまでわたって私が話をするのは非常に問題があるので、その辺については御容赦願いたいと思えますけれども、要はもうあらゆることはすべて終わっていると私は思っております。要は定性的な問題。すなわち意識を変えるということですね。それから定量的な問題。先生が何名残っていただけなのか。それによってどの診療科ができるのか。どの診療科ができないのか。どの診療科が不足するのかということですね。要は管理者がまとめて指定管理者として目されている医療法人に持っていって提示をすると、それだけだと思っております。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 今回1億5,500万円の財政支援を行うに当たり、これは本当の運転資金、これを投入しないと、牧之原市の財政支援費とともに、吉田町も応分の負担をしないと、病院の運転資金がないということで、これを出すわけですが、これを出して、大変今厳しい町政の中で、病院側も病院長も御苦労されているというふうに理解をしますけれども、これを投入して、要するにこれがいつまでもつかということで、次にまた吉田町として負担金がまた発生するとか、あるいは病院の存続、閉鎖があるのかということも心配するわけですが、この今回の補正を投じますと、次はこれが次にまた議会に病院の次の手だてはどうしようかと、お金の面も含めて必要となるというときがまたあるのでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 吉田町は地域住民の医療の最終的ないわば橋頭堡であるところの榛原病院の存続に関しては、やはり積極的にその存続に向けて努力しなければならないと思っております。いやしくも金の切れ目が縁の切れ目であるというようなことではなくて、誠心誠意榛原病院の存続に向けて、吉田町というものは努力していかなきゃならないと思っております。

また、榛原病院の経営管理の責任は牧之原の市長にあるわけですが、牧之原の市長に、やはりその衝に当たってもらうわけですが、できる限り吉田町としては、その衝についてバックアップしてまいりたいと思っております。

○9番（大塚邦子君） 了解。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はありませんか。

13番、八木栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

この間全協でも伺いましたけれども、41ページの予備費でございますが、インフルエンザとか地震の災害によつての、主なことでいうと小山城の災害の補修の見積もりの費用というようなことで伺いました。

公共工事に関しては、公共の建物に関する予算ということばかりではなくて、民間の方の道路に面したブロックとか、そういうものがもう危険になっているとかそういうのがあるということがあるんですね。そういうものの調査という費用も、これから捻出してやるのかどうか。その辺をちょっと。結構通学道路なんかの沿道にブロック塀があったりしているところもあるものですから、それがもうちょっと危ないなというところがあるものですから、そういうものを積極的に役場のほうから調査をして、できればそういうものをブロックを取って植木を植えるとかすると、補助金が出るもので、そういうものへ変えて、なるだけ安全で子供たちが通えるような形になるようにということで、そういうことを促すというか、そういうための調査とか、そういうことは考えているかどうか、お伺いします。

○議長（増田宏胤君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大石悦正君） 11日の地震につきましては、ブロック塀、それから屋根が落ちたということもあります。ブロック塀につきましては、通学路を重点的にうちのほうは回っております。調査もしてありまして、1軒1軒補助金要綱、県のブロック塀の撤去につきましては、補助金5万円出るよと。そのうちの5万円のうちの2分の1が町の負担という形で、その補助金要綱と、こういうふうにしたら出ますよという説明書を各戸に置いてきてあ

ります。それで今、大分来ておりました、うちのほうの21年度の計画につきましては、20件予定しておりましたが、もう既に20件を超しているというような状況になっております。

以上です。

○13番（八木 栄君） 了解。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はございますか。

5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

今回の補正予算の中で、緊急雇用関係で、雇用の創出ということで、国の制度を使って行うわけでございます。過日の全協においても、概算で13名ぐらいの方々の雇用を図ることでお話があったと思います。

そこで2点ほどお尋ねいたします。

この制度を半年のスパンで措置されるということでございますが、その後の経過措置と、一般的な作業等の問題と、事務的な人と2種類あると思うんですが、作業的なものに関しましては半年ということも考えられると思いますけれども、受付業務と通訳の方々なんかですと、半年というとなかなかまた再度、雇用の問題等あると思いますので、いい人材を確保する意味からもそのそよなところをどういうふうに考えているか。

それと、過日の全協で、待遇面でございますが、一部825円の方から830円、ケアマネジャーに関しては1,200円ということで、さまざまな人件費、もちろん応分な仕事に応じたことが決められると思うんですが、町としての取り決めがあるようでしたら、その説明をお願いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 企画課長。

○企画課長（塚本昭二君） ただいまの緊急雇用関係の御質問でございますが、緊急雇用の原則的なものの雇用期間でございますが、6カ月が原則ということで、特に高度な技術を要するような職種については、さらに6カ月延長することができる、こういうことになっておりますので、ただいま予定しているものの事務の中で、町民課の窓口で予定している1名、それと介護保険で予定しておりますケアマネの1名、これにつきましては、延長を考えた中で申請を挙げていきたいというふうに思っております。

それから、賃金でございますが、この賃金につきましては、国庫補助の事業でございますので、当然そうした基準を満たすものでなければ会計検査等を通りませんので、この単価につきましては、町の臨時職員の職種に応じた単価が定められておりますので、それによって適用するというようにしております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

今、県のほうの基金を使って、県内各地で、早いところは5月ぐらいから、いろいろな交付団体においては、早急なる申請を行っているところがあると思うんですが、補正等の関係で不交付の団体。我々吉田町もその制度が使えるということで行ったわけで、いろいろなメニューがあるわけで、もう少し間口を広げて、今回はこれでいくとしても、今後広くさまざまな雇用を創出するというので、今、最低の失業率、有効求人倍率等、過去最低の状態を推移しているということで、我が町の町民の方々にも、そのような面で御苦労されている

方々も多いと思いますので、その辺のことを踏まえまして、どのような形でこのメニューを考えたのかといった、その辺のプロセス等の御説明をお願いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 企画課長。

○企画課長（塚本昭二君） この緊急雇用につきましては、昨年度から国が緊急経済対策一環の中で打ち出したものでございまして、20年度において事業選択を行って、そこで仮申請を上げて枠取りをするというようなことで進んでいるわけですが、その中で、当町の場合、20年度で申請をしていたものが2件ございます。

それでその2件の枠取りを先にいたしまして、それで6月補正でまたついたもので、6月補正は国においてということですね、国でまた枠の拡大が図られた、県の基金が増えたと、こういう状態ですが、その基金の額の増額によって、また枠取りをするということになったわけですが、そこで2件またふやしました。

それで、県で基金を持っているわけですが、その基金を実際に使うためには、先に申請をいたしまして、内示を受けて、それから予算措置ができて、本申請をして、それで事業着手というような、かなり手続的には本当に手間がかかるというようなものです。

今回の4件につきましても、実は議会でお認めいただければ、その議決の証明をつけまして、来週早々にもう県に申請をするということで、当町の案件については、本来一括で申請受け付けるわけですが、別に個別で受け付けていただけたという内示が出ましたので、それをもって申請をさせていただくという手はずになっております。

それで、この事業の選択でございますけれども、当初出されたときには、非常に厳しいような内容でございまして、今も基本的には変わっていないわけですが、事業の中の人件費というのは、全体事業の中の7割以上であること、それから、その雇う方々については、全体の4分の3以上が失業者でなければいけないよということで、それも失業の証明を持っていないとだめなんですね。そういう事業ということで、非常にやりにくいなという部分があったのと、あと既存の事業ではだめだということで、新規に事業をつくり出さなければいけないということで、そうしますと、余り後に引くものであれば行政サービスがだんだん肥大化していく一方ですので、縮小することができなくなってしまうということを念頭に置きまして、最初環境整備というようなものを念頭に置いて出していまして、その後、人的な窓口とか、ケアマネとか、そうした高度なものも探してみようというような経過になっております。

それで来年に向けまして、知事がかわれまして、当初予定していた事業配分よりも、3年間の配分ですが、それを前倒しをしてでも、事業枠を来年度膨らめるといような構想も打ち出しておりますので、それに向けましては、既にまた枠取りのための調査が始まっております。したがって、当町でも各課にそれを発信しまして、事業の選択を行っているように今作業を進めている段階ですので、申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 大変わかりました。鋭意努力して行って、雇用確保のためにお願いしたいと思います。

最後に1点でございますが、先ほど同僚議員から榛原病院の件で御質問があったわけで、過日の構成市町の懇談会の席上で、町長が、吉田町にとっても期限というものがあるといっ

たような御発言があったわけで、管理者といたしましても、病院議会の中で、3年度期限ということで、明確な形でこれをやるということ、過日の病院議会の中でも述べられていると私は認識しておりますが、町としまして、先ほど当初においても財政支援額が入っているわけで、今回国の制度を使って、全額町の予算を使うわけではなく、本来ならば違ったところに交付額ができるものを、その残りを約5,200万円ほどですか、プラスマイナスがあるというお話なんです、それも榛原病院に使えるということは、非常に町としても助かるんですが、使えるものが本来ほかのものにも使えなければならないというお金を工面してまでも、榛原病院の財政支援にならないというのは、今の町長の御答弁で絶対守るということは大変わかりました。

ただし、吉田町としても、いつまでも現状のままはできないということで、明確な話ができないかもしれませんが、期日というものを切って、管理者に対して、病院長に対しても明言されていると思うんですが、もし差しさわりのようでしたら、その期限について、どのようなお考えで管理者に対して相対しているか、協力しながらやられていると思うんですが、その辺についての御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 昨日ですか。牧之原の市議会で市長が、もしかしたら私の聞き違いかもしれませんが、入れ違いかもしれませんが、たしか11月の末とかいうような形で、それが本当の意味でのタイムリミットなのか、自分に課している精神的な意味でのタイムリミットなのか、それはちょっとわかりませんが、そういうふうには牧之原の市長はタイムリミットを設定しているようでございますけれども、うちは先ほどの私の答弁ではございませんけれども、やはり病院存続というものは、ある意味におきまして至上命題であると、そんなふうには思っています。

したがって、でき得る限りの存続のための支援はしてまいると、こういう気持ちでございますけれども、私が牧之原の財政に立ち入って話をするのはちょっとおかしいかもしれませんが、牧之原は今回の国の補正予算でものすごい意味で救われているという面がございます。うちの町では、非常にわずかなお金しか来ませんが、牧之原はたしか3億8,000万円ぐらい国のお金が入っておりますので、それも全額榛原病院等にできるという、非常に条件がいいというわけで、うちの町が不交付団体であることが災いしているのかなと悲しくなることもありますけれども、そういう意味では、牧之原等が今現在持っているわけで、牧之原のほうが、幾らタイムリミットを設けたとしても、財政的にうちよりも先に追い詰められていくと、こんなふうには私は思っております。

したがって、うちから先にどうのこうのということはございませんので、うちとすれば、できる限りと。ほかの事業を削ってまでもということ、なかなかしませんけれども、はっきり申し上げれば、三星なんかは、もうあんなものも早く売って金にかえたいと。来月ごろ、今月末かな、いわゆる町長からメッセージでも、もうはっきり書いてございますので、後でいただければ結構でございますけれども、ああいうふうなものを、まさに、癌のようなものを早く切除をして、できる限り金を捻出するという方向でもって、できる限り榛原病院の存続のための手を打っていきたくて、こんなふうには思っております。

○5番（藤田和寿君） 了解。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はありませんか。

3番、市川陽三君。

○3番（市川陽三君） 3番、市川でございます。

衛生費あるいは予備費の中で、インフルエンザに対する対策ということで補正がしてあるわけでございますけれども、三、四日前でしようかね、新聞折り込みに近隣市町で新型のインフルエンザが出ていると。当町においてはまだ発生していないというような、私には受けとったんですけれども、現実には、うわさかもしれませんけれども、町内にも新型のインフルエンザにかかっている方がいらっしゃるという、そういうことも聞きましたものですから、現実そういった事例が報告あるいは確認できているかどうかということと、仮に、新学期でもう小・中学校が授業に入りましたので、もしそういうインフルエンザにかかっている方があった場合、これから感染が心配されるわけでございますので、その辺の事例、報告があったら教えてください。

それと、もし仮にこれから先秋に向けて、いろいろな町の行事がめじろ押しでございますので、もしそういった事態になった場合の対策、あるいは予定がどういふふうに変わっていくかということもあわせてお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） この新型インフルエンザという言葉自体が、非常におもしろい言葉でございます。もう新型というまくら言葉を取ってもらいたいというのが私の本当の気持ちでございます。と申しますのは、ある時期までは同じ学校で1週間以内に2名のインフルエンザの患者が出た場合には、町はその患者が持っているウイルスというものが新型かどうかという鑑定をいたしますと言ったんですけれども、もはや国のほうの見解がまた変わりました、県も変わりました、基本的に新型であるかどうかという鑑定は一切しないということになりました。したがって、かかっている子供さんが新型であるか新型でないかということは、もう一切わかりません。はっきり申し上げて、A型であるならば、それが新型であると、そんなふうにして行動していただきたいというふうなことのようで聞き及んでおりますので、もはや単なる一つのインフルエンザの型というふうな見方で物事を対処していかなきゃならないと、そういう事態になってまいりました。

ただ、これまでの新聞報道等も、マスコミの報道でございますけれども、普通の地域住民の皆さんの頭の中には、新型というのが頭の中にあるものですから、インフルエンザだ、もう町にはそういう新型インフルエンザが発生して拡大しておりますよというふうなことが、軽々に言えないような状況になってまいりまして、私、この町の責任者として、それに対してどういふふうな形で対処していけばいいのかというふうなところで、非常に今迷っているところでございます。

それはさておき、今後学校が再開され、いろいろなイベント等がめじろ押しでございます。その中において、やはり当然のことながら、今後、議員が御指摘のように、インフルエンザがいろいろな意味で広がっていくと、そういうふうになってまいりますと、大規模な、いわば人が集まるようなイベントであるとか、そういうものについては、やっぱりそのときの状況を判断しながら、当然そのようなものについては、ちょっとレベルを下げていくとか、みんな一緒に集まるのをやめて分散化するとか、そういうような措置をとっていかなきゃならないんじゃないかと思っています。

ただ、学校の学級閉鎖につきましては、私の権限でございませんので、教育委員会と意見をよく調整しながら、適時適切に判断を出してまいりたいと思っております。

○3番（市川陽三君） 了解。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木栄君。

○13番（八木 栄君） すみません。先ほどしっかり聞こえなかったんですけども、先ほどのコンクリートブロック塀のことですけれども、当初で何件と予算がとってありますが、それ以上に、今20件以上ありますよということで伺いましたけれども、すべて申請を受け付けるということによろしいでしょうか。

それとあともう一つ、牧之原市では、かわらが棟が倒れたとか、そういうところはブルーシートを、役所のほうから自治会を通して、そういう災害に遭った家へ配布したと新聞でも補正予算でというふうに掲載していましたけれども、そういうことで、我が町ではそういうことをしたのかどうか。もししなかったとしたら、理由をちょっとお願いします。

○議長（増田宏胤君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大石悦正君） 先ほど計画で10件、今20件ぐらい来ているよという話をさせてもらいました。これにつきましては、県の補助が半分。5万円で限度額なんですけど、2万5,000円、2万5,000円、県と町で出し合って、本人のところに出しているという話になっております。

県のほうの予算につきましては、まだ少しあるよと、流用をさせてもらって進めていいよという話を受けていますので、県の担当とよく話をしながら今後進めていきたいと思っています。全部が受けられないよという話になりますと、今後また考えなくてはいけないという話になってくると思います。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（中村久義君） ブルーシートの件でございますけれども、ブルーシートの件につきましては、地震が起きてすぐとはいかないですけれども、1日、2日たちまして、ブルーシートの貸し出しはしております。それは自治会を通じて連絡してくださいというような形で、言ってきた方にはブルーシートまたは土のうも都市建のほうと連絡調整しまして、貸し出しのほうはしています。

以上です。

○13番（八木 栄君） 了解。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

討論を行います。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。  
本案は原案のとおり可決されました。

---

◎散会の宣告

○議長（増田宏胤君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。御協力いただきありがとうございました。

次回は、9月9日水曜日、午前9時から総務文教常任委員会であります。よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 3時50分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（増田宏胤君） 改めて、おはようございます。

本日は、定例会第12日目でございます。ただいまの出席議員数は14名で全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎一般質問

○議長（増田宏胤君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

---

◇ 枝 村 和 秋 君

○議長（増田宏胤君） 2番、枝村和秋君。

〔2番 枝村和秋君登壇〕

○2番（枝村和秋君） おはようございます。2番、枝村和秋でございます。

質問に入る前に、さきの地震で被災に遭った方と話したことを一言述べさせていただきます。

たしか地震があった次の日、12日だったと思いますが、職員の方が調査に来ました。町長も一緒に見えられ声をかけてくれました。また、後日担当課のほうから屋根がわらなどの瓦れきの処分についての手続の案内が来ました。大変気落ちしていた後なので気が休まりましたとのことでした。実は、私の家も被災しましたので、思いはこの方と同じでした。この場をかりて感謝申し上げます。

私は思いやりの声かけ、後処理の案内通知など迅速な行動が行政運営の基本ではないかなと思いました。

さて、私は21年第3回吉田町議会定例会におきまして、さきに通告いたしましたとおり、町の行財政改革について質問するものであります。

現在国と地方の長期債務残高、すなわち借金でございます。けさインターネットで検索してきました。958兆円と表示されておりました。1,000兆円を超えるのも目の前だと思いました。これを国民1人あたりに換算しますと約756万円の負担でございます。

我が家はじいさん夫婦と私たち夫婦4人でございますから、約3,000万円の負担となります。当然のことながら、この借金は私たち世代で負担できませんから、私たちの子供や孫、またその子供の世代に引き継がれていきます。

さきの衆議院選挙により政権交代が起りましたが、この借金がどうなっていくのか、ま

た私たちにどのように負担が求められていくのか、心配でなりません。

それでは、我が町の借金とはいいますと、20年度末、普通会計で約94億円、公共下水道会計で約71億円、水道事業会計で約33億円、合計200億円となっています。吉田町の人口は約3万人でありますから、1人当たり67万円の負担となります。

国の借金については減る傾向にありませんが、町の普通会計と公共下水道会計につきましては、当局の御尽力により、新たな借り入れよりも返済分のほうが多いため、借金総額は減ってきています。大変よい傾向だと思います。ただ、これには水道事業会計と榛原病院や広域施設組合などの組合関係の分が含まれていませんから予断は許されないところです。

本定例会に町の財政の健全化の度合いをあらわす財政健全化比率が報告されました。実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに黒字で、比率は算定されないとのことでした。また、実質公債費比率と将来負担比率は、前年度と比較してともにわずかではありますが減少しております。この比率は低いほどよく、早期健全化基準に照らし合わせると、健全な状態にあるということでした。

去る9月12日に、県内の政令市を除く35市町の健全化指標の速報値が新聞報道されてきました。それによりますと、実質公債費比率は高いほうから9番目、将来負担比率は14番目でした。そんな中で気がかりなのは、財政力指数が年々減少しているというところであり、世界同時不況の影響で、我が町も他の自治体同様、税収の減収が見られ、22年度はさらに厳しい財政状況になると、当局も覚悟を決めていかなければと言及しております。

財政の健全化を図り、安定した行財政運営を進めていく上には、さらなる行財政改革の必要性を感じます。

我が町では、平成17年11月に吉田町行政改革大綱（第3次）、さらに実行計画と定員管理計画もあわせて策定されました。これらを集約する中で、平成17年度から21年度を計画期間とした集中改革プランが策定されました。町当局もこのプランに基づいて鋭意改革を進めてきていると思いますが、以下の3点について伺います。

1点目は、集中改革プランが最終年度となりますが、今までの具体的な取り組み状況は。事務事業の見直しなどで成果が上がり、財政効果額がわかればその内容も伺いたいと思います。

2点目でございますが、集中改革プランと吉田町行政改革大綱（第3次）の計画期限は1年のずれがありますが、今後の方針はどのように考えていきますか。

3点目は、事務事業の見直しなどは、事業の種類によっては大英断が必要になると思います。財政状況の厳しい中、業務効率並びに費用対効果も考慮し、日曜開庁の時間短縮、例えば午前中とか、それに専任窓口案内係の廃止の考えはありますか。

以上、3点よろしくお願ひいたします。

○議長（増田宏胤君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 答弁に入るに当たって、議員に修正をお伺ひしたいことがございます。財政健全化比率の中で実質公債費比率が低ければ低いほどいいということは、基本的に間違っておりますので、事業をしなければ全く実質公債費比率はゼロになりますので、そういうふうな解釈は非常に単眼的な解釈でございますので、それについては御修正願ひたいと。だ

から、実質公債費比率はどの程度が適切かというのは非常に難しい問題がございますので、低ければ低いほうがいいというわけではないと、そのことをひとつよろしくお願いします。

町の行財政改革についての御質問のうち、1点目の集中改革プランが最終年度となるが、今までの具体的な取り組み状況はについてお答えします。

私は、町長に就任して以来、町民の皆様方と同じ目線に立っての町政運営に心がけ、町の発展とすべての町民の皆様方の幸せを第一に考え、それを持続させ、また行動させるために全身全霊を傾けてまいりました。

振り返れば、平成15年度に私は三つのプロジェクトチームを立ち上げました。執務体制検討委員会、日曜開庁検討委員会、入札契約制度検討委員会がそれぞれでございます。

執務体制検討委員会は、吉田町が地方分権の受け皿となるための国が設計した町づくりのマニュアルに従って町づくりを進めるのではなく、町民の町政に対する要望や苦情などの意見をもとに、町民の望む町づくりのイメージを描き、町の財政状況を見据え、明確な目的と使命感を持った体制をつくるために設置いたしました。

日曜開庁検討委員会は、多様化する生活環境に対応した町民サービスを提供する一環として、町民サービスを享受しやすくするため、日曜開庁を実施するに当たり、考え得る諸問題を検討するために設置いたしました。

日曜開庁は、皆様御承知のとおり、町民の皆様方からはおおむね好評を受け、取扱事務の見直しを図りながら今日まで継続してきております。

なお、日曜開庁につきましては、3点目の御質問に対する答弁の中で詳しく述べさせていただきます。

また、入札契約制度検討委員会は、公共工事の入札及び適正化の促進に関する法律に基づいて、適正な入札、契約の実施に向け透明性を確保し、公正な競争を促進し、適正な施行を確保するために必要な施策を検討しました。

これを受け、当町では、平成15年度から独自で制度化した抽せん型指名競争入札を導入し、官製談合のみならず、業者間の談合も行われな透明感のある入札を執行しておりますが、入札を初めあらゆる契約の過程に高い透明性を持たせることは必要不可欠であることから、平成19年4月にはこうした点を強く意識し、2年間であらゆる角度から契約制度全般を見直すため、契約事務全般を所管する契約管理課を新設し、建設工事の発注に係る入札制度と入札情報の公開に関する制度改革を行いました。

さて、私の推し進めてまいりました長期的視野に立った施策の一端を御披露申し上げましたが、こうした取り組みとは別に当町の行財政改革は、昭和50年代後半からも行政改革に対する機運の高まりを背景に、昭和60年5月に策定した第1次吉田町行政改革大綱以来、今日まで行政の効率的な執務体制の整備や事務事業の見直し等を継続的に推し進めてまいりました。そして平成16年4月、本格的な地方分権時代に適応できる地方公共団体の転換を目指し、第1次及び第2次吉田町行政改革大綱に基づく改革とは異なった行政運営の仕組みをあらゆる角度から抜本的に見直し、国が地方分権の推進の一環として進めている三位一体改革などの環境変化に適合できる行財政運営システムを構築することを目的とした行財政構造改革推進室を企画課内に設置するとともに、庁内の推進部隊として吉田町行財政構造改革推進本部を組織いたしました。

この推進本部は、行財政構造改革推進に向けての調査事業を支援すること、地方分権に対

応するための行財政構造改革の方針決定に関する事、行財政構造改革を推進することを所掌事務とし、職員全員が同一の意識を持つ中で行財政構造改革を推進する体制を整えました。

当町では、行財政構造改革推進本部設置以降、安易に他に追随することは考えず、相当の覚悟を持って地方分権の受け皿となるモデルの実現に取り組んでまいりました。

平成16年11月には、当町の行財政構造改革を進める一環として、行財政構造改革推進室と現課においてヒアリングを行い、事務事業の見直し、いわゆるゼロベース検証を行うとともに、早急にかつ全庁的に取り組む必要のある事務事業について、今後の具体的な取り組み方針を設定した第1次行財政構造改革推進方針を策定いたしました。

そして、これらの取り組みを基礎とした現在取り組んでいる第3次吉田町行政改革大綱と集中改革プランは、平成17年3月29日付の総務事務次官通知、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな推進の策定について、いわゆる新地方行革指針の助言を受け、策定したものでありますが、今後さらに効果的、効率的な行政サービスの提供を実現するためには、行政サービスの受け手である町民の視点、納税者の納得できる税金の使い方という納税者の視点をこれまで以上に重視しなければならないとの決意のもとに策定したものでございます。

当町では、地方分権とは、漠然とした理念ではなく、極めて現実的な技術論であるとの認識のもと、行革大綱をベースとした集中改革プランにおいて行政運営の改善、自立に係る施策の推進、行政の簡素化及び効率化の推進を図り、もってみずからの判断と責任において行政運営を促進するための施策を展開しております。

議員御質問の集中改革プランは最終年度となるが、今までの具体的な取り組み状況はについてでございますが、まず、集中改革プランの策定時の目標設定は、当時思い描いていたものを御紹介いたしますと、絵にかいた現実的ではない目標ではなく、改善、改革の先に達成が可能なものであり、必要以上にハードルを下げないというものでございます。

また、取り組み状況のまとめに当たっては、さまざまな検証方法が考えられましたが、目標に対して担当課を明確にできるものは明確にし、それぞれの目標に対してどのような対応をとったかを明示することといたしました。これは、目標は目標として掲げ続けなければなりません、目まぐるしい社会の変革に的確に対応する柔軟な対応が求められることから、どのような経緯による結果なのかを明示する必要があると考えたからでございます。

さて、これまでの具体的な取り組みでございますが、直近の状況を御報告申し上げますと、平成19年度と平成20年度を比較した場合、新たに62件の取り組みが各課から報告されました。その中から、大事业的な取り組み事項を幾つか申し上げますと、これまで議会答弁等で御報告してまいりましたが、行政評価システムの構築において、行政経営システム検討会を立ち上げ、検討会内部に行政評価システム部会と人事評価システム部会を設置し、行政評価システム部会においては、行政評価システム構築のため、各種マニュアル作成等の取り組みを行っております。

情報セキュリティの確立においては、全職員を対象とした情報セキュリティ研修会を実施し、地域協働においては吉田町防犯町づくり推進協議会で防犯の日を制定し、防犯意識の高揚を図り、公の施設の取り組みにおいては、平成17年度の指定管理者制度を導入した11の施設について指定期間が切れることから、新たに指定管理者を選定いたしました。

簡素で効率的な組織、機構の検討におきましては、課長職を含む多くの職員が退職する中、組織全体の能力の低下と住民へのサービス低下を招くことのないよう機構改革を行い、諸手当の見直しにおいては管理職手当の定額支給を開始し、ジョブ・ローテーションの確立におきましては人材育成機構の方針を改定しております。

また、財政運営の効率化においては、推進本部会議において自主財源確保のため有料公告掲載について検討を促し、町税等の徴収率向上におきましては静岡地方税滞納整理機構への大口滞納者の移管を行うとともに、町県民税の普通徴収から特別徴収への変更を図るため、各事務所へ通知を送付し変更を促し、人件費の削減におきましては退職者の不補充を実施し、平成19年度と比較して3人減員いたしました。

以上、平成20年度の取り組み状況の一例でございます。

議員御指摘のとおり集中改革プランは、平成17年度から平成21年度末、つまり今年度末をもって計画期間は終わりますが、今後またゆまぬ行財政改革を推進してまいる所存でありますので、議員の皆様方におかれましても御理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、2点目の集中改革プランと吉田町行政改革大綱（第3次）の計画期間は1年のずれがあるが、今後の方針はどのように考えているかについてお答えします。

平成16年12月24日に国による行政改革の方針が閣議決定され、平成17年3月29日には新地方行革指針が示されるに至り、本指針に沿った地方公共団体の行財政改革はスタートいたしました。この新地方行革指針も平成18年8月31日に内容の追加がなされておまして、この指針を便宜上、平成18年指針と呼んでおります。

さて、当町の計画としましては、平成17年度中に行政改革大綱作成するための準備を行い、その計画期間として平成18年度を初年度とする5年間で予定しておりました。しかし、新地方行革指針で示された集中改革プランにつきましては、ほぼすべての地方公共団体が平成17年度から平成21年度までの5年間で計画期間として策定し、例外として当時市町村合併を間近に控えた地方公共団体が合併後に策定しております。

当町では、既に「広報よしだ」や議会での報告などで情報を発信していたこともありまして、第3次行政改革大綱は当初の予定どおり平成17年11月に策定し、計画期間を平成18年度から平成22年度末までとしております。

なお、行革大綱とあわせて策定した吉田町行政改革実施計画におきましては、策定年度である平成17年度を基準年として含んだ形をとっております。集中改革プランとの整合性において、第3次行政改革大綱は策定年度である平成17年度を含んだ平成18年度から平成22年度までの計画期間となっております。現在進捗中の集中改革プランは、国のメニューに合わせて吉田町行政改革実施計画を組み直し、定員管理計画の内容や第三セクター及び公営企業について追加したものでございます。

取り組み状況の把握につきましては、前年度の取り組み状況を翌年度に取りまとめという手法をとっておりますが、第三セクターにつきましては当町が出資、出損としている団体のうち、総会の開催が8月下旬というところもあることなどを考慮しまして、秋から初冬にかけて取りまとめしております。

さて、集中改革プランと吉田町行政改革大綱（第3次）の計画期間が1年のずれについてでございますが、まず、当町の行革の基本となる第3次行政改革大綱は、平成22年度末まで

の計画でありますので、平成22年度には第4次行政改革大綱策定に向けた取り組みを行わなければなりません。今現在総務省から正式な数値等の情報提示はございませんが、考えられることとしましては、平成19年4月1日に施行された地方分権改革推進法が平成22年3月末までの3年間の時限立法で、この法律に基づき設置されました地方分権改革推進委員会の勧告につきましては、現在第3次勧告に向けた中間報告が平成21年6月5日に公表されております。次の新しい指針につきましては、こうした地方分権の動向も視野に入れたものであらうと推察しております。

また、次の集中改革プランに相当する計画の策定におきましても現在の集中改革プラン策定時がそうであったように、計画期間の初年度が計画策定時を含むものであるということでございます。

なお、議員も御承知のとおり、当町では昭和50年代後半から少数精鋭の職員で業務を遂行してきておりますが、新地方行革指針では、各地方公共団体におきまして平成22年4月1日までに4.6%以上の職員の純減を盛り込んだ内容とするよう指示があったものでございます。

これにより当町におきましては、平成21年度末までに平成16年度末と比較して4.91%の純減をさせる計画としております。

この国が勧告した純減率は、市町村個々の実情を一切加味せず、一律に4.6%以上の純減を求めています。社会変化による新たな行政需要が次々に発生し、さらに地方分権を念頭に置いたさまざまな事務が増え、加えて職員の病気療養や出産、育児による休暇などにより、非常に厳しい職場環境の中、職員は地方分権の受け皿となるべく、鋭意努力して職務に励んでおります。

行財政改革の一環として推し進められている諸施策は、一方でこうした状況を招いていることも御理解賜りたいと思っております。

以上のように、厳しい状況でございますが、国の大きな流れを注視しつつ、現在進行中の諸計画の進捗にも気を配りながら、よりよい仕組みづくりに心がけたいと考えております。

続きまして、事務事業の見直しなどは、事業の種類によっては大英断が必要になると思う。財政状況厳しい中、事業効率並びに費用対効果を考慮し、日曜開庁の時間短縮（午前中）と専任窓口案内係の廃止の考えはについてお答えします。

日曜開庁は、私の職場はサービス業の原点であるとの性質に基づく政策として、平成15年10月5日を第1回目とし、今日まで実施してまいりました。

日曜開庁で取り扱う業務数は、平成15年開始当初は100業務でございましたが、平成16年度以降は日曜開庁検討委員会の検討などを踏まえ、事務の効率化、また諸制度の改正等何度か見直しを行いまして、現在は80業務となっております。

平成15年度からの1課当たりの取り扱い件数の推移を見てまいりますと、平成15年度は166.4件、平成16年度は173.9件、平成17年度は207.5件、平成18年度は241.0件、平成19年度は243.8件、平成20年度は268.0件と年々増加の一途をたどっております。

さらに、日曜開庁における町税やその他の納付額におきましても、平成16年度は1,926万円余、平成17年度は2,623万円余、平成18年度は3,210万円余、平成19年度は4,102万円余、平成20年度が5,085万円余と、これも右肩上がり増加しております。

平成20年度の実績を例に御説明いたしますと、日曜開庁1日当たり平均して約100万円の収入があり、経費は日曜開庁1日当たりおおむね11%程度であることから、費用対効果とい

う観点から見ても効果があるものと受けとめております。

また、時間帯別の来庁舎数を見ますと、どの時間帯におきましても満遍なく来庁されていることもデータとしてあらわれております。別の視点、住民の満足度というサービスにおきましては、日曜開庁利用者の皆様などのアンケート結果では、平日に仕事などで来庁できない。高齢者世帯なので離れて住んでいる子供に頼むのに日曜日なら頼みやすいなどの理由から、便利、助かる、続けてほしいという点が多く見受けられる反面、日曜開庁を開始した平成15年度時には、税金を無駄遣いしているのではといった経費的な面を危惧される御意見があったのも事実でございますが、制度が浸透してまいりました今現在では、そのような御意見は皆無であり、私は見受けておりません。

このようなことから総合的に判断いたしますと、日曜開庁という制度が町民の皆様方に受け入れられ、浸透してきたと思われる中、さらなる経費の節減や業務効率の向上を可能であるかなどの検討を今後も行ってまいります。現時点では議員御提案のような時間短縮は行わず、引き続き8時15分から17時15分までの開庁を継続してまいりたいと考えております。

次に、専任窓口案内係の廃止の考えはについてお答えします。

現在役場1階ロビーにおきましては、来庁される方が目的とする階の案内、誘導を役割として、臨時職員2名は半日交代勤務により受付業務を行っております。

私が就任する以前の業務はサービスを提供する側、つまり行政側に視点が置かれておりましたが、サービスを楽しむ側、すなわち来庁される皆様の都合に視点を合わせなければサービス業にならないと考え、だれにも優しい庁舎への導入の方法を検討した結果、庁舎1階窓口業務のサインを色分けすることにより、視覚的にわかりやすくすることや窓口案内を配置することによる言葉による誘導は効果的であるとの判断から、それぞれ改善を行った経緯がございます。

窓口案内は、来庁者が最初に接するところであり、来庁者の目的とする階の誘導の正確性や迅速性は、その後の庁舎内の業務効率にも大きく影響を及ぼす部分であると考えております。

当町では、窓口案内の重要性を再認識し、今後も質のよいサービスの一助となるよう努力してまいりますので、議員の皆様方におかれましても御理解を賜りたくお願い申し上げます。

さて、答弁書にはここまでしか書いていないですけれども、議員にお聞きしたいことがございます。お答えしてくれなくてもそれは議員の勝手でございますので、3番の日曜開庁の時間短縮、専門窓口案内係の廃止でございますが、これは業務効率並びに費用対効果というものを議員はどのように計算されたのか。その辺のいわゆる裏づけがないと、このような質問というのは非常に無意味になると思いますので、ぜひとも業務効率並びに費用対効果というものをどのように計算されたのか、教えていただきたいと思っています。

さらに、日曜開庁の時間短縮と専任窓口案内の廃止につきまして、議員は大英断と言っておりますので、議員とすればこのようにやると、こういうように判断したというようがございますので、このように議員が判断したことは恐らく日曜開庁をやり始めた平成15年からデータと比べますと全く相反することになりますので、恐らくこのようなことは民意に反すると思いますので、ぜひとも再考していただきたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） 2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） まず最初、実質公債費比率と将来負担比率が低ければ低いほどよいということで御指摘ありました。僕の認識の違いかもしれないですけども、この部分は一応議事録から削除してください。いま一度、これについては勉強させていただきたいと思えます。

それから、3点目に置いた部分について町長から逆に質問を受けたわけですが、順番でいくと一番最後ですので、再質問のほうでそれをやろうと思ったんですが、私は確かに町長が就任なされたとき、日曜開庁という考え、公務員ではなかなか発想ができない。正直言って、自分がそのとき職員でありまして、健康福祉課でありまして、当時一番日曜開庁で受け付ける業務が多かったということも覚えています。

それから、プロジェクトチームの一員で、群馬県太田市でこんなことできるのかなと思っていました。やり始めたら確かに住民のニーズというか、当然普通の日に来られない人が役所に来られるという、これほどない住民サービスはまさに的を射ていると、恐らく県内になかったもので群馬県へ行ったら。静岡県でも初めてだということでも一番早いということで、それはすごく評価しています。

この前9月6日の日曜日丸1日、一応見ていました。確かに万遍なく来ます。需要もあると思えます。確かに3時か4時ごろ回ってきますと、若干ペースダウンしてきます。僕はやめようということじゃなくて、本当に1時間でも2時間でもその分が、要はその時間内に例えば3時なら3時とか午前中は極端だと思います、これは例えばの例ですから。そういうつもりで考えました。効率の観点から行財政改革というのは、なかなか政治の部分だと思います、この部分も。

もう1点、案内係につきましては、町長が来てからつくったということで、従来は案内係というのがなくて、僕の考えではあの案内係の1人が例えば町民課とか福祉、今後民主党になって子育ての手当のああいう今地方分権ですごく事務の権限移譲とかそういうのが来まして職員がなかなか大変だということの中で、いかに臨時さんを上手に回転させるかということで、むしろ僕の提案なんですけれども、廃止したものをそのまま切っちゃうじゃなくて町民課のほうへ入れて、かえってあそこで交付事務とかあるいは相談とかそれをうまく回していったほうがいいんじゃないかなということが1点と。

結構窓口というのは新人が多いわけですよ。お客さんと新人というか、窓口職員がお話をすると、新人職員のほうもかなり役場の機構、内部の勉強になるということでその辺がいいんじゃないかなということで提案させていただきました。なかなかこういう発想は多分中の発想から出てこないんじゃないかなと思ひまして、あえて提案させていただきました。これは本当に私も出すとき、町長のセールスポイントですのでなかなか悩みました。悩みましたけれども、あえて今まで35年間、そのうちの30年近く窓口畑を経験しまして、そういう気持ちでちょっとでも行財政の何かの一端を担えればという形でちょっと提案させてもらったわけですから、よろしく願います。

すみません。何だか逆質問受けましてそれに答弁したようで申しわけないですが。

さて、再質問に移りたいと思ひます。

まず、大変税収の落ち込みが大きいということで税務課長にちょっとお聞きしますが、昨年の今時分とことしの今時分同期ぐらいの税収の落ち込みぐあいというのはどのぐらいでしょうか。約で結構ですが。

○議長（増田宏胤君） 税務課長。

○税務課長（仲田京司君） それでは、町税の収入状況でございますが、ちょっと資料が手元の4月末のものになってしまいますが、昨年同時期で現年度分の収入額でございますが、1,000円単位で申しまして27億1,764万4,000円、それから今年度ですが24億4,973万3,000円でございます、比較いたしまして2億6,791万1,000円の減収となっております。  
以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） ありがとうございます。

今年度途中でありますが、これから年度末に向かってさらに厳しくなるのではと、一応懸念いたします。

次に、集中プランの中身でございますが、公の施設、指定管理者ということあるいは民営化ということで先ほど町長の答弁にもありましたように、既に11の施設がそのようになされていると。これには自治会の皆さんやあるいは社会福祉協議会の皆さんにお願いして、大変御協力のもとで指定管理者がなされているということを考えております。

そういう中で、3課ほど施設の状況はどうかということで、まず社会福祉課でございますが、保育園が私たちの町は5園あります。この中で昨年8月だと思いますが、保育園の整備計画というそういうものであやめ保育園を23年度まで、24年からあやめ保育園が廃園になるということで、僕はこれについても町長の英断だとすごく思っています。いわばこれも一つの行財政改革の一環かなと思っておりますが、集中改革プランの中で平成17年に法改正があって、指定管理者の制度のメリットがなくなったと。民営化を考えていますよという中で、保育園の施設整備方針と民営化の関係についてちょっと社会福祉課のほうで御答弁いただければと思いますが。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水野辰明君） 保育園の整備につきましては、昨年あやめ保育園の段階的な縮小、それから再編を図ることによりまして町内保育所の人的、施設的な資源を最大限に活用しまして、今後予想されます保育の対象児童を町内四つの保育所で保育しようというものでございまして、この再編につきましては、現に通園をしておりますあやめ保育園の保護者に対するアンケート調査等を実施しまして、そうした意向を踏まえましてほかの4園でキャパシティを確保しながら実施をしようというふうに考えております。

それから、ほかの4園の中のすみれ保育園につきましては、園舎の耐震性が低いという現状がありますので、そうした改善を図る必要があるというふうなことで、今後財政的なことがありますので、少し高い指標を視野に入れながら将来的に民営化するように検討していくというように考えております。

○議長（増田宏胤君） 2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） わかりました。ともかく民営化に当たっては、まず保育所の再編をして施設整備をして、それから考えるということはわかりました。

次に、都市建設課のほうもある程度施設があるわけですが、その後の状況といたしますか、お願いします。

○議長（増田宏胤君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大石悦正君） 都市公園の維持管理という形だと思います。

平成17年度等につきましては、各公園1事業を業者に発注しておりました。18年度からは地区別、住吉、川尻、片岡、神戸、北区とありますが、地区別にまとめて委託業務を発注するという話で今行っております。これによりまして事務の軽減、9件今まで発注しておりましたが、まとめることによって5件になったという形で事務の軽減が図れたと考えております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） ともかく事務の軽減で経費節減ができたよということで鋭意努力しているということがわかりました。

もう1課お願いいたします。教育委員会のほうにも施設が何施設かありますが、教育委員会事務局長、その辺はどうでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会といたしまして吉田町集中改革プランの中身のレクリエーション、スポーツ施設とそれから文化施設に分かれるわけでございますけれども、総合体育館、レクリエーション、スポーツ施設の総合体育館を除いては、すべて17、18年度である程度直営でいくと。皆さん利用者の方々を考えまして、直営でいくという形で方向性をとらせていただいております。

ただ、総合体育館につきましては、建物も大規模になりますものですから、ちょっと時間をいただいて、今年度中には何らかの結論を出させていただきたいと、そういうふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） なかなか指定管理者とか民営化とかいうのは、その移行が難しいということを私は重々心得ているつもりです。そういう中でやはり行財政改革をやっていかなければいけないということで、住民サービスの低下にならないようにここはやっていかなければいけないと、なかなかそういうのも片方を立てれば片方が下がるということでこういうことは大変難しいと思います。

行政改革大綱の中の企画課長かな、行政改革の状況については第三者機関に報告しということで、これはある一定、21年度閉まってからかだとは思いますが、この中に第三者機関ということが書いてありますが、第三者機関に報告しということでありますが、第三者機関のメンバーとか報告は今のところ考えているかどうか、その辺あれば結構ですが、まだなければ結構ですが、お願いします。

○議長（増田宏胤君） 企画課長。

○企画課長（塚本昭二君） ただいま御質問いただきましたのは、行革大綱の最終ページにあります行政改革の推進という中に記載されているものでございますけれども、この第三者機関に報告しというもので当初具体的に設定したものがございません。それで最終年度に当たりまして財政的な効果とかそうした効果も含めてもう一度精査いたしまして、第三者機関についてもあわせて今後組織を検討していくという段階でございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） この行財政改革は本当に大変だと思います。先ほど町長の答弁の中にもありました5年間で4.6%の職員を純減しろと。私は今地方分権がすごく叫ばれています。それで仕事も国からたくさん来ます。そういう中、国はお金をよこさず仕事をよこし、その中で地方には人を減らせと、そのような形を言っていますので、当局が大変苦労しているのがわかります。

そういう中で、行財政改革をさらに強く求めていくというのはなかなか心苦しいところですが、やはり限りある財源、その財源が落ち込んでいるというところをやはりみんなで考えていかなければならない。大綱の中にも行政改革を推進するためには、町民、議会、行政がということですね。協調して取り組む必要がありますということで載っています。まさにそれこそこれが三位一体で三者一体というんですか、知恵を出して吉田町の自立を目指してやっていかなければならないということで、今回のこの質問はしたわけでありまして。決して町長に対して、町長のセールスポイントにうんということ、全然私はそんなつもりがありません。ただ、こういうことが恐らくこういう形で言っていけないと、さまざまな面で中の職員だけでは気づかない点、私たちの目から見た視点あるいは町民からの意見ですね。第三者機関もそういう形になると思います。

浜松では、スズキオサムさんが浜松行革員ということでかなり市役所に厳しいことをやって、行政と結構けんかした部分もあります。ただ、今そういう意見が必要じゃないかなという、それでできるかできないかはその後で結構だと思います。お互いに意見を聞き合ってやっていければと思います。

私たち議会のほうも今年1月から費用弁償、要は議員の給料のほかにこういう会議に1回出ると2,600円くれると、年間予算ベースにしますと202万6,000円でこのような形とあるいは行政視察に全員で行っていましたが、これについても155万5,000円、19年度決算ベースですね。そういう形でちょっとでも少額でもちりも積もれば山となると、そういう形の経費の節減をしていきたいと、行政も頑張っているから議会もという形でこういうことになったんだと思います。そういう形で、三者一体でさらなる行革を進めて吉田町の強い財政基盤を築いて自立した町づくりに、また当局も鋭意努力していくことを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（増田宏胤君） 以上で、2番、枝村和秋君の一般質問が終わりました。

---

◇ 佐藤正司君

○議長（増田宏胤君） 続きまして、1番、佐藤正司君。

〔1番 佐藤正司君登壇〕

○1番（佐藤正司君） 佐藤です。私はさきに通告してある町の地震対策について一般質問いたします。

8月11日に起きた駿河湾地震から1カ月が過ぎました。県内の被害状況もまとまりつつあり、9月10日付の新聞報道によれば、死者は1人、けが人311人、住宅の一部損壊は7,773件と大きな被害が出ました。特に東名高速の盛り土の崩落は、一般道の渋滞を起し、浜岡原発は緊急停止しましたが、5号機の揺れは市民に負担を与えています。

町の被害は、けが人4人、かわら損壊158件、塀損壊32件、その他など合計218件とお聞きしています。被害に遭われた方には、心からお見舞い申し上げます。一日も早く復旧されることを願っています。

当日の地震は、皆さんついに東海地震が来たと思ったという方が多かったようです。私は、今回の地震を経験して改めて東海地震に備えるために、各家庭がそれぞれの隣組やそして地域の自主防災会の役目を見直す必要を感じました。

牧之原市は、地域の自主防災会と市が体制の見直しのための会議を開いたと報道されています。町もぜひ検討すべきだと考えています。

当日、私は午前中役場に来て町内の被害状況を聞き、その時点では屋根のかわらの損壊は57件、塀の損壊は7件、道路の損壊は10件と聞き、現場を見に行きました。住吉では、道路が陥没したところでは既に建設業者が重機を入れて復旧作業に取りかかっていました。その近くの下水道のマンホールが液状化により20センチほど浮き上がっていました。川尻地区でも塀が崩れているのを確認し、屋根のかわらも崩れていました。片岡地区や北区でも屋根がわらや塀の損壊が見られ、被害は全町にわたっていました。

町の対応は5時50分に災害対策本部を設置し、情報収集、応急復旧対策やひとり暮らしの高齢者やひとり暮らしの障がい者の安否確認をしたり、それぞれの職員は早朝から持ち場へ飛んでいき、現場を確認して対策本部に報告されるなど職務を果たされたとは思いますが。

しかし、今回の地震は震度5弱で、予想される東海地震は今回の地震の180倍から200倍のエネルギーを持って押し寄せてくることが予想され、大きな被害が想定されています。

1995年に起きた阪神・淡路大震災を教訓に各家庭や公共施設の建物の耐震化や家具の転倒防止、ガラスの飛散防止は一定進んでいますが、改めて町の防災計画の中に見直す部分はないか、以下、質問します。

一つ目、災害対策本部が設置されたが、情報収集や各方面への指示の徹底など、訓練と実際のずれはなかったのか。

二つ目、今回各地域自主防災会と町の連携はどうだったのか。

三つ目、ひとり暮らしの高齢者や障がい者の安否確認は、マニュアルどおりに実施されたと聞くが、改善すべき点はどうか。

四つ目、通学路や避難路の安全は確保されているか。ブロック塀の撤去、生け垣の新設に町の補助金制度を設けているが、特に避難路について早急に促進する手だてはないか。

五つ目、子供たちの安全を守る対策はどうか。学校、保育園内の家具やテレビなどの転倒防止策やガラスの飛散防止に盲点はないか。

地震が平日の昼間起きたとき、保育園は人手が足りないのではないか。保護者が引き取りに来るまでの間、地域の応援体制はとれないか。

以上、お聞きします。

○議長（増田宏胤君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 町の地震対策についてのうち1点目、災害対策本部が設置されたが、情報収集や各方面への指示の徹底など訓練とずれはなかったのかについてお答えします。

まず、町の基本的な防災体制であります。町民の生命、身体及び財産を災害から保護す

るため、吉田町の地域にかかわる防災対策の大綱として、吉田町地域防災計画を定めております。

この地域防災計画は、防風雨や豪雨などに備える一般対策編、東海地震などに備える地震対策編及び資料編の3編構成となっております。

地震による災害に対しましては、その状況に応じて初期段階の情報収集配備体制に始まり、第1次全配備体制、第2次全配備体制の3段階の体制をとります。

また、東海地震の予知情報や警戒宣言が発令されると、地震災害警戒本部を設置し、地震に備える対策を始めることとなります。

8月11日に発生しました駿河湾を震源とする地震につきましては、吉田町は震度5弱ということで、第2次配備である全職員配備体制をとり、その後、午前5時50分に災害対策本部を設置したところであります。

町の災害対策本部の設置に伴い、地区連絡の職員が各地区本部に配備されることになっております。この各地区本部の連絡担当員は、担当地区の避難状況や災害状況の調査に当たり、連絡班長を通じ災害対策本部に情報を伝達することとなります。

今回の地震で初動活動のあり方や情報収集の大切さを再認識したところでありますが、有事に備えた訓練の目標は、訓練を繰り返すことにより頭で考えるのではなく、体で覚え、自然的的確な行動がとれるようにすることとございます。やはり実際の対応となりますと、想定し得ないことも発生してまいります。今回の対応につきましては大きな混乱もなく、災害対策本部の役割は果たせたものと受けとめております。

今後も訓練を重ね、今回の地震の経験を生かし、さらなる防災体制の強化を図るとともに、吉田町防災計画につきましても県と調整を図りながら見直しを進め、実効性の高い防災対策の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の今回、各地区の自主防との連携はどうだったのかについてお答えします。

8月11日に発生しました突発地震や想定されている東海地震が発生した場合、災害の拡大を防ぐためには、個人や家族の力だけでは限界がございます。

このようなときこそ隣近所の人たちが集まってお互いに協力し合いながら、組織的に防災活動に取り組むことが必要となります。災害発生時はもちろんのこと、日ごろから地域の皆様が一緒になって防災活動に取り組むための組織として自主防災組織がございます。

自主防災組織は、日ごろから地域内の安全点検や住民への防災意識の普及啓発、防災訓練の実施など地震災害に対する備えを行うとともに、実際に発災した場合は、初期消火活動、被災者の救出救助、情報収集や避難所の運営といった活動を行うなど非常に重要な役割を担っております。

地震災害発生時におきまして重要なことは、みずからの命は自分で守るという自助、自分たちの住んでいる地域は自分たちで守るという共助、個人や地域あるいは民間の力では解決できないことについては行政が行う公助といったそれぞれの役割がありますが、こうした自助、共助、公助につきましては、それぞれの役割を確認し、お互いが連携し、協働することにより町民、事業所及び行政が一体となって地域防災力を高めていかなければならないと考えております。

自分たちの地域には、過去にどのような災害が起きたかなどの地域の特性は、昔からその地域に住んでいる方がよく御存じでございます。まずは自主防災組織を中心に地域で災害に

備えていただきたいと考えております。

今回の地震により、自主防災組織への関心が高まっていると感じておりますが、行政とし  
ましても地区本部となる自治会を通じ、各自主防災組織とさらなる連携強化を図ってまい  
りたいと思っております。

次に、3点目のひとり暮らしの高齢者や障がい者の安否確認はマニュアルどおり実施され  
たと聞くと、改善すべき点はどうかについてお答えします。

ひとり暮らしの高齢者につきましては、民生委員の協力により毎年高齢者実態把握調査を  
実施しておりますので、調査結果の個票に基づき399件の電話確認を行いました。うち、電  
話で確認できませんでした44件につきましては訪問確認をいたしました。

障がい者につきましては、要確認世帯として把握している23件に電話確認を行い、そのう  
ち電話で確認できなかった3件につきましては、訪問確認をいたしました。訪問しても確認  
できなかった方が数人おりましたが、地震当日の午前中に全件終了しております。

吉田町災害対策本部民生部による安否確認の中に、民生委員や介護保険事業者等による安  
否確認も行われ、不安なときにさまざまな方から声をかけられてうれしいと、多くの高齢者  
の方から感謝の言葉をいただいております。

特に、増加するひとり暮らし高齢者の高齢者や高齢者世帯の安否確認につきましては、親  
族による安否確認が困難で、第三者が優先的に確認することが望ましい世帯をリストアップ  
することで、災害発生時における迅速な安否確認が可能となります。

現在ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、介護保険の要支援、要介護認定者等の中から、要  
安否確認対象者リストを作成し、包括支援センター及び介護支援専門員と連携した安否確認  
体制の整備について検討を重ねております。今回の駿河湾を震源とする地震では、被害が少  
なかったこと、電話及び車両が出場できたことが幸いでした。

しかしながら、最悪の事態を想定した場合、今回実施したような電話確認や公用車での訪  
問確認はほぼ不可能と考えられます。安否確認につきましては、災害の規模や被害状況に応  
じた最善の方法を用意し、臨機応変に対応していかなければなりません。そのためにも地域  
の避難状況の情報を最も迅速かつ確実に把握できる自主防災組織とのさらなる連携を深め、  
防災体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、4点目の通学路や避難路の安全は確保されているか。ブロック塀の撤去、生け垣の  
新設に町の補助制度を設けているが、早急に促進する手だてはについてお答えします。

まず、児童・生徒の通学路についてであります。小学校におきましては集団下校指導時  
に職員が児童とともに通学路を歩き、登下校中の交通事故危険箇所及び災害時における危険  
箇所について確認し、状況により通学路の変更等の措置をとるとともに、PTA役員会でも  
危険箇所の確認をし、子供たちの登下校について保護者の方にも意識を高めていただいております。

また、中学校におきましても、年2回行われるPTA地区会で通学路における危険箇所の  
確認を保護者と連携して実施し、危険と思われる箇所につきましては、通行しないよう指導  
しております。

なお、今回の駿河湾を震源地とする地震は、幸い夏休み期間中でありまして、子供たちの  
通学に影響はありませんでしたが、各学校とも新学期が始まる前に職員が通学路を歩き、危  
険箇所がないか点検を行い、小学校の1カ所通学路の変更を行いました。

次に、避難路の安全であります。各学校とも教室から外への避難経路をあらかじめ定めており、これに基づき児童・生徒は校舎内から安全な箇所へ避難するわけですが、地震が発生したときはものが落ちたり、家具が倒れたりする可能性がございます。そのような場合、避難経路が遮断されるおそれがありますので、落下物や固定していない家具がないか、各教員により常に避難経路の点検を行い、避難経路の確保に努めているところでございます。

さらに、各学校では、年間2回から4回、校内の避難訓練を実施しており、地震発生時の対応の仕方や揺れがおさまってから避難するときの注意事項など児童・生徒は災害発生時にみずから身を守ること、そして危険箇所を避けてどのように安全な場所へ移動するかということを繰り返し指導しております。

次に、ブロック塀の撤去事業につきましては、県で行っている「TOUKAI-0」事業の一環としまして5万円を上限に撤去に係る費用の2分の1の補助を行っております。この制度自体、平成11年度から施行されておりますが、平成20年度末までに84件の撤去事業に対して補助を行ってきております。

生け垣づくり事業につきましては、住民が緑豊かな都市環境の中で快適な生活を営むことを目的に制定しました吉田町緑のオアシス条例に基づき、緑化の推進を行うもので、5万円を上限に建築基準法に規定する道路沿いに3メートル以上の生け垣を新設する費用に対して2分の1の補助を行っております。この制度につきましても平成11年度から施行され、平成20年度末までに50件の補助を行ってまいりました。

このブロック塀の撤去事業を含む「TOUKAI-0」事業につきましては、毎年7月と12月の年2回程度、「広報よしだ」への掲載を行っておりますが、本年7月の「広報よしだ」におきましては、生け垣づくり事業とともに記事を拡大して掲載してございます。現在のところブロック塀撤去事業の申し込み状況につきましては、今回の地震の影響もあって、本年度の計画している申し込み数を既に超えている状況でございます。

御質問のブロック塀撤去、生け垣新設の補助事業について早急に促進する手だてについてでございますが、今回の地震を受け、「広報よしだ」9月号にブロック塀の撤去事業を含む「TOUKAI-0」事業及び生け垣の補助事業の基準を掲載してございます。また、自治会を通じてコミュニティー紙等への掲載を行う予定でございます。

しかしながら、町の広報活動には限界がございます。ぜひ議員の皆様にも住民の皆様への口コミ等での周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。

次に、5点目の子供たちの安全を守る対策はどうかのうち、学校、保育園内の家具やテレビなどの転倒防止策やガラスの飛散防止に盲点はないかについてお答えします。

最初に、家具やテレビなどの転倒防止でございますが、基本的には各学校ともL字金具による家具の固定や転倒防止ベルトの装着などの措置を施しております。しかし、各学校の未対策の箇所もございますので、状況を申し上げます。

住吉小学校1カ所、中央小学校で17カ所、自彊小学校で58カ所という状況で吉田中学校はすべて対策済みであるとの報告を受けております。

未対策のものとしましてはロッカーや棚といったものが多く、このような家具の中には丈の低い棚で転倒の可能性が比較的少ないものや設置場所の移動を前提としているため固定できない家具類もほとんどでございます。子供たちがふだん立ち入ることの少ない資料室等に置いてあるものがございます。これらのものについても転倒の危険がありますので、早急

にL字型金具などによる固定を基本とした対策を講じてまいりたいと思っております。

また、今回の地震では、家具やテレビといったものとは別に、各学校ともパソコン教室のパソコンが転倒しました。これらのパソコンにつきましても転倒防止策を講じてまいります。

次に、ガラスの飛散防止についてであります。小学校におきましては飛散防止フィルムの貼付、中学校におきましては、各教室に強化ガラスのうち、さらに廊下のガラスは入りガラスで災害時における飛散防止の処置を施してございます。

しかし、一部の書棚等のガラスまでにつきましては、未対策の部分もございまして、順次書棚等のガラス対策についても飛散防止フィルムを貼付などにより対策を講じてまいりたいと思っております。

いずれにしましても、今回の8月11日の地震を教訓として、早急に家具の転倒防止、ガラスの飛散防止対策を講じ、児童・生徒の安全を図ってまいりたいと思っております。

町内の保育園の地震対策としましては、施設の耐震化を計画的に進めており、5園のうちさくら保育園、わかば保育園、さゆり保育園と改築工事を実施してまいりました。耐震化を図る必要がある施設はすみれ保育園1園となっており、財政状況を踏まえ計画的に耐震化を図る予定でございます。

保育園の施設内の家具やロッカー、本箱の固定につきましては、静岡県の策定しました社会福祉施設における地震防災対策マニュアルに基づき、金具で固定し、ピアノやオルガン、テレビにつきましては、粘着固定マップやベルトで固定しております。落下物の防止策としましては、ロッカーの上には原則ものを置かず、やむを得ない場合には滑りどめマットを置き、ものがずれたり落下しないように管理しております。

窓ガラスの飛散防止につきましては、改築した施設ではスクールテンプレックスなどの強化ガラスを使用し、耐震化を図り、他の施設では飛散防止フィルムを張り、児童の安全の確保を図っております。

門扉及び遊具につきましては、倒壊や使用状況の危険がないか定期点検を実施し、設備点検でも一般火気関係、消火設備関係につきまして定期点検を実施し安全を期しております。

次に、地震が平日の昼間起きたとき、保育園は人手が足りないのでは、保護者が引き取りに来るまでの間、地域の応援体制がとれないかについてお答えします。

保育中に東海地震注意情報、または地震警戒宣言が発令された場合は保育を中止し、園児の保護者に引き渡しを行います。また、保育中に地震が発生した場合は、園児の安全を確保するため、防災頭巾をかぶって園庭の安全な場所に避難、待機し、保護者の迎えを待ち、引き渡しを行います。ほかに避難すべきと判断したとき、または指示のあった場合は、園児の避難先を施設の見やすい場所に明示し、避難をいたします。この引き渡し及び避難先につきましては、入園のしおりに掲載し、4月当初に保護者に周知してございます。

避難先はあやめ保育園、さくら保育園は住吉小学校、すみれ保育園は川尻会館を経て中央小学校、さゆり保育園は吉田高校、わかば保育園は自彊小学校と定められております。

避難に際しましては、未満児の0歳児、1歳児、2歳児は背負いひもで背負うか、カートや乳母車を使用し、園児の安全に努め、ブロック塀などの倒壊に注意しながら保育士同士が連携をとりながら避難を行います。

保護者への引き渡しは、避難途中での引き渡しや避難所での引き渡しも想定されますので、その都度園児の人員確認を確実に行う必要がございます。

保育中に地震が発生した場合、地震による園児や保育士のけがなどの人的な被災状況や施設の被害状況に応じて迅速かつ的確な対応が求められ、時には地域住民の皆さんに支援いただくこともあろうかと思いますが、原則的には発震時に現場にいる保育士と園児の安全を確保し、保護者への引き渡しを行う、または施設が被災したときは避難所への避難、避難所での保育を行っていかうと考えております。

また、避難所に避難している住民の方から、保育の要請等があれば、そのニーズにこたえていくことは、保育士に求められる使命であると考えております。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） それでは、再質問します。

今の答弁にもあったとおり、今回の地震は被害が出ましたけれども、大きな被害でなかったということは幸いだったと思います。予想される東海地震は、ちょっと私も推測ができないんですけども、この計画の中に書かれている被害想定でもほとんど町が相当阪神・淡路大震災のような形になるのかなと思っています。そういう意味では、今回、言葉が適切かどうかわかりませんが、いい教訓というか、今後の教訓にすべきいいということであれと思いますが、地震だったと思います。

それで、幾つかお聞きします。

今回早朝の地震でしたので、5時50分に災害対策本部を設置されたということですが、それぞれの家庭や地域でそれぞれ動きがあったと思うんですけども、肝心の本部のほうの職員の集まりぐあいというのは実際どうだったんでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 8月11日の地震に際しては、2時間経過後のときはほぼ約80%の職員が配備状況についていたというような状況でございました。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 8月29日付の静岡新聞に署名入りの記事が牧之原市の状況というのでちょっと批判的な記事になっているんですけども、これは牧之原市の場合は2時間で76.3%だったというふうに書いてありまして、この記者の方はちょっと悪いというような印象の書き方になっていますけれども、それぞれ職員も事情があったと思いますので、どこまでがいいのかというのはなかなかわかりませんが、この記事の中でなぜ来なかったという理由がちょっと問題だったようで、子供の面倒を見ていたとか信じられないような中身で書かれているもので、吉田町の場合、そういうアンケートをとったのかどうかわかりませんが、やはり職員として危機感を持つということは徹底されていると思いますけれども、より一層そういう災害時における危機管理というか、そこはぜひ日ごろから徹底されたいと思います。

それから、町の自主防とのかかわりになってくると思うんですけども、県との連携というのは、対策本部を立ち上げたときにはどういう状況だったんでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 県との関係ですけれども、県の方が県の情報収集のために吉田町に派遣されることになっております。その通知はいただいております。勤務時間内が3名、それから勤務時間外が3名ということでは、名前とどこに所属している職員かということで通知をもらっています。ですので、当日の8月11日には、3名でなく2名がすぐう

ちの本部対策会議のほうへ出動してきております。県とのやりとりをしてくれています。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） この中にも書かれていることなんですけれども、その人たちを頼るといふか、あくまでも町が独自に対策をやるということで連絡要員というような位置づけだと思ふんですけれども、それで今度僕は町の問題になるんだけれども、町は今度地区本部との関係になるわけですよ。地区本部に出動したということになるわけで、地区本部は基本的にそれぞれの地域の自主防の集まりが地区本部だと思ふんですけれども、今度自主防の立ち上がり方といふか、自主防が今回どのくらいの地震が来たときか災害が来たときには、自主防を立ち上げる必要があるのか、立ち上げなくてもよかったのか、今回非常に微妙な揺れでおさまった部分があったもので、19自主防があったと思ふんですけれども、実際立ち上がった自主防というのが幾つかあったんでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 詳しい報告は受けておりませんが、被害等の状況の連絡を自主防の方が連絡してくれておりますので、それなりの立ち上げしてくれて、役目を果たしてくれたと思っております。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 多分自主防の方は本来自主的に自分たちがきちっと対策をとる、それで地区本部と連絡を取り合つてというのが本来の姿だと思ふんですけれども、そこら辺がちょっとその辺の事情が私も正確にわかりませんが、対策本部の場合、町長が任期、当然4年はやるわけだから長いスパンで、長くはないかもしれないけれども、4年ごとにやっていくわけで経験して積んでいくわけだけれども、実際地区の本部長とか自治会長ですかとか、それぞれ19ある自主防の会長さんになる方は、ほとんど任期2年とか続けても4年とかということになると思ふので、私、町長にこれはお聞きしたいんですけど、自主防の専任性といふか、専門性といふか今そういう形で今役を皆さん持っているわけだけれども、私は自主防災の組織としてもっと専門性を高めたり、研修を積んだり、経験を積んだりという必要があると思ふので、交通指導員のような形で町内会長が自主防の会長をやるとかというのではなく、別にある程度専門性を持った人がある程度長い4年とか5年ごとにやっていくというような1人じゃ無理でしょうから役員を何人か固定していくような自主防組織を立ち上げたほうが、いざというときに役に立つのではないかといふか、そんな考えが私はあるんですけれども、町長はそういう今の自主防と将来の自主防ということに関して何か考え方がありでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 町長。

○町長（田村典彦君） 議員は全く現実の状況を知らないですよ。阪神・淡路大震災のときの事態で申し上げますと、そのような組織が立ち上がる時はおくれて立ち上がるんですよ。最初どこで起きるかといいますと、まず当然のことながら生き残った場合ですよ、死んでしまうとどうにもなりませんから。生き残った場合、家族はどうしているかと、次いで隣の家とかそういうような形で逐次視点が広がっていくんですから、最初何が行われるかといふと、結局隣近所等が例えば生き埋めになっている人であるとか家屋に閉じ込められた人に対して、自主的にみんなで頑張って救出作業を始めるんですよ。特にまた北丹町の場合でいいますと、あれは障がい者ですか、消防団の方々が自主的に動くんですけれども、そういう形

で当初は動いていくんですよ。恐らく1日から1日半でしょうかね。そうして動いていく中で、いわば実際に閉じ込められた人であるとか、生き埋めにされた人であるとかそういう方々は救出され、あるいはできない場合もございますけれども、そういう段階が終わって、ふと我に返ったときにいわばそういう組織が動き始めるんですよ。

人間というのは、議員は現場とかそういう感覚を全く知らない人間だから申し上げるんですけども、いわばそういう非常時になると人間というものは今申し上げたように動くのが普通なんだそうです。したがって、ある時間が過ぎてふと我に返ったときに役所に対する要求であるとか、それから自主防に対する立ち上がりの要求であるとか、そういうふうなことになってまいりますので、当初は申し上げたような経過をたどって、次に自主防が立ち上がってくるわけでございますので、その実態はまたその時点で考えていけばよろしいのかと思いますけれども、議員の御提案も一考であるとは思っています。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 東海地震が来たときは、まず自分と家族を守るというのは、それは当然だと思うし、あと隣近所、それから地域という形になっていくことは私も何となく想像できます。ただ、時間がたって自主防が立ち上がって、地域で助け合っていくといういろいろ警察とか消防とか自衛隊の出動なんかもあるんでしょうと思いますけれども、でもやはり日常的に組織、今現在自主防があって、それをどう機能させるかということを考えていくには、皆さんが知恵を出す必要があると思うんですけども、これは11日付の新聞ですけども、牧之原市の自主防の体制見直し加速ということで、自主防の方々が150人ぐらいと書いてあるかな。自主防の方と役員の方と行政の幹部とが反省会という意味だと思うんですけども、こういう会合を持って今回のことを教訓にして、今後の自主防の活動に生かしていきたいということで会合を持たれているんですけども、吉田町はこんな計画があるんでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 今のところは持っておりません。

それで、先ほど自主防のことですけども、各地区防災指導員がいると思います。ですから、そういう形でかわってもその方に指導していただくというようなことです。

それから、その指導員ですけども、今月にも何名の方が研修に行ってください。それから自主防の研修にも各自治会の方が何名か研修に行ってくださいような形になっております。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 自主防の推進委員でしたか、県の推進委員会だかに行って、吉田町でも推進委員は消防団の会長だかがメンバーになっているようですし、さっき言われた指導員というのも各自治会の副会長が当たっているようですけれども、この辺は非常に大事な役があると思うので、これは本当に人、人材育成するという意味では、こういう方はあて職みないな形でなく、やはり常時4地区の各自治会でも、とりあえず何か1人ずつ副会長が当たっているようですけれども、そういうあて職的な指導員でなく、本当に経験とか研修を積んでいく、そういう指導員をやはり育成していくということは必要だと思うので、その辺は専門性というか、ある程度防災に対する専門知識を持った方を育てていくということも、それは各地区なり各自主防が考えていくことだと思うんですけども、その辺は町のほうがある程度そういう方向性を示さなければなかなか話はまとまらないと思うし、人材は町内大勢いる

と思うんで、今回の教訓を生かして防災ということを組織も含めて先ほど私が言いましたけれども、しっかり考え直す必要があると思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 町長。

○町長（田村典彦君） 申される必要はありません。我々は既にちゃんとやっておりますので議員の助言はいりません。

○議長（増田宏胤君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 防災指導員でございますけれども、兼ねているということにはいますけれども、そういう全部兼ねているということではございません。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 私も情報を全部知っているわけではありませんけれども、そういう防災の組織の見直しということはやっていただきたいと思うし、今回、牧之原市でやっているような防災会の役員の方とそれから町の当局のほうと今回のことを教訓にして、ぜひ会合なり打ち合わせをする時間をとる方向で検討していただきたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 町長。

○町長（田村典彦君） これは今年度に入ってから総務課長、それから総務課長補佐には命じてあるところでございますけれども、なぜいろいろな訓練であるとかいろいろございました。非常に重複するところもございますし、マンネリ化しているところもございますので、来年度以降は一本化していこうということで現在総務課のほうで計画がつくられております。

そういう中において、当然のことながらも一度全庁的な意味において検討は加えなければならぬと思っておりますので、議員の御声援を受ければ我々も励みになりますので、一生懸命やってまいりたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） ぜひそういう方向でお願いします。

それから、先ほどのひとり暮らしの高齢者の安否確認ということで399件ですか、やりましたということなんですけれども、これは先ほどの町長の答弁でもあったように、東海地震であればどこまでできるのかなということは非常に難しい問題だと思います。役場は役場でやられたようなんですけれども、民生委員の方は独自でやった方もおられるようで、ダブったというような形になるのかなと思うんですけれども、それはそれでダブることは別にいいことだと思うんですけれども、やはり私は基本のことをさっき町長検討しているようなことをおっしゃって、よく聞き取れなかったのかわからないんですけれども、これはそういう情報を地域が持っている地域の方がやるほうが、隣近所の方がそのうちにひとり暮らしの人がいるよというのが事前にわかっているならば、それが一番効率的というか、能率のいいやり方で、それがまた町の自主防に上がり、地区に上がり、本部に上がるというやり方のほうが私は合理的だと思うんですけれども、何かそういうようなことを考えているようなことをさっき答弁で言われたんですか。

○議長（増田宏胤君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（池ヶ谷恭子君） ひとり暮らしの高齢者につきまして、その名簿につきましては各民生委員さんが協力していただきまして、毎年高齢者実態把握調査を実施しており、その中で地区の民生委員さんから上がってきているひとり暮らしの名簿を活用しておりますので、地区の方が御存じではないということはありません。

それから、安否確認が必要と思われるひとり暮らしの高齢者とか高齢者世帯については、状況に応じて対応が変わってくると思われませんが、先ほど町長も言いましたようにケアマネ事業所を利用している介護者や支援になっている高齢者につきましてはケアマネ事業所が動きますし、町とか社協の緊急通報システム、町の配食サービスの利用者につきましては、そちらが動きます。町内とか近隣市に親族があつて緊急連絡先がある方とか、あと緊急連絡先も遠くてそういった人がいない方ということでリストを今作成して、安全確認体制の整備の検討を行っているところでございます。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） リストをつくるのは当然だと思うんですけども、そのリストをどう生かすかということだと思うんですけども、なかなか個人情報の問題とかあるのかもしれませんが、民生委員の方は大体わかっていらっしゃると思うんですけども、民生委員の方がわかっていても地域の自主防のほうでわかっていなければ安否確認というのがどうなのかなと思うんですけども。

○議長（増田宏胤君） 町長。

○町長（田村典彦君） 議員の言われるお話はちょっとおかしいと思うんですよね。普通大都会ならいざ知らず、吉田町ぐらいの町であれば大体一人である方というのは隣近所が存じているんですよね。また、当然隣近所において、それから民生委員とかそういう方も存じている。当然ながら役場、そのような情報については承知しているといえ、結局有事の場合というのは単一の組織が安否確認するだけじゃ不十分なんです。有事というものは多重ないわゆる系統でもってダブルチェックであるとかそういうような形でやっていかないと、結局基本的な情報というのが漏れるんです。素人は困るんですけども、基本的には情報確認というものはダブルであるとかそれから三つであるとかそういう形でさまざまな形でやっていくというのが有事の場合の原則でございますので、その点について抜かりはないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 二重三重になるのは、私はいいと思うんですけども、ただ想定されている東海地震の大混乱が予想される中で、それは当然そうなるべきだと思うんですけども、一番身近なのは隣近所だと私は思うので、まずそこが駆けつけるというのは一番だと思うんですけども、ただそこには今田舎だからというようなことを言いましたけれども、なかなか隣近所でもコミュニケーションがとりにくいという社会情勢になっているわけで、そこら辺のところかふだんの地域のあり方ということにかかわってくると思うんですけども、そこはぜひ可能な限り地域が、隣組がやるのが私は一番効率的かなと思っております。

ダブること自体は別に問題ないと思うんですけども、ちょっと私もう1回確認したいんですけども、情報を整理して、民生委員が持っている資料を整理してそれを地域の自主防災会に資料として提供することも検討するというふうにとっていいですか。

○議長（増田宏胤君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（池ヶ谷恭子君） 地域への提供は今考えておりません。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） わかりました。やはり日常的な隣組のおつき合いというのを大切にしろということだと思います。

それでは、次の質問をします。

学校や保育園の転倒防止工事については、再度見直し等徹底してやるということですので、ぜひそれはお願いしたいと思います。

ただ、ピアノとか重いものもやるということで調査もされていたようで、各学校、私も学校を回ってちょっと気になる部分が幾つかあったんですよ、ショーケースとか。そういうのもぜひやっていただきたいと思います。

それから、保育園のことですけれども、さゆり保育園が改築されまして、あれは屋上にプールがたしかあるわけで、11日はちょうど保育園の夏休みだったし、早朝だったということで、そのときに多分水が張ってあったのではないかと思うんですけれども、相当揺れたわけで、そのときの状況というのは担当課のほうで確認されていますか。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水野辰明君） その状況はちょっと確認しておりません。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 私も確認していませんけれども、ぜひ相当な重量の水を屋上に抱えているわけで、今回の揺れでは被害が出なかったかと思うんですけれども、想定されている地震が来た場合、それから保育中どうなのかなというちょっと不安が今の答弁ではございます。ぜひ構造計算上多分しっかりされていると思うんですけれども、事故というのは思わぬところで起きるわけで、ぜひ注意しておいてもらいたいと思います。

それから、保育園の問題ですけれども、小さい子、0歳児から5歳児までいるわけで、毎月保育園ではいろいろな形で不審者の訓練とか火事の訓練とか地震の訓練とか毎月毎月学校も保育園もやっているというのは聞いています。ただ、訓練は訓練ですので、実際に来たら相当想像するだけでパニック状態というのが推測されるわけで、おられるのが女性がほとんどなものですから、本当に子供を守り切るというのは相当大変なことだと思うんですけれども、ぜひ私、こう書いてありますけれども、すぐ駆けつけられるような近所の方、先ほども地域の問題と出ましたけれども、近所に多分昼間いらっしゃる方というのがいると思うので、保育園の近所の方に何人かにお願いしておくとか、そういうようなことはちょっと難しいんじゃないかな。

○議長（増田宏胤君） 町長。

○町長（田村典彦君） 議員ですね、別に難しいとか難しいことはなく、保育園の周りの方方は自分の身が安全で家族の身が安全ならば、当然のことながらそっこのほうをみんなで見ていきますので、その辺の はないと思います。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 子供やお年寄りが多分一番被害に遭われる可能性が高いのかなと思うので、将来はやはり地域の自主防の方の協力がなければできないと思うんですけれども、細かい対策というのをとるといっても、みんなで知恵を出し合うということも必要だと思いますので、ぜひそういうのは考えてもらいたいと思います。

私は今回起きた地震というのは、自分自身も反省をしております。ちょっと甘かったなという部分が多々ありました。本当に東海地震というのは想定されているわけで、備える必要というのは痛感しています。まず私も自分の家から、それから当該的には地域の方々とのコミュニケーションもしっかりとれるような体制というのも必要だと思います。今後今回のこ

とを教訓にして、ぜひ地域の人たちが知恵を出し合って地震に備えるということを私は願って今回の質問は終わります。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 以上で、1番、佐藤正司君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時5分とします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長（増田宏胤君） 会議を再開します。

---

◇ 藤田和寿君

○議長（増田宏胤君） 引き続き、一般質問を行います。

5番、藤田和寿君。

〔5番 藤田和寿君登壇〕

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田和寿。一般質問通告書に上げた我が町の職員の人材育成について一般質問を行います。

地方分権が進展し、緊縮予算の中、財源が伴わない権限移譲や今後予想されます地方主権や道州制の議論を考えますと、基礎自治体としての町の担う役割がますます増大してきます。

また、町民の皆様方の行政ニーズが多様化、高度化し、それに的確に対処する職員の能力向上の必要性も日々増してきております。

そのような中、8月30日に衆議院議員選挙の投票が行われました。1955年11月の保守合同で結党以来、常に衆議院の第1党であった自由民主党が55年目にしてその地位を失い、政権の座を明け渡しました。308議席を獲得した民主党は、政権公約、つまりマニフェストで示した行程表にしたがって政策を進めることになると、新聞紙上等で報道されております。大きな国政転換の波が怒濤のごとく押し寄せてくることが予想されております。

民主党は、先月31日、2010年度当初予算について各省庁が提出した概算要求を抜本的に見直し、予算の全面的な組み替えに着手する方針を明らかにされました。首相のもとに新設する国家戦略室が子供手当などマニフェストを実行するため、予算編成の基本方針を策定し、それに沿って各大臣が概算要求を見直すとの報道がございました。その結果、予算編成作業が例年より大幅にずれ込むのは必至でございます。政府案が年内に決定できるか微妙とも言われておる現状でございます。

また、麻生内閣が策定した平成21年度補正予算に対しましても、大幅な見直し方針を表明しております。予断を許さない状況下、いよいよ明後日の16日に鳩山新総理が誕生いたします。国民が選択した政権交代、現在の日本の閉塞感打破への願望と期待と考えます。

さて、我々の生活する我が町吉田町にも、少なからずさまざまな面において変化の波がや

ってきます。想定外の事項も予想され、影響を心配しているところがございます。

そこで、町の行政運営や行政事務などにおいて、国の施策に対して迅速さと柔軟かつ適正な対応が今まで以上に必要になっていくことは明白と考えます。

全国の地方自治体は、今一度に横一線に並んでスタートを待っている状態だと考えます。新内閣の閣僚が決まり、各省庁の動き出した後、限られた情報をもとに一斉にスタートするレースだと考えます。そのとき基礎自治体の大小を問わず、トータル的な行政能力の違いがそれぞれの自治体においてそのまま結果としてあらわれてくることを危惧しております。

平成の大合併を踏まえ、第2ステージの地域間競争が始まります。大きな政府、小さな政府といった政府機能論から都道府県制から道州制へなどの論まで新体制構築まで時間がかかると思います。

しかしながら、基礎自治体として身近に町民の皆様の生活にかかわる町は、日々の業務を遂行し、今後のさまざまな展開にも備えていかなければなりません。職員の皆様方には頭の下がる思いでございます。そのためにも行政能力の向上に努めていかなければならないことは周知の事実だと考えます。

しかしながら、一口に行政能力といっても、私などが簡単に説明できるものでないことは十分理解しておりますが、あえて言わせていただければソフト的な面とハード的な面との要素がございます、それらの面がそれぞれの要素が絡み合い、その複合的な結果であると考えます。大変抽象的な言い方で申しわけございませんが、そのように判断しております。

行政能力を高めるための重要な位置づけとして、職員一人一人のスキルアップが重要と考えます。今回は職員のスキルアップの切り口から町の考えを聞きたいと考えております。

我が町では、町長の過去の行政報告の中で述べられているとおり、財政的な自立とともに、職員のスキルアップが重要との認識のもと、来るべき地方行政の負託にこたえるように人材育成を推進されていることは、過去の予算、決算などの審議、また同僚議員の一般質問に対する御答弁等で拝聴しているわけでございます。前段で申し上げたとおりの現状下でございます。

そこで、今後ますます真価が問われてくる職員の人材育成についてより具体的にお伺いいたします。

まず、一つ目といたしまして、職員研修の派遣研修についてお尋ねいたします。

当初予算においての計画と決算においての成果、予定と実績について内容、人数等の推移状況をお尋ねいたします。

また、研修結果の事例や研修成果を用いて横に同じような成果を展開した事例がございましたらお願いしたいと思います。具体的に反映状況があるようでしたらお願いしたいと思います。

そして、それらの実績と成果を踏まえまして、今後の行政需要を踏まえた研修の方向をどのようにお考えなのかもお尋ねいたします。

二つ目といたしまして、今年度行政経営指導員を新たに3名採用されました。昨年度は、定年になられた技術資格を有していた方を1名再任用され、本年度は一般職において40数年間にわたって町に御貢献された方々に再度御尽力いただき、行政経営全般の御指導をいただいているところがございます。団塊世代の方々が同時に多数定年退職されたことも、補完等を行っていると考えます。それと同時に、人材育成についても大きな働きを期待し、再任用

されたと考えております。その取り組み状況と今後の予定をお尋ねいたします。

三つ目といたしまして、職員の人材育成を積極的に推進するために、町は人事評価制度の構築に向け、平成19年度より3カ年で取り組んでおります。人事管理において組織は大きく変わります。現在の導入状況と今後の計画についてお尋ねいたします。

最後に、四つ目といたしまして、町は人材育成基本方針の中で、質の高い職員を育成するためには、管理職の強化が最も重要な課題と指摘してございます。経営の自覚を持ったマネジメント能力などを含めた育成の進捗状況をお尋ねいたします。

今回職員の人材育成はと、質問事項といたしました。資料のとおり人材の材の字を材料、原料、才能の意味の材からです。宝、つまり財産の財の字を使用し、組織の価値を高めるための人材、人の宝を育てることの重要性が多くとらえております。

また、限られたハード面、ソフト面でキャパがおのずと決まってしまうますが、優秀な人材は付加価値の源泉であると考えます。

そこで、我が町の人材育成の取り組みについて御答弁をお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の御質問に答える前に、明日の鳩山総理、民主党政権でございますけれども、本日付と走り出すと、各省庁が、そういう予想でございます。全部差はついております。それぞれの市町村も情報収集、またそれぞれのチャンネルを通じてさまざまな形で情報収集をやっておりますので、その体制ができているところとできていないところでは、雲泥の差がついておりますので、うちの町では当然のことながら8月30日以前に民主党政権ができるのは当然予想されておりましたし、中央のほうからもそういう話は来ておりましたので、課長会議等でも課長によく申しております。基本的に全く新しい体制になる以上さまざまなことが起きると。特にそれぞれの課の所管事項につきまして、当然のことながら予算等も踏まえてさまざま変化があるでしょうと。したがって、それぞれの自分が持っているチャンネルであるとかマスコミの情報に常に耳目も集めて今情報を収集し、自分の所管事項というものはどんなふうな変化が及ぶのか、それらについてよく整理しておけよと。

私は私で知っているものたちには、電話で連絡をしてこういうことについてやるとか、またあとについてとっておりますので、一生懸命頑張っておりますので、議員の話をうちの町を一生懸命やっておりますので、その点御心配ないようお願いします。

また、議員は当然のことながら中央にたくさんパイプがあるでしょうから、また情報が入りましたらよろしくお願いします。

平成12年4月の地方分権一括法の施行以来、地方公共団体を取り巻く環境は一変し、今日の行政システムは地方がみずから考え行う地方分権型に移行しつつございます。

こうした時代に将来にわたり、よりよい行政サービスを提供するためには、町の司令塔となるべき職員の資質向上は不可欠でございます。それは職員の可能性や能力を最大限に引き出すことで達成されるものと言えます。

当町では、職員や職場の現状、さらに研修等の課題を把握した上で、吉田町人材育成基本方針を新たに策定いたしました。この基本方針では、目指すべき職員像として地方分権の受け皿となり、自立して行動できる職員を考え、職員の人材育成は職場環境、人事管理、職員

研修、仕事の進め方の四つの視点を取り入れ、これらを有機的に組み合わせながら取り組んでいくことにしております。

さて、1点目の職員研修の派遣研修について、予算と決算、内容、人数等の推移状況等についてお答えいたします。

職員研修費全体の過去5年間の状況を順に申し上げますと、平成16年度は90万3,000円の予算に対しまして決算が65万2,000円、平成17年度は167万円の予算に対しまして決算が70万7,000円、平成18年度は451万2,000円の予算に対しまして決算が449万1,000円、平成19年度は1,000万円の予算に対しまして決算は605万4,000円、平成20年度は800万円の予算に対し決算が636万2,000円となっております。

また、職員研修のうち派遣研修への参加人数につきましては、平成16年度は39人、平成17年度は43人、平成18年度は118人、平成19年度は154人、平成20年度は133人となっております。

これらの推移状況を見ますと、平成18年度以降からの予算、参加人数がともに大幅な増加を見せていることが特徴と言えます。これは平成18年度から従来の指名型による参加方法を見直し、派遣研修への参加を原則として希望参加型に転換したことによりまして、職員の研修機会の拡大が図られ、民間研修機関への研修受講者が増加したためでございます。

また、研修成果の事例や横展開事例について、今後の行政需要を踏まえた研修の方向についてでございますが、研修は研修を受講したからによってすぐに知識、技能が身につくというものではございません。研修は研修に参加したことよりも、むしろ研修に参加した後の取り込みが必要だったり、そのためにも今後は研修を受講した職員へのアンケートや研修受講職員を講師とした研修の実施を検討してまいりたいと考えております。

とりわけ、研修を受講した職員を講師として活用することは、受講職員自身の理解度の促進にもつながり、研修で得られた知識、技能を他の職員にも還元することができるというメリットもございますので、引き続きその実施方法につきまして調査、研究してまいりたいと考えております。

次に、2点目の本年度新たに採用した3名の行政経営指導員に関する御質問にお答えいたします。

その取り組み状況と今後の予定という御質問でございますが、目下、3人の行政経営指導員は、私の直轄の職員となっており、3人それぞれが私の走った特命の処理を行っております。この特命の内容につきましては、いずれも高度な知識と豊富な経験を生かさなければ処理しがたいものでございます。そして練り上げた構想を制度化し実施するためには、高度な調整能力も必要となります。

御承知のとおり、本年採用いたしました3人の行政経営指導員は、平成20年度までベテランの課長級の管理職を務めており、3人とも在任中から高い管理能力を有する職員であると私は評価しておりました。

大幅な世代交代期を迎える当町にあっては、豊かな経験を持つ人材を一举に失うことには大きな不安があり、急激な世代交代が行政サービスの低下を招くことも懸念されました。このため、行政サービスレベルを落とさずに時代の要請に沿った組織の強化を図るためには、この3人の持つ高度な能力を引き続き活用しようと考えたものでございます。

本年度は、年度当初から定額給付金事務や選挙事務などの異例な事務がございましたので、職員の負担緩和のため、途中そうしたイレギュラーな事務の処理にも携わるように命じまし

たが、本来的には本年4月から職員個々の能力の向上と組織の対応能力の向上を主テーマとする私の特命事項の処理も依存的に当たっております。

つまり、三つの特命事項に対しましては、それぞれの行政経営指導員から大卒の素案も提出されており、目下それらの素案を詳細なものに仕上げるように計画づくりを進めさせております。その取り組みが一段落いたしましたならば、それぞれのプランに沿いましたプロジェクトチームを立ち上げるなどして本年度事業実施を目指してまいりたいと考えております。

ただいま地方公共団体では、国からそれぞれの特性も考慮せずに一律に職員を減員する定員管理計画を策定させられており、当町でも平成16年度末における職員数を基礎として平成22年4月1日までに4.91%に当たる11人を減じる計画を策定いたしました。

地方分権が進むとともに、緊急経済対策などの新たな行政課題が次々と出される中での減員は、組織にとりまして大変な事態を招いております。

こうした状況では、職員の能力開発や組織力の強化を図るための仕掛けづくりを行うことは大変難しい状況でございますので、行政経営指導員にはこうした点を担っていただいているわけでございます。

地方分権の振興などに伴いまして、地方公共団体の組織力の強化は喫緊の課題となっております。当町のおかれている環境の中で、組織力の向上を図る手段として3人の行政経営指導員を配置したことは、まさに時代に合ったことではなかろうかと自負しております。

次に、3点目の職員の人材育成を積極的に推進するため、町は人事評価制度の構築に向けて取り組んでいる。人事管理によって組織は大きく変わります。現在の導入状況と今後の計画についてお答えします。

新たな人事評価制度の導入は、公務員制度改革の一つに位置づけられ、現在国会で継続審議中の地方公務員法の改正法案にも明確に規定されているところでございます。

当町では、地方公務員法の改正法案の趣旨を踏まえ、平成20年1月から平成22年3月までの間に、外部委託業者による制度設計から評価者訓練までの総合的かつ実践的な支援を受けながら、職員の能力開発及び人材育成を主眼とした人事評価制度の構築を推進しているところでございます。

当町の人事評価制度は業績、能力及び態度の三つの領域による評価を基本とし、特に成果主義を徹底するため、業績重視した評価を特徴としております。

また、これまでの評価に多かった減点主義よりも、失敗を恐れずチャレンジする職員に対して高い評価を認める加点主義を取り入れたり、公平性、公正性、透明性の高い制度にするため基準の明確化を図り、面談の実施などの手法を取り入れたりしております。

現在は昨年度に作成しました人事評価制度マニュアルに基づいて保育士を除く全職員が試行を開始しているところでございますが、今後の計画としましては保育士の役割点や能力、外部評価にもかかわる着眼点を制度マニュアルに加えるとともに、試行期間と並行しながら当町の身の丈に応じた評価制度が導入できるよう検討されてまいりたいと考えております。

なお、職員の上げた業績に対する適正な評価と結果は、任用、給与、その他の人事管理上の基礎となることから、これらに反映させていく仕組みもあわせて検討し、おおむね3年から5年の間に年功の勤務評定制度から新人事評価制度に完全に移行できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の町の人材育成基本方針の中で、質の高い職員を育成するために管理職の強

化が最も重要な課題と指摘している。経営の自覚を持ったマネジメント能力などを含めた進捗状況を問うについてお答えします。

人材育成をより効果的に推進する上では、管理職の役割が極めて重要であり、管理職の意識改革や取り組む姿勢は、職場全体に波及効果をもたらすものと考えております。

現在、管理職の事務処理の迅速化と高度化を図るとともに、施策形成段階における文書作成能力と説明能力を向上させることを目的に、経験の浅い管理職を積極的に派遣研修に参加させ、基礎的知識の再認識と報告、連絡、相談、命令にかかわる意思決定を的確に行うことができるよう強化に努めているところでございます。

また、新たな人事評価制度におきましても、管理職が人事評価者としての役割も担うことを予定しております。このため、現在試行中の人事評価制度におけるシステム自体が人材育成を促進する機能を持っていることから、管理者につきましても目標による管理の手法を用いて管理職の強化に取り組んでいるところでございます。

また、管理職の強化、育成につきましても、当町に応じた研修カリキュラムを構築し、独自に推進していくことが望ましいと考えております。行政サービスの低下を招くことなく、円滑な世代交代を実現する上にも、管理職の強化育成は重要となりますので、今後引き続き意を注いでまいり所存でございます。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、冒頭力強い御発言いただきまして安心しておりますので、町民の負託により一層こたえられることを望みます。よろしく願いいたします。

再質問でございますが、先ほど職員研修の数字、予算等の御報告があったわけで、この辺のところは資料を調べればわかることではございますが、現実的に人数的なものも増えております。大変町長の行政報告の中などに、18年度の中にも力強い言葉があったと記憶しているわけではございますが、平成16年以降、このような形で毎年職員研修予算を増やして、職員の研修意欲に十分こたえられるような予算措置をして、あてがっているといったことではございますので、ただいま町長のほう2期目半分を過ぎて、就任した当時と一番職員に接しているのは町長だと思います。そこら辺についてその成果として肌で感じているようなものがございますようでしたら御答弁をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 町長。

○町長（田村典彦君） 私の個人的な受けとめ方ではございますので、その点を今考えていただきたいんですけども、職員がこの私の6年間で一番変わったのは、基本的には地方分権という大きな流れの中で自分たちが自分たちの町づくりに関して、自分たちで考えなければならぬという意識を持ったということが一番大きなことでないかと思っております。そんなところではないでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 意識改革をなされたということで、そこが一番大変なところだと思います。どこの社会においても人材育成というのは、江戸時代から始まりまして段階からも近年においても非常に大変な時期だと思いますので、今後ともお願いしたいと思うわけではございますが、人材育成の手法としましてOJT、オン・ザ・ジョブ・トレーニング、OFJT、オフ・ザ・トレーニング、あと自己啓発という三つの要素があると思いますが、町の研修プ

プログラムにおいてもその三つを遺憾なく反映されながら今人材育成を行っているわけですが、その点について課題等さまざまな問題が上がってきていることも考えられますし、成果として上がっているものもあると思います。今ある仕事をやりながらトレーニングしていく職場内研修、職場を離れて集団で研修を行うO F J T、また自己啓発のため通信教育、さまざまなセミナー参加する人数がこのように増えているわけで、昨年度におきましては133名の方が行っているわけでございます。

その辺のところを踏まえて、現状の職員のより一層求めるべき姿というものに対して町長はどのような形で御指示されているか、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 町長。

○町長（田村典彦君） 行政経営指導員に対する特命事項ということで申し上げたことでございますけれども、基本的にO J Tであるとか自己啓発につきましては、それなりの成果をまた実績にもなっているとおり、一番この町に不足しているのは庁内におけるところの統一的なまた組織的な研修というものはいまだないと。当然私にとったら考えるところでございますが、ようやく機も熟してまいったと思ったものですから、庁内における研修につきまして先ほど申し上げましたように統一的で組織的な研修というものをやってまいりたいと。行政経営指導員に特命事項として与えまして素案をもらいましたので、このように今から来年度のプロジェクトチームを今年度につくって、できることは来年からやってまいりたいと思っております。この部分で恐らく三拍子がそろわないんじゃないかと思っております。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 職員の派遣研修におきましては、平成21年度吉田町派遣研修実施要綱がございます。第10といたしまして復命、研修生は当該派遣研修を終了した時点で上司に口頭により復命するとともに、速やかに復命書を作成し、任命権者に復命しなければならにとされております。もちろん町長も目を通されていると思いますが、特に印象深い報告があるようでしたら、多分職員の皆様方の励みにもなると思いますので、御披露をお願いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 町長。

○町長（田村典彦君） 職員の効果の一端につきましては、すべて立派であると思っておりますので、特にこれがどうのこうのというようなことは差し控えたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 今のようなお言葉があったわけですが、自己啓発的な要素ということで、すぐに先ほど町長から御答弁があったとお形としてあらわれる研修ではございません。それぞれの努力の中でそれぞれが努力し、自己向上に向けて行っていくのが研修だと思います。人間だれしも評価をしていただくことによってモチベーションが上がります。私でも上司から、町長から一言ねぎらいの言葉をかけられれば天にも上がるような気分になるところも事実でございます。たとえ声をいただけなくても見ていただいたということによって職員の皆様方も励みが増すと考えております。

今のような御答弁ですが、職員に対して十分見ているといったような力強い認識でよろしいんですか。

○議長（増田宏胤君） 町長。

○町長（田村典彦君） 当然のことながら、研修につきましては復命書で私が目を通しますし、

また必要な場合にはおおむね研修に行った職員に声をかけているつもりでございます。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 厚生労働省の能力開発基本調査によりますと、これは一般企業でございしますが、企業側は86.9%が正社員に対して今求める能力はを知らせている、ある程度知らせていると回答しております。一方、働いている皆様方から見ますと、十分何を求められているか知らされている、ある程度知らされているは78.7%で企業側との認識の差が約10%あります。企業側は求める能力を周知できているという認識のもと行っているわけですが、社員側には必ずしも十分伝わっていないのが実情だと考えます。我が町においてその点につきまして、先ほど人材の基本方針を本年度策定され周知されているということでございますが、十分職員に対してその辺の周知というものはどのようなものか町長のお考えを現実どのような形で周知を行っているか、またどのようなものを求めているか、町長のお考えを再度お願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 町長。

○町長（田村典彦君） 議員はくどくその辺を質問するんですけども、基本的に私が例えば課長会議であるとかそれから個別の課長を集めた会議であるとか、そういう席でいろいろな機会をとらえて常にこのような地方分権の状況下において、単に与えられた課題を解くのではなくて、自分で自分が与えられている職務についての課題をみずから設定して自分で解けと、そのような形で私は職員にいろいろな形での説明、また指示をしております。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 企業においては、ISOとかさまざまなマニュアル策定に当たって、今町長が言われたようにトップマネジメント、トップの考え方の浸透がその組織の改革において重要な認識であるといったような認識がなされております。ISOの審査においてもその会社、その団体の長に対するヒアリングというものが真っ先に行われ、相当なる時間をかけてその意識確認を行うわけです。

今町長の答弁で十分なされているということでございますが、一つの例でございますけれども、ここに私も議員としてこのような名札をつけているわけでございますが、ここには真に豊かさを実感できる町吉田町ということで、一つのスローガンが載っているわけでございます。人材育成ということの見地からも、パンフレット、リーフレット等を職員に配付し、いつも身に携帯して町長のトップマネジメントを確認するといったようなものが必要ではないかなと、さまざまな企業を見て感じるわけでございます。やはり与える側と命令を発する側と受ける側とのギャップは、これはしょうがないものと思います。やはりある程度ものを継続として指導するのがトップとしての責務だと思いますが、その点についていかがですか。

○議長（増田宏胤君） 町長。

○町長（田村典彦君） 私が言ったものを書面にして職員が携行すると、そういったことを企業でやっているからやれということでございますけれども、それぞれの団体、それぞれのトップが考えること、たゆまず言っておりますので、足りると思っておりますので、議員が自分の会社でやっているかどうか知りませんが、私は常にでき得る限り職員の最末端までいけるようにいろいろな機会を通じてまた個々の人間について語っているつもりでございます。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） それでは、2番目の行政経営指導員の取り組みということで、本月初めて特命を受けているということで、過去の町長の答弁におきましては多分ことし、本年度第1回定例会に同僚議員からの質問に対する答弁の中での御発言でございますが、再任用職員は、今回の団塊の世代が大量に退職すると。先ほど答弁がありましたとおり、事務能力の低下は避けられないと、補強しなければならないということで再任用したというような発言があったわけで、その中に特命事項というものがあったということが今回初めて明らかにされました。

その内容につきましては、追って計画等が決まった時点で御確認したいと思うんですが、現在3名いらっしゃいますが、実際には4名なんですが、豊富なキャリアを持つ行政経営指導員の方々に、やはりぜひとも率先して町の子細の先ほど町長が言われました庁舎内研修が今なされていない、少し足りない部分かなというお話があったわけですが、私も同意見でございます。そういった場で遺憾なく才能を発揮していただきたいんですが、現在旧の収入役の1階の部屋に3名の方が同時に詰めていらっしゃるということは、確かに3名の方々にとってはいろいろな調整の場では必要だと思うんですが、積極的に各フロア、各担当課へ1名ずつローテーションではございませんけれども、さまざまなものことで中を見ていただきたいなど。

私も先ほど答弁であったとおりなんですが、今年度は定額給付金とか選挙等の問題で、ある程度の経験を有する方がその場にいなきゃならないというのも十分わかります。その辺のところもある程度過ぎたところでございますし、半年過ぎましたので、やはり各課へ行っていただいて、若い人、新人、中堅等のさまざまなチャンネルにおける御指導をより一層励んでいただきたいと思うんですが、その辺についてお考えはいかがですか。

○議長（増田宏胤君） 町長。

○町長（田村典彦君） 行政経営指導員のいわゆる仕事のうち、豊富な経験に基づきまして当然のことながらさまざまな相談事がまた業務の仕事があると思いますので、ほかの職員が行政経営指導員のところへ行ったり、また行政経営指導員がそれぞれのところへ出かけたりという相互交通はやっていると思います。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） その面からいまして、やはり豊富なキャリアをお持ちの方々がいるわけでございます。先ほど町長の御答弁でございました目標管理、MBOですか、目標管理を明確にする形で職員の方々のモチベーション、目標設定を行うということがあります。やはりMBOを考えるに当たり1人で行うのではなく、ある程度どのような目標設定するかというものを本人、研修する人だけじゃなく、ある程度キャリアを持った人たちと一緒に計画策定し、チェックし、その評価を事後においてお互いに反映するものが必要だと思います。そういった面からも経営指導員の方々に目標管理という見地からも働いていただく予定で考えてよろしいのでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 町長。

○町長（田村典彦君） 当然職員は職員に与えられた業務の所掌事務がございます。その中でそれを当然のことながら処理していくと。それで先ほど申し上げたように単にその所掌事務から要求される課題を処理するのではなくて、その所掌事務が時代の流れの中でどのように変わっていくかというふうなことをさまざまな情報を収集しながら、みずから課題を設定し

て課題に取り組むと、それが目標管理でございますので、当然のことながらそれについて行政経営指導員のところに行く場合もあるでしょうし、また課長のところへ行く場合もあるでしょうし、さまざまな形でさまざまなレベルでやっているわけでございますので、私は大丈夫であると思っています。

また、足りない点につきましては、当然あるかと思えますけれども、それはまた一つにそれぞれの課の課長の責務でございますので、その点は大丈夫だろうと思っています。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） それでは、今策定中であります人事評価制度の件で再質問をさせていただきます。

成果主義に重点を置いて、またチャレンジする加点主義を主体とし、面談において試行錯誤を行いながらマニュアルに沿って試行していくと。特に身の丈に合った形で、町に合った形で行うという御回答をいただきました。

平成20年度の労働経済白書でございますが、この点についてでございますが、一つの問題点を指摘しております。成果主義人事制度の運用上の問題点ということで指摘をされているわけでございます。具体的に申しますと、成果主義賃金制度は、好ましいと思う人々にとっては意欲を高めている側面があるものの40歳代や50歳代で賃金格差が拡大していること、50歳代で仕事に対する意欲が顕著に低下していることなど負の側面もあると指摘されております。これは民間企業での御指摘で、報告でございますので、雇用制度の違う、能力評価の制度が違う町において一概に言えることではございませんが、今検討されている町の身の丈に合った人事評価制度という面で、人材育成を究極の目的として職員に浸透されていると思われるわけですが、今私が申されました点についての危惧も若干あると考えますが、その課題についていかがお考えでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 町長。

○町長（田村典彦君） その白書のことは、基本的に加点主義一本でいった場合どういうふうなことになるか、すなわち成果主義でいった場合にどういう弊害が起きるかということを行っているわけで、当然のことながら成果主義だけで人事評価制度をするわけではございませんので、その点については御懸念なきよう。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 人事評価につきましては、産業能率大学の援助をいただきながら今最終年度で試行しているといったことは担当課のほうにお邪魔して確認しております。非常にナーバスな問題、いろいろさまざまな問題をはらみながらの導入だと思えますが、やはり人材育成という見地から、そのツールを使って有効な手段での事業遂行をお願いするところがございます。

その人事評価制度においてやはり町長も御答弁されたとおり、課長職、管理職の能力というものがより一層重要な意味づけを持ってくると思えますし、管理職の評価によってその部下のやる気、評価等も変わってくることも考えられるわけでございます。

我が町では、現在管理職部門といたしまして主幹、統括、課長補佐、課長の管理者とその下の副主幹、主任、主事の部門に分かれたフラット制を主体に現体制で行っているわけでございます。それぞれの役別に求められる役割、必要とする能力というものは明確になっているか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（増田宏胤君） 町長。

○町長（田村典彦君） 議員の人事についてお今の職階は全部間違っておりますので、一番新しい情報を収集してください。

それから、基本的に課長であるとかそれぞれにつきましては、当然のことながら具体的にどうのこうのということではなくて、やはり抽象的な部分が多くなるとは思いますが、基本的にはこれこれについてできることであるとかそういう形で出されているとは思っております。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 具体的に答弁できないということでございますが、やはり課長として明確な形でのものが必要だと思いますが、5点ぐらい町長が考える。

○議長（増田宏胤君） 町長。

○町長（田村典彦君） 議員に教えてもらいたいですけれども、課長でいること、しなければならぬことは何なんですか。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） これは私が今回質問するに当たって勉強したことでございますので、私見、いろいろな書物を読んでの答えでございますので、大変恐縮であります。政策決定能力、またその政策を形成する能力、行政能力、指導部下育て上げる指導力、コミュニケーション能力が必要だと思います。

○議長（増田宏胤君） 町長。

○町長（田村典彦君） それが具体的な能力ですか。抽象的な能力でしょう。具体的と抽象的の言葉すらわからないとしようがないので、例えば政策形成能力……。

〔「今の発言訂正願います」の声あり〕

○町長（田村典彦君） 訂正することはありません。政策形成能力というのがそれはどれほど具体的なものなのか、教えていただきたい。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 今町でどのようなものが問題になっているか、町民のニーズはどのようなものになっているか、吉田町の策定しております基本計画に基づいて今後その持っている課がどのように今後やっていかなきゃならないか、現状を把握し分析し、今後この町が必要としているものの施策を明確に……。

〔「トップが決めることじゃないか」の声あり〕

○5番（藤田和寿君） 考えることであると。今質問されたものですから、答えたわけでございまして、そのように私は思っています。

再質問というか、逆質問に話がいってしまいましたが、今町長のほうから具体的なものでなく、各課の課長が理解しているといったことでございますので、各課長さんに聞くというのもちよっとあれですが、十分認識のもとなされているということによろしいんですね。

なおかつですが、今策定されている正式なことを言わないとまずいですが、町の人材育成基本方針が明確になっているということでありまして、町長は平成20年度においての議会開会冒頭の行政報告のあいさつの中には、毎回人事評価について、人材育成についてコメントをなされているわけでございます。その重要性を平成20年3月においても行っておりますし、平成20年3月においては、吉田町に合った人事評価の構築を図ってまいると。町は町民に最

も身近な地方政府であるという強い認識を持つ職員を育てると。6月においては、人材育成を積極的に推進するため、平成21年導入に向けて昨年度から民間経営のノウハウや先進自治体の導入実績を豊富な学校法人産業能率大学の支援を受けて構築を進めております。

9月においては、吉田町行政経営システム検討会を立ち上げ、人事評価システム部会、行政評価システム部会を設けましたと行われているわけですが、平成21年度になりまして、施政方針の中でこのような文書が見つからなかったものですから、現在構築されている人材育成基本方針というものを御説明願いたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 全員が理解しているんじゃないんですかね。今町長の御答弁があったわけで、その根幹である人事方針がすらすらと出ないというのは、やはり認知の努力が実際に足りないのではないかなと、私は今感じました。

○議長（増田宏胤君） 町長。

○町長（田村典彦君） 私はいわゆる職員の研修は常々職員に申しあげることがございます。これは三星の調査特別委員会がやったことをすべて反面教師としておりまして、今から申し上げます。

まず、一番大事なことは地方自治法等の法律に関してうそ、でたらめな解釈をしないこと。すなわち監査委員の職務権限について利害を調整する権利があると。これは総務省の行政課からぶったまげたものであるという言葉聞いております。このようなこともする。

それから、あなたが行った報告について吉田町議会会議規則第42条、議長が前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後表決に付するという場合、表決に付するが義務規定であるかどうか、しなければならぬと書いていない。したがって表決はしないと、このようなひん曲げたような解釈。

それから、あなたが発議者となってやったことですね。調査特別委員会の最終報告と監査委員の出した報告について、これらの報告が全く違う内容の報告を真摯に受けとめ、そして反省すべきは謙虚に反省し、今後も開かれた議会をみざすと。透明性の確保と解釈を失った議会改革に努めなければならないと、あなたは言っていますけれども、全く透明性は確保されておりませんし、大所高所、これはいわゆる小所低所と言っていたと思うんですけれども、そういうふうなことについてやはり議会のやったことについて研修についてはその旨を基本的なところにおいて解釈をねじ曲げるようなことをするなど、これが一番大事なことでありまして、法令の解釈について当然のことながら町民のサービス等をする場合、これ一番大事なことでございますので、そういうふうなところにおいて全くひん曲げるようなことはするなど。

それからさらに、調査特別委員会の委員長がいわゆる委員会を立ち上げるに当たって現実にマスコミ等に話したことがございます。取得を協議した課長等について明らかにすると言いましたけれども、全くその形跡すらないといったことについては、確実にやれと。できない場合はその理由を述べると、そういう基本的なことについて職員には常々申しあげております。議会がすべて我々の研修の反面教師となっていることを私は望んでいるわけではございませんけれども、本当に貴重な例を出していただいたので、それについては今、藤田議員そのものに感謝しております。

○議長（増田宏胤君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 人材育成の基本方針でございますけれども、答弁書にもございましたように、目指す職員像としましては人を育てる環境、職場環境、人を育てる人事管理、それから人を育てる仕事の進め方、人を育てる職員研修というようなことを目標に掲げております。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 特別委員会のこと、三星の件に関しましては、今回質問とは違いますので、言いたいこともあります……。

○議長（増田宏胤君） いいですか。

○5番（藤田和寿君） 異議は無視します。申しわけないですが、私のいただいている時間でございますので、ただ1点でございます。町長もマスコミに対して明確な形で発信したことがあります。その内容について私はここであえて言いませんが、しっかりと手段を講じるであれば、しっかりと講じていただきたいと思います。職員もそれを見ております。

今のこのような答弁で、さきの行政報告会でもあったわけでございますが、やはりさまざまな考え方があると、さまざまな意見があるということでございます。そういったものをうまく割愛して包括していい方向に行くというものが議会だと考えますので、あえて私も言わせていただいたわけでございまして、職員研修がなされていないということではございませんし、今後私の考えているような人事評価システムが構築されるということで大変期待しているわけでございます。その辺については御理解を賜りたいと思います。

勉強不足である議員でございますが、一つ紹介をさせていただきたいと思います。協働の町づくりを基礎とした三鷹市の自治体経営の数々の取り組みについての紹介記事です。

平成20年12月に公表されました日経産業新聞消費研究所によりますと、全国の市区を対象にしました行政サービス調査において、行政改革の進捗調査、4回、連続5度目の日本一に評価されているところが三鷹市でございます。行政サービス水準調査においても初の日本一に選ばれました。この調査では、全国初となる二つの分野での第1位を達成されたようです。清原慶子三鷹市長によりますと、三鷹市では21世紀型自治体として創造的な自治体経営の確立を目指し、市政の運営の理念である市民満足度の向上に積極的に貢献する人づくりとしての人材の育成を目指す。また、目標達成するため、自己の職務に対するプライドと高いモラルを持つことのできる積極果敢で挑戦的な職員となるようたゆまない意識改革を取り組む人づくりを目指し、行動しているといったことでもあります。

我が町においても本日の一般質問の内容等でその辺についての確認もできました。人事評価制度導入により、より一層明確な形で人材育成をこのまま継続して行政能力の向上をお願いいたします。

最後になりますが、人事評価とともに職員の人材育成を担い、次世代リーダーを育て上げるには、組織を引率する広い視野、高い見識が必要と考えております。それを台頭するためには、教育手段としてOJTやOFJTや自己啓発があるということは、紛れのない事実でありますし、先ほど町長が御答弁いただいたようなジョブ・ローテーションや新規事業の立ち上げ等、大きなプロジェクトを実際にさまざまな職員に経験させる必要を感じております。

本年は町制60周年の記念事業が行われ、若手の職員の方々によるプロジェクトチームが立ち上がり、ことしの記念事業の企画を運営されているということを知っておるところでございます。来月4日の日曜日でございますが、記念式典が行われます。人材育成の成果を期待

し、その式に臨みたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

---

◎散会の宣告

○議長（増田宏胤君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は16日水曜日午前9時から本会議一般質問であります。よろしく申し上げます。

本日はこれにて散会します。

散会 午後12時06分

開議 午前 9時00分

○議長（増田宏胤君） 改めて、おはようございます。

本日は、定例会第14日目でございます。ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎一般質問

○議長（増田宏胤君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

---

◇ 大塚邦子君

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

[9番 大塚邦子君登壇]

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚邦子です。質問に先立ち、一言述べさせていただきたいと思っております。

今この時間、平成21年9月16日午前9時、戦後64年間続いた自民党政権、麻生内閣が総辞職をし、鳩山政権が発足をいたします。変わることを選んだ国民の私もその一人として、この歴史的瞬間を身の引き締まる思いで迎えています。

国民が夢や希望を持てる日本にするため、国民の手によって政権交代がなし遂げられたのだと思っています。もちろん、多くの町民も変えるという選択をしました。このことを通して、私どもは多くの町民が何を望んでいるのか気づき、悟らなければならない、そういう思いを強くいたしております。

平成21年第3回吉田町議会定例会の一般質問に当たり、さきに通告してありますとおり、交通バリアフリー政策並びに公園等の適正な維持管理のための町民参加の仕組みづくりについて、田村町長にお伺いいたします。

まず初めに、交通バリアフリー政策についてお伺いいたします。

吉田町に住む高齢者、障がいのある人、児童はもとより、吉田町に住むすべての人が地域で安心して福祉サービスを利用し、地域の支え合いの中で尊厳を持って自分らしい自立した生活が送れるような町をつくることを目的に、平成20年3月、吉田町地域福祉計画が策定されました。

策定の過程の中で、町民の方々から高齢者や障がいのある人の移動手段がないや道路に段差があるなど、バリアフリー化が進んでいない。ほかにも歩道の安全が確保されていないや

交通の便が悪いなどの意見が福祉の町づくりに関するアンケートを通して町に寄せられています。

また、策定された計画を見ますと、目標とする地域で安心して暮らせる町づくりへの具体的な取り組みの一つとして、外出、移動支援の充実が掲げられています。

国内におけるバリアフリー化の取り組みを振り返ると、平成6年、ハートビル法の制定により施設等がバリアフリー化され、その後平成12年には交通バリアフリー法が制定され、駅や鉄道、車両、バスなど公共交通機関と周辺地域のバリアフリー化が促進されてきています。

さらに、平成17年、国土交通省において、ユニバーサルデザイン政策大綱が策定され、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた国家行政におけるバリアフリー施策の指針が出された後、平成18年にいわゆるバリアフリー新法、正式には高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が制定されました。

この新法では、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、対象者が身体障がい者のみならず、知的、精神、発達障がい者等、すべての障がい者に拡大されるとともに、基準適合義務の対象施設と基本構想制度に係る対象施設について範囲が拡充され、立体的、総合的なバリアフリー施策を推進することになりました。

バリアフリー新法の制定により、高齢者、障がい者などが利用する施設が集中する地区において、面的なバリアフリー化が進められることとなりますが、以下の項目について我が町の取り組み状況をお伺いいたします。

- 1、福祉エリア（健康福祉センター周辺）の面的バリアフリー化の進捗状況は。
- 2、交通バリアフリー化に向けた中長期目標の設定、組織、数値目標づくりは。
- 3、外出、移動支援の充実を図るための施策は。
- 4、重度心身障がい者移送費助成対象者の見直しの検討結果は。

次に、公園等の適正な維持管理に町民参加の仕組みづくりを進める考えについてお伺いいたします。

本年2月に策定された我が町の将来を見据えた都市づくりの計画を定めた吉田町都市計画マスタープランでは、「住みやすく活気ある水・緑豊かな協働のまち吉田町」の目標が示されています。町を流れる豊かな地下水や街路樹や緑化整備された公園など豊かな緑が我が町の自慢であり、将来の町づくりになくしてはならない財産でもあると考えます。

これらを活用して魅力ある町を発信していくことは、町の利益につながると確信しているのですが、ところが往々にして道路わきや公園に伸びた雑草が町内を訪れる人々の目につき、景観を損なう状況を放置しておけません。道路や公園等を新しくつくれば、その後の維持管理費が発生するのは当然のことです。しかし、実際のところ、維持管理に費用がかかり頭を悩ませているのが行政の実情ではないでしょうか。

しかし、せっかく整備した施設や景観を伸びた雑草でその価値を下げるようでは、投資効果もなく、税金の無駄遣いになります。

さきごろ総務省が地域共同体組織を創設、来年度から実証事業を始める方針を決めたことを伺いました。マスタープランでも町民との協働を目標に掲げています。

そこで、以下、町と地域の住民との協働で公園等の適正な維持管理を行う仕組みをつくる考えについて町長にお伺いいたします。

- 1、公募によるモデル事業の実施について。

2、今後の公園の維持管理について。

以上が私の質問の要旨です。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 交通バリアフリー政策を問うにつきましてお答えいたします。

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法は、平成18年6月21日に公布され、同年12月20日に施行されましたが、この法律は公共交通の旅客施設などのバリアフリー化を対象としていた交通バリアフリー法と病院やホテルなどの建築物へのバリアフリー化を対象としていたハートビル法を一本化し、旅客施設や建築物等の一体的な整備を推進しようとするものであります。

第1条では、法律の目的として、高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両と道路、野外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路、その他の施設の一体的な整備を推進するための措置、その他の措置を講ずることにより高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とすると定めております。

第4条では、本法で使用する用語の意義を定め、高齢者、障がい者等については、高齢者、または障がい者で日常生活、または社会生活に身体の機能上の制限を受けている者、その他日常生活、または社会生活に身体の機能上の制限を受ける者としています。

第3条では主務大臣が、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を定めるものとし、第25条では、市町村は基本方針に基づき当該市町村区域内の重点整備地区について、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想を定めることができると規定しております。

この基本構想の中には、市町村が定めるべき基本的事項の一つとして、重点整備地区の位置及び区域が掲げられております。当町におきましては、健康福祉センターを中心とした区域を重点整備地区と想定されますが、この区域には、同法施行令第4条の特定建築物として保育所、児童更生施設、身体障がい者福祉センター、その他これらに類するものがあり、同第5条の特別特定建築物としてこれらの施設のうち、保育所を除く施設が該当し、この特別特定建築物のうち2,000平方メートル以上の規模のものにつきましては、同施行令第11条1項に定める廊下、階段、便所などに関する建築物移動等円滑化事務が適用されることになっております。

この重点整備地区と想定される地域に整備しました健康福祉センター、中央児童館及びさゆり保育園の各施設は、施設内に段差のないユニバーサルデザインを採用し、だれもが安全に快適にいられるよう配慮され、また駐車場におきましても障がい者専用駐車場を設けて、視覚障がい者誘導用ブロックを設置し、施設まで安全に移動できるようにしています。

特に健康福祉センターは、高齢者、身体障がい者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律、通称ハートビル法に基づく認定建築物となっております。

それでは、1点目の福祉エリア（健康福祉センター周辺）の面的バリアフリー化の進捗状

況はについてお答えします。

御存知のとおり、平成20年度には児童館南側にさゆり保育園の改築工事を行いました。この工事の中で今まで簡易舗装で荒れた状態でありました児童館前の駐車場を浸透性舗装に改良し、幼児や高齢者の安全性を確保するとともに、北側に続く健康福祉センターの駐車場との段差解消を図り、双方の駐車場を円滑に移動することが可能になりました。

また、同時に、健康福祉センター前の町道とセンターへの出入り口との段差を解消する工事も実施し、利用車両の安全性の確保を図っております。

今まで町道の交差点を中心とした区域では、保育園への園児の送迎やセンター利用者の車両と中央小学校への通学児童等の歩行者の動線が交錯した状態でありましたが、保育園、児童館と健康福祉センターの駐車場をフラット化して一体化したこと及び施設の再配置により、これらの状況も整然としたものに改善されたものと受けとめております。

また、今年度から町道を挟んだ健康福祉センター北側に建設を予定しております総合障害者自立支援施設につきましても、ハートビル法はもとより、ユニバーサルデザインを採用した心休まる人間関係を実現することを基本コンセプトとしており、この施設の整備によりこの一体が障がい者、健常者を問わず、また幼児から高齢者までが交流することができる一大福祉交流ゾーンが形成されることとなります。

これからの地域社会に求められる基本制度理念がこの福祉交流情報ゾーンから発信され、吉田町が真に共生する町へ変革し、人と人、心安らぐ健康で住みやすい町にさらに近づく橋頭堡の一つであると確信をしております。通称、バリアフリー新法に基づいて公共交通事業者等により、公共交通機関等に設置された高齢者のためのシルバーシートに若者が平然と座っている光景を見受けることも多々ありますが、このことからハード面でのバリアフリー化だけでは限界があり、究極的にはハード面の充実よりも、ハート、心の育成がこれからの福祉社会に欠くことのできない重要なことであると痛感しております。

次に、2点目の交通バリアフリー化に向けた中長期目標の設定、組織、数値目標づくりはについてお答えします。

さきにお答えしましたとおり、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、第25条においては、市町村は主務大臣である総務大臣や国土交通大臣が定める移動等円滑化の促進に関する基本指針に基づいて市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想を作成することができるとしております。

国土交通省が公表しました平成21年6月末時点の全国の状況を見てまいりますと、首都圏や関西圏などの大都市圏の市町におきましては、バリアフリー基本構想の作成が目立っておりますが、静岡県内におきましては公表順で申し上げますと、静岡市、焼津市、藤枝市、浜松市、富士市、島田市、富士宮市、磐田市、沼津市、袋井市、熱海市、三島市の11の市が基本構想を策定しております。

これらの基本構想は、それぞれの市が重点整備地区として掲げる鉄道駅のエレベーターやエスカレーターの整備を中心としたもので、駅周辺地域の利便性向上を図るための具体的方針や整備計画等が示されたものが大半を占めております。

現在当町におきましては、交通バリアフリー化に向けた中長期的な目標値の設定や組織、数値目標づくりの取り組みは行っておりませんが、これまでと同様、個々の事業を進めるに

当たりましては、バリアフリー施策を推進するための基本方針の信念を念頭に置きまして、必要性に応じ対処してまいりたいと考えております。

次に、3点目の外出、移動支援の充実を図るための政策はについてお答えします。

高齢者や障がいのある方は、地域での安心、安全な暮らしと活動しやすい生活環境の整備を求めておられます。このため、当町におきましては、外出が困難な方の移動を支援する七つの政策を展開しております。

一つ目は、障害者自立支援法の中の町独自の施策である地域生活支援事業に位置づけられている移動支援事業でございます。この事業は、屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、社会生活上必要な外出、通学、コンサートなどの余暇活動等といった社会参加のための外出の際の移動を支援するものであります。平成20年度は15人の方が、延べ904時間利用され、4事業所に委託料といたしまして約132万円支払っております。

二つ目は、精神障害者、施設通園費助成事業であります。社会復帰のため産業施設に通園する方の費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図るもので、月額2,500円を助成しております。平成20年度は6人の方が、延べ39カ月利用され、約9万8,000円助成しております。

三つ目は、通所サービス等利用促進事業であります。障害者自立支援法による通所サービス及び短期入所におきまして利用者がサービスを利用しやすくするとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図るもので、平成20年度は8人の方が利用され、町外の二つの障害福祉サービス事業所に通所されておりますので、24万6,000円を負担しております。

四つ目は、タクシー運賃の割引制度であります。身体障害者手帳や療育手帳を提示することにより、メーター料金が1割引となります。

五つ目は、JRや県内施設、バスの旅客運賃割引制度であります。概略を申し上げますと、身体障害者手帳におきまして旅客鉄道株式会社旅客運賃減額1種の方及び療育手帳Aの方は、本人及び介護者の普通料金が半額となります。

なお、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額2種の方及び療育手帳Bの方は、本人のみの普通料金が半額となります。

当町におきましては、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額1種の適用を受けている方は、身体に障がいのある方の半数に当たる約450人と、療育手帳Aの方は約50人おります。

六つ目は、有料道路の料金割引制度であります。身体障害者手帳を所持する障がいのある方が運転する場合及び重度の障がいのある方が乗車し、介護者が運転をする場合は通行料金が半額となります。当町におきましては、この制度に該当する方は約950人おられます。

七つ目は、重度心身障害者移送費助成事業であります。障がいのある方が医療機関への治療や機能回復訓練のためにタクシーを利用した場合のタクシー料金の半額を助成するものであります。

なお、1回の往復の助成額は3,000円、1カ月の助成額は1万円を限度としております。平成20年度は実際に利用された方が6人で、延べ33人の方が利用され、約8万2,000円助成しております。

これらの施策につきましては、役場窓口におきまして各種手帳交付時に福祉のしおりで説明したり、また具体的なサービス利用計画作成時に本人及び介護者へ説明しております。

そのほか65歳以上の高齢者に関する事業につきましては、さきの行政報告で御報告申し上げ

げました介護予防事業としての運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上などの通所型の教室で自宅から教室までの送迎サービスを実施しております。平成20年度に介護予防事業に参加された112人のうち、89人がこの送迎サービスを利用されました。

また、昨日開催いたしました吉田町敬老会におきましては、式典に参加しやすい体制づくりの一環として、町内5地区の集会所等からマイクロバスで送迎する支援を行いまして、約120の方がバスを利用され、式典に臨んでいただいたところでございます。

今後さらに、高齢者や障がいのある方が安全で快適な社会生活を送るためには、地域住民の運転ボランティアへの参画などソフト面での充実も図る必要があると考えております。

次に、4点目の重度心身障害者移送費助成対象者の見直しの検討結果はについてお答えします。

現在、町独自の障がい者に対する助成制度としましては、重度心身障害者移送費助成と精神障害者施設通園費助成の二つがございます。

御質問の重度心身障害者移送費助成の対象者は、助成要綱の第3条におきまして、1、視覚障害者及び下肢不自由のうち、下肢障害の1級、2級に該当する者。

2、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行例別表第3の1級に定める程度の障害の状態にある障害児。

3、療育手帳の交付を受けた知的障害児（者） 4、寝たきり老人と定めております。

さきにお答えしましたとおり、平成20年度の実利用者の6人の方につきましては、視覚障害1級の方がお1人、下肢機能障害1級の方がお1人、下肢機能障害2級の方が4人となっております。

助成対象者の見直しの必要性につきましては、昭和56年10月に町独自の助成要綱が制定されて以来、長い年月が経過し、その間に障がい者や高齢者の福祉に係る関係法令が大幅に改正され、障がい者福祉につきましては、支援費制度を経て、平成17年11月には3障がいの区分が撤廃され、その自立を支援することを目的とした障害者自立支援法が成立しておりますので、現助成要綱の規定が実情にそぐわないものであることは否めません。

また、精神障害者施設通園費助成につきましては、当町の保健所が指導しました榛南4町の精神保健施策の一環として、精神障がい者を授産施設への通園費を助成することとしたもので、当町から旧榛原町の授産所までの交通費の一部を助成することを目的としたものでございます。

しかしながら、障害者自立支援法におきましては、障がいの区別なくその自立を支援することを目的としておりますので、現在の町内の障害福祉サービス事業所、さくら作業所や地域活動支援センターへの通所利用者であります。身体または知的障がいを持つ方々への配慮は欠かすことのできない課題であると考えております。

したがって、障がいのある方の移動等の支援のあり方を個別の障がいごとに検討するのではなく、障がい者全体の移動、移送の支援のあり方を公平に検討していく必要があると考えますので、現在来年度中の完成を目指して所用の事務処理を進めております。3障がいの障がい福祉サービスを提供する総合障害者自立支援施策の運営方法とあわせまして検討してまいりたいと考えております。

続きまして、公園等の適正な維持管理に町民参加の仕組みづくりについてお答えします。

近年、官民一体となった協働の町づくりというコンセプトのもと、行政と地域住民らとの

間でさまざまな取り組みがなされております。当町におきましても、吉田町都市計画マスタープランにおきまして、協働の基本理念の一つとして、自発しお互いに協力し合う都市づくりを大切にするという考え方のもと、自分たちが生活している環境を暮らしやすくするためにみずから考え活動する。一人一人がみずから参画し、協力し合って自分たちの町をつくり上げることを定めています。

さて、公募によるモデル事業の実施はとの御質問でございますが、現在町では公募ではありませんが、自発的に町民の皆様方に参加していただき、協働で公園や地域の環境美化及び沿道緑化を推進し、適正な維持管理をする仕組みを行っております。

まず、公園ですが、都市公園の機能を保持するとともに、十分発揮できるよう公園愛護活動を自発的に行う団体である愛護会に対し、報償金を交付することとし、平成12年、吉田町都市公園愛護会報償金交付要綱を定め、公園愛護活動の助長を図ることを目的に現在五つの団体に対しまして合計25万円の報償金を交付しております。

また、道路でございますが、人の融和と花を基調とした景観づくりを促進し、町民が花に囲まれた優しい空間の中でゆとりある心を持って生活できる環境を創設するため、花壇による花いっぱい活動を継続的に実践する団体に補助金を交付しております。本年度につきましては、20団体に対し、合計191万円の補助金を交付しております。

特に、川尻地内における大幡川沿線沿いの植栽枡への花の植えつけ及び周辺の環境美化につきましては、昨年度地元の学校法人川尻学園ちどり幼稚園から御協力の意向をいただき、現在園の御協力のもと、250メートルにわたりまして47の植栽枡に季節の花々が咲いております。町としましては、これを住民からの協働活動のモデルケースとして、今後も継続的に管理活動ができるよう支援に努めて所存であります。

その他の取り組みとしましては、住宅地内のブロック塀の生け垣化に対し補助金を交付しております。これはできるだけ多くの方が緑化推進に参加できる環境づくりとして制度化したもので、町民の皆様方の身近な空間の緑化について協働での取り組みを進めようとするものであります。本年度につきましては現時点で合計4件、17万1,000円の補助金を交付しております。

これらの取り組みにおきましては、町は主に予算面でのバックアップを努めておりますが、それ以外にも河川清掃等の活動において生じた雑草等の処理や諸団体からの相談等につきましてもできる限りの支援を行っております。

また、静岡県の事業であります地元住民と県及び市町の自治体が一体となって道路環境美化活動を行うアダプトロードプログラムにおきまして、平成19年度から吉田町花の会及び吉田町が参加しております。これは県が管理する道路の一定区間におきまして地域の皆様に清掃、除草等の美化活動や草花の維持管理をしていただくことで、地域の皆様に住んでいる地区への愛着や誇りをはぐくんでいただき、住民と道路管理者と協働によりまして豊かで快適な道路空間を創造することを目的としているものでございます。この事業は、現在県が管理している道路を対象としておりますが、今後市町との連携を進め、町道もプログラムの対象エリアに含めていく方針とのことでありますので、住民と町の協働だけではなく、さらに静岡県も一体となった新たな協働活動のモデルケースとなっていくことを期待しております。

このように町では、地域の皆様の御協力を得ましてさまざまな協働活動を行い、公園や道路等の適正な維持管理に努めているところでありますが、しかし議員御指摘のとおり町内に

おきましては、道路わきや公園に伸びた雑草が目立つ箇所があるのが実情でございます。

そこで、この状況を改善するために、町では今後財団法人静岡県グリーンバンク等の地域緑化支援団体の協力を得まして、主要幹線の植栽帯への樹木の植樹や道路沿いの花壇整備及び維持管理を推進していくことで、景観や安全に配慮した緑あふれる住みやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の公園の維持管理につきましてお答えします。

公園につきましては、現在先ほど言いましたとおり、都市公園愛護会の皆様の御協力を得まして、民間を通じて公園内の清掃及び除草作業、花壇等の管理作業など公園管理に必要な作業を行っていただいております。

しかし、愛護会では、対応し切れない高い木の剪定や樹木及び芝生等の専門的な監視や作業につきましては、町が造園業者と業務管理委託を締結し、1年間を通してだけでなく、樹木等生長を10数年単位で見通した適正な維持管理を行っております。

町としましては、今後もこの協働という基本理念のもと、地域住民の皆様が安全で快適に公園を御利用いただけるよう、愛護会を中心とした地域住民と町が一体となつてともに協力して地域の公園の維持管理を実施してまいりたいと考えております。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚です。ただいま町長から答弁をいただきましたけれども、何点か再質問をしてみたいところがございますので、よろしく願いいたします。

初めに、交通バリアフリーの政策についてですけれども、国のほうでは法律が整備されまして、基本構想をつくることができるということになってはいますが、答弁によりまして基本構想はつくらない、個々の事業を進めるに当たって念頭に置いて必要に応じてやっていくというような御答弁でありましたけれども、再度確認をさせていただきたいと思いますが、これは担当は社会福祉課長になるのでしょうか。基本構想は町としてつくらないということによろしいのでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水野辰明君） 町長の答弁書でお答えしましたとおり、当面具体的につくる予定はないということでございます。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 確かに先ほどの答弁によりまして、町で重点整備、重点整備地区というふうにしております健康福祉センターの周辺ですね。ここには確かにバリアフリー化に向けて整備がされているということは確認させていただきました。しかし、それが町民の目に見えにくいということがあります。やはり行政が事務事業を進めるについては、計画を立てた上で実行をしていく。計画に対して当然目標を設定して、目標に対してどの程度進んだのかということで見える化を図るということによって、行政の担当者自身がチェックもできますし、町民にもそれはわかりやすいということで我が町のバリアフリー化がどの程度進んだかということがよくわかると思います。

今のお話ですと、念頭に置いて町のほうで事務事業を必要に応じてやっていくという答弁ですと、なかなか見えにくいということがございますので、基本構想をきちんとつくって全体としてのバリアフリー化を推進していくというところのほう効率的で効果的と考えますが、町長いかがでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 町長。

○町長（田村典彦君） 答弁の中でお話し申し上げましたように、取り組んではおりませんと、現在のところですね。そのように申し上げました。だから、基本構想をつくらないという意味ではありません。しかしながら、議員の御指摘のようにそのようなものをつくって、今この時点でどのレベルまでいっているということを示さないと見えにくいと言われましたが、現実にこのようなことをやっていますと、このようなことをやっていますということ为例えば広報なんかでお知らせすると、また町民の方が実際においでになれば目で見えますので、見えにくいことはないと思います。

だから、具体的な措置をやっていくと、それらについて町民の皆様にさまざまな機会を通じてお話を申し上げるといふようなことを私は現在の時点において十分ではないかと思っております。また、本当に基本構想というものがどうしてもつくらなきゃならないという事態になれば、当然のことながらその積み重ねの中で出てくるものではないかと、私は思っております。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 新バリアフリー法が制定されたのは18年でございます。町の総合計画が策定された後に新バリアフリー法が制定されて、面的整備のバリアフリー化を図るようというところで、これは既に国のほうで仕上げの段階に入っていると聞いております。平成22年までには面的整備をおおむねもう最後の仕上げの段階に入っているという中で、町長の答弁でありますけれども、わかりにくいということについては吉田町が何を指すのかと、交通バリアフリーの町づくりに対して、最終的にどんな町にしていくのかというビジョンが見えないという点があります。

それから、地域福祉計画が昨年度できましたけれども、地域福祉計画の中でも私先ほど要旨を申し上げた中にもありましたけれども、町民の意見として道路に段差があり、バリアフリー化が進んでいない、外出移動の支援がしにくいといった声も上がっているのも現実であります。そういう意味で吉田町が交通バリアフリーに対してどのように取り組んでいくのかというのがやはり見えにくいという点がありますので、そうしたバリアフリー化の観点に立った計画がどこかにあればいいのですが、ないものですから、その点基本構想のところについては町がわかりやすく町民に示していく必要があると考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 町長。

○町長（田村典彦君） 議員御指摘の町民の皆様からの今言った交通バリアフリーについては、注文等も聞くことがございます。それについて具体的に措置をしていけば、私はその集積として、結果として、この町はバリアフリーになっていくと思っておりますし、また、町民の御意見だけではなく、行政そのものも先行的にやっていくというふうなことをさまざまな形でやっていくということが私も大事なことであり、こんなふうになっております。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 今回の新バリアフリー法で重点整備地区と基本構想の話が出ておりますが、先ほど答弁の中で基本構想を策定しているのは大都市だと、あとは静岡県内においても鉄道の駅のある市で策定がされたということでもありますけれども、それだからといって市町、私たちのこの町においても、大きいところがやることだから小さいところはやらなくて

もいいという考え方はないと思いますが、吉田町は20.84平方キロメートルのそれ相当の地域でございますが、私は全域が重点整備地域にも入るといふふうに言えると思うんですね。400ヘクタール未満の整備地区が対象になるといふ思いますけれども、400ヘクタールといふと、吉田町の自治会単位の規模にもなるので、ほとんど線を引けば吉田町は交通バリアフリーの整備地区に入るといふこともございます。

それで、今町長にお伺いしたいのは、アンケートの中にもありましたけれども、吉田町は交通の手段がなかなかないということで、バス路線の縮小、撤退もございまして、そのほかの公共交通機関もないわけでございます。そうした中で、福祉タクシーの整備の話もこの新バリアフリー法の中では政府が目標をつくって、中部運輸局管内では1万8,000台、それから平成22年までに福祉タクシーを整備するという目標がつけられていて、それももう最終段階の仕上げに入っていると聞いています。吉田町において福祉タクシーの導入というの、どのようになっておられるのでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水野辰明君） それこそ移動支援の関係でございますが、現在町のほうで検討しておりますのは、福祉有償運送の必要性の検討を現在行っておりまして、昨年度2月に吉田町福祉有償運送運営協議会の要綱を定めまして、こちらのほうの立ち上げに準備をしたというような状況でございますが、こちらにも課題がございまして、まず一つは、こうした潜在的な移動制約者を含めまして地域全体の福祉輸送のニーズ、これも的確な把握のための方法が十分確立していないといふようなことが一つあります。

それから、2点目につきましては、こうした運送団体の輸送サービスの意向が現在のところないといふようなことがございます。こうしたことが今、こうした問題が課題ということになっております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 大塚です。町長にお伺いしたいと思います。町として将来、どの交通モードを柱として政策に反映していくのか。繰り返しになりますけれども、町内は移動手段が少ない、交通網が公共交通機関等ありません。そうした中で町長が考える交通とはどんなことで展開をしていくのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 町長。

○町長（田村典彦君） 今課長がお話し申し上げた福祉タクシーとして近い関係にあることとございますけれども、町内のお年寄りの方から健康づくりのいろいろな教室であるとかイベントに参加したいんだけど、移動手段がないという声も幾つか私のところへ上がってまいりました。基本的にある免許を持った方がある年になると免許を返納しますので、その途端に自分の交通手段がありませんよと。何とかならないでしょうかという話がございまして、これについてまず小さな単位でありますけれども、お年寄りがそういうふうな場所に行き来すると、そのためには当然のことながら公的であればもうそれは全部終わってしまうわけですが、そういうものではなくて、やはり共生というものは次の社会のキーワードになりますので、例えば私のような年でもう仕事はしていないけれども、時間はあるよと、車もあるよと。この日は提供できるよ、そういうふうな人と人材バンク的なものをつくって、そういうふうな方のための一つの送迎ができないだろうかといふようなことを現在行政指導員

として人材バンク構想として考えるというふうなことで言っておりますし、その素案も出てまいっておりますので、何とか来年度から事業化しようと、そういうふうなもの小さい核にしなごらもつとつと広げていこうと思っておりますので、最初から大きなものをどんとつくるのではなくて、現実に需要のあるところを特定しまして、そこをどんなふうに解決すればいいのかというふうなことをやりながら、そこでのノウハウを蓄積しながらやっていったほうがむしろ現実的に効果的なそういうふうなものが出てくると、私は思っております。そういう形で共生という概念を基盤としたお互いに助け合っていく社会というものを吉田町に根づかせたいなと思っております。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 次に、重度心身障がい者の移送費の助成費の対象の拡大についてお伺いします。

答弁では、障がい者全体を公平に考えていかなければならないのではないかとということで、来年度中に何人かその辺の変更がなされるというふうには私は受けとめましたけれども、今、吉田町の場合は対象者が視覚障がい者と身体障がい者の手帳をお持ちの1級、2級の方のうち下肢障がいというそういう限定がされておまして、そこを外してほしいという要望も強くございますので、やはり目に見えない障がいというものもございまして、障がい者の1級、2級の方が公平に助成制度を使えるような仕組みにぜひしてほしいと思っておりますが、町長お答えをお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 町長。

○町長（田村典彦君） 当然のことながら、やはり弱者に対しては心温まる政策というのを展開していかなきゃならないと思っております。今議員御指摘のある特定のいわゆる障がいをお持ちのうちのまた特定なものという形で限定がなされておりますけれども、具体的にそれ以外のことでどういうふうな需要があるか、どのような要望があるかというものを具体的に聴取しながら、ちょっと考えて前向きに検討してまいりたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 榛原総合病院の透析に通われる高齢の町民の方がいらっしゃいます。その方は透析に週二、三回通われますが、今のところ実費で通われています。そういうニーズというか、使いたくても使えない町民の方がいらっしゃいますので、透析の患者さんもその町民の一人だということを町長に申し伝えておきます。命にかかわる問題なのでぜひ拡大を図ってほしいというふうに思います。

それから、次に、公園等の維持管理に町民の参加を広げてほしいという私の質問の趣旨なのですが、さまざまな町民との協働の取り組みが進められていることもわかりました。しかしながら、私、準用河川の大窪川というのがございましてけれども、この準用河川というものは言うまでもなく、町長が指定をして、町が維持管理をする河川でございまして。その大窪川には今現在一つの公園がありますけれども、そこには維持管理の予算がなかなかつきにくい状況でございまして。

そして、先ほど答弁にありましたような制度に入らない、しかしながら維持管理の必要性が高いという場所についてはどのように検討していただけるのでしょうか。都市建設課長、お願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大石悦正君） 大窪川の親水公園という形でお話がありました。大窪川につきましては今3件公園が予定されています。2件についてはもう設置されておまして、1件、神戸地区ですが、日の出公園という形で日の出公民館のところに今用地のほうは手当てしてあります。今後、大窪川が上流で改修を進めていくわけですが、その中で公園を設置していきたいと考えております。

先ほど公園のほうにつきましてなかなか維持管理のお金が見つからないよという話がありまして、うちのほうではあくまでも都市公園の愛護会活動をやってきている団体と今報償金制度をもちまして共同で進めております。先ほど議員からもお話があったように、そういう活動をしている団体につきましては現在5団体あります。青柳公園、それから西の宮公園、小藤路公園、西ノ坪公園、湯日川親水公園という形で今5団体が活動しております。この団体につきましてはうちのほうも公園をきれいにしてくれるという形で大変感謝しているところでございます。

それ以外の公園ということで先ほど言ったように三つの公園があるよという話がございます。愛護会報償金の関係でございますが、都市公園に規定する公園ということで枠組みが決まっております。その中でこの大窪川公園をどのようにしていくかという話になってきますと、愛護会の報償金の制度にのっとった公園にしていかなければならないという話になってきます。要綱につきましては当然規定されておまして、都市公園に規定する公園と。かつ都市建設課が管理する公園という形になっておまして、都市建設課が管理する公園ということは該当しております。あと都市公園に該当するというような形になりますと、今後公告とか位置を決めて皆さんに知らしめるということが必要になってきますので、その辺を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 大窪川には三つの公園が計画されていて二つはできているということでもございましたけれども、本当に二の舞になりますね。今実際、大窪川の親水公園は、一時は住民の方がボランティアで整備をさせていただいておりましたけれども、使用せないというか、本当に大変になってきています。そうしたところが維持管理をするのかという責任の所在と申しますか、管理の主体があいまいでありますと、この先、日の出地区につくる公園だって同じことになると思います。今から住民が協働でその公園を維持管理して、活用もしていただけるような仕組みをつくるのが早急に求められています。

全国を見ますと、そうした制度もまちづくり支援事業交付金ということで、例えば公園の管理について住民の皆さんにお願いをするについては、1平方メートルにつき9円報償金をつけるとかそういうこともやられているところがございます。これは課長の答弁でありますけれども、本当にこれ早急にやっていただきたい。草は1日増しに伸びております。そうした点でもう少しそこを具体的に進められる強い決意というか、計画をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大石悦正君） 先ほど話があったように愛護活動という形で、今町のほうは進めていきたいと考えております。

うちのほうでは、先ほど平米当たり9円という話がありましたが、6円という形でそうい

う制度もありますので、それを活用しながらそれこそ大窪川の親水公園のところにつきましては皆さんきれいにやってくれているところもございますので、その方と協働して進めていきたいと考えておりますので、もしそういう声があるならばうちのほうに来てくれれば話をしていきたいと考えています。

よろしく申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（増田宏胤君） 以上で9番、大塚邦子君の一般質問が終わりました。

---

#### ◇ 勝 山 徳 子 君

○議長（増田宏胤君） 続きまして、11番、勝山徳子君。

〔11番 勝山徳子君登壇〕

○11番（勝山徳子君） 私は議席番号11番、勝山徳子でございます。平成21年度第3回吉田町議会定例会において、さきに通告してあります1、女性特有のがん検診推進事業について、2、駿河湾を震源地として発生した地震で学び、今後の対策について、この2点について一般質問をいたします。

初めに、女性特有のがん検診推進事業についてお伺いいたします。

我が町では、町民の皆様が健康な毎日を送っていただくために、健康づくり事業を各課において施策として取り組んでいただいております。町長の行政報告の中にもありましたが、健康づくり事業の実施ではダンス講習会、若返り貯金塾と銘打ったストックを利用したウォーキング教室やメタボリックシンドロームや生活習慣病予防のため、運動習慣の定着を目指し開催されています。

社会教育では、スポーツ教室の開催でスポーツ競技人口の増加とともに、健康増進につながっております。

企画課では、昨年の女性フェスティバル講習講演会では、日常ながら運動で体も心も頭もすっきりと題して、日常ながら運動推進協会のナガノ氏に講演していただき、いつでも、どこですぐにできる運動を教えてくださいました。

そのほかにもヨガ体操、トランポリンを使った運動等たくさんの事業を推進し、体を動かし、健康づくりの普及につながっていると思います。

また、母子保健事業では、妊娠から育児に至るまでの支援を行っていただき、妊婦健診では14回の公費助成で安心して出産できる環境になりました。新生児の健康診査や乳幼児健康診査による子供の発達状況や栄養指導により、安心して元気な子供を育てられる支援と思っています。

感染予防事業では、高齢者インフルエンザ、乳幼児予防接種、肺炎球菌予防接種の実施により、町民を感染から守り、健康を増進するとともに、感染のおそれがある疾病の発生、蔓延を防止する対応をしています。

最近では、本年、新型インフルエンザが世界的に広がり、脅威から町民の健康、安全な生

活を保護するために速やかに適切な対応が行われるよう対策行動計画も策定し、報告をいただいております。

我が町の町民が健康で過ごされる施策が運動、公園、母子健康、感染予防等、たくさんの事業を行っています。町民が一つか二つの事業にかかわって、健康増進への意識を持って取り組んでいただけたらと思っております。

最後に、特定健診や各種がん検診により脳卒中、心臓病、がん等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図ることで、健康寿命につながっております。

がんは、我が国において昭和56年から死亡原因の第1位であり、がんによる死亡者数は年間30万を超えている状況であります。

2006年6月に制定されたがん対策基本法に基づき、現在がん撲滅のためのさまざまな取り組みが進められております。政府のがん対策推進基本計画では、平成23年度までに検診受診率50%以上を目標にしていますが、日本のがん検診受診率は欧米に比べて極端に低く、OACD23カ国中最下位だそうです。その中でも特に女性のがん、子宮頸がんは20歳から30歳代の若い女性に急増しています。検診などによって100%近く予防できるがんの一つですが、周知不足なので検診率は低く、本人の自覚症状がないため発見がおくれ、死亡率が高いとされております。乳がん、子宮がんの検診率は、欧米諸国では8割から9割の受診率ですが、日本ではわずか20%前後で先進国では最低のレベルです。

診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となってきていることから、がんによる死亡者数を減少させるためにがん検診の受診率を向上させ、がんを早期に発見することが極めて重要とし検診率アップを図るとともに、意識啓発の意義を込めて平成21年度女性特有のがん検診推進事業の実施が国の補正予算に措置されました。全国自治体では、今回の検診無料クーポン配布は、検診率50%目標達成に向けて大きな一歩になると期待されています。

女性の健康を守るためにも乳がん検診、子宮頸がん検診の検診率を高めるために、次の3項目について質問いたします。

1、当町の乳がん、子宮頸がんの対象人数と受診率はどのくらいですか。

2、国の推進事業では、乳がん、子宮頸がん検診の無料クーポン、検診手帳を配布し、検診率アップを図り、意識啓発の意義も込められている事業であり、当町としてどのように検討したのでしょうか。

3、受診率アップと女性特有のがん対策について今後の対応はどのように考えていますか。

次に、駿河湾を震源地として発生した地震で学び、今後の対応策についてをお伺いいたします。

8月11日に、駿河湾を震源地として発生した地震で、当町は震度5弱の揺れに大変驚き、だれもが東海地震に備え改めて危機意識を深めたのではないのでしょうか。

地震発生時間早朝5時7分、まだ眠っている人が多かったのではないのでしょうか。揺れている音にびっくりし、飛び起きた状態で何もすることができない状態、揺れがおさまるのを待つばかりでした。揺れがおさまり、部屋の中を見回り、落下物もなく、外へ出て家の周りを点検し、異常がないことにほっといたしました。気持ちが動転してショックを受けたような精神状態でした。御近所も異常がなく安心いたしました。町内の被害状況を聞き、かわらの損壊、塀の損壊、室内装飾物落下、食器損壊等があり、被害に遭われた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

かわらの補修に時間がかかりブルーシートが張られている状況が目立ち、今後台風や大雨が来ると大変不安な状況になり、被害が広がらなければと心配いたします。

今回の地震を経験し、東海地震がいつ来てもおかしくないと言われている静岡県民は、次に来る地震に対してさらに被害を増加させないためにも対応していかなければと痛感いたしました。

家具の固定、耐震診断、非常持ち出し品、備蓄品のチェック、ブロック塀の点検、寝室に倒れるものを置かない工夫、我が家の地盤の状況の把握、各家庭で再チェックし、地震に備えていきたいと思っております。

東海地震では、最大震度7が想定されます。人間は揺れに翻弄され、自分の意思で行動できない状況で室内のほとんどの家具が移動し、飛ぶこともあると推測されています。震度5弱から震度7の地震の被害は、相当の被害が想定されますが、家族の命を守るためにも地震に対する危機意識を高めていかなければなりません。

今回の地震で行政としての今後の対応策についてお伺いいたします。

- 1、断水時の給水車対応をどのように考えているのか。
- 2、防災ラジオ販売のアンケートの結果と今後の対応は。
- 3、家の一部を安全にする耐震シェルターの設置に対して助成制度の考えは。

以上、私の質問の要旨でございます。町長の御所見をお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（増田宏胤君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 女性特有のがん検診推進事業についてお答えします。

健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2の規定で、市町村は、市町村による生活習慣相談等の受診外の健康増進事業であって、厚生労働省令で定めるものに努めるものとして定めています。

また、平成20年3月31日付厚生労働省健康局長通知により、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に示され、がん検診につきましては市町村が主体的に取り組むこととされました。

市町村におけるがん検診につきましては、がん対策基本法に基づき静岡県が策定したがん対策基本計画により実施されますが、これによればがん検診の受診率向上を図るとともに、制度管理、事業評価を計画的に実施し、科学的根拠に基づき実施することとなりました。

さらに、平成19年6月に厚生労働省が開催したがん検診事業の評価に関する委員会において取りまとめられた報告書、今後のワークにおけるがん検診事業評価のあり方についてにおいて、新たな提案がなされました。

これまで各市町村がそれぞれ独自に検診対象者を設定しておりました。そのため検診希望者だけを対象としていた市町村では大変高い受診率を示し、対象年齢の者すべてを対象としていた市町村では低い受診率を示すことになり、市町村間の受診率の比較は意味のないものとなっております。

そのため当委員会では、複数の市町村のがん検診受診率を同一基準で比較評価するために用いる対象者数の統一的な考え方を示し、推計対象者数の算出を行うことを提案してござい

す。この推計対象者数とは、乳がん検診では直近の国勢調査における市町村の40歳以上の女性の人数から、就業者数と農林水産業従事者を差し引いた人数を対象者数としております。また、子宮頸がん検診では、市町村の20歳以上の女性の人数から就業者数と農林水産業従事者を差し引いた人数を対象者数としております。この推計対象者数を用いて全国共通で平成18年度からがん検診受診率が算出をされております。

当町のがん検診は、肺がん、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん検診を毎年実施しておりますが、特に平成19年度の肺がん検診率は63.2%と県内市町全体で7番目と、かなり高い受診率を示しております。

それでは、一つ目の当町乳がん、子宮頸がんの対象人数と受診率はどれぐらいですかについてお答えいたします。

当町の平成18年度の乳がんの受診率は30.4%となっております。この検診の受診率の求め方は、先ほど言いました推計対象者数を用いて算出してしております。推計対象者数を3,918人とし、受診者数を平成18年度と平成17年度の受診者の合計から重複受診者を差し引いた1,193人として算出いたしました。

また、平成19年度の乳がん受診率は33.9%で、県内市町全体で4番目に高い受診率になっております。これは県平均の16.2%、全国平均の14.3%と比較しても高い受診率となっております。

さらに、子宮頸がん受診率につきましても推計対象者数を用いて算出しますと、平成18年度は31.9%、平成19年度は34.7%と受診率は上昇し、県内市町全体で11番目の高い受診率となっております。県平均の25.2%、全国平均の20.2%を比較しましても、乳がんの受診率と同様に高い受診率となっております。

当町の乳がん、子宮頸がん検診では、待ち時間を利用した健康教育を初めプライバシーに配慮した検診を心がけておりますが、このことが受診された方々が再び受診したいという気持ちにつながり、県下でも上位の受診率という結果になっているものと受けとめております。

次に、二つ目の国の推進事業では乳がん、子宮頸がん検診の無料クーポン、検診手帳を配布した検診率アップを図り、意識啓発の意義も込められている事業であり、当町としてどのように検討したのでしょうかについてお答えします。

国が示した女性特有のがん検診推進事業は、検診費用が無料でがん検診クーポン券、検診手帳、受診案内を一括して送付するものであります。乳がん検診は、40歳から5歳刻みの60歳までの方を、また子宮頸がん検診は20歳から5歳刻みで40歳までの方を対象に実施するものであります。

平成16年3月には、厚生労働省内に設置されたがん検診に関する検討会において老人保健事業に基づく乳がん検診及び子宮がん検診についての見直しについての報告がされております。その報告の中で、乳がん検診の受診間隔につきましても、我が国においてマンモグラフィと視触診の併用による検診の適正な受診間隔について、早期乳がん比率と中間期乳がん発生率から検証した結果、2年に一度とすることが適切であると提示をされております。

また、子宮頸がん検診も受診間隔を延長しても有効性が十分保たれている報告があり、2年ないし3年に一度の受診頻度で有効性が示されているとし、実際に市町村は実施管理する体制等を勘案し、総合的に判断すると2年に一度とすることが妥当であると定義されております。この定義をもとに、当町の乳がん検診は、がん検診に関する検討会に示された最も適

正な受診期間である40歳から2年刻みでの隔年の受診、子宮頸がん検診は20歳から2年刻みでの隔年の受診ができる体制をとっております。そのため、国の推進事業の検診対象者と町の乳がん、子宮頸がん検診対象者にはずれが生じております。

加えて、町民皆様には平成16年度より乳がん検診、子宮頸がん検診を婦人検診と呼び、隔年実施を行い、近年周知され始めたところでもありますので、国の推進事業を実施しますと不規則な受診間隔となり、受診者皆様の混乱を招くこととなります。

さらに、国の推進事業を実施しますと、乳がん、子宮頸がん受診者は毎年受診し、3年間連続して受診する方が出てくることとなります。それによりまして、乳がん検診受診者の被爆量が多くなり、身体的な被害、例えば被爆による発がん率の上昇へとつながる危険がございます。現在乳がん検診はマンモグラフィーを利用した検診と医師による視触診を行っております。マンモグラフィーは、40歳代では縦、横と左右の2方向のレントゲン撮影をするため、1階に4枚のレントゲン撮影を行うこととなります。それによりまして放射線被爆による不利益が生じることもあるため、十分な配慮が必要になってくるわけでございます。

さらに、国が示した推進事業が平成21年度限りの単年度事業として計画されていることから、町民の皆様の中でこの事業を利用できる方が全対象者の5分の1にとどまり、平等性を欠くこととなります。

以上のことを踏まえ、当町では国の推進事業を行うことによって受診者の混乱を招いたり、被爆による健康被害を招かないようにするため、国の推進事業は行わず、現在町が実施している2年に一度の乳がん検診、子宮頸がん検診の婦人検診を引き続き実施していくことにしました。

次に、三つ目の受診率アップと女性特有のがん対策について今後の対応はどのように考えていますかについてお答えします。

がん対策につきましては、早期発見、早期治療が大切であり、町としましては、がん検診率の受診率向上を目指すためにさまざまな対応を考えております。

まず初めに、9月発行の「広報よしだ」の保健だよりにおきまして婦人検診を勧める記事を掲載いたしました。検診の大切さと生活の中でのがん予防対策等をお伝えし、集団健診が終了した今からでも個別健診が受けられることをお伝えしております。

また、乳がん検診につきましては、前回受診者と当年度中に40歳、50歳、60歳の節目の年齢を迎える町民の皆様に、また子宮頸がん検診は前回受診者と当年度中に20歳、30歳、40歳、50歳、60歳の節目の年齢を迎える町民の皆様へ個別に受診案内を通知しております。

さらに、集団健診に加え、個別検診を榛原総合病院、予防医学協会、小田原産婦人科医院の3カ所の医療機関と契約しておりますので、対象者が受診したい日を個別に予約して受診することが可能であります。

そのほかに地域の自治会から推挙された保健協力医の皆様には、保健事業に協力をしていただいております。その一つとして、地域の皆様のために乳がんの自己検診法について学ぶ機会を設け、その事業の普及に取り組んでいただいております。

今後もより多くの町民の皆様が安全にがん検診を受けていただくことができますよう、医療機関との連携を深めていく所存であります。そして今後も受診率向上に努め、がんの早期発見、早期治療へとつながる事業展開を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の駿河湾を震源地として発生した地震で学び、今後の対策についてのうち、

断水時の給水車対応はどのように考えているのかについてお答えします。

去る8月11日早朝に発生しました駿河湾を震源とする地震では、予想される東海地震の発生ではないかと思わせる地震でございました。この地震で吉田町給水区域内では当町の北区地区、住吉地区、片岡地区及び牧之原市坂部地区の配水管の破損による断水とともに、配水地に設置してあります緊急遮断弁の閉鎖により、給水制限が行われましたが、その後の懸命な修繕工事などにより給水することはできましたが、濁りの発生により水道利用者の皆様には大変御不便をまた御迷惑をおかけいたしました。

当町に設置してあります緊急遮断弁につきましては、震度5以上の地震が発生しますと自動的に作動し、一時的に給水制限が行われ、施設の安全性が確認され次第、給水を開始することになっております。

今後想定される東海地震のような大地震が発生した場合には、ライフラインの寸断により避難生活が余儀なくされ、飲料水等の確保が大きな問題となってまいります。

吉田町地域防災計画では、定めております給水計画では、飲料水の供給に当たりましては消防用タンク車や1トンの車載用タンク2台を利用した搬送給水を行うこととしております。ただし、災害等により道路が損傷し、搬送が困難な場合には町民の皆様より供給される飲料用水や生活用の井戸水の利用、または役場災害対策本部、各地区本部、各自主防災会に配備してあります手動式の緊急浄水装置、ろ水機を使用するものとしています。このろ水機につきましては、町内各小・中学校と吉田高校のプールや河川などからの水を飲料水にかえる浄水装置でございます。

また、町内各小・中学校と吉田高校に設置してあります2トンの飲料用タンクの利用や住吉地区の小藤路公園内に設置してあります100トンの耐震性貯水槽から給水することができ、さらには各小・中学校に生活用水として利用できる井戸が整備されております。

これに加え、日本水道協会県支部長と中部地方支部長で災害時相互応援に関する協定を締結し、給水車の要請などを定めた応援体制も定めております。

以上のようなことから、現段階におきましては、給水車対応につきまして特段の考えを持ち合わせてはおりません。

しかしながら、行政においてすべての町民の皆様が必要とする飲料水などの備蓄整備を行うことには限界がございますので、救援活動を行うまでの間の備えとしまして各家庭において1人3リットルの水を最低3日分をぜひとも用意していただけますようお願い申し上げます。

いずれにしましても、私たち一人一人が日ごろからいざというときのために自分の命は自分で守るということを再認識していただくことが大変重要であると受けとめております。

次に、防災ラジオ販売のアンケート結果と今後の対応はについてお答えします。

防災行政ラジオは、町から同報無線で発信する防災情報などを一般の御家庭で自動的に受信できる簡易型個別受信機であります。

吉田町防災計画では、災害発生時に町民の皆様方に対し、必要な情報を提供することにより人心の安定を図る目的で災害広報計画について定められており、その方法としては同報無線、広報車による広報のほか消防団、自主防災会、自治会などを通じての周知がございます。

同報無線による放送を受信する装置といたしましては、町内全域に同報無線屋外子局を42局設置しております。また、町内の主要公共施設には、屋内において受信するための戸別受

信機を55台配備しておりますが、平成18年度から地域の皆様方に対する情報伝達の役割を担っていただく各自治会、町内会及び各隣組に対し、防災行政ラジオを配備させていただいているところでございます。

防災行政ラジオの配備状況としましては、平成18年度に100台購入し、町議会議員の皆様、正副自治会長、各町内会長及び各自主防災会情報班長に1台ずつ配備をさせていただいております。

さらに、平成19年度に530台購入し、各隣組の組長さんに1台ずつ、合計で495台配備させていただき、持ち回りで情報の共有を図っていただいているところでございます。

こうした中、気象条件や周辺環境、建物の構造などによる難聴地域の方々から同報無線放送の受信手段として、この防災行政ラジオを購入したいという問い合わせがございました。そのため平成20年8月、防災行政ラジオ販売についてのアンケートを実施したところであります。

アンケートの内容としましては、販売するなら購入したいのですか、購入するならどのくらいまでなら個人負担できますかという設問を投げかけさせていただきました。このアンケートの結果でございますが、町内7,623世帯に配布しましたところ、4,516世帯の方々から御回答いただき、回収率は59%でございました。

そのうち、販売するなら購入したいですかとの質問に対しましては、購入したいという回答が2,368世帯で、回答くださった世帯の約半分の52%でございました。また、購入するならどのくらいまでなら個人負担できますかという質問に対しましては、全額負担の購入が46世帯で2%、2分の1程度の負担が270世帯で11%、3分の1程度の負担が1,990世帯で84%、その他が62世帯で3%の割合でありました。

一番回答の多かった3分の1程度の負担において、自己負担額が3,000円程度なら購入したいという回答が多数を占めております。このアンケート結果を踏まえ、町民の皆様にとりまして身近な防災情報の有効な手段を検討してまいりたいと考えております。

なお、広域的な防災情報はテレビ局やラジオ局から発信されますので、各家庭におきましては携帯用ラジオ等を非常持ち出し品として備えていただくよう周知してまいりたいと考えております。

次に、家の一部を安全にする耐震シェルターの設置に対しまして助成制度の考えはについてお答えします。

御質問の耐震シェルターとは、室内に設置する箱型の構造物で住宅が倒壊した場合でもシェルター内に避難していれば、体の身体の安全が確保できるというものであると認識しております。

当町では、従来から地震対策事業の一つとして、県の大規模地震対策等総合支援事業費補助金制度を利用し、事業の推進を図っているところであります。県では、平成20年度から大規模地震対策等総合支援費事業補助金に、この耐震シェルター整備事業を補助対象事業として追加したところであります。この耐震シェルター整備事業につきましては、対象が昭和56年5月以前の旧基準に建てられた耐震性のない住宅にお住まいの65歳以上の高齢者のみの世帯に限られております。

また、この県の制度は、町が実施する事業に対して県が町に助成する制度であり、町独自の助成制度はございません。現在のところ、この県の制度を利用したいという事業実績はな

いようでございます。

今後、耐震シェルター整備事業に対して町の助成につきましては、その必要性を見きわめながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） 今御答弁いただきまして、数点再質問をさせていただきたいと思っております。

我が町のがん検診においては、先ほど町長から御答弁ありましたが、五つのがん検診をしております。その中で先ほど肺がん検診においては、吉田町は7番目、63.2%ということで、国の目標値50%を達成しております。胃がん検診でありますけれども、これがどういうわけかかなり低くありまして、21%、がん対策としてはここに少し力を入れなければいけないというふうに思っております。

そして女性対策の乳がん、子宮頸がんでありますけれども、県レベルでいきますと、県平均が25%、それでもやはり吉田町が乳がん33.9%、子宮頸がんが34.7%ということは、50%以上に対してまだ努力をして検診に臨んでいかなければいけないというふうに思っております。

そこで、子宮頸がんにおきましては、二十歳からの検診になっております。20代、30代の検診率は把握していらっしゃるのでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（八木三千博君） ただいまの30代、40代の受診率——20代、30代、申しわけありません。資料を持ち合わせておりませんので、現在今回答できません。

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） わかりました。子宮頸がんにおきましては、やはり二十歳から検診を受けていくということで、精神的な面とか本当に子宮頸がんの受診をする意識啓発に力を入れていかなければ、なかなか受診率が20代の人の場合には特に行く傾向性が少ないのではないかとというふうに懸念しております。ぜひ掌握していただきながら啓発をしていただければと思っております。

御前崎市におきましては、子宮頸がんが66.1%という実績があります。本当に66.1%が脅威な数字であるなというふうに思っております。そして御前崎市という地域がらも考えまして、この66.1%という実績、いい面で御前崎市の状況的な部分をお聞きになったことがあるかどうか、まずお聞きしたいと思えます。

○議長（増田宏胤君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（八木三千博君） 大変申しわけありません。御前崎市のほうの取り組みについては、理解しておりません。

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） ぜひ我が町も50%目指していくために研究をしていただき、啓発をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

国の施策であります女性の乳がんと子宮頸がんの無料クーポンでありますけれども、これは全国一斉に取り組んだという経緯もありまして、非常に我が静岡県におきましても実施をするという市町が32ありました。そしてこの女性特有のがん検診に対して市町独自で推進していくというところが5市町ありました。特に市町独自で行っていくところは、国の

施策を使わずに市独自で節目の受診者にクーポン券の配布をすとか、また市単独事業で女性のがん検診の受動勧奨パンフレットをつくるとかそのような節目の受給者負担を無料化にするという内容のものが目についております。

そして、我が町では、町単独事業を検討中ということで、県の報告のほうで疾病対策室からの一覧の中では、吉田町は町単独事業を検討中ということで伺っております。

先ほど御答弁ありましたが、皆さん吉田町の女性の方がクーポン券発行の情報がどこから入ったのかわからなかったのですが、私のところに吉田町のクーポン券はいつ来るんですかという問い合わせがありまして、私もちょっとびんどこなかったものですから、担当課に伺って状況を聞いた次第であります。

我が町としては、確かに2年ごとの検診をし、今徐々に検診率が上がっているということで理解いたしました。そして、国の言う5年ごとで実施いたしますと、3年継続して検診を受けなければならない人も出てしまう。そういう健康状態を考えますと、今のままの少しずつでも受診率アップにつながっていけばいいというふうに私も理解いたしましたので、また問い合わせがありましたらしっかりとお答えをしていきたいというふうに思っております。

3点目のこれからの対策に対してでありますけれども、富山市で受診勧奨活動を行って成果を出しているという状況を伺いました。先ほど町長の話の中でうちの町の保健協力員さんの活動の話をお伺いしましたが、ここも保健推進委員さんが地域の住民の健康づくりにがん検診の受診向上に少しでも役に立ちたいというふうな思いで活動しているそうです。各家庭を訪問し、がん検診に関するアンケート調査をし、がん検診を呼びかける活動をして受診率を上げているそうです。

我が町では、保健協力員さんの活動もしておりますけれども、各家庭に保健協力員さんがアンケート等を取りながら受診率アップの推進というものができかねないかお伺いしたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（八木三千博君） 受診率を向上させるには、かなりの人数を増やさなければなりません。本年度においては、先ほど町長の答弁にもありましたように、広報や節目の方に直接通知をしておりましたが、次回からは女性団体である食生活推進協議会や今議員さんからもお話がありました保健協力員、日赤奉仕団などの健診の必要性、魅力的な健診であることなどの健康教育を重点的に実施しまして、今後はこつこつと受診率を向上させていきたいと考えております。

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） わかりました。広報だけではなかなか周知ができない状況で日赤の方たちの研修とかその直接の研修的なお話があれば、非常にわかりやすいかと思っておりますので、ぜひ力を入れてやっていただきたいというふうに思います。

それから、昨今の静岡新聞に子宮頸がん予防ワクチン承認へという記事が目に入りました。厚生労働省が子宮頸がんの予防ワクチンについて、承認に向けた手続に入り、食品衛生審議会薬事分科会で承認され、今後は同審議会薬事分科会で審議する。承認されれば、国内で初めて販売が認められます。子宮頸がんの原因の約7割を占める16型と18型のヒトパピロウイルスの感染予防が期待されるわけでございます。国内での子宮頸がんは毎年8,000人が新たに患者と診断され、毎年2,500人の若い女性が死亡するとされています。子宮頸がんは検

診とワクチンで100%予防できるそうです。日本の女性を子宮頸がんから守れるワクチンをぜひ承認された暁には、当町でも取り入れていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 町長。

○町長（田村典彦君） 私も新聞記事でこのヒトパピロウイルス16型と18型については、かなり詳しく承知しております。海外では、ほとんどとっくのとなまに承認されて、現実に投与されているワクチンでございまして、日本の厚生労働省が非常におくれていると、私は本当に慨嘆しております。

ただ、このヒトパピロウイルス16型と18型に対するワクチンですけれども、現実にはこういう席で余りこういう言葉を使いたくないんですけれども、性体験をしていない方に対して3年連続で1回ずつやった場合には、完璧にその方は子宮頸がんにならないというデータが出ておりますので、当町でやる場合でも実質的なことを申し上げれば恐らく小学校5年生、6年生、中学1年生と、この3カ年に限って1回ずつこのワクチンを投与し、結果としてそれ以降については一切このワクチンを投与された女性からは、いわば子宮頸がんの患者が出ないということになりますので、そういうことについても当然検討してまいらなきゃならないと思っています。

ただ、議員に考えていただきたいところございまして、現実に健康づくりとそれから今度は病気を発病させないという問題ともう1点は、現実に障がいを持って生まれた子供に対してどういうふうな対策をするかという全体的な中でやらなきゃならないと思っています。現在、榛原病院とそれから三星でかなりのお金が出ちゃっておりますので、非常につらいんですけれども、その辺がめどについて現実にある程度のお金がそんなに財源的に使えるというようになれば、今申し上げたことを具体化しまして、今子宮頸がんのことにつきましては大体うちの町で300人の半分で150人、3回としまして最初の年は非常にお金がかかりますけれども、大体単純な話、500万円から600万円ですみますので、吉田町に生まれた子供からは子宮頸がんが出ないと、一つのモデルケースだと思いますので前向きに検討してまいりたいと思っています。

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） ぜひ財源の問題もございまして。私も決算書等々の中を見ながら、どれを省いたらできるかなという観点で検討いたしました。今やはり生徒か講習の委託で払っている講習の方たちに払っている講習料があります。今、吉田町のヤーレコのSAY!が定着していけばそういう人たちの人件費的な部分が浮けば300万円ぐらいが浮くのかなという部分で、そのほかの健康的な部分で使わせていただく、またもう少しすれば総合運動公園の償還払いも終わる。また、榛原病院の大きな問題が解決していけば、何とか財源を生んでいくのではないかとこのように期待をいたしました。本当に子宮頸がん予防ワクチンが承認されなければ、何ともしようがありませんけれども、特に若いうちに予防しておけば、本当に子宮頸がんにおいては女性の不安が一つ減るという観点におきましては、ぜひ我が町として取り組んでいただきたいというふうに思います。

それともう1点、今子宮頸がんの検診を実施しておりますけれども、そこに細胞診の検診にヒトパピロウイルス検診を併用して、異常がなければ3年に一度の検診で済むということも聞きました。今2年に1回の受診をしておりますけれども、ここでヒトパピロウイルス検

診を併用して、異常がなければ3年に一度の検診で済むということは、行政として財源としてはトータル的な現状の2年に一度の経費と同等で済むということを神奈川県平塚市の方からお聞きいたしましたので、ぜひこれはまた検討に入れていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、8月11日に我が町でも本当に東海地震と思うような地震が起きました。8月11日の地震が起きまして給水に対する水道課のほうには、当日大変な思いをパニックったような状況の中で職員さんも1日動いていただいたとっております。

この給水に対しての町民からの要望がありまして、新田のほうでは、さほどそんな褐色の色が出るというようなこともなく、何とか飲めるような状況の水が断水後でも出るような状況でありまして、我が家は断水もせずそのままずっと水が使えたという状況でありました。

大幡のほうの人から電話がありまして、この断水になったときに水の供給というものを吉田町はどう考えているのか、そういうお話がありました。地域によっては水の配水的な部分でいろいろな状況があると思えますけれども、先ほど町長の御答弁の中ではタンク車配送給水を行うということでお伺いしましたけれども、今回、2日間にわたって水道が使えないという状況で、コンビニで水を買って、3日間確保しておかなければいけないんですけれども、なかったものですからコンビニで対応しましたというお話なんですね。こういう災害時の緊急時においては、もしうちに早く連絡できれば、うちの水を持っていくよという形で手を差し伸べられていったんですが、もう数日後の話でありましたので、大変困ったような状況だったと推測いたします。

私は、今回自主防との関連で確かにいろいろなところでろ過紙を使って水をきれいにして飲むという、本当の大きな災害になったときには、の対応になると思うんですけれども、今回の我が町の状況においてはそこまでいかずに、個人の家庭で何とか状況的には対応が済んでしまったという状況でありますけれども、もし今後今回のこのような状況の中で断水が発生し、また褐色的な部分の確かに3日間は自分の家庭で用意しておかなければいけないんですけれども、もし間に合わない場合、各家庭がポリタンクを持ってお水をもらいに行くというそういうシステムというものをつくっておいたほうがいいのか。またその連絡、自主防と一家庭がどこに連絡したらそれがスムーズに水の供給がいただけるのかというふうな形で、何か一家庭がすべて水道課に全部電話が行くとパニックる状況だと思いますので、今回のことを踏まえて水道課としてはどのように検討していきたいというふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（増田宏胤君） 水道課長。

○水道課長（岩本忠博君） 水道課でございますけれども、今回のように比較的被害が少なかったものですから、給水とかという作業はしておりませんが、東海地震等が起きた時点で多分行政自体も3日から4日間は町全体の被害状況、断水状況を見ないと動けない状況だと思います。ただ、今回のように地震が発生しますと、貯水タンクというんですか、タンクのところで緊急遮断弁が働いて、一応水の確保、タンク内の水の確保をして水源等の施設の異常がなければ水の供給ができるものですから、そちらの安全を確認した上でその水が何トン残っているか、それによってどういう方々から先に供給するかという検討をしながら供給作業をしていきたいと思っております。ただ、道路等の損傷によりまして、給水車というんですか、タンク車が行けない場合もありますので、そのために各小学校・中学校に2ト

ンの貯水タンクが設けてあります。その辺をとりあえず使っていただくというのと各小・中学校にガチャポンというんですか、地下水のくみ上げ施設も整備してありますので、その辺を使ってる水機をかけて飲料水なりに使っていただくと。

また、小藤路公園にも100トンの地下タンクがございますので、その辺を利用していただくということで、その間に水道本来の給水ができるように作業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） 防災行政ラジオの販売についてのアンケート結果をお伺いいたしました。今回災害時のときに防災ラジオがきちんと聞けたということは、情報がきちっと聞けるという安心感というものがございます。その中で今回アンケート結果におきまして3分の1程度の負担をし、購入希望者が84%という数字を見たときに、確かに外で聞くよりも家の中で聞いたほうが、情報が聞けるという、放送がきちっと聞けるという状況があります。町民の皆様の御回答の中で希望者はあるんですけども、これも旧相良町では、防災ラジオが全戸無料で配布がされているんですね。吉田町でこういう吉田町防災行政ラジオが少ないけれども、配布になったということをお伝えたら、もう牧之原はとっくにそれをもらっているよという感じで言われまして、非常にショックを受けたんですけども、財源的なものもありますけれども、負担的に3,000円程度の各家庭の負担をして、今注文をとる中で、町の情報がきちっと家の中で聞けるということは、大変いいことではないかというふうに思っておりますので、ぜひまた御検討をしていただきたいと思いますというふうに思います。

そして、高齢者の自宅、または障がい者の御自宅に関しては、また別途別な形で配布的な部分で御検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（中村久義君） それこそ全戸配布は財政的にも大変厳しいものがありますので、それは考えておりません。ただ、この3,000円というのは、去年のアンケートで3,000台発注した場合、1台当たりの単価が約9,000円というようなことだったと思います。3,000円を負担しても6,000円はじゃどうするのか、町が出すのかという問題もあろうかと思っておりますので、そこら辺は検討課題だと思います。

それから、要支援者ですね。これにつきましては、民生委員の方で連絡をしてピックアップをくださいよというような要請はしております。ですけれども、民生委員からは断られたというような状況を聞いております。社会福祉課には、防災行政ラジオがもし必要とすれば、うちのほうへ連絡してくださいよというようなことは、連絡しております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） はい、わかりました。ありがとうございました。

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君の一般質問は終わりました。

---

◎散会の宣告

○議長（増田宏胤君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は24日木曜日午前9時から本会議最終日であります。よろしくお願ひします。  
本日はこれにて散会します。

散会 午前10時59分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（増田宏胤君） 改めて、おはようございます。

本日は、定例会22日目、最終日でございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（増田宏胤君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第55号～議案第69号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第1、第55号議案から日程第11、第69号議案まで総務文教常任委員会へ付託いたしましたので、この11議案を一括議題といたします。

初めに、この11議案について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、藤田和寿君。

〔総務文教常任委員会委員長 藤田和寿君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（藤田和寿君） それでは、平成21年9月定例会審査結果報告をさせていただきます。

総務文教常任委員会に付託されました11件の議案審議について御報告申し上げます。

平成21年9月9日午前9時より、役場4階第2会議室におきまして、委員会委員7名と当局より町長、副町長初め所轄の課長の出席をいただき、定足数に達していることを告げ、委員会を開会いたしました。

審査の手順については議会日程により進行することを報告し、付託されました11件の審査に入りました。

日程第1、第57号議案 平成20年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし審議に入りました。

委員。土地開発基金の繰り入れの1,000万円が執行しなかった理由は。

当局。緊急に不足したための予算措置で、去年は該当するものがなかった。

委員。土地取得の当初の目的が達成されていないものに対する考え方は。

当局。一義的に当該会計で保有しているものですから、各課の主要目的に沿うようお願いしています。目的が達成した時点で余裕があれば一般会計で買い戻しいたします。

委員。大分年数がたった工業用地や工業団地、宅地があるが、売買はどうなっているか。

当局。早期売却はかねてからの懸案の一つです。取得時と現在の地価とではかなり差があります。差損が生じた場合、一般会計で補てんを行わなければならない。したがって、

一般会計の資金余力を見ながら買い戻しを行い、販売を進める計画です。利活用については、売却可能資産とそれ以外の資産とを分類し、データベースを構築中ですので、今後明確な形になります。

委員。町の財政を見ながらであると理解したが、長期的に見てこのまま塩漬けにしておくのか、時期を見て販売し、税金を得るようにするのか。

当局。住吉工業用地は当時取得した金額と今の販売価格を想定すると、回収できない見込みが高い物件である。このまま塩漬けにしても何も利益を生まない土地なので、現在販売を進めているところです。売却時点で補てんする財源が必要になることは御承知おき願いたい。

委員。データベースの構築はいつになるのか。

当局。今年度末までには完成いたします。

委員。図書館用地と大井川神社前コミュニティー用地、その後の進捗は。

当局。図書館用地は変化ございません。大井川神社前コミュニティー用地は、現在取得している部分だけでは不足をしております。本年度、当初予算で隣接部を買い増しに向けて、地権者の方と交渉を進めています。ただ、この広場の整備内容と管理方法について、細部にわたり地元と合意形成に向け協議を始めた段階です。土地を買い増しながら整備方法を検討していきます。

委員。売却に向け進んでいる住吉工業用地の状況は。

当局。従来は製造業に限定した募集から工業地域に合致するものと業種を拡大して、9月1日より再募集している。即立地ができ、税的な優遇が受けられるところが全国的に多くなっている中で、優遇がなく既存の建物が残っているところを売却するのはかなり難しい。相当に価格交渉が難航すると思っているが、姿勢としてはできる限り早く売却する体制で臨んでいます。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが討論がなく、討論を終結し、採決を諮ったところ全員異議がなく、したがって、本案は原案のとおり認定されました。

続きまして、日程第2、第65号議案 平成21年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算(第1号)について議題とし、審議に入りました。

本案に対し、質疑と討論を求めましたが、質疑、討論ともなく、採決を諮ったところ全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、第55号議案 吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審議に入りました。

委員。政府の緊急少子化対策の取り組みが行われているが、我が町の出産件数の推移は。

当局。平成18年からは35万円、平成21年1月より38万円、10月から42万円になります。出産件数は平成18年が328件、うち国保54件、平成19年度が304件に対し国保58件、平成20年は275件で国保が35件です。

委員。出産費用の平均は幾らか。

当局。日本産科婦人協会が平成20年2月の調査をした公的病院、私設病院、さらに診療所別の統計では、産科医療制度の3万円を除き39万円ですので、今回の42万円とほぼ同じ金額です。

委員。PR方法は。

当局。4万円という大きい金額ですので、広報等を通じてPRを行いたい。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが討論がなく、討論を終結し採決を諮ったところ全員異議がなく、したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4、第58号議案 平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、審議に入りました。

委員。国保税の滞納者数の変動は。

当局。収入未済額の内訳は、平成20年度だけの滞納は706件、平成19年度以前が735件、平成19年度と20年度分の滞納は353件、合わせて1,088世帯です。前年度と比べ101件増加しています。

委員。短期証明証の発行者数、それに伴う窓口指導等の対応は。

当局。短期被保険者証の発行者数は8月末現在で287世帯です。指導の関係は、有効期限は3カ月ですので、納付相談をする中で国保の制度の御理解をお願いしております。本年リストラ等の影響で無職、あるいは生活の困窮者等もございますので、実情にあった分納、納付方法をお願いしています。

委員。納付相談の効果は。

当局。収納関係は短期被保険者証を発行のたびに税務相談を行っています。その場で納付誓約をしていただく場合もございますが、また、滞納者に対し他の税も含め相談に応じています。短期証明証の方は国保税優先で対応しております。

委員。不納欠損の件数と理由は。

当局。不納欠損の内訳は、時効の欠損は199人、709件、執行停止欠損は13人、51件、合わせて212人、760件です。この内訳は5年経過126人、所在不明50人、以下、死亡、競売、破産等です。

委員。調査の仕方は。

当局。滞納処分を行うに当たり、財産調査を行っております。また、外国人等で帰国したため徴収できない場合は、帰国後の財産処分等まで調べております。

委員。財産としての基金について、療養給付費の2カ月分は基金として保有すると伺っているが、現在高は3億9,000万円である。現在の基金の考え方は。

当局。基金の目標額は2カ月分ですが、平成21年4月より税制改正を行っており、今回の決算を受けての補正においても多くを積むことができませんでした。9月現在で3億9,400万円程度ですので、平成21年度末で目標額に達成するかどうかはわかりません。さらに医療給付費が伸びており、現在の税率でいきますと今後も従来と同じように基金が増えていくことは考えにくいと考えます。

委員。被保険者世帯の所得状況は。

当局。平成21年度本算定は、所得なしは1,045世帯、100万円以下は894世帯、200万円以下は780世帯、300万円以下は423世帯、400万円以下は212世帯、500万円以下は91世帯、600万円以下は66世帯、700万円以下は54世帯、700万円以上は114世帯で、合計3,679世帯です。

委員。保険証がなく医療機関で受診ができないなど、特に無保険の子供さんなど社会問題になっているが、当町はどうか。

当局。資格証明書発行の世帯にお子様はおりませんので、保険証がないお子様の該当者はいません。しかし、3カ月の短期被保険者証を持っている方はいます。

委員。資格証明書の発行はあるか。

当局。平成21年度8月末で19世帯です。

委員。保険給付費が14億2,800万円ほどある。特に、昨年と比べ一般被保険者の療養給付費が3億6,200万円程度伸びているが、原因は。

当局。平成20年度に税制の改正があり、一般被保険者と退職被保険者等の割合が変わりましたので、平成19年度と単純に比較はできません。医療費の伸びを見ますと、65歳以上74歳までの前期高齢者の世帯の方の医療費が伸びておりますので、一般被保険者部分が増加しております。

委員。診査手数料の委託はレセプト点検か。また、レセプト点検で保険適用外のものが当町においても上がっているか。

当局。レセプトは電子媒体で有資格者の点検委員がチェックをしております。また、レセプト点検の結果、本来使うべき薬以外のものが使われている事例が若干あります。

委員。特定健診について、従来の基本健診の受診率と比べどうか。

当局。目標の30%は基本健診の実績の30%未満をベースに設定し、受診率を36.1%で目標を達成しました。今後は、人間ドックに特定健診の項目を追加や、農業者中心に行っている健康診断も本年度から契約するなど行い、特定健診の実績に反映し、受診率のアップを図ってまいります。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが討論がなく、討論を終結し、採決を諮ったところ全員異議がなく、したがって、本案は原案どおり認定されました。

続きまして、日程第5、第59号議案 平成20年度吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、審議に入りました。

委員。給付状況の中で、柔道整復師やあんま、マッサージ、鍼灸があるが、詳しい状況は。当局。老人医療給付費の中で保険適用内の実績です。

委員。このような治療に保険がきくのか。

当局。医師の診断書があり、保険対象になれば適用になります。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが討論がなく、討論を終結し、採決を諮ったところ全員異議がなく、したがって、本案は原案どおり認定されました。

日程第6、第60号議案 平成20年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、審議に入りました。

委員。低所得者世帯などの減額分について、法第99条1項、2項の対象者数は。

当局。低所得者世帯の減額は法第99条1項、936件、社会保険被扶養者の減額は法第99条2項、459件です。合わせて1,395件です。

委員。後期高齢者医療制度は始まったばかりであるが、初めての決算である。予測結果として町としての分析は。

当局。利用状況は1億5,000万円を切っている状況です。従来の老人保健の場合が1億5,000万円強ですので、ほぼ同じぐらいと考えております。

委員。制度移行に当たっての問題点として負担などが危惧されていたが、実情は。

当局。医療給付費の財源は公費負担が全体の半分、残りの4割について国保や被保険者など現役世代の保険料です。最後の1割が後期高齢者の保険料でございます。減額対象者1,395人は後期高齢者全体の2分の1くらいですので、また、昨年度は国の方針で本来の7割軽減から8.5割軽減となっております。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが討論がなく、討論を終結し、採決を諮ったところ全員異議がなく、したがって、本案は原案どおり認定されました。

日程第7、第66号議案 平成21年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、審議に入りました。

委員。4月から保険税が下がったが、本算定で1人当たりの調定額は。

当局。平成21年度の全体で1人当たりの調定額は10万3,847円、世帯では19万9,014円です。一般における本算定時の調定額は10万1,213円です。

委員。本算定の収納率は。

当局。国保は一般税と違い必要額で算定しています。先に医療事情をはかった上で国保、県費、医療給付費交付金等で賄い、最終で税で持ってくる。本算定の結果と当初予算を比べ、今回補正を行いました。平成20年度の収納率は90.55であったので、92%、91%、90%の3つで試算し検討いたしました。最終的には90%をクリアする状況です。

委員。歳出で療養給付費が増額である。前期高齢者の医療費などの推移は。

当局。前期高齢者の65歳から74歳までは現役世代として扱っております。医療費は平成21年度実績でも療養給付費が50%を超す保険者負担となっている。昨年と本年と比べると、1月当たり昨年在8,744万4,000円、本年が1億365万8,000円となっており、増額しております。また、高額医療の対象者が金額も件数も増えています。

委員。医療費の半分を前期高齢者が占めている。この現状をクリアにするために、町の健康づくりの取り組みは。

当局。町民の皆様が健康に対し自分で努力し、健康を生み出すという意識を持って日常生活の中で実践していただけるよう取り組みを、今後も考えていきたい。

委員。今回保険税が下がったが、まだ下げられると思うが、いかがか。

当局。3年間は今の税率で行けるとということで改正いたしました。今回の9月補正においては、医療費に回ったために積立金が増加していない。やりくりの状況は平成21年度決算が終わらないと判断は難しいです。保険税の見直しはあと2年、3年経過後、必要があれば見直しをかける必要があると思いますが、現時点では何とも言えません。

委員。本算定において平成20年度の調定額より上がっている。税率が下がっても所得が上がった結果か。

当局。昨年12月あたりから所得が増えております。リストラ等の影響ではと考えます。断定はできませんが、昨年所得があった方が本年の本算定において国保に加入すると所得が減らないと考えます。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが討論がなく、討論を終結し、採決を諮ったところ全員異議がなく、したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8、第67号議案 平成21年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、審議に入りました。

本案に対し、質疑と討論を求めましたが、質疑、討論ともなく、採決を諮ったところ全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、第68号議案 平成21年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、審議に入りました。

本案に対し、質疑と討論を求めましたが、質疑、討論ともなく、採決を諮ったところ全員

異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、第61号議案 平成20年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、審議に入りました。

委員。介護認定者が平成20年末に722人、平成21年末に779人と増えているが、施設待機者は。

当局。特養の関係です。申し込みの重複がありますが、1月1日現在58名入所申請をしております。各施設で入所審査会を行い、必要程度や状況を勘案して、サービスを受ける必要性が高い方から優先して入所しております。

委員。介護予防費について、特定高齢者の効果は。

当局。運動、栄養、口腔事業に参加した特定高齢者48名のうち、一般高齢者に改善した方が18名おりました。一般高齢者に改善されなかった方についても、事業に参加することで、外に出ることで介護予防になっており、効果は出ています。特定高齢者はなかなか外に出るだけでも大変な方が多い中、だんだんロコミで広がって参加者が増えている状況です。

委員。特定高齢者の介護予防参加者の推移は。

当局。延べ人数ですが、平成18年は26名、19年は31名、20年が55名です。

委員。介護保険料が平成18年ごろに、吉田町は3,400円であったが、変化は。

当局。平成21年から23年の吉田町介護事業計画では、1号保険者の保険料について、基本が月額3,850円です。なるべく1号保険者の保険料が上がらないように、基金を3年間で8,000万円ほど取り崩した中で設定いたしました。

委員。不納欠損額の状況について。

当局。介護保険は2年で時効となり不納欠損となります。平成18年度分50名が対象です。昨年度は31名で増加傾向です。

委員。特定高齢者把握事業について、町内対象者5,814人のうち232人認定した経過は。

当局。町内の65歳以上の方で介護認定や要支援を受けていない方に基本チェックリストを全員にお送りしております。その結果、特定高齢者に該当しそうな方1,093人に、生活機能評価受診券を発行いたしました。その中で470名受診していただき、232名を特定高齢者と設定いたしました。

委員。認知症の方が介護認定が数字として反映しにくく、御自宅で介護され御苦労されているというお話を聞くが、相談窓口等の対応は。

当局。包括支援センターが窓口となっております。センターとともに認知症の方の見守りリストをつくり把握しております。また、家族支援として、認知症ではありませんが、吉田町家族会の支援事業があります。在宅で介護されている方に対し情報公開の場、話し合いの場を設け、施設見学とか家庭介護の講話等を行っております。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが討論がなく、討論を終結し、採決を諮ったところ全員異議がなく、したがって、本案は原案どおり認定されました。

日程第11、第69号議案 平成21年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、審議に入りました。

本案に対し、質疑と討論を求めましたが、質疑、討論ともなく、採決を諮ったところ全員異議がなく、本案は原案どおり可決されました。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました11件の議案審査を終了いたしました。

閉会は11時45分でした。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 今回の報告の中で、58号議案の国保の決算のところ、収入未済額の数字を今言われたと思うんですけども、ちょっと早過ぎて聞き漏らしたんですけども、平成20年度の国保の収入未済額に係る人数か世帯かを多分言ったと思うんですけども……。

○総務文教常任委員会委員長（藤田和寿君） 繰り返します。

収入未済額の内訳は、平成20年度だけの滞納は706件、平成19年度以前が735件、平成19年度と平成20年度の滞納は353件、合わせて1,088世帯です。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

委員長、御苦労さまでした。

日程第1、第55号議案 吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 賛成討論はありますか。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2、第57号議案 平成20年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 賛成討論はありますか。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第3、第58号議案 平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 私は、第58号議案 平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計決算に反対する立場で討論します。

決算書では国民健康保険税の収入未済額は2億6,871万円になります。平成20年度だけでも706世帯が納めていない状況です。これは加入世帯4,018世帯の17%に相当します。調定額に対して収入未済額は74.4%に当たります。昨年秋より100年に一度と言われる経済危機の中で失業し、社会保険から国保に移行して、収入がないために滞納になる事態も起きています。景気の悪化で失業や収入減で国保税を払いたくても払えない人がさらに増えているのです。

一方、国民健康保険給付金等支払準備基金は決算年度に7,800万円積み立て、現在高3億9,160万円になりました。国民健康保険給付等支払準備基金条例に定めている基金の額は、保険給付費等に要した額の3年間の平均の100分の5以上に相当する額を基金として積み立てるものとするとなっていて、その額は約1億円です。必要額以上は取り崩して国保税は引き下げるべきです。

平成21年度は税率を下げ、約3,800万円の値下げをしましたが、基金積立分はそのまま残しました。私は今、生活に困窮している人が広がっているときこそ、セーフティネットとして国保が困ったときにでも安心して医療にかかれるシステムにすべきだと考えます。

しかし、実態は保険証の取り上げが実施され、今後、滞納が1年経過するケースが増えることが危惧されます。基金積み立てが増えることは、その積み立て分、保険税を積み増しして納めることです。基金の考え方、位置づけについて再考を求めて、反対討論といたします。

○議長（増田宏胤君） 賛成討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第4、第59号議案 平成20年度吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 賛成討論ありますか。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第5、第60号議案 平成20年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 議長、先ほどの国保の採決ですが、私、反対したものですから、異議あるか、なしかではなかったと思うんですけども。

それでは、私は第60号議案 平成20年度後期高齢者特別会計決算に反対の討論をします。

平成20年4月から始まったこの制度は、75歳以上の方を今まで入っていた国保や健保から脱退させ、なお今まで扶養家族になっていて保険料を払っていなかった人も制度に抱え込み、県の広域連合をつくり、後期高齢者その他の年齢階層と切り離して独立させました。この制度は75歳という年齢を区切ることで差別医療につながるのではないかと。保険料の年金からの天引きも一方的過ぎると国保から批判の声がわき起こり、高齢者は長生きするなど言うのかと、全国で反対の声が上がりました。制度は法案成立後、制度施行後も数度にわたり修正しています。

前の国会では野党4党による廃止法案も提出され、参議院では成立しました。そもそも75歳以上の人を集めた保険制度は成立するのでしょうか。高齢者は医療にかかる機会が多くなるのです。当然、保険料の値上げや受診抑制につながります。このような保険制度は長く続かないと思います。一刻も早く廃止するべきです。

町の被保険者数は2,490人です。2,317人が国保から移りました。その中には、今まで子供が国保税を払ってくれたが、制度導入後は少ない国民年金から保険料が年金天引きになり困っている人もいます。今まで被扶養者で保険料を払っていなかった人は459人で、減額されてはいますが、今後保険料の値上げも予想されます。普通徴収で払えない方、払っていない方も16人いて、将来資格証明書の発行で医療を受けにくくなるのではと心配です。

発足したばかりの民主党中心の連立政権の厚生労働大臣は後期高齢者医療制度の廃止を明言しました。この制度は今後の医療政策全体にかかわるものです。私は、高齢者が安心して医療にかかれる制度に改めることを求めて、この議案には反対するものです。

○議長（増田宏胤君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） ほかに討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（増田宏胤君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

[「議事進行」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 先ほどの第58号議案 平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決方法に誤りがありましたので、とり直しをしていただきたいと思えます。

○議長（増田宏胤君） とり直します。

反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） ほかに討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（増田宏胤君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第6、第61号議案 平成20年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 賛成討論はありますか。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第7、第65号議案 平成21年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 賛成討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、第66号議案 平成21年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 賛成討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、第67号議案 平成21年度老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 賛成討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、第68号議案 平成21年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 賛成討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、第69号議案 平成21年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 賛成討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第62号～議案第70号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 続いて、日程第12、第62号議案から日程第14、第70号議案まで産業建設常任委員会へ付託いたしましたので、この3議案を一括議題といたします。

3議案について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、杉村嘉久君。

〔産業建設常任委員会委員長 杉村嘉久君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（杉村嘉久君） 9月10日、産業建設常任委員会が開催されまし

て、付託された3議案について審議いたしました。3件の審議結果報告をさせていただきます。

当日は午前9時より役場4階会議室におきまして、委員会委員7名と当局より町長、副町長を初め所轄の課長の御出席をいただき、定足数に達していることを告げ、委員会を開会いたしました。

ちょっと御了承願いたいんですけれども、きょうの審議日程でいきますと、第12、62号議案、それから第13、63号議案、第14、70号議案となっております。さきの建設常任委員会では62号議案と、それから70号議案がともに公共下水道事業関連のため、最初は62号議案、次に70号議案として継続して行いました。63号議案を3番目に協議したものですから、きょうの報告もそのような順序でさせていただきます。

日程第1、第62号議案 平成20年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員。使用料の不納欠損額、収入未済額が年々増えてきているが、対応策について伺う。

当局。下水道使用料の収納率は前年対比ほぼ同率で推移しています。現年度98.9%、前年度99.1%、前々年度は98.8%です。収入未済額は104万7,822円、現年度分が66万9,739円、人数は81人。過年度分3万7,883円、37人の方で、合計118人です。収入未済額の1家庭の平均月額は4,000円から5,000円になっております。不納欠損額は24万6,560円で25人の方、58件です。前年度は14万9,529円で12人、39件です。不納欠損ですが、主にアパートに住んでいる方で住民票のない方が移転しまして、移転先がわからないということが多く、家主に聞いても教えてもらえないということで、今後についても徴収できないと思われるものについて、不納欠損とさせてもらいました。

下水道使用料の時効につきましては、地方自治法の公の施設の使用料に該当しまして、時効は督促納期限から5年です。なお、督促は民法の規定にかかわらず時効中断の効力を有します。

使用料の不納対策として使用料の口座振替をするなど、未納防止を図っています。現在は口座振替は80%を超えた数字になっております。しかし、上水道なら水をとめることは可能ですが、下水道の場合はとめることが不可能と言えます。電話、家庭訪問等を行っていますが、なかなか効果が上がらず苦慮しております。

委員。公共下水道事業認可について伺います。

当局。当町の下水道事業は平成2年度に工事着手して以来、来年度には20年目を迎えます。全体計画区域については約920ヘクタール、都市計画決定区域内442ヘクタール、事業認可区域約229ヘクタールになっています。平成20年度末時点で許可区域面積の約70.1%に当たる209.71ヘクタールが整備済みです。現在の認可が平成22年度、平成23年3月までなので、平成22年度中に事業変更認可を吉田町公共下水道建設委員会へ諮り、変更を考えております。

委員。歳入の部で受益者負担金として収入済額が3,398万4,880円となっています。新たに接続、加入された件数も含めた内訳について伺う。

当局。都市計画法に基づき事業によって利益を受ける方に建設費の一部を負担してもらっているのが受益者負担金です。負担金の納期は5年間で年4回。6月、8月、10月、1月に分割して納付します。一括納付の場合は報奨金が支給されます。平成20年度の負担金収入済額3,398万4,880円は新規加入270人の方の3,329万5,450円と、滞納者17人の人の68万9,430円

です。なお、下水道区域外接続納付金は1人でありまして、10万8,680円です。受益者負担金の納期内訳は、5年納付が199人、4年が5人、3年が1人、2年が2人、1年が20人、期割納付は60人の合計287人になっております。全納者の報奨金は227人の方が対象になっておりまして、852万5,670円です。

以上で質疑を終了し、本件に対し意見を求めましたが意見がなく、また討論もなく、採決を諮ったところ全員異議がなく、本案は原案どおり認定されました。

日程第2、第70号議案 平成21年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑に入りました。

委員。歳出の増額について伺う。

当局。8月11日に発生した駿河湾を震源とする地震被災による道路舗装の修繕に242万3,000円の増額と、浄化センター水処理棟外階段修繕に200万円の増額。また、浄化センターの故障した中央監視装置基盤修理、中央監視装置ディスプレイ交換、送風機インバーターユニット等の修理に786万5,000円の増額をお願いするものです。

委員。地震による浄化センター近くの道路の隆起によるマンホールの異常等に対する措置、地下埋設管の異常などの手当は適切に行われたか。

当局。浄化センター近くの道路隆起、マンホールの異常については応急的な措置をしました。下水道の地下埋設管には異常はないものと思われまます。詳細につきましては道路担当の都市建設課と検討してまいります。

以上で質疑を終了し、本件に対して意見を求めましたが意見がなく、また、討論もなく、採決を諮ったところ全員異議がなく、本案は原案どおり認定されました。

日程第3、第63号議案 平成20年度吉田町水道事業会計決算の認定についてを議題として質疑に入りました。

委員。委託料の配水管、給水管、漏水調査業務委託費と修繕費の漏水修理の違いについて伺う。

当局。配水管、給水管、漏水調査業務委託は漏水の事前調査をするもので、漏水かどうかははっきりしていないところを調べてもらうものです。修繕費の漏水修理は、漏水が判明したところを修繕するものです。

委員。漏水による年間ロスほどの程度か。

当局。地面にしみる程度のことはよくありますが、地上に吹き上がるような漏水はありません。しかし、現状では計算上わからないので、年間のロスの把握は十分できておりません。修理は送水しながら行いますが、くみ上げた給水量と使用量との差は年間51万7,000トン前後であります。

委員。平成20年度の有収率が89.2%だが、有収率向上策について伺う。

当局。宅内の漏水については検針者が見出すことが多く、道路配水管の濁り防止、地盤の低いところなどについては事前に漏水調査を行っております。

委員。さきの地震の影響で濁り水が多かったが、給水管の洗浄方法と量水器の取りかえ計画について伺う。

当局。給水管の洗浄には薬品は使用しません。地下の配水管については一時断水して下流、タンクの近くから洗浄をしてまいります。消火栓、宅内水道メーターなどはばらして末端部分から実施しております。量水器は法的に8年で取りかえることになっているので、計画的

に行っています。平成20年度は修理等も含めまして1,708個交換しております。

委員。不納欠損処理について伺う。

当局。平成15年度の不納欠損額は615件、387万352円でした。平成16年度から20年度未収金は312件、2,029万円です。不納理由の大半は納付意識の希薄が原因と思われます。不納者の水道をとめることは法的にもできますので、平成20年度水道をとめた件数は16件ありました。

委員。地域によっては住宅が急増しています。各地域の貯水タンクの点検内容、掃除、いわゆる維持管理などについて伺います。

当局。現在、水道課で維持管理しているのは小藤路公園の地下タンクだけで、他地区の公民館の貯水タンク、学校の給水タンクについては各防災担当が維持管理しております。小藤路公園以外の貯水タンクは、水道水は使っていません。給水は消防署が行っています。

委員。小藤路公園の貯水タンクの維持費71万4,000円は、2年に1回点検は妥当な金額か。また、消防団が行っている消火栓の検査、点検費用128万1,600円についても妥当な金額か伺う。

当局。小藤路公園の地下タンクはすべて水を出して点検、安全確認のため圧力検査等も行っています。消火栓の点検は目視によるものです。消防団への費用、謝礼と思われることに関しては水道課はタッチしておりません。小藤路公園のタンク維持費についても高額かどうか判断できかねます。

以上で質疑を終了し、意見を求めましたが意見がなく、また討論もなく、採決を諮ったところ全員異議がなく、本案は原案どおり認定されました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました3件の議案審査を終了いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（増田宏胤君） 委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

委員長、御苦労さまでした。

日程第12、第62号議案 平成20年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 賛成討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第13、第63号議案 平成20年度吉田町水道事業会計決算の認定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第14、第70号議案 平成21年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎第56号議案の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第15、第56号議案 平成20年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより、第56号議案についての質疑を行います。

13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。歳入歳出決算書、全員協議会でもお伺いしましたが、資料の3の85ページのところに、さゆり保育園の建設事業費工事監理業務委託料834万

7,500円とありますということで、先日の全員協議会でその内容をお伺いしたところ、工程管理、品質管理、中間検査、完了検査の業務を行うという回答がありました。今現在、さゆり保育園の外観ですで見ると外壁が杉板を張ってあるところが白く濁ってしまっているんですけども、それで、町民の方からそういう声がたくさん聞かれました。

このような外壁の変化というのは竣工してから、今、半年ぐらいたちましたが、今始まったことではなくて二、三カ月たってもあのような状態であるということをおも確認をしておりますが、これ自体が設計事務所のほうの品質管理の管理方法に問題があったのか。それとも、指定された材料の選定に問題があったのかどうか。原因が一体どこにあるのかということでお伺いいたします。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水野辰明君） さゆり保育園の外壁の白化現象につきまして御説明申し上げますが、3月の24日に完成検査をしまして、翌日引き渡しを受けております。それで、さゆり保育園の杉板張りの外壁の部分につきまして、5月の連休明けころに外壁の表面が白くなっているということを担当が確認をしまして、私も現地で確認をしました。それから、担当のほうから施工業者、それから施行管理者につきまして連絡をとりまして、これについて施工業者のほうでも建物の点検時に確認をしております、メーカーと現状の確認を行っているということでございました。

この白化現象につきましては、メーカーと施工業者の調査の中で、この外壁材の材質ですが、準不燃処理木材というような特有の材質を使っているということで、この準不燃処理木材特有の薬剤の結晶が表面に出てきて、表面の塗装膜を押し上げて塗装の剥離を起こしたというものであるということでございます。これにつきましては、もともと準不燃処理材料でありますので、こうした薬品の白化現象につきましては通常でも見られるというものでございまして、この白化によりまして不燃性能に支障を来しているものではないということでございます。

ただ、現在美観上どうかということがありますので、これは施工業者のほうでメーカーと協議をいたしまして修繕をしたいという申し出がありました。その修繕につきまして、どういった方がいいかということで、6月の半ばから現地におきまして既存の塗料の剥離方法、それから再び塗る再塗装ですね、その再塗装に使用します塗料につきまして、部分的に何種類か試験を行って、その経過を観察を行っているというところでございます。この結果を踏まえまして、より効果的な方法を選択して再塗装していくというようなことを考えております。

これにつきましては、施工業者、それから工事監理者、当局の協議によりまして、最終的に決定をして、今後実施をしていくというように考えております。

それから、材料検査であります。外壁の材料検査につきましては、このメーカーが国土交通省の認定をしまして準不燃材料ということで、この確認を出庫証明によりまして、確認をしておるというような状況でございます。

それから、表面に塗ります塗料の選定につきましても、メーカー、施工業者、工事監理者を含めまして、不燃性、それから色彩等協議をしまして選定を行ったということをお伺いしております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 原因がどこかというのははっきり今回回答がなかったですけども、その不燃の薬品を注入してある材料と表面の仕上げの塗装の相性が悪いということだかどうか、ちょっとその辺がはっきりわからなかったですけども、原因は何かちょっとはっきり教えてもらいたいと思います。

それから、その表面へ薬品が出てきてしまっているということで、不燃材という、その不燃というものが損なわれないかどうかということと、あと内部にも同じ材料を使って、落成式をやった会場というんですか、あそこのホールというんですか、あの広いところが、壁が同じ材料を使っている。それは仕上げをしないでそのまま生地で張ってあるもので、何も塗装はしていないものできれいになっていますけれども、それでも表面をさわると実際にざらざらした粉を吹いているというんですか、粉が表面へ出てきていて、それが薬品が表へ出てきているということだと思いますけれども、それが結局、子供たちがさわったりして粉がばらばら落ちたりして体に、子供に対して悪影響がないかどうか、その辺をお聞きすると、その原因がもう少しははっきりわかったら教えてください。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水野辰明君） ただいまの薬剤の人体への影響につきましては、これは国土交通省の認定を受けた部材でありまして、表に出る粉はなめるとしよっぱいですね。そして人体に影響のないものであるというように確認をしております。これは当然子供にも安全であるというようなものでございます。

それから、先ほど申し上げましたが、もともとこの不燃材につきましては内部、外部、どうしてもこの材質の性質上、白化現象は少なからずも起こすものだとということでございます。ただ、外壁に使用しました塗装との相性が悪いというようなことがあるかと思ひまして、それによって今現在の、白くなるのが強く出たというようなことでございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） それでは、原因として材料の選定というんですか、選定ミスというんですか、選定に相性が悪いということなものですから、その辺に問題があったというような解釈でよろしいでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水野辰明君） 先ほど不燃材料としての性質の劣化につきましてはメーカーに確認したところ、そうしたものは無いというふうなことでございます。ただ、先ほども言いましたとおり、美観上どうかということでもありますので、これにつきましては修繕を図っていきたいというふうに考えております。

〔「いつまでだ。原因はわかりますか」の声あり〕

○社会福祉課長（水野辰明君） 白化が出る場合、その気象条件とか湿度、あるいは日当たりのそうしたものによっても変わってくるということで、現地でごらんいただきますと、白化の出ている場所と出していない場所が明らかにありますので、その辺、今現在メーカー、それから施工業者と打ち合わせをした中では明確な原因というのは特定できておりませんが、よりそうした現象の少ない方法で施行を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はありませんか。

9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚です。決算書の171ページからでございますけれども、ここは農林水産業費のところでございます。

171ページは農業費であります。1億7,295万円という決算があります。その中を見ていきますと、177ページに農業振興費、これが811万9,000円余りあるわけでございますが、この中で農業振興地域整備計画策定委託料が462万円ありました。この中身についてお伺いしたいと思います。それが1点です。

それから、2点目ですけれども、歳入のほうでありますけれども、歳入については決算書の14ページからあるんですが、都市計画税、それに先立ちまして固定資産税のことについても少しお伺いしたいと思います。

主要な施策の資料等も拝見をいたしまして、固定資産税については土地と償却資産のほうも昨年度と比較して課税標準額、税額とも減額しておりますが、家屋については昨年度よりも上昇しているというふうになっておりますが、この平成20年度の決算におきます固定資産税の町としての分析についてお伺いしたいと思います。

都市計画税についても固定資産税と連動しているところがございまして、都市計画税に関しても土地では減額をしておるものの、家屋では都市計画税が上昇している現象でありますので、この都市計画税の平成20年度の分析についても担当課長から説明を求めたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 産業課長。

○産業課長（田村政博君） 決算書177ページの農業振興地域整備計画策定委託料462万円でございますけれども、これにつきましては、5年に1回の見直しの定期変更に伴う委託料という形でございます。農業振興地域整備計画書の基礎資料の見直しと計画書の見直しということで委託をかけた事業でございます。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 税務課長。

○税務課長（仲田京司君） 税務課でございます。

固定資産税と都市計画税の関係でございますが、固定資産税につきましては、平成20年度につきまして、家屋につきましては若干の伸びがあったということで、土地につきましては若干の減少になったということでございます。それで、償却資産につきましては企業の設備投資が減ったということで課税標準の特例の修正によって大幅な減があったというような状況でございます。

それから、都市計画税につきましては土地と家屋という形で課税をしているわけですが、固定資産税と都市計画税につきまして、若干、固定資産税が課税がありますけれども、都市計画税がかからない、減免と、課税ができないような部分もございまして、若干、課税標準につきましては違いが出てきているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 農業振興費のことについて再質問をいたします。

5年ごとの計画の見直しということでありましたけれども、今後の農業の従事者が高齢化

やそれから後継者が不足して、吉田町の農業も減っているというふうに私は現状を見ているわけでありまして。統計要覧等も見ておるんですが、農家数とあと面積、それから農業所得についてお伺いしたいと思っておりますが、平成20年度のこの決算において農家数が何戸あるのかということと、それから面積を知りたいと思っております。

それから農業所得についても、平成18年度までは13億2,000万円という数字が出ておりますけれども、直近ではそれが所得が幾らになっているのかということをお伺いしたいと思っております。

何を言いたいのかということをございますけれども、農業振興ということをございますので、町では農業費が1億7,000万円平成20年度にはコストがかかっているわけをございます。その中で農業を振興していくということございますので、現状農家数がどうなっているのか、あと農業所得もどうなっているのか。それによって農業の後継者対策ということも出るのではないかとこのように考えますので、町としての施策と考え方をお聞きしておきたい、そういうことをございます。

都市計画税の説明をいただきました。固定資産税と若干は違うということをございますけれども、固定資産税に関して言いますと、土地の下落がしているということございますので、吉田町における土地の下落率というのを当局のほうでは把握しておりますでしょうか。今後についてもこの土地というのは固定資産税の中では減少していくということございますので、よろしいのかということが1点と、吉田町は宅地造成が進んでおまして、平成20年度も施策の資料等を拝見いたしますと、事業所等の新しい新築は平成19年度と比べて減ったものの、家屋の新築というのが増えています。今後、吉田町においてはこの固定資産税、あるいは都市計画税の家屋の分についてはある程度見通しが持てるということございますので、よろしいのかどうかということをお伺いいたします。

○議長（増田宏胤君） 産業課長。

○産業課長（田村政博君） 産業課でございます。

農業経営耕地の細かい資料はちょっと手持ちがございませぬけれども、従来までのセンサスの資料でいきますと、耕地面積につきましては2万3,458アールという形になっております。そのうち田んぼが1万8,194アール、畑につきましては1,273アール、樹園地が3,991アールという数字になっております。ちなみに平成19年度の農転の関係でございませぬけれども、農地法の4条申請と5条申請、それらにつきましては3万4,000平米ほどが1年間で農地転用が行われているという状況でございませぬ。

あと、農家戸数につきましては、全体で経営耕地の面積で254戸ですね、田につきましては245戸、畑につきましては91戸、樹園地については111戸という形になっておりますけれども、これにつきましては販売農家のみという形になっております。

専業、兼業の農家のあれでございませぬけれども、農業センサスの資料でございませぬけれども、254戸のうち専業が48戸、第1種の兼業が63戸、第2種兼業が143戸、そのような内訳となっております。

以上でございませぬ。

○議長（増田宏胤君） 所得の状況はわかりますか。

○産業課長（田村政博君） 所得でいきますと総数で13億2,000万円となっております。主なものでいきますと、野菜が6億5,000万円、米につきましては3億3,000万円、その次につな

がりますのがお茶等になりますか1億1,000万円。主なものですとそのような状況でございます。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 税務課長。

○税務課長（仲田京司君） 税務課でございます。

土地の下落率の関係でございますが、3年に1度の評価がえがあるわけですが、中間年度につきまして、毎年1月1日現在の価格を評価を出していただきまして、下落の状況によりまして、また途中の年度でも土地が下がるというような形で課税標準が下がってくるというふうな状況にはなっておりますので、下落のその率によって固定資産の価格も変わっているような状況にはなっております。ですので、中途年度につきましても土地の評価額の評価はしている状況です。

それから、固定資産税につきましては償却資産の関係の部分が一番減額という形には影響があるということで、毎年減価償却という形で課税標準も落ちてくるというような状況になってきますので、設備投資等事業所が多くなる、新しく事業所が建ったとか、設備投資があるということであれば、償却資産の部分があるという状況になりますので、そうすれば固定資産税も伸びてくるかなという状況にはなるとお思いますので、実際今のところ、新しい事業所等も少ないわけですし、減価償却ということで、償却資産の課税標準等も落ちてくるのが毎年当然だと思いますので、今の状態でいけば固定資産税につきましては減額というような状況にはなってくると思います。

土地造成等で、地目変更等で宅地等が増加してくれば、農地から宅地とか、そういう形で変わってくれば、その辺の部分で税額が課税標準が上がってきて税収が上がるというような形にはなろうかと思いますが、実際のところそれほど土地の動きもないというような状況ですので、余り期待ができないというような状況になっております。

それから、新築家屋の関係ですが、新しく建物が建てば当然税収も上がるというのは当然なんです、実際のところことし、昨年と比べて今現在、家屋の建築状況を見ますと若干去年よりも少ないような状況になっておりますので、来年につきましてはそのまま今の状態でいけば、そんなに新築家屋に対しての税額が伸びるというようなちょっと傾向が少ないような状況になっております。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 農業振興のことについて課長から御答弁をいただきましたけれども、数字については私も把握しております。平成17年以降の数字は持っていないということで、私はぜひ担当課においては、吉田町の農家の実情を数字できちんと把握しておいてほしいというふうに思います。農家の方とお話をしますと、最近もう離農者が増えている、若手が頑張っているのですが面積はそんなには減らないけれども人数としたら減っているというふうに伺っております。統計を見ましても、もう本当に右肩下がりでどんどん減っているという状況であります。

したがいまして、担当課といたしまして、ぜひ吉田町の農家の現状を数字できちんと把握しておくように、よろしく願いいたします。

主要の施策の効果を見ますと、平成19年度と全く中身が内容が同じ文章でありました。こ

のことはいかなものかと思うわけであります。平成19年度と全く同じ内容、文章の主要施策の効果でありました。平成20年度の事業としたら、担当課としてどういう効果があったのかというところがちょっとうかがい知れませんでした。

その点もございまして、再度お伺いをしておきたいと思っておりますのは、この担い手の目標が38経営体となっております。現在、これは平成19年度の内容と同じでしたが、現在42ということでありました。平成20年度におきまして認定農業者、あるいは担い手の経営体というものがあるのかということをお伺いしたいと思っております。

それから、181ページの用水路改良維持修繕費というのが100万円ちょっとあるわけですが、昨年度よりも大幅に減額となっております。その中で維持修繕がなかったわけでありました。過去の答弁を見ているといろいろな助成金、補助金を使って農地の改良をやっているわけでありまして、町としても延命措置ということではあるけれども、町の維持管理でそうした用水路の漏水であるとか、改修を進めていくというふうに向っておられるわけですが、平成20年度の決算におきましては用水路改良維持についてはどのような取り組みがあったのかお伺いしたいと思っております。

それから、町長にお伺いしたいわけですが、吉田町は都市化を進めている全域都市計画の区域でありまして、都市計画税も町民の方から徴収をして都市計画を進めていると思っております。そういう中で、北区でございまして、東名川尻幹線等の幹線道路がこう整備されていきますと、農地が分断されたり、農業がしにくくなるという現状もあるかと思っております。そうした中で、吉田町の今後の農業をどういうふうに向の施策として位置づけをしていくのかということについて考え方を伺いしておきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 産業課長。

○産業課長（田村政博君） 平成20年度の農業施策につきましては、昨年は耕作放棄地対策としまして、神戸の日の出地区に有休農地の解消という形で市民農園を開設をさせていただきました。それにつきましては農業委員ともどもやって、現在区画数、第2、第3の北区地以外のところにつきましても本年度まだ模索をしているような状況で、農業委員ともどもそういうのを打っている次第でございます。

あと、認定農業者につきましては、現在42経営体という形で、平成20年度の実績としましてはそのうち9経営体が再認定されたという状況になっております。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大石悦正君） 都市建設課でございます。

用水路の改修維持という形で決算書の181ページでございますが、主に水路の浚渫のほうをやらせてもらっております。

それから、吉田たんぼの一番西側にある沖田ポンプがございまして、その修繕をやらせてもらっております。

それから、補修材の関係につきましては、堰の板材を変えるという形で補修材を支払ってございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 町長。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問でございますけれども、東名川尻幹線等の道路整備の関係で農地等が分断されていく、そういう中で農業というものについて吉田町としてどんな位置づけをするかという御質問だと思いますけれども、私は常々農業をやられる方等の集まる席で申し上げていることでございますけれども、農業というものはやはり儲かるからおもしろい、単におもしろいだけではなくて農業というものは一つの産業として成り立つことはあり得ません。当然のことながら儲かる、おもしろいというところで産業として成立するわけでございますので、ぜひともそういうふうな方向で農業というものをやっていってほしいと申し上げております。

そして、これは非常に大事なことだと思うんですけれども、吉田町というものは土壌的には非常にほかのところと違って農業の適地としては非常にいいものを持っている、そういうふうなものも生かしながら、農地法の改正もございますので、農地というものがそれなりに集約されていくと思っております。

ただ、日本は土地資本主義でございます、土地というものに対して異常なまでの信仰がございます。土地というものが一つの商品のような形で取り引きされていくというふうな中において、農業というものが集約され、吉田町の中において、やはりやる気のある方が一つの産業としてやっていく、そういうふうな位置づけを私は農業をやられる方には申し上げております。

そういうふうな位置づけをしております。

○議長（増田宏胤君） ここで暫時休憩いたします。再開は10時45分とします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○議長（増田宏胤君） 暫時休憩を閉じ、会議を開きます。

引き続き第56議案についての質疑を行います。

5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 決算書の43ページの寄附金についてまずお伺いいたします。

平成20年4月30日に地方税法等の一部改正をする法律が公布され、個人の住民税における寄附金税制が大幅に変更されたふるさと納税として、我が町においてもふるさとよしだ寄附金が始まった初年度だと考えます。内訳としまして一般寄附金が12万円、指定寄附金が4万円の善意が集まりました。従来の寄附金10万円というのと違い、5,000円以上から控除対象となり、利用が促進されたと考えます。

税額の減額のモデルケースを参考にしますと、寄附を行った翌年度の税額が大幅に軽減されるなど、現在、広報やホームページでPRされ、広く全国的に周知を図っていると考えますが、この寄附金の指定のほうですね、ふるさとよしだ寄附金の指定寄附金の中の4万円なんですけれども、寄附金の申込書を見ますと、用途について第4次総合計画の5つの町づくりの計画の中からその項目を選んで要望するというんですか、寄附に当たってということが書いてあるんですが、それについてどのような要望があったか、用途の目的の指定があったか。また、どのような寄附方式ですね、今インターネットで全国的にもいろいろな吉田町を

検索していただけるということで見られている方が多いと思うんですが、どのような寄附方法が実際あったのかについてお尋ねします。

また、同じく43ページの指定寄附金が1,042万2,000円ということで、今回大幅な寄附をいただいたわけですが、最初の説明のときにちょっと聞き逃したものですから、この内容の説明をお願いしたいと思います。

続きまして、決算書の67ページでございます。

印刷製本費14万1,120円は過日の全員協議会で質疑を行った際、予算に関する説明書作成費ということでお伺いしました。今回、決算書と大変我々にとっても非常にわかりやすい主要施策の成果に関する説明書、この決算においてはこの2冊あるわけでございますが、事項別明細書でいきますと、この決算書と主要施策の場所はどこの項目で上がっているかといった点を2点目をお願いいたします。

続きまして、決算書の89ページでございます。

定額給付金給付事業についてでございます。

吉田町定額給付金事業準備委員会を平成21年1月9日に設置し、臨時職員1名を雇い、一日も早く住民の皆様方に給付できるように準備を進め、3月30日に全世帯へ申請書を郵送し、4月1日から受け付けを開始したといったようなことで、細かく報告を受けてたわけですが、今現実どのような状況になっているか、現状報告をお願いしたいと思います。

決算書のちょっと戻って申しわけないですが、41ページです。

歳入の部分ですが、地球温暖化防止条例に基づく事務ということで7,000円県のほうから入っているわけですが、この事務の歳入の部分ではどの部分になるかといった点と、吉田町地球温暖化防止実行計画によると、平成17年度を基準年として平成23年度までに二酸化炭素排出量を5%削減されるとされております。過日の全員協議会に御質問した際に、平成20年度は95.99%という御報告を受けました。過去の主要施策の説明書を拝見いたしますと、年度別に推移が記載してあります。

過去をさかのぼりますと、排出量は平成14年が2,029トン、平成15年2,113トン、平成16年2,173トン、平成17年2,191トンと増加傾向であったんですが、平成18年、19年、20年はちょっと主要施策のほうに排出量が明記されていませんでわからないんですが、報告からの95.99%から推理しますと、平成20年度は2,103トンということで、5年前の平成15年当時よりも減少しているという、大変すばらしい結果になっております。どのような施策を行ったか御説明をお願いしたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（増田宏胤君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 定額給付金の件でございますけれども、9月24日、きょう振り込みの決定まででございますけれども、1万99件、4億4,922万8,000円の給付額ということでございます。給付率は95%でございます。この時点で残り499件、904万円ということになってございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 企画課長。

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

御質問の決算書43ページの指定寄附金とふるさとよしだ寄附金、この金額についての御質

間でございますが、まずふるさとよしだ寄附金の4万円でございます。こちらにつきましては東名川尻幹線整備事業への充当要望ということで、その寄附の目的に合ったとおりの事業へ充当させていただいております。

それから、指定寄附金の1,042万2,000円でございますが、これにつきましては、1件が西の宮川改修工事関係の寄附ということと、もう1件が町道本田線水道設置工事関係の寄附。それから、もう1件が環境保護関係の指定寄附ということで、合わせて3件、合計しますと、決算書にある金額が指定寄附としていただいた金額でございます。

続きまして、決算書67ページの印刷製本費14万1,120円でございますけれども、こちらにつきましては財政管理費でございますので、予算書関係の印刷製本費が掲載されてございます。したがって、事項別明細の製本に要した経費がこちらに計上されたものでございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、予算はわかりますか。

会計管理者兼会計課長。

○会計管理者兼会計課長（久保田千恵子君） 決算書の印刷製本費につきましては、決算書の69ページ、出納事務管理費の中の印刷製本費の中に入っております。

主要な施策と成果に関する説明書の中につきましては、出納事務管理費は入っておりません。説明書自体がこちらのほうに、出納事務管理費が入っておりませんので、そちらのほうの主要な施策と成果に関する説明書の中にはございません。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 企画課長。

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

大変御質問の内容に対しまして答弁の趣旨が異なるということで、大変申しわけなく思います。

こちらの主要施策と成果に関する説明書の印刷製本はどうなっているかと、こういうことだというふうにわかりましたのでお答え申し上げますが、この説明書につきましては、この紙代につきましては総務管理費の中で買っております。それから、印刷は庁舎の中でやっておりますので職員がやるということで、印刷機についての借り上げ代がやはり総務管理費の中に入ります。それ以外のものについては、あと人件費が、それぞれの所管のところの人件費を使っておりますので、これ用の人件費というのは出ておりません。そうした予算組みでございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 町民課長。

○町民課長（大石修司君） 町民課でございます。

御質問の地球温暖化に関する県の県委譲交付金でございます。これは事務費ですので、この項目の中の事務費に充当しております。

それから、もう一点の年度ごとの温室効果ガス、CO<sub>2</sub>の排出量の関係でございますが、これは平成17年度が283万6,837キログラムCO<sub>2</sub>であります。これを基準にしておりまして、平成20年度が、先般申し上げましたように電気に係る排出係数が環境省公用値の場合という数値でいきますと、272万3,185キログラムCO<sub>2</sub>ということでございます。

この数値につきましては、役場関係の電気、ガソリン、軽油、それから灯油、A重油、液化石油ガス等を各課から集計をいたしまして、その数値におきまして比較をしているものでございます。それから見ますと、先ほど言いました数字の比較でいくと95.99%ということでございます。

平成19年度におきましては若干下回っております。新しい施設等もできておりますけれども、電気使用料等については若干上回っているものの、全体としましては数値が減少するというところでございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 答弁ありがとうございます。

まず、ふるさとよしだ寄附金についてでございます。

ホームページで見ますと、減額係数で参考にしますと、ちょっと金額が大変多いんですが、例えばの話、大変実質的な負担が少ない事例で言いますと、単身の方で年収1,000万円の方が10万円の御寄附をいただく場合、翌年度に、概算でございますけれども、9万3,600円の減税になる。10万円寄附して実質その方の御負担になりますのが6,400円で吉田町のほうに10万円の御寄附をいただけるというような格好になるわけで、この場合は単身の方でございますので、夫婦、2人のお子様と1人特定扶養者家族がいる場合でも、年収1,000万円でございますけれども、10万円の御寄附で1万7,500円の御寄附の負担だけで、翌年度の税額が控除になる関係ですけれども、10万円がいただけるということで、全国に吉田町の出身の方々も大勢いらっしゃるわけで、こういう方々の善意をもう少しPRするような格好で、どの市町も盛んにこれに関しては行っているわけでありまして。

こういった細かいことも少し今回質問するに当たって調べたらこういう形になったわけで、町民の皆様方に、御子息の方々が、御両親は吉田町にお見えになっても、御子息の方々が東京とか大阪とかいろいろなところで御活躍されている方々に、こういうものがあるんだよということを親御さんのほうから息子さんのほうに話していただければ、同じ税金を払うのであればぜひ吉田町ということで、もう少しPR等もするような施策、先ほどもありましたけれども、御寄附いただきました昨年は指定寄附金で1,000万何がしの高額な御寄附もいただいているものですらか、そういった税に関する対応というものをもう少し明確な形で、いい形でPRできる方法はないかなと思うんですが、その辺について1点、お願いしたいと思っております。

それと、先ほど答弁いただきました主要施策に関しましては、総務費の中の経費で賄うよということでもございましたので、ぜひとも予算についても、大変この決算資料がこういうことがあることによって、このような本会議やいろいろな全協においても、そこを見ればわかるということで大変効率的でもありますし、我々が広く町民の皆様方に町政の報告をするに当たっても説明資料として明確な形で印刷されていれば説明しやすいものですから、予算のときにおいても、予算が余りかからない、紙代だけで済むようであれば、資料的なものは所轄担当課が多分全部持っていると思いますので、ぜひともそのような形でお願いしたいと思います。できれば来年度以降、ちょうど今からやれば間に合うと思いますので、その辺についてのお考えをお尋ねしたいと思います。

続きまして決算書の197ページでございます。

印刷製本費でございますけれども、観光パンフレット等の作成で、名刺台紙印刷とございますが、平成20年度はパンフレットを作成しなかったわけでありまして、前の年の平成19年度に、吉田町よくばりまっぷを1万部、遠州よしだ物語を1万部印刷しました。これに関しましては、富士山静岡空港の吉田町ブースにおいても非常に好評な形で、置けばすぐなくなるような形で、有効な形で反響を呼んでいるわけでありまして。

本年度富士山静岡空港が開港して、国内、海外から観光客、ビジネス客が大勢参加しているわけでありまして、それに対して名刺だけというのもどうなのかなと考えるわけでありまして。開港以来、非常な形でこのパンフレットがなくなっているということは、担当課のほうからちょっとお聞きしたんですが、現状どうなのか。また、今後もし作成するようであれば、ちょうど今商工会のほうで5カ国語による観光拠点とか商店とかお土産物屋さんで町内です、そのようなパンフレットをつくり始めているというお話を聞きました。そのような商工会が行っているわけですが、町と協力してやってはどうかと思うんですが、その点についてお願いいたします。

もう一点ですが、主要施策の91ページでございます。

榛原病院の件でございます。

本日5時から組合議会で定数の条例について行うわけですが、管理市ではないわけですが吉田町はあるわけでございますが、しかし31.365%負担を強いているわけで、ここに効果として書かれていることに関しましては、町民の健康と生命を守るために必要な医療サービスが提供できるように、医療体制の整備、充実が図られた、財政支援により経営健全化団体としての開始につながったということでございますが、まさしくそのとおりではあるわけでございますけれども、平成20年度等を通じて、運営会議の中でどのような形で町民の医療を守るべくものがなされたかといったものを、この決算に当たり再度確認したいと思っておりますので、御答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 企画課長。

○企画課長（塚本昭二君） まず1点目のふるさと納税関係でございますが、議員からお話がアッタとおおり、大変税の優遇措置的には御本人の負担というのはかなり軽い中でふるさとへの気持ちが伝わるというようなものでございますので、当町におきましても、最近も都道府県会館等でのPRと、こういうような依頼も行ったりと、全国に向けての発信は行っておりますが、もう少し町内向けにもPRを行っていききたいと、こういうことで取り組んでまいりたいというふうに思います。

ただ、当町の場合非常に人口増加している町でございますが、人口増加は社会的な流入人口が増えているということもございまして、ふるさと納税でどんどん外に、逆の立場にありますと非常に苦しいことになりまして、これを恒久的な財源として考えることは非常に難しいなというふうに思っております。その辺のバランスを見ながらやっていきたいというふうに思います。

それから、2点目の予算書についても並行した説明資料を作成してくれないかというような趣旨だと思いますが、これにつきましても今後予算編成を行っていきますので、でき得る限り努力をさせていただきたい。ただ、現時点で行政評価のシステムも今、構築するような段階にございますので、そうしたものと合わせまして、提供できる時期を少し検討させてい

ただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 産業課長。

○産業課長（田村政博君） 産業課でございます。

よくばりマップ等につきましては、やはり空港ができて、大分好評ということで出ておりますけれども、現在、インター等のところで変更がございましたものですから、本年度の予算で校正をかけておりまして、平成21年度の予算で増刷を検討しているところでございます。

あと、他国語のパンフレットの関係でございますけれども、富士山静岡空港の周辺地域観光協会連絡協議会というのが8市5町の観光協会で構成されております。それにつきましては他国語のパンフレットをこの中でつくっておりまして、やはり空港のほうにも置いてありますし、各観光協会がイベントを行うときに出展しているような状況でございます。

あと、商工会につきましてはちょっと情報が入っておりませんので、商工会とまた連絡をとらせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（八木三千博君） 健康づくり課でございます。

榛原病院の関係の負担金のことについてちょっとお話をさせていただきます。

平成20年度の負担金ですけれども、榛原病院の運営の負担金のほか財政支援の関係、それから、同じく追加支援の関係、それから一時貸付金の関係があります。

財政支援ですけれども、榛原病院の経営の健全化により、住民に安全・安心の医療を供給するために、榛原病院の運営費の負担金としまして累積した借入金の解消及び近代化増改築事業に基づく費用の負担を補うための4条収支に係る不足額分に対して構成市町で負担をしているものです。平成20年度には1億7,062万5,600円という金額でありました。

それから、追加支援ですけれども、慢性的な医師不足による医師全体の疲弊化に加えまして、外科及び内科系の医師の減員によって外来診療を完全紹介制にしたことや、軽症患者の救急受診の抑制などによりまして外来収入の減、さらに循環器科や脳神経外科の引き揚げ等によりまして、診療の縮小の影響もあわせると資金不足が発生することが予測されたために、全体で4億円ですけれども、吉田町の負担金としまして1億2,546万円の追加支援をいたしました。

さらに、一時貸し付けですけれども、榛原病院では平成19年度に資金調達先の拡大を図りまして、2カ所の金融機関から融資を受けることができましたが、さらなる調達先の拡大や融資額の増額について対応してくれる金融機関が見当たらない状況でありました。そのため、対応策としまして金融機関にかわり榛原総合病院へ運営資金の貸し付けを行いました。こちらの金額につきましては3億4,000万円という金額でありました。

以上のことで、そういうような流れになっております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 最後に病院のことではありますが、担当課長から事実ですか、行った内容についての御説明があったわけではありますが、この大きな金額を我々議員としても賛成したわけで、責任はもちろん認識をしているわけではありますが、よくなるということで

期待して行ってきたわけでありますが、非常に困窮を呈して、非常にスピードと新たな方向性ということで、今模索している最中でということは十分理解しております。

しかしながら、やはり一つのけじめと言うんですか、一つの区切りとして、平成20年度の決算を終わるに当たって、この対応に対しての町長としてのお考えですね、運営委員として、我々はよくわからないものですから、内部においてどのような形で管理者に対して、吉田町を代表して臨んでいただいたかというのを、もう少し明確な形で町民に対しても発信すべきではないかなと思います。

それについて、お考えを再度お願いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 町長。

○町長（田村典彦君） この前、大塚議員からお話がありましたけれども、基本的に私は管理者ではございませんので、管理者の立場に立った回答というものはできません。基本的にはそれは憶測を呼びますので、それはできないと。

それから、議員がよく責任の問題で言われることだと思うんですけども、私は就任以来、平成15年以来、榛原病院の問題につきましては運営委員会で厳しく管理責任については追及しております。それは私が言うよりも関係課長に聞いていただければ結構でございますけれども、また、どうしてもと言うならば榛原町、それから牧之原市に聞いていただければよくわかると思います。

端的に言って今日の状況を来したのは、私が平成15年以来常々申し上げていることを管理者がやっていたいただければこのような状況にはならなかったと思っております。ひとえに今日の状況を招いたのは、当然のことながら藤田議員は病院議会の議員でございますので、直接管理者にお聞きいただければ、管理者がお答えいただけると私は思っています。

ただ、現時点において私の口から榛原病院の再建の途上にある段階において、その内容についてお話することは、これはやはりまずいと思っておりますので、またしかるべきときが来れば話すこともあろうかとは思いますが、なかなかそういうものについては余り外に私の口から申し上げることはやらないほうがいいと思っております。当然のことながら管理者は榛原町、それから牧之原市の市長、町長が管理者でございましたので、もし議員がそれらについて追及されるんだったら、百条委員会でもつくってやっただらいいでしょうか。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はありませんか。

1 番、佐藤正司君。

○1 番（佐藤正司君） 私、1 点質問します。

4 款の母子保健衛生費のところ、小・中学校の小・中学生に対する医療費の助成を平成20年度は中学生までされたわけで、これは県内でもそこまでやっているところはまだ少なく先進的であると思います。先日聞いた2,800万円でしたか、小・中学生2,828万円ですけども、これが償還払いになっているということで、これを当初決めたときにそういう清算方式を取り入れたと思うんですけども、これを先日確認したときに小・中学生では8,171件で、そのうちの入院が55件であったということですけども、これは私、この8,171件、これは全部受診された方は申請書を出して、全部その書類が上がって、健康づくり課のほうで全部それを精査して返還手続をしていると思うんですけども、ちょっと私、詳しく事務はわかりませんが、単純に考えれば乳幼児医療のような形で、その場で清算してしまえば、その事務量は減るのではないかという事務量的にはそういう見方をしているんですけれ

ども、それをしない理由というのは多分何かあったと思ってこうなっていると思うんですけども、その辺は償還払いをやめて、その場で現物支給にするというふうな考え方はないでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（八木三千博君） 小・中学生の医療費の助成の関係ですけれども、乳幼児医療費の補助では受給者証を発行しています。小・中学生の補助もこれと同じようにするには幾つかの問題がありますので、1つには、病院では滞納者がわからないために対応してしまうこと、これは滞納者には助成をしていないという中での話です。また、乳幼児と同じ扱いにしますと、牧之原市との関係もありまして、混乱するというところで医師会からのほうもそういうお話があります。そして、親御さんが立てかえ払いをすることでお金を払っているという意識を持ってもらうことや、コンビニ受診の抑制にもつながると、そのように考えております。

さらに、小・中学生の場合、学校で発生したけがについてはスポーツ振興センターの保険が該当しますので、そちらのほうに優先されるということになります。

そういうことを考えますと、償還払いにすることで二重払いが回避されるということであり、以上のこと、今後におきましても今までどおり償還払い方式を採用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） こういう中学生まで医療費を無料化にしているところは、まだ県内でも少ないわけですが、そこでも聞いてみると、償還払いでやっているところもあるし、それから、受給票を発行して、その場で清算というか、表面的にはそこで済むというような形でやっているところもあるわけで、ただ、私今のこの理由の中で、やはり榛原町との関係で医師会が反対だということところはちょっと私、それはそういう理由があるのであれば、そこはきちっと話をしなくてはいけないと思うんですけども、ただ1点、もう一つの理由の中で、税の滞納をチェックするというようなお話があったわけですが、これはこの間聞いた中では65件、42人の方がその対象に引かかったというわけですが、これは8,171件やったうちの65件ということになるわけで、数が少ないというのも一つの理由ですが、私、やはりこれは子供のことで、子供が税を滞納しているわけではないわけで、当然親に納税義務があるわけだけれども親が果たしていないという問題はあるとは思いますが、やはりこれはそのために子供が医療を受ける受診抑制になってはならないのではないか、子供は全く罪はないわけですからね、そういう心配がちょっとあるんですけども、そのことはちょっと納得できないんですけども、ぜひこの事務、8,171件、平成20年度で言うところだけの書類が、町民にとっても申請を出しに行くという手間もかかるし、役場のほうでもそれにどれだけの、何人工ぐらいかかるかわかりませんが、私はここは手数料はかかるかもしれないけれども、やはり事務の効率化から言ったら、それは検討する必要は私はあると思うんですけども、どうですか。

○議長（増田宏胤君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（八木三千博君） 滞納につきまして、やはり子供さんにないということで、親御さんの話だということの中ですけれども、やはりそういう決まりを設けて、その決まり

に沿ってやらないと、先ほどもちょっと言いましたようにコンビニ受診というような、ありがたみがなくて、何でもすぐに行ってしまうというものにつながると思います。

そういうものの影響を考えますと、やはり今やっている方法がベストかなど、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 私ももうちょっと他市町のこととか、医師会のこととかをもうちょっと調べてから、またいつか質問させていただきます。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はありませんか。

10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） 私、先般の全協でもお話ししましたけれども、147ページの学童保育事業についてと、それから河川の159ページについて、2つを質問させていただきます。

まず、学童保育については説明の88ページにあります。これは県の支出、あるいは個人の徴収金、並びに一般財源から600万円出されているわけですが、この資料を見ると、平成20年4月1日現在の入所者数ということですが、平成20年度は、平成21年3月31日という期間があるわけで、これは期首の人員であると私は認識していますが、この間に増減がどのくらいあったかという問題、そして効果は非常に子育て支援の一環として進めている家庭と学校と連携を図りながら、非常にいい子供たちに対する遊び場を提供しているわけですが、親も昨年からの景気不況による残業等いろいろ問題があって、お母さんたちも働きに出なければというような形で、預かる方が多分増えているような気がするんですけども、そういう点について、いま一度入所者数、中央小学校、住吉、自彊小学校等含めまして、この辺の入所者数がどのくらい増減しているのかを教えてくださいたいと思います。

それから、河川につきましては先般伺ったところが、生活環境の向上を図るということで、公園、河川等公共用地の除草作業ということで440件という、これについてお話ししましたけれども、これは各施設の担当課から依頼をもって行うということですが、特に河川について、大幡川は、これはどのような形で草刈りをされているか、内容をお願いしたいと思います。

この2点について御答弁をお願いします。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水野辰明君） 学童保育の放課後児童クラブの入所者数でございますが、期末期首の、ただいまちょっとデータを持っておりませんので、昨年度の比較で申し上げますが、平成19年度におきましては中央小学校で73人、平成20年度が90人、それから住吉小学校で平成19年度が36人、平成20年度が49人、自彊小学校で平成19年度が38人が平成20年度が39人、全体で平成19年度147人に対しまして178人という形で増加をしております。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 町民課長。

○町民課長（大石修司君） 町民課です。

御質問の公園、河川等公共用地の除草作業ということでございますが、これは平成20年は平成19年に比べて100件以上増えております。特に、御質問の大幡川に関してということでございますが、特に河川別に今集計をしているわけではございませんので、あくまで現課の

要望にあった形でうちのほうはやっておりますので、ちょっと大幡川についてのみということの御質問については今、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、お答えできません。

○議長（増田宏胤君） 10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） 学童保育というものは増加をしているということはわかっているんですけども、平成20年4月1日の時点からもう平成21年の3月31日は過ぎているわけですけども、このデータをもってこの決算が出たというのは非常におかしいと思うんですけども、これはどういうわけか。今現在は住吉小は60人ぐらいいると思いますけれども、中央小については100人を超えているということ認識していますけれども、自彊小も多少増えているような気がするんですが、この点については方々からちょっと伺ったんですけども、夏場の暑いときは1部屋に入れられない、もう教室が小さくて、だから日陰へ持っていったり、あるいはいろいろな形で学童保育の授業をされているということも聞いているわけですけども、その辺はこれから入所者数も増加している状況の中で、保母さんは大変苦勞しているということですが、それはいいとして、定員はもし増加して選考するような形になろうかと思えますけれども、定員以上に増えてきたときにどういうふうにするのかという問題。

それとあと、時間も午後1時から夕方6時までということでございましたけれども、今は6時半に延長しているということを知っていますが、延長するということはお父さんが残業をしたり、あるいはお母さんの帰りが遅くなったりということで、30分の延長についても多少はお金もかかるわけですけども、そういう面をこれからどのように子供たちの学童保育の向上を図るためにもどういう配慮をされていくか、それを伺いたと思います。

それから、河川については今、大幡川の問題で、これは担当課が、係の人がこことここと変わるというような基本的な場所があるんじゃないかと思うんですけども、大幡川にしてももうここ3年、4年は刈っていないという状況でございますけれども、我々大幡の区民といたしましては、以前は毎年河川掃除ということでやっておって、非常に近隣の川から比べてもきれいな川であったわけですけども、ここをどうして放置されたのかということもわかりません。

それで、今110件も増えているということであれば、そういうことで担当課の人が毎年同じものを刈れば楽なわけですけども、多少お金がかかっているとしたら何年も刈っていないところを刈るというのも一つは方法だと思いますけれども、その辺について伺いたと思います。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水野辰明君） 放課後児童クラブの平成21年4月1日現在のデータを持っておりますので、それで申し上げます。

住吉小学校区につきましては59人、中央小学校区につきましては86人、自彊小学校区につきましては45人。これ以外に夏休みにつきましては4年生の放課後児童クラブを別に実施しております。こちらのほうは今現在12人と余り多い人数ではありませんが、需要がありますので実施をしていくと。今後のことなんでございますが、特に中央小学校区の学童の人数が多いというようなことがございまして、これは平成22年度につきましては、今後予算等のことがございますのでお願いをしていくわけなんですけども、中央小学校区につきましては学童保育を2つに分けて実施をしていきたいというようなことで、担当のほうでは考えております。

それから、学童の時間につきましては、今現在時間の延長等は考えておりませんが、児童クラブの実際の保護者の実態にあわせて、遅くなったときにはその担当職員が時間外で対応するというふうなことを実際しております。そうした中で今後も対応していくということで当面は考えております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大石悦正君） 都市建設課でございます。

河川の関係でございますが、決算書の215ページに河川維持管理という形で委託料が載っております。堤防除草という形で539万2,000円、これはうちのほうでこのところはやってございまして、その中では大井川の堤防、それから大幡川及び大窪川、問屋川、稲荷川、坂口谷川、住吉川、5河川のことをやってございます。これにつきましては当然地元の要望がございまして、その部分をやっているわけですが、手が回らないような状況が今あるよと議員のほうから話がありましたので、また教えていただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） 学童保育のほうでございますけれども、実際、年々こういう状況で増えているので、ぜひこの決算におきましても臨時職員の手当も増えている、それから保育材料費も増えている、それから賄い材料費も増えているわけですが、決算の、予算的にも十分残っているの、そちらのほうは非常にいいと思うんですけれども、本来施設の中でいま一度満杯になったときの状況を、どういう形で授業をされているかということ、一度当局のほうも真剣に対応してもらいたいなと一つ思います。

それから河川につきましては、今言われました、百何ページですか、ページ数字がたくさんありましたけれども、地元の要望がなければやらないということであれば要望を出しますけれども、やらなくてもそのままことしの、今までの経過から地域を見守って生活環境ということでございますので、非常に夕暮れどきになれば最近では散歩の姿も多く増えていますので、あそこも何年も多分やっていないと思います。

それから、大幡川だけでなく大窪川等々につきましても何年も手を入れていないところもある。それから大井川につきましても何年も同じものが生えているところもあるので、そういうところを含めて、大変ではございましょうけれども、ぜひやってほしいと。

それから、5人の臨時職員という職員の給料を見ますと非常に安いというか、臨時職員でございますので、本給とは違いますけれども、お金もかかっている。まだまだシルバーのほうでも仕事も余っている、ないという状況もあろうと思いますが、ぜひそちらのほうも含めまして、生活環境のほうもやっていっていただきたいと、かように思います。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 答弁いただきますか。

○10番（吉永満榮君） いいです。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はございませんか。

11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） 何点かお聞きしたいと思います。

最初に23ページ、収入の部の保育所保護者負担金と住宅使用料の収入未済額についてお聞

きしたいと思います。

保育所保護者負担金763万7,350円の未済額がございますけれども、この未収に対する、今の状況をお知らせいただきたいと思います。

そして、住宅使用料でも42万7,400円ございますが、この未収の状況をまずお聞きしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水野辰明君） 保育所保護者負担金の未収の関係でございますが、収入未済額が763万7,350円ということで、平成20年度におきましては94.14%、昨年の94.75%より若干下がっております。また、平成18年度の93.6%に対しましては多少は増加しているというような状況でございます。

未納者への対応につきましては納付状況を見まして、保育園の園長先生を通じまして納付相談、あるいは指導を実施しております。また、必要な場合には町当局のほうで納付相談、あるいは指導の実施を行っておるというものでございます。それから、年末、年度末につきまして、こうした納付につきましてはの指導も加えて行おうというふうなことで対応しております。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大石悦正君） 住宅のほうの関係でございます。

現年分のほうの関係でございますが、入居戸数につきましては144戸中、133戸入居してございます。その調定額につきましては2,898万8,300円でございます。過年度分につきましては12戸でございまして、その調定額は19万1,300円、合計で2,917万9,600円でございます。収入済額の2,875万2,200円でございますが、未収者数は現年度分で15件、33万2,600円、過年度分で5件の9万4,800円でございます。なお、収納率でございますが、平成19年度は99.3%、平成20年度につきましては98.5%でございます。

ちょっと滞納理由の話をさせていただきます。

うちのほうでもうちのほうの担当の者がA班、B班に分けて、8月、9月、10月、12月、1月、2月と計6回、A班とB班に分けて2名ずつで回ってございます。その内容を見ますと、借金があるよという方、それから持病があり治療費がかかるよと、そういう方、それから仕事が見つからなくて収入がないよという方、主な理由はそのような状況でございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） ありがとうございます。

保育所保護者負担金の滞納に対する対応ですけれども、園長の指導、また当局からの指導ということで伺いました。今住宅使用料のほうの滞納の方の状況的なものはわかりましたけれども、保育所の保護者さんの滞納に対する保護者の意識というものが、今状況的にどう変わっているのか、給食費はここでは別な箇所でありますけれども、保育所の滞納というものの保護者の意識というものがやはり大事なことかと思っておりますので、ぜひ力を入れていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、土木費の町営住宅維持管理費についてお聞きしたいと思います。

説明書のほうでお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

需用費の中の修繕料617万7,313円が掲げられております。この中に松原団地の6棟1号退去に伴う修繕ほか57件とありますけれども、この松原団地6棟1号のこの退去、長らくいろいろな状況があったと思いますけれども、退去に伴う修繕料が、ここはかなり修繕料がかかったのか、またほか57件の修繕料というものがどのような内容の修繕料であったのか、お聞きしたいと思います。

そして、160ページの町営住宅火災警報器設置工事が挙げてありますけれども、この火災警報器の設置義務が課せられまして、町営住宅にこれは全戸、入居者に対して設置されたのかどうか、お聞きしたいと思います。それに伴い1戸につき、これは原則的には寝室につけるといことがベストだと思っておりますけれども、町営住宅の状況によってはお部屋が幾つかに分かれていると思いますけれども、この火災警報器がどのようにつけられているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大石悦正君） 初めに、修繕料の関係です。617万7,313円出ているよと。6号1棟が主なものなのかということですが、これは主なものではございません。通常のやつで、退去するとき大体出ているという話で、57件の修繕があった、その中の1つという形でここへ挙げさせてもらっただけです。退去するときには壁とか床とか畳の表がえとか、そういうものをしてもらって退去してもらっているという話の中で主なもの、57件の1つでございます。

それから、火災報知器の関係です。

火災報知器につきましては、松原団地、それから松原、住吉、西の坪、松下、その住宅のほうに火災報知機を1戸当たり2個つけてございます。たしか全部で174個だと思ひました。そういう形でつけさせてもらっています。階段と寝室という形で2個ずつつけたと思ひます。以上です。

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） 修繕料ですけれども、この57件、退去時のときに修理をするということですが、平成20年度の退去戸数が3戸ということで、そのほかの54件というものの修繕というのが、雨漏りがしているとか、そういう状況が多々あるかなというふうに思ひます。主にどういう内容的な修繕が多かったのか、ちょっとそこら辺がお聞きしたかったなというふうに思ひましたので、もしわかりましたらお知らせいただきたいと思ひます。

そして町営住宅、移動戸数ですけれども、管理戸数が144戸ということで、平成20年度末が133戸、まだ11戸の入居が可能だというふうに判断をいたしますけれども、ただ、西の坪団地のこの3戸が退去をしていただきたいという、担当課のほうではまだ当たっているのかどうか、していただいているのかどうかわかりませんが、この3戸分がほかの団地の3戸分を充てて、余らせておいているのか。もしくは、まだ使える状況ではないというふうな状況なのか、お聞きしたいと思ひます。

今、町営住宅は非常に申し込みを募集いたしますと、たしかすべて応募が入ってくると思ひます。町民の中ではよく松原団地でも空いていませんかという個人的には聞いてくる方もいますけれども、空きがなければということで、状況的には募集をかけてからというふうにお答えはしているんですけれども、まだこの状況的には松原団地もマイナス5という空き状

況がある中で、なかなか修繕が進まないのか、そこのマイナスの部分において、今後どういうふうな対応をしていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大石悦正君） 先ほど火災報知器のほう174個と言ってしまいましたが、訂正させてください。276個つけさせていただきました。

それから、修繕の関係でございますが、主なものという形で、先ほど退去のほうの話をさせてもらいました。壁と床と畳の表がえという話をさせてもらいましたが、そのほかでは主には水回りです。水回りが非常に多いと。水が漏れてしまって修繕をお願いしたいというのが一番多いです。それから、雨漏りの話がちょっと出たわけですが、雨漏りのほうも少しあるわけですが、それは大きな事業で進めていきますので、この修繕の中には入っていないという形になっております。

それから、144戸のうち133戸という形になってございます。政策空き家という形で今6軒用意してございます。それから、残りの5軒の形でございますが、5軒につきまして、内訳でございますが、2軒が修繕のほうで非常に難しいお宅があります。それから、もう2軒については近々、12月に募集をかけたいと。退去予定でございます。2軒について。残り1軒につきましては今交渉中でございます。金額等は維持修繕するのは町負担分、個人負担分という形でありますので、その方と今打ち合わせ中でございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はありませんか。

12番、河原崎昇司君。

○12番（河原崎昇司君） 数点お伺いをいたします。

まず、53ページの榛南広域農道整備事業費2,360万円ということになっておりますが、前回もお伺いしたことがあると思いますが、今この進捗状況、何か今少しストップをしているような状況でございますが、完成時はいつごろになるのか、その点をお伺いしたいと思います。

それともう一点でございます。全員協議会、あるいは常任委員会でも少しお伺いしましたが、197ページの観光振興費。吉田町の産業祭は吉田町の三大祭りとして、たこ揚げ大会、花火大会、小山城まつりと、こういうふうな3つの祭りがあるわけですが、先日もお伺いした中で、地震でお城のかわらが落ちた、こういうことでございました。今見積もりをとっておるといふ状況をお伺いもしております。あれからもう日も過ぎ、地震からもう40日余たちました。この見積もりができたのかどうなのか。そしてまた、この地震によつての被害といたしまして、この公共物には保険、あるいは共済のようなものがかけてあったのかどうか、その点もお伺いをしたい。それから無論資料館も同じでございます。

11月3日までの小山城まつりまで、あと日がちょうど、8月11日、きょうで四十数日たっておると思います。それから、きょうから小山城まつりが11月3日となるというところやはり40日少しぐらいになってきておりますが、それまでに安全が確保できて、小山城まつりが盛会にできるかどうか、その点をお伺いをしたいと思います。よろしくどうか。

○議長（増田宏胤君） 産業課長。

○産業課長（田村政博君） 産業課でございます。

53ページの榛南広域農道の関係でございますけれども、これは起債の関係の借入額という

形で計上させてもらっております。現地のほう、北榛原農林事務所のほうで現在工事を進めておるわけでございますけれども、本年度、平成21年度につきましても、先般、地元で北区自治会を通じまして、地元の町内会さんと説明会、また隣組の説明会を行いまして、現在工事に入るところでございます。

また、完成年度は農林事務所のほうから聞きますと、平成23年度、平成24年の3月を完成目途として、今工事を進めているということを聞いておりますので、よろしく申し上げます。

あと、小山城の関係でございますけれども、先般産業建設のほうでお話させていただいたとおり、地震発生後、足場をかけさせていただきまして、天守閣の部分のかわらが落下という形で、現在、落下によります破損しているかわらにつきましても撤去は終わっております。ただ、しかしながら、かわらがお城という形で特殊なかわらでございますので、それらの見積もりにつきましても、一般のかわら屋さんということではなくて、静岡県のかわら組合のほうへ見積もりを依頼しまして、早急の見積もりをお願いしているわけでございますけれども、いまだ現在まだちょっと出てきていない状況でございます。

また、11月3日が小山城まつりを予定しておるわけでございますけれども、60周年の記念という中で、やるつもりでおりますけれども、固体そのものには支障がないものですから、中を見る拝観とか、そういうのはできると思います。ただ、しかしながら、かわらの補修につきましても特殊なかわらという形で、復旧がちょっと11月3日までには完成はちょっと難しいということも業者から聞いておりますので、開館するに当たりましては、今の足場がついている状況でおまつりを迎えたいということで、今、課内等で打ち合わせをしているところでございますので、よろしく願いいたします。

あと保険につきましては、町村会の何かに入っているというふうにちょっと聞いておりますけれども、特にそれにつきましては担当課でございませんで、ちょっとお答えができませんので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 12番、河原崎昇司君。

○12番（河原崎昇司君） 榛南広域農道は用地もうまく進捗しているようなこともお伺いしましたが、1軒何か少し横を向かされている方もあると、こういうふう聞いておりましたが、そのお宅の用地は改修できたでしょうか。同意できたでしょうか。

それからもう一つ小山城まつりも60周年記念行事として行くと、もう1カ月少々すると、もうこの支度にも入るわけでございますが、あの割れたかわらは外した。安全であるとは思いますが、開門をして、開場してお客さんが入ってきて、そのときにまたかわらがころころなんて落ちてきて、人の頭へ当たるようなことがあると、またこれは大事なことになるわけですが、それに対して搭乗者、入場者に対しての保険とか、優遇策というんですか、身の安全確保ができるようなそういう保障制度がやられているのかやるのか、その点を少しお伺いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 産業課長。

○産業課長（田村政博君） 産業課でございます。

広域農道につきましては、町で設置いたします歩道部分につきましては、すべて用地買収は終わっております。ただ、本体の北榛原農林事務所のほうで進めております本体部分について、1軒まだ了解を得られていないところがありますので、本体につきましても鋭意努力

して、農林事務所のほうで折衝するというのを聞いております。

あと、小山城のほうですけれども、先ほど言いましたように足場をかけまして、割れた危険なかわらにつきましても撤去をしておりますので、現状的には落ちてくるかわらはないという認識をしておりますけれども、ただ、小山城まつりのときには、当日は今まで無料という形の中で、皆さん展望台まで上がっていただいて見ている経緯もございますので、その辺の保険等はまだ考えておりませんので、今後それにつきましても検討したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（増田宏胤君） 12番、河原崎昇司君。

○12番（河原崎昇司君） 産業課長が言われた担当課ということを経済のことで言ったわけです。担当課とはどこの課になるのか。お城のこと、保険、共済、あるいは個人に対しての保険、共済のことについてお伺ひしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 産業課長。

○産業課長（田村政博君） 産業課でございます。

町の施設につきましては総務課のほうで一括して何か入っているように思っておるんですけれども……。

○議長（増田宏胤君） 企画課長。

○企画課長（塚本昭二君） 今、保険の話が出ましたけれども、小山城の復旧については財政から全般を財政サイドと調整しながら進めておりますので、保険についても企画課から説明をさせていただきます。

参考資料、主要施策と成果に関する説明書の12ページでございますけれども、こちらに公有財産管理費がございます。こちらの中の役務費の中の（2）ウの（ア）ですね。全国町村会総合賠償保障保険、こちらの中で掛金をしておるものがございます。担当につきましては総務課でございます。この中で地震に対しても保障される保険でございますけれども、ただ、再取得価格によって保険を掛けますと付保率が非常に上がるわけでございますが、掛金も非常に高くなるということで、現状の加入の中では付保率は余り高いものにはなっておりませんので、保険で補てんされる部分はございますが、金額的には被害額が確定した時点ということで、まだ算定できておりません。

以上です。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はございますか。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 賛成討論はありますか。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり認定されました。  
ここで暫時休憩といたします。再開は13時とします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

- 議長（増田宏胤君） 暫時休憩を閉じ、会議を開きます。
- 

◎第71号議案の質疑、討論、採決

- 議長（増田宏胤君） 日程第16、第71号議案 平成21・22年度吉田町総合障害者自立支援施設建設工事請負契約の締結についてを議題とします。  
これより、第71号議案についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。  
討論を行います。  
反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 討論を終結します。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 

◎第72号議案の質疑、討論、採決

- 議長（増田宏胤君） 日程第17、第72号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。  
これより、第72号議案についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。  
討論を行います。  
反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 賛成討論はありますか。  
〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 討論を終結します。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。  
本案は原案のとおり同意されました。

---

#### ◎議員派遣について

- 議長（増田宏胤君） 日程第18、議員派遣についてを議題とします。  
吉田町議会会議規則第116条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について、派遣したいと思いません。  
お諮りします。  
議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

---

#### ◎議会閉会中の委員会継続調査について

- 議長（増田宏胤君） 日程第19、議会閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。  
総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所管事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。  
お諮りいたします。  
各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎町長あいさつ

○議長（増田宏胤君） 以上で、平成21年第3回吉田町議会定例会のすべての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 本定例会の閉会に当たり、皆様に一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

当局が出しました議案等につきましてお認めいただきまして、ありがとうございます。この場をかりてまた御礼申し上げたいと思います。

以前、藤田議員の質問に対して、こんなことを答えたことがございます。昔は議会だけがございまして、議会の中から首長を選んだと。そしてそれが結果として汚職の蔓延となってしまって、19世紀後半でございますかシカゴでこれでは困るということで、二元代表制、すなわち相互にチェックする。首長はまた有権者を選ぶ、議員も有権者から選ぶと、そういう形で相互にチェックをするというのが、現在我々がとっているところの二元代表民主制の姿でございます。

議員の皆さんはこういう形で私以下、町長は私でございますけれども、補助機関も含めて一般質問という形で、さまざまな形でチェックできるわけでございますけれども、残念ながら私には議会の皆様をチェックできる権限がございません。本当に切歯扼腕する思いでございますけれども、ないものはないわけございまして、もし私に一般質問を議員の皆様にさせていただければ、さぞかしおもしろいなと思っているわけでございますけれども、これもないものねだりでございます。

それはさておき、また藤田議員から今議会に質問がございました。職員の研修でございますけれども、議員の皆様の厳しいチェックに耐えるように、常に我々は研修であるとか、さまざまな機会を通じて職員には次のように申し伝えてございます。法令を遵守し、これは法令を遵守するということはでたらめな解釈をしないとか、牽強付会なことをやらないとか、そういうことでございます。それから日本語を普通の人が理解できる日本語を思っ物を書き、それから述べなさいと言っております。ほとんど理解できないような日本語を使う方もおられますけれども、そういうことはないようにということでございます。

3つ目は、当然いろいろなことをする場合には、いつでも説明できるような形にしておきなさいと。そして、説明を求められたら常に説明をきなさいということを言っています。

それから、最後にはへ理屈を言うなということを言っています。よくへ理屈を通しますといろいろ問題が起きますので、そういうことがないように、以上3つのことについて、職員には常々申し渡しておりますので、議員の皆様にはこの点を御了解の上、今後ともさまざまな形で御叱声を賜りたいと思っております。

それから、きょう午後5時から榛原病院の臨時会があるわけでございますけれども、議員の皆様がこの場をかりてお願いがございます。9月1日に当初、指定管理者導入ということも言っておりました。それについては当然のことながら6月15日の西原牧之原市市長の緑茶トークでさまざまなことまで全部オープンにされたわけでございます。

交渉をベースとすれば最悪のことをやってしまったわけでございますけれども、基本的には9月1日を目指してやってまいりました。現実には9月1日ができなくなりました。というのは、6月15日から事実上3カ月間、何をやっていたというふうなことで、議員の皆様には当然臨時会で質問してもらいたいと思っておりますけれども、この指定管理者の導入ができればおくれるほど、本来予定していなかった追加負担というものが我が町にもかかってまいります。

本当のことを申し上げますと、もうはっきり申し上げて、もう追加負担はしたくはないというのが私の偽らざる気持ちでございます。こういうふうなことが起きた背景、それから、その責任、今後どうするんだと。原因についてもぜひとも議員の皆様には午後5時から始まる臨時会でよくよく質問していただきたいと思っております。

私が申し述べることは僭越になりますので申し上げますけれども、基本的には指定管理者制度の導入が延びれば延びるほど、我が町の負担というものは、もう次から次へという形になります。

よくときどき私が半ば冗談で、牧之原市の失政に吉田町が連鎖倒産というふうなことは何としても困るというふうなことをはっきり申し上げることもございますけれども、そういうことも危惧される事態となってまいりました。ぜひとも、5時の臨時議会においては、指定管理者の導入ができればおくれるほど、吉田町というものは結果として追加負担をしなければならないという事態になりますので、ぜひとも病院議会の議員の皆様にはここ一番ふんどしを締めて厳しく当たっていただきたいと思っております。

最後に、議員の皆様と私はともに有権者から選ばれた者でございます。例えを申し上げますと赤い糸で結ばれた間柄でございます。たとえ皆様から見て、私は顔も見たくもないと思われるかもしれませんが、4年間はおつき合いをしてもらわなければなりません。ただ、議員の皆様にはそういう意味で、先ほど申し上げましたように、私を通じて当局というものを厳しくチェックしてもらいたいと思っております。

先日、川柳にこんなのがございました。「赤い糸 夫いぬ間に そっと切り」という句でございましたけれども、議員の皆様からそっと切られないように、議員の皆様のお声に耳を傾けて叱声をいただきながら町政の遺漏なきを期したいと思っております。

今議会、ありがとうございます。また、よろしく願い申し上げます。

○議長（増田宏胤君） ありがとうございます。

---

#### ◎議長あいさつ

○議長（増田宏胤君） 本日ここに、平成21年第3回吉田町議会定例会を閉会するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は9月3日以来、22日間にわたり諸議案の審議をしていただきましたが、本日こ

ここにすべての議事が終了し、閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、平成19年度決算から公表が義務づけられております財政健全化判断比率であります。平成20年度の吉田町健全化判断比率につきましては、決算に基づく算定結果により、早期健全化基準を下回っているとの報告であります。監査委員の審査結果のとおり、当町は引き続き健全な財政状況下にあると判断をしております。

しかし、景気回復に不透明感がある今の経済状況下にあつて、今後はさらに厳しい財政状況も予測されることから、安定した行財政運営に努められるようお願いを申し上げます。また、議員各位におかれましては、閉会中の委員会活動を初め、何かと御多忙のことと存じますが、町政発展のため、より一層御尽力賜りますようお願いを申し上げ、まことに意を尽くしますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（増田宏胤君） これをもって、平成21年第3回吉田町議会定例会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

閉会 午後 1時13分